

令和元年 6 月定例会

農 水 経 済 委 員 会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(産業労働部)

《分科会》

産業労働部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	12

《委員会》

産業労働部長総括説明	13
議案に対する質疑	15
議案に対する討論	19
決議に基づく提出資料の説明	20
陳情審査	21
議案外所管事項に対する質問	23

(第2日目)

1、開催日時・場所	62
2、出席者	62
3、経過	

(水産部)

《分科会》

水産部長予算議案説明	62
水産部参事監補足説明	63
漁港漁場課長補足説明	65
予算議案に対する質疑	65
予算議案に対する討論	75

《委員会》

水産部長所管事項説明	75
決議に基づく提出資料の説明	78
漁政課長補足説明	79
陳情審査	80
議案外所管事項に対する質問	94

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 2 4
2、出席者	1 2 4
3、経過	

(農林部)

《分科会》

農林部長予算議案説明	1 2 4
農政課長補足説明	1 2 5
畜産課長補足説明	1 2 6
農村整備課長補足説明	1 2 7
森林整備室長補足説明	1 2 8
予算議案に対する質疑	1 2 8
予算議案に対する討論	1 3 4

《委員会》

農林部長総括説明	1 3 4
農業経営課長補足説明	1 3 7
畜産課長補足説明	1 3 8
諫早湾干拓課長補足説明	1 3 9
議案に対する質疑	1 4 0
議案に対する討論	1 5 2
決議に基づく提出資料の説明	1 5 2

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 5 5
2、出席者	1 5 5
3、経過	

(農林部)

《委員会》

陳情審査	1 5 5
議案外所管事項に対する質問	1 6 0

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：産業労働部）
- ・分科会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：農林部）

6 月 17 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月17日

自 午前 11時00分
至 午前 11時10分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員長	大場 博文 君
副委員長	浦川 基継 君
委員	田中 愛国 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 博司 君
〃	堀江 ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	麻生 隆 君
〃	近藤 智昭 君
〃	久保田 将誠 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

―― 午前 11時00分 開会 ――

【大場委員長】 ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、麻生委員、近藤委員のご

両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査の方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

―― 午前 11時01分 休憩 ――

―― 午前 11時09分 再開 ――

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

―― 午前 11時10分 散会 ――

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月28日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 6分
於 委員会室 4

若 者 定 着 課 長 宮本浩次郎 君

雇用労働政策課長 吉村 邦裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	浦川 基継 君
委 員	田中 愛国 君
〃	溝口芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 博司 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	麻生 隆 君
〃	近藤 智昭 君
〃	久保田将誠 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長	廣田 義美 君
産業労働部政策監	貞方 学 君
産業労働部次長	村田 誠 君
産 業 政 策 課 長	小林 純 君
企 業 振 興 課 長	宮地 智弘 君
企業振興課企画監	佐倉 隆朗 君
新産業創造課長	井内 真人 君
新産業創造課企画監	福重 武弘 君
経 営 支 援 課 長	吉田 憲司 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第76号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

報告第1号

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

報告第3号

平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補
正予算（第2号）

報告第4号

平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補
正予算（第2号）

報告第5号

平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算
（第4号）

報告第6号

平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会
計補正予算（第2号）

報告第7号

平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入
資金特別会計補正予算（第2号）

報告第9号

平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正
予算（第2号）

報告第14号

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第4号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議 案

第79号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第91号議案

長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

第92号議案

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

第93号議案

長崎県森林環境譲与税基金条例

第100号議案

財産の取得について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（松浦魚市場再整備への財政支援について 他）
- ・令和2年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・令和2年度 国政・県政に対する要望書
- ・要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会 農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか、4件であります。

そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予

算及び報告議案の関係部分を、農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、ほか8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

次に、「審査内容（案）」について協議いたします。

お手元に「審査内容（案）」を配付しておりますが、各員から自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前10時 2分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかにないようですので、これをもって、委員会間討議を終了いたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

産業労働部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたします議案は、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第7号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、平成30年度予算の補正を3月29日付けで知事専決処分させていただくもので、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、及び報告第7号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

一般会計では、歳入予算は記載のとおり、合計で1億2,058万6,000円の減、歳出予算は、合計で3億7,997万4,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、地場企業工場等立地促進補助金の実績確定等に伴う、地場企業総合支援事業費5,705万4,000円の減、市町への助成金の確定に伴う、新工業団地整備事業費

6,030万3,000円の減、佐世保高等技術専門校屋根防水改修工事の実績確定等に伴う、職業能力開発校費4,048万3,000円の減、緊急離職者能力開発委託事業の執行額確定等に伴う、緊急離職者能力開発事業費2,528万1,000円の減などによるものであります。

次に、小規模企業等設備導入資金特別会計では、歳入・歳出予算それぞれ320万1,000円の減を計上いたしております。

この内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」で質問します。

横長資料の平成30年度補正予算（知事専決事項報告分）の14ページ、補正は大まかに2月に行って、知事専決処分は、実態に即して辻褄を合わせるといいますか、そういうふうに理解をしているんですが、この中で、地場企業総合支援事業費5,705万円の減なんですけれども、こういう予算は、私は減らすべきではないと思っているんですが、この5,700万円をどのように見るのか。事業が減少して、後ろ向きのマイナスなのか、それとも前向きのマイナスなのかとか、部長が理由を述べましたけれども、この内容について、少し説明をいただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、堀江委員からご質問

がございました地場企業総合支援事業費5,705万4,000円の最終専決減の内容について、ご説明いたします。

横長資料では、事業を3つ記載しておりますが、地場取引拡大支援事業費、新成長ものづくり産業生産性向上・拡大支援事業費、地場企業立地推進助成事業費の3事業から構成されております。これらの事業は、地場企業が設備投資など規模拡大を行う場合の支援や、県外からの仕事を獲得するために、地場企業の受注活動、県産業振興財団がご支援しております。それに対しまして県が補助をしております。そういう内容でございまして、いずれも地場製造業の企業活動を支援する事業となっております。

今回、最終専決で減額補正いたしました理由としましては、3事業共通で大きく2点ございます。1点目は、企業に対する補助金にかかる分でございます。企業の執行状況の変更、例えば具体的には、支援の対象となる設備投資自体が次年度以降にずれたとか、そういう企業の状況の変化に伴いまして、平成30年度の支援ではなく、次年度以降の支援に変更したということなどに伴う減、これが5,700万円のうちおよそ4,000万円ございます。

もう一点、先ほど申し上げました活動の部分がございまして、県産業振興財団が地場企業の受注拡大のために県外企業との商談会、いわゆるマッチング、県外企業から県内企業が受注をするためのマッチング活動を県産業振興財団が行っておりますが、その活動に伴う旅費やマッチングの開催経費等について一定効率的に執行したということで、産業振興財団への県の補助金が減したということに伴う活動費の減額がおよそ1,700万円ございます。

理由が2点ございますけれども、1点目、少し

ご説明を加えますと、企業への補助につきましては、私どもはできるだけ企業訪問を密に行いまして、例えば2月補正での対応などを心がけているところでございますが、一方確認時点、2月補正でございまして、ぎりぎり年内の確認になっておりますが、その時点で、企業様のほうが、今回の場合、平成30年度の受給を希望された場合には、予算を確保しておきたいということで、今回確保して、最終専決に至ったという状況でございます。

今回の主な減額分につきましては、次年度以降で支援する予定としておりまして、その辺は企業様ともお話を十分させていただいているところでございます。

2点目の活動費のところでございますが、県内製造業が仕事を受注するためには、県外の発注側企業とのマッチングが欠かせないと思っております。非常に重要な予算でございますので、基本的には、年間を通じて活動費を確保しておきたいという思いから、このような執行状況になったところでございます。

いずれにしても、県内企業の支援をしっかり確保しつつ、一方で正確な企業情報の把握に努めまして、適正な予算執行となるよう、今後とも努めてまいりたいと思っております。

【堀江委員】 いずれにしても、予定されたものがなくなったということではなくて、持ち越したという意味でのマイナスの予算ということで理解をいたしました。地場企業総合支援事業ということで、こういう予算は減らさずに地場企業に、そのために予算を確保していただきたいと思っております。

もう一点、同じ報告の24ページ、この中で産業人材育成奨学金返済アシスト事業なんです、これは逆に、補正としては1,275万円の増なんで

すけれども、この機会に教えてほしいんですが、これは給付金が増えたということになるんですが、最終的には、この平成30年分は、寄附金の総額は幾らになるのかというのがわかりますか。

【宮本若者定着課長】 お答えします。

最終的に平成30年度の寄附金の総額は、5,945万4,000円となります。

【堀江委員】 アシスト事業は、寄附金については平成28年度から始まったというふうに私は理解しているんですが、平成28年度、平成29年度の寄附金の額もわかりますか。

【宮本若者定着課長】 平成28年度4,178万5,000円、平成29年度3,025万7,000円、そして、平成30年度は、先ほど申し上げました5,945万4,000円、合計で1億3,149万6,000円という3カ年の実績となっております。

【堀江委員】 そうしますと、最終的に平成30年度が、この3年の中で最も増えているわけですが、そうしますと、これは奨学金を受けたいということで応募する生徒の数とか、決定数というのもこの機会に教えてもらえますか。どういうふうになるんですかね、平成29年度がはっきりしているんですかね。

【宮本若者定着課長】 応募の方を申し上げますと、平成28年度からスタートしておりまして、平成28年度が申請者97名で認定者は55名、平成29年度が申請者67名で認定者55名、平成30年度が申請者75名で、認定者の方は今、認定作業中というところでございます。

【堀江委員】 そうすると、平成30年度は75人の方が応募して、でも、実際は、要するにこれは少し遅れて決定されるから、じゃ、平成30年度は何人になるかというのは、これから決定される。大体50人ぐらいということで理解していいんですか。

【宮本若者定着課長】 前年度と同程度の55人あたりを想定しております。

【堀江委員】 最後にしますが、一方で、寄附金で成り立っているわけですけど、A社が何百万円なり納めて、あるいはB社が納めてと。そうしたら、毎年A社、B社が納めるわけでもないと思うんですが、持続させなければいけないわけで、寄附金を集めるといいますか、お願いをするといいますか、そこら辺の状況はどういうふうになりますか。

【宮本若者定着課長】 毎年、産業労働部として関係課長等々、企業を回るパターンも多々ございますので、いただいている事業者については、できるだけ協力していただくように、引き続き寄附をいただくようお願いするとともに、また、新しいところも回るような形で、そこは産業労働部が全体として寄附のお願いに回るようにしております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

この産業人材育成奨学金返済アシスト事業というのは、県内でも注目されている事業でありますので、特に寄附金を集めるといいますか、お願いをするということは非常にご苦労があると思っておりますので、結果として、知事専決で1,000万円以上増えているということを確認したくて質問したところです。ありがとうございました。

委員長、もう一つ、報告第7号です。同じ横長資料についているんですけど、これは小規模企業者等設備導入資金特別会計なんですけど、これは当初予算では、一般会計のところで歳入、歳出、別々につづっていたんですけど、この6月補正からきちんと、小規模企業者等設備導入資金特別会計ということで、特会だけで別に歳入、歳出を綴っていただいたということで、

これは感謝申し上げたいと思います。

そこで、29ページ、特別会計そのものなんですけど、初めてなので教えてほしいんですけど、要は、この制度は高度化資金を借りた人が返済をするということの特会で残っているということであって、これは平成30年度の貸し付けはあるんですか。

【吉田経営支援課長】平成30年度における高度化資金の貸付というのは、実績はございません。

【堀江委員】貸付はないんだけど、借りた人が返済をするので、そのために特会としては残っているという理解でいいんですね。

【吉田経営支援課長】高度化資金等の以前に貸し付けた分の償還金、これは国の中小企業基盤整備機構と県の一般会計から原資を出しておりますので、その償還があった時に、その分を国へ返すもの、それから一般会計へ返すもの、そういったものが歳出として主に上がってくる状況でございます。

【堀江委員】そうすると、ちなみに、償還残高というか、あと払っていただく額はどれぐらいあるかというのは、決算ではないので大まかでもいいので、この機会に教えてください。

【吉田経営支援課長】高度化資金の現在の貸付残高は、およそ17億円となっております。

【大場分科会長】ほかございませんか。

【山田(博)委員】それでは、幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、横長資料、平成30年度補正予算の説明資料の13ページに長崎ベッ甲対策事業費とありますが、これが300万円余りの予算を計上されて、100万円ですから、つまり3分の1の予算を削ったということになっていますが、この説

明を。

金額は、長崎県のふるさと産業振興費の中の長崎ベッ甲対策として300万円余り出ていますが、金額は、本当はもっと増やしてほしいわけですが、財政状況があるといえども300万円と。その中で、また、3分の1の100万円を削ったということではありますが、事情を説明いただけますか。

【宮地企業振興課長】ただいま、山田(博)委員からお尋ねがございました、ベッ甲対策の事業費でございます。

長崎ベッ甲は国の伝統的工芸品に指定されておりまして、波佐見焼と三川内焼とともに県内では3品目目の指定がございます。国の伝統的工芸品の指定があるということで、国の補助金が活用できるようになっております。当初は、国の補助金も十分獲得した上で、県と事業者と3者で事業を行う予定でございましたけれども、国の予算が一部とれなかったところがございまして、県の要綱としましては、全体の事業費の2分の1は私ども県で出せるということでございまして、私どもは事業執行する中では、県としては、現行の要綱上は、出せる補助金は精いっぱい出してご支援をしたところでございます。

今回の事業費全体が、なぜ縮んだのかというところでございますが、先ほど申し上げましたように、逆に半分は、組合が負担する部分がございます。組合としましても、自分たちの負担分も一定減らしたいということで、全体の事業費が少し縮んだということで、私どもがご支援する額も縮んだという内容でございます。

私どもの補助金だけを一方的に減額したという内容にはなっていないところでございます。

【山田(博)委員】要は、自分たちは一生懸命応援したくても、ベッ甲の組合の方々が、財政的

に厳しいから、できないから、こういった事業費の予算になったということですね。そういうことですね。

ということは、そういたしますと、このべっ甲の業界というのは大変厳しいということですね、裏を返せば。そういうことですね。イエスかノーか、それをお答えください。

【宮地企業振興課長】 今、委員からのお話にございましたように、厳しい環境が続いております。

【山田(博)委員】 ということは、今までのスキームでやったら、業界はやっていけないということがわかった。ということは、新たなスキームでべっ甲を、こういったふるさと産業振興事業費を、今までは2分の1を、大変だから3分の2にして、それで業界が大きくなって元気になったら、また2分の1に戻すという形のスキームもやっぱりやらないといかんなど。

いいですか、ここは産業労働部でしょう。農林部に行ったら、米がなかなか育たない時は肥料をやったりとかいろいろやるでしょう。養殖で魚が大きくならなければ、餌をやったりするじゃないですか。それと一緒にですよ。どうですか、企業振興課長。

あなたも優秀な部下を育てるときには、激励したりとかいろいろするでしょう。それと一緒にです。いかがですか。

【宮地企業振興課長】 今、山田(博)委員からお話がございましたように、べっ甲も含めまして、産地の産業支援をすることは非常に重要だと思っております。補助率でご支援するのか、どういうご支援の仕方があるのかは、今後検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 地域の伝統のこまとか、バラモン風、宮地課長、五島のバラモン風を知って

いますか。知っていますね。産業労働部長は知っているんですよ。部長が五島振興局長の時に風を揚げていたかもしれませんから、それぐらい五島とかそういった地域の伝統の工芸品には詳しいです。だから、今のポストにいらっしゃるんじゃないかと私は思っているわけでございます。

宮地課長、引き続き、前向きなことをしてくださいね。今のは前向きか前向きじゃないか、若干わからないものだから、もう一度答弁いただけますか。

【宮地企業振興課長】 前向きに検討してまいります。

【山田(博)委員】 では、ぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、17ページを見ていただけますか。

食品加工センター施設整備費ということで、これが減額が出ておりますね、国庫と県債と800万円ですね。逆に、ものすごく減額されているんですね。年間所要見込みに基づく補正とありますけれども、全体の3分の2近くも減額されるといったら、どうなっているのかというふうに危惧するわけですが、説明をいただきたいと思うのですが、新産業創造課長、よろしくをお願いします。

【井内新産業創造課長】 こちらの食品加工センターの設計費にかかる専決補正でございますが、こちらは工業技術センターの敷地内に整備をするものでございますが、その食品加工センターの中で試作加工とあわせて、当初は分析業務と一緒にするという、それも含めて想定をしておりました。その積算をしておまして、研究所としての積算をしておったところでございます。

検討を重ねる中で、分析業務については、工

業技術センターの既存のスペースを活用して行う。この食品加工センターの中では、試作加工を主な業務として行うということにいたしております。

そのことから、研究所としての扱いから、食品工場的なものという扱いになりまして、減額になったところでございます。

【山田(博)委員】 そうすると、これは、新産業創造課長、今の方針転換だったら、大きな転換になったんですね。新しい商品を開発してやると。予算的には、その中に分析という大きなポイントがあったわけですね。それが大きなウェートを占めているというのはわかったわけですね、予算的に言いますと。

そうしますと、そういった方針転換というのはいつごろ決まったのか、それを説明いただけますか。

【井内新産業創造課長】 こちら、設計の入札につきましては、今年の2月19日に行ったところでございますが、それに向けまして、施設の有効活用も含めて、1月あるいは2月において協議、検討を重ねる中で、こういう形になった次第でございます。

【山田(博)委員】 そんなね、1月か2月に大事な食品加工センターの方針転換を、これは当初から予算が上がっていたわけです。9月からやっていたわけですけど、当初、食品加工センターの議論はどこがされていたか、そこをお答えください。

【井内新産業創造課長】 食品加工センターにつきましては、農林部と産業労働部で共管という形で取り組んでおったわけでございますが、平成30年度当初の関係予算におきましては、農林部のほうで計上しておったところでございます。

【山田(博)委員】 これは、委員の皆さん方もご

存じの方もいれば、全く知らない方もいらっしゃるでしょうから、つまり食品加工センターというのは、大体6億円の巨額の投資をして、新しく食品加工の業界をしっかりと支えていこうということだったんです。

それが、当初は農林部でやっていたんです。ところが、やっぱりこれは産業労働部じゃないといかんと。当初は農林部でやるんだと、基本構想もやる、すべてやると農林部がやってたんだ。ところが、いつの間にか、去年の11月ごろから、やっぱり産業労働部がやるんですとなったんです。

ところがまた、分析業務とか大きな、予算的には3分の2を占めるような部分は別のところに出すということは、これは大きな転換というのを、やっぱり効率を考えたらこうなりましたというのを、今ごろになって説明していただくというのはいかがなものかと思うんですよ。これは、事前に大場委員長なり浦川副委員長にもきちんと説明していたんですか。委員の皆さん方、これは大きな転換なんですよ。これは部長説明でも、農林部は当初言っていたんですよ。昨年、平成30年の知事の施政報告にも方針が上がっていたんですよ。それだけ力を入れようとしていたんですよ。

ところが、何ですか、これは。これだけの大きな業務の方針転換を、今度、補正予算で上げますとって、全く事前説明もなかったのは、委員長、副委員長にもなかったんですか。まず、しているかしてないか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 申しわけございません。今回の専決補正にかかる事前のご説明はしておりませんでした。

【山田(博)委員】 大体、農林部がやると言った

んだから、農林部がぴしゃっとやらないといけなかったんだよ、本来であれば。

それをいきなり、やっぱりあなた方がやれとって、新産業創造課長も大変だと思うよ。自分たちが最初にやると言って、後から、やっぱり自分はできないから、あなたたちがやってくれとか、あげくの果て、こんなもんでしょう。これは、農林部でしっかりと質疑をさせていただきますよ。

産業労働部長、あなたは就任して間もないから、多分これはよくわからなかったと思うんですよ。実は、こういった流れだったんですよ。これは、井内課長がかわいそうではないんだよ。部長、こういった経過があって、これは農林部と産業労働部としっかりやっていただきたいと思うんですよ。

大体、自分たちがやるとって、基本構想までちゃんとやりますと言いながら、あげくの果てはこんなことで、全部責任を産業労働部に押しつけるような、そういうふうに見えるようなことをやったら、これは産業労働部の新産業創造課長が、もうふびんでならないよ。

部長、ここは部を代表して、農林部としっかりと話をしていただかないと、これは大変な問題ですよ。ましてや知事が、これを長崎県の新しい産業としてやろうというふうに言っていたにもかかわらず、こんな有様だもん。私は、新産業創造課長が、本当にかわいそうだと思うんだよ。どうですか、部長、これに関して。

私が言っている流れは、大体わかりましたか。見解を聞かせていただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】この食品加工センターの建設につきまは、これまでさまざまな議論があったということは承知しております。

当初、農林部のほうで検討がなされたわけで

すけれども、それは農林技術開発センター等々があるということから、そことの一体的な整備という見地がありましたけれども、最終的な判断としましては、工業技術センターにおいては食品関係の研究等もやっております。

先ほど減額をしたという分析関係の設備等も有しておりますので、そこはやはり工業技術センターと一体的に整備を行ったほうが適当であろうという判断から、今のような状況になっているところでございます。

ただ、実際の運営に関しましては、やはり農産物等の食品加工という指定になりますので、そういうことになりますと、当然、農林部との連携というのは不可欠でございます。

そういったことから、整備を終え運営していくに当たっては、農林部ほか関係部局と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】部長、今度なられたばかりだから、こう言うのもあれだけれども、私が言いたいのは、当初から農林部がやるとってきちんとやっていたんだよ。最終的には、部長がおっしゃるように、いろんな効率とか役割分担をして、いろいろやっていかないといかんというのは十分わかるんだ。

私が言いたいのは、知事がこれをやろうと意気込んでいた。本会議場で、平成30年度当初予算の中で言ったこの事業を、この議会にも、委員長にもない、副委員長にもない、ましてやこの委員会には、県議会の重鎮、大先輩の議員もいるわけだよ。その方に全く説明もなく、補正予算でこんなにぱっとやりましたから、はい、どうぞ認めてください、こんな乱暴なやり方があるもんですかと言っているんだよ。

これは、農林部は、去年の9月か10月までに

は、委員会にこの食品加工センターの基本計画をきちんと提示しますと言い切ったんだよ。それが、あげくの果ては農林部から産業労働部に移しましたから、あと、ご理解くださいと、こんな体たらくだったんだよ。その上に、これはだめ押しじゃないか。

私は、これは中村県政において、こんなあり方はあるもんかと。あまりにも丁寧さが無い、乱暴過ぎるということを指摘して、部長、あとは担当課長と農林部としっかりと議論していただきたいと思うんです。新産業創造課長がふびんでならんよ。だから、新産業創造課長にたままなっているのですね。

続きまして、質問いたします。19ページを見ていただけますか。この中の燃料電池船建造プロジェクトとありますけれども、これが500万円余りをしていて、減額が400万円近くあって、結局130万円しか使っていないということなんです。500万円ぐらい予算を組んでいて、100万円しか使っていないんですよと、あとは削ったんですよ。これはどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】燃料電池船建造プロジェクト事業費についてですが、この事業は水素を活用した燃料電池船等の研究開発、普及を促進しまして、県内造船業の振興と水素関係産業の新市場への新規参入等の促進を図るもので行っております。

実際、減額の理由といたしましては、過去、国の実証事業後に県が譲渡を受けました燃料電池船につきまして、昨年度中に電動船に改造する予定でしたが、改造方法につきまして、安全検査機関の調整が終わらず、改造ができなかったということで、この改造費が減額となっております。

また、同じく、実証後に県が譲渡を受けました水素製造装置につきまして、点検を実施する予定でしたが、こちらの検査業者の検査ラインにあきができなかったことから、こちらも予定していた検査業務が年度中にできなかったことによる減でございます。

【山田(博)委員】燃料電池船ということは、企画監、これも五島なんだよ。地域の伝統産業である、さっきバラモンとか何かも五島なんだ。この燃料電池船も五島なんだよ。たまたまなのか、あったのかどうか知らないけど、この燃料電池船というのは、今の説明ではよくわからないところがあるから、午後にその経過を詳しく説明した資料を用意していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、24ページを見ていただけますか。先ほど堀江委員のほうからも、産業人材育成奨学金返済アシスト事業費ということで、寄附金の増加ということがありますが、寄附金の増加というのは、大変しっかりと取り組んでいただかないといけないと思っているんですが、実は私も、先般の県議会の本会議で、離島の高校生とかのクラブの遠征費とか何かの補助金がなかなか、財政が厳しいから、寄附金を集めてもらえないだろうかという話をしたんです。そうしたら、教育委員会の体育保健課から資料をもらったんです。先生、その寄附金を集めることはできませんよと、なんでできないんだと。それは、総務大臣が、平成23年11月30日に、簡単に言うと、自治体が寄附金を集めちゃいかんとなっているので、通知をもらったんですよ。これでできませんと言われたんです。

若者定着課長、この平成23年11月30日の総務大臣の通達というのは、ご存じかご存じないか、そこだけお答えください。

【宮本若者定着課長】 存じておりません。

【山田(博)委員】 これね、教育委員会に確認していただけないですか。私は、これがあるからできませんと言ったんだ。おお、そうかと。人材育成のアシストというのは、長崎県が寄附金を集めているんでしょう。そうでしょう。間違いないかどうか、それをお答えください。他の団体じゃなくて、長崎県が寄附金を集めているんでしょう。そこだけお答えください。

【宮本若者定着課長】 長崎県が寄附金を集めております。

【山田(博)委員】 それじゃ、どっちがどっちかよくわかりませんから、この委員会で総務大臣から来ている通達というのを、後で私に渡しても構いませんけど、教育委員会の体育保健課はわざわざ私に持ってきたんだ。わざわざ、こういったのがあるんですよということで。若者定着課長もご存じなかった。

産業政策課長は、前、若者定着課長だったな。あなたは国からだから、これは知っていますか。あなたは優秀だから知っているかもしれないから、いかがですか。見解を聞かせていただけませんか。

【小林産業政策課長】 私も存じ上げておりません。

【山田(博)委員】 あなたも知らない、前の課長も知らないじゃ。じゃ、これは後で、部長、至急精査していただけないですか。教育委員会がだめと言ったんだから。長崎県は寄附を集めちゃいかんと、体育保健課が持ってきたんだ、わざわざね。これは、後で精査して、また午後一番でも報告していただきたいなと思っておりますので、委員長、一旦終わりたいと思います。

【大場分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山田(博)委員】 私は、今回の予算というのは、認めるということで意見を述べさせていただきます。

前提として、今回の補正予算におきましては、特に長崎県の中村県政におきまして、重要課題の補正予算がありながら、十分な説明がなかったというのはいかがなものかと思えますから、しっかりと説明していただきたいと思えます。

議会の本会議で知事が述べた重要な施策が、今回の補正予算にあったわけだから、それは少なくとも、この委員会の皆さん方には、そういったのは事前に説明していただくよう、今後はよろしくお願いしたいと思います。

【大場分科会長】 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかにないので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分及び報告第7号については、原案のとおり、それぞれ承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案について、ご説明いたします。

資料といたしまして、農水経済委員会関係議案説明資料と、その追加1と追加2がございます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第91号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」であります。

条例議案について、ご説明いたします。

第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分及び第91号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日、ご説明いたします事項は、経済・雇用の動向について、地場企業の支援について、航空機関連産業の振興について、食料品製造業の振興について、サービス業の振興について、海洋産業に用いる水中の給電技術の開発について、商工会の合併について、事業承継の推進について、海洋エネルギー関連産業の創出促進について、スタートアップ企業の集積及び交流拠点の開設について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであります。

内容につきましては、記載のとおりでございます。そのうち新たな動きなどについて、ご説

明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料をご覧ください。

6ページをお開きください。

（スタートアップ企業の集積及び交流拠点の開設について）

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の集積及び交流を図る拠点「^コ ^デ ^ジ ^マ ^コ ^ー ^デ ^ジ ^マ」を、去る3月26日に出島交流会館2階に開設いたしました。

この拠点におきましては、これまで、スタートアップを目指す方や企業、大学、金融機関等の様々な人材の交流を図るため、セミナー、ワークショップ、講演会等を開催しており、5月末時点で、利用登録者115名、延べ来場者922名の方に利用していただいております。

具体例を挙げますと、首都圏で活動するスタートアップ企業の代表取締役をお招きし、「スタートアップの道に進むということ」と題し、事業内容と併せ、起業の魅力について話していただいたり、長崎大学の教授を講師とした「経営戦略勉強会」等を開催いたしました。

今後とも、多様な交流の機会を継続して提供し、様々な人材がアイデアや技術を高め合うことで、新たなサービスの創出につながるよう取り組んでまいります。

（企業誘致の推進）

去る3月22日、昨年12月に長崎市への立地を決定しておりました株式会社小出製作所と立地協定を締結いたしました。同社は、5年間で19名を雇用し、自動車エンジンの金型の設計開発業務等を行うこととされております。

また、東京に本社を置く日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社が、五島市への立地を決定され、4月11日に立地協定を締結いたしまし

た。同社は、3年間で10名を雇用し、IT関連の運用・保守に関する業務を行う予定であります。

5月9日には、京セラコミュニケーションシステム株式会社と立地協定を締結いたしました。同社は、クレインハーバー長崎ビルでの事業所開設後、5年間で50名を雇用し、AIやIoT関連システムの開発等を計画されております。

さらに、5月21日、静岡県に本社を置く株式会社静岡制御が佐世保市への立地を決定されました。同社は、5年間で10名を雇用し、工場自動化システムに関する制御設計業務を行うこととされております。

加えて、5月29日、平成18年に長崎市へ立地したビーウィズ株式会社と立地協定を締結いたしました。同社の長崎センターでは、現在、250名体制で受託コールセンター等のBPO業務が行われておりますが、新たに最先端のAI等を活用したデジタル開発拠点を設置し、5年間で11名を雇用する予定であります。

このほか、5月10日、オリックス生命保険株式会社が、長崎BizPORTビルに移転したことに伴い、新オフィスの開所式が行われました。同社は、今後3年間で新たに200名を雇用し、将来的に600名体制に事業拡大される予定であります。

今後とも、地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

（県内定着の促進について）

全国的な景気回復を背景とした、都市部企業による新規学卒者への採用圧力の高まりもあり、今春卒業の高校生の県内就職率は、現時点での集計で61.1%、大学等の学生の県内就職率は41.0%と、前年同期と比べ、高校生は1.1ポイント、大学生は1.7ポイント下回る状況となっております。

ります。

こうした中、高校生については、去る4月25日、知事及び長崎労働局長から経済団体の代表に対して、ハローワークへの早期求人票提出と魅力ある職場づくりの要請を行ったところであり、就職希望者の多い県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフによる就職支援や、合同企業面談会等も引き続き実施してまいります。

一方、大学等の学生については、3月1日の求人広報活動解禁にあわせ、2月に福岡市において業界研究セミナーを実施したほか、3月には、長崎市、佐世保市において合同企業説明会を、6月には、長崎市で約60社の県内企業が参加した合同企業面談会を開催したところであります。

また、県外の大学へ進学した学生が、大学卒業後に県内就職を検討していただけるよう、その保護者宛てに、知事からの手紙を出し、思いを伝えるとともに、キャリアコーディネーターの活用や、ふるさと情報や県内企業情報等を発信するSNS「つながるナガサキ」、「Nなび」の登録、活用をお子様方に勧めてもらうようお願いしたところであります。

このような取組に加え、本県の現状等を高校生、大学生に理解していただくため、知事や県幹部職員が県内の大学や高校に出向き、本県の厳しい人口減少の状況とこれを打開するための関連施策を説明するとともに、本県の暮らしやすさや魅力的な地域づくりに向けた様々なプロジェクトなど本県の魅力をしっかりとお伝えし、「ぜひ県内就職を検討してほしい」と、直接、学生・生徒に呼びかけ、私どもの思いを伝えてまいります。

今後とも、若者の県内就職の促進に向け、全力を注いでまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」、説明資料を、それぞれ配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第79号議案、それから第91号議案も、いずれも、国が消費税を8%から10%に改正するというに伴うので、総務省自治財政局調整課からの事務連絡に基づいて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正するというので、合わせますよということなんですけど、お尋ねしますけど、これはあくまでも標準ということですよ。

標準ということであれば、各都道府県の対応は違っていいのではないんですか。そうはならないんですか。

【井内新産業創造課長】こちらにつきましては、今、委員おっしゃられましたように、国の通知が3月にございまして、それを受けての改正となるものでございます。

一方、電気工事士の免状発行、交付、再交付、書き換え、電気工事士につきましては、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとしまして、国の政令で定められているものでございます。

なぜ全国的に統一して認める、定める必要が

あるかというところでございますが、「その資格の効果が、この地方公共団体の区域内だけにとどまらず、全国どの都道府県でも申請することが可能なものなど」と地方自治法の中で定められております。

この電気工事士につきましては、国家資格でございまして、また、現状を見ますと、全国的にも同額の手数料を設定しておるという現状も鑑みまして、今回、この通知を受けての条例改正をしようとしたものでございます。

【堀江委員】全国的に同じ国家資格だから、全国47都道府県で申請ができるので、手数料としても同じにするという、そういう考えもありますけど、逆に最低賃金を含めて所得の違い、賃金の違い、そういうのがある中で、そういう申請の手数料だけを同じにするというのは、いかがなものかという意見もあるんですが、そのことについては、いかが見解をお持ちですか。

【井内新産業創造課長】こちらにつきましては、法律に基づく国家資格ということでございます。先ほどと重複するところがございますが、全国統一的な資格と、それにかかる手数料ということで、一定妥当なものではあるのかなと考えております。

【堀江委員】第79号議案にかかわって、委員会説明資料の2ページに、例えばどれぐらい上げるのか、上がるのかということにつきましては、5,900円が6,000円、5,200円が5,300円、要は100円上げますよね。そして、これはすべてではないんですが、多くが電気工事の免状になるので、工業高校生だったりとかが多いのではないかなと思うんですけど、そういう高校生が資格を取る、こういう免状も100円上げなければいけないんですかという疑問もあるんですが、その点はどうですか。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃられますように、特に2種のほうでは、工業高校の生徒の方が多く受けているという現状がございます。今回、それぞれ100円の値上げというところでございます。

確かに、そういうものに配慮して価格を差別化する、手数料を差別化するというところもあるかと思いますが、繰り返しになるんですが、国家資格なので、全国的に差を設けるとというのが、一方でどうかというところもございまして、今回こういう改正にしようと考えております。

【堀江委員】 同じく第91号議案で、雇用労働政策課ですが、技能検定実技試験受検手数料なんですけど、これも上がる。例えば3級で8,900円が9,200円に上げるんですけど、これには減免があったと思うんですが、どうでしたか。

【吉村雇用労働政策課長】 この技能検定の手数料でございすけれども、基本は、アの欄に掲げております、従来ですと1万7,900円、改正後で1万8,200円というのがベースになってございます。

その中でイの項目になりますけれども、35歳未満で2・3級を受検する者、これが9,000円の減額になっておりまして、さらにウが在校生という言い方をしますが、例えば高等技術専門校ですとか、職業能力開発大学校、あるいは一般の大学、高校、こういった学校等に在学している者については、改正前でいきますと1万7,900円から6,000円の減額、さらに、それが35歳未満、高校生とかは実際ここに入ってくると思いますけれども、エの欄でございまして、改正前の分で2,900円ということで、本則から1万5,000円の減額になってございます。

【堀江委員】 いずれも、現に生徒の中でも受検

の手数料で減免があるんですよね、対象によっては。そうすると、今回値上げになりますでしょう、消費税10%を前提にして値上げになるでしょう。この減免の額は変わらないんですか、現在と今度値上げをするのに対して。じゃ、値上げをする。一方で、減免の額は変わらないのですか。減免の額もさらに上がるんですか。上がりますか。

【吉村雇用労働政策課長】 本則との差額、いわゆる減免額については、改正前後で変わっておりません。

【堀江委員】 受検生が払う額は上がるのに、じゃ、それに伴って、そこを考慮して減免という制度があると思うんですけど、それが変わらないというのは納得いかないと思うんですけど、私はですね。担当課としては納得いくんですか、それ。

【吉村雇用労働政策課長】 先ほど申し上げました減免のうちの在校生、ウとエの部分でございすけれども、ここの6,000円という減額については、従来から国の制度としてございます。

それに加え、イが一般から比較して9,000円、エが先ほどの、在校生が6,000円にプラスして9,000円ということで減額になっております。プラスの9,000円については、国庫で補てんをされております。ここの減免額を大きくするという場合には、それだけの県費の持ち出しが必要になってくるということでございます。

【堀江委員】 いずれにしても、受検の手数料は上がるんだけど、それに伴う考慮した減免の幅というのは、それは変わりませんと。そのことについては、特に疑問はありませんという見解なんですね。

【吉村雇用労働政策課長】 ご理解いただければと考えてございます。

【大場委員長】 ほかがございますか。

【山田(博)委員】 今回の議案の第79号議案と第91号議案でお尋ねしますけど、これは第79号議案、第91号議案のそれぞれの値上げというのは一律になっていますけど、その根拠をもう一度説明いただけますか。

【井内新産業創造課長】 電気工事士の免状交付等にかかる手数料の値上げの根拠でございます。

それぞれ100円の値上げとなっておりますが、この金額につきましては、国のほうで、この交付事務にかかる人件費あるいは経費を積算しまして、その結果、約100円上がるということに基づくこの100円の値上げになっております。国のほうでそういう積算をして、それに基づく今回の改正でございます。

【吉村雇用労働政策課長】 私どもの所管の分についても、同様に国の積算に基づいております。

【山田(博)委員】 国の積算に基づいてということでありましたね、雇用労働政策課長。国の積算というのは、今、国の積算とおっしゃっていましたがけれども、長崎県のいろんな事務手続とか何かも含めて日本全国、こういうふうな値上げの金額になっているんですか。北は北海道、南は沖縄まで、全部同じ金額になっているんですか。そこをお答えください。

【吉村雇用労働政策課長】 これは、先ほどから議論がっておりますとおり、手数料の標準を定める政令ということで、全国共通になっております。

国における積算というのは、個々の地域の個別事情を考慮したものではなくて、全国の平均的なものをもとにして積算をされたものだというふうに認識をしております。

【山田(博)委員】 それは、雇用労働政策課長、確認したんですね。北海道も東京も沖縄も長崎

県も一律、長崎県職業能力開発協会の技能検定は、全部300円ですね。間違いありませんね。

【吉村雇用労働政策課長】 私どもで全国の手数料、今回の改正に伴う対応について確認をいたしましたところ、手数料の標準を定める政令に定められている部分について、そのとおりの値上げを予定していないというところが、1県だけございました。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、先ほどはぴしゃっと話をしていたけど、今、最後は何を言っているのかわからなかった。もう一回言ってくれないですか。最近、耳が遠くなってね。私も年をとったからね、若干49歳だけど、耳が遠くなって聞こえなかった。

【吉村雇用労働政策課長】 今回、政令が改正されたことに伴って、各県おおむねそれに準じた条例の改正をされた、あるいはされようとしているわけでございますけれども、その状況について、政令のとおり改正を予定していない県が1県ありましたということでございます。

【山田(博)委員】 ちなみに、それはどこですか。

【吉村雇用労働政策課長】 新潟県でございます。

【山田(博)委員】 その理由は何ですか。

【吉村雇用労働政策課長】 お尋ねをいたしましたところ、知事の方針だということでご回答をちょうだいいたしました。

【山田(博)委員】 新潟県の知事は、手数料を上げないということをしたわけですね。

もう一つお尋ねしますけど、金額は、日本全国全部一緒だったということですね。この技能検定の受検手数料の金額は、全国全部300円上がっているということで理解していいんですね。

【吉村雇用労働政策課長】 失礼いたしました。先ほどの答弁で誤解を与えたかもしれませんけれども、新潟県については、値上げ後の金額が

標準の金額になっていないということでございまして、値上げの幅については、同じく300円を計画されているということでお聞きをいたしております。

【大場委員長】 ちょっと整理して答弁してもらえませんか。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 5分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【吉村雇用労働政策課長】 まず、値上げ後の金額につきましては、新潟県以外は、全都道府県で長崎県と同額でございます。

新潟県につきましては、改正前から少し安かったわけですが、今回の改正に伴う値上げというのはやはりございまして、その値上げの幅というのは300円で、同じでございます。

【山田(博)委員】 要は、日本全国一律300円ですと、北は北海道、南は沖縄まで。それはなんでかという、積算は、東京でも一緒、長崎県でも一緒、じゃ、賃金がいろいろ違うわけだな。技能検定試験の手数料は、一旦長崎県に入るんでしょう。どうなっているんですか。

それで、東京も300円上がるんですよと、長崎県も300円上がるんですよというのを、日本全国一律にして上げるというのはどうかと思ったわけですよ。なんでかという、積算根拠を国がしたって、いろんなことが違うでしょう、賃金のあり方とか何か、所得も違うのに。それを全部、日本全国金太郎飴のように上げるのはどうかと思ったわけですよ、雇用労働政策課長。

それは、素朴な疑問ですよ、普通考えてみたらね。そう思うのが当たり前と私は思うんです。

日本全国、最低賃金は各都道府県違うのに、手数料は全国同じように300円上がるというのはどうかと思っているわけですよ。

そういうふうなことを雇用労働政策課長は思わなかったのか、それを含めて、再度お答えいただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 今回の手数料の改正につきましては、先ほど説明しましたけれども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うものでございます。

この政令といいますのが、地方自治法第228条第1項で、「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」ということで位置づけられておりますので、委員ご指摘のとおり、例えばそれぞれの地域において、対象となる方々の経済状況ですとか、そういったものはさまざまだと思いますけれども、そういったことを考慮しても、全国統一で通用する資格であることなどの理由から、国において全国一律であるべきだという考えを示されているものだというふうに認識をしております。

【山田(博)委員】 手数料は、国にいくんですか。今の話であれば、全国的な試験だから、料金は全部一緒にせんといかんですよという考えはあるかもしれませんが、しかし、この手数料というのはどこに入るんですか。国にいくんです、長崎県に入るんですか、どちらですか。

【吉村雇用労働政策課長】 技能検定試験の手数料につきましては、県が条例で定めておりますけれども、同時に、職業能力開発促進法に基づいて、「技能検定の実施は各都道府県の職業能力開発協会に行わせることができる」となっております。本県も、職業能力開発協会が実際の検定をやっておりまして、手数料は職業能力開発協会の収入となります。

【山田(博)委員】 それで、雇用労働政策課長、長崎県の県民所得は、上位から何番目ですか、そこをお答えください。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村雇用労働政策課長】 申しわけございません。直近の状況について、把握をしておりません。

【山田(博)委員】 下から3番目か4番目の大変厳しい中で、手数料は、全国試験が一緒だから、全部同じにしろというのは、これはどうかと思うよ。国にお金が入るんだったら、私もわかるんだよ。長崎県の職業能力開発協会に入るんでしょう。

これは、雇用労働政策課長、たかが1万8,200円とか、そんなに思ってもらったらだめだよ。しっかりと国に対して、長崎県も県民所得は低いんだから、こんな、幾ら全国一緒だと言っても、しっかりと手数料は減免を考えてもらうように申し入れしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それぐらい意気込みを持って、長崎県の県民の皆さん方の状況というのを把握しながら、雇用労働政策をしっかりとやっていただきたいということで、今質問しているわけでございます。ご理解いただけましたでしょうか。

【吉村雇用労働政策課長】 しっかりと肝に銘じてまいりたいと考えております。

【大場委員長】 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ですが、質疑の中でも明らかになりましたように、これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令についてという、国からきた、消費税が10%になるので、これは標準なので上げて下さいよということについて、そのまま値上げをするという議案でありまして、これは認められません。少なくとも国家資格として同じだというふうに言われていても、私が指摘しましたように、長崎県の最低賃金の額でありますとか、県民の暮らしでありますとか、そういうことを考えた時に、手数料だけ上げというのは納得ができません。

消費税10%への引き上げは、県民の暮らしや中小業者の営業、それから地域経済に深刻な打撃となります。消費税10%に反対の立場からも、増税を前提とした手数料改正は認められません。

同じく、第91号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」、同じ理由で反対をいたしますが、全国標準と言いながら、同じ手数料額になっていないところがあるということも、質疑の中で明らかになったわけですから、なんで長崎県はそれをやらないのかということを指摘しておきたいというふうに思っております。

いずれにしても、値上げは県民の負担になりますので、賛成できません。

【山田(博)委員】 第79号議案と第91号議案にしぶしぶ賛成の立場でお話をさせていただきたいと思います。

今回、手数料を上げるということで、根拠を国のほうから、一律全国ですというのは、い

かがなものかと思うんです。

なぜならば、県民所得が日本全国違うわけだから、県民所得に応じた手数料、ましてや、これはそれぞれの県民、国民の皆さん方が将来の人生をかけるような、こういった資格をする中に、県民所得が違う中で、全国一律同じ値上げをするというのはいかがなものかと思うんです。

がしかし、消費税が上がることに伴って、いろんな手数料も上げないといけないというのは、一定わかるわけでございますので、そういったことで、今回はしぶしぶ賛成ということできたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第79号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第79号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員・起立〕

【大場委員長】 起立多数。よって、第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第91号議案について、採決いたします。

第91号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員・起立〕

【大場委員長】 起立多数。よって、第91号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の

透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明をお願いいたします。

【小林産業政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

お手元にお配りしてあります農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

まず、1ページ目でございます。補助金の内示一覧表となっております。

こちらは、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関しまして、市町に対して内示を行った間接補助金の一覧でございまして、地域拠点商店街事業補助金の計5件を掲載しております。

次に、2ページから7ページについてでございます。

こちらは1,000万円以上の契約案件でございまして、計12件となっております。

次に、8ページから9ページでございまして。

こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の2件について、掲載しております。

次に、別紙をご覧ください。

土木部営繕課が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

それでは、別冊でお配りしております「決議・意見書に対する処理状況」をご覧ください。

こちらは離島・半島地域振興特別委員会で作された意見書にかかる産業労働部の取り組み状況を記載させていただいているものでございます。

次に、政府施策関係の報告をさせていただきます。

資料は、農水経済委員会補足説明資料「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

去る6月12日及び13日に実施いたしました、令和2年度政府施策に関する提案・要望につきまして、産業労働部関係の要望結果をご説明いたします。

産業労働部関係におきましては、1、重点項目に書いております、海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について、外国人材の受け入れについて、電源三法交付金制度の見直しについて、3つの重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、2に書いておりますけれども、要望先が内閣府、法務省、経済産業省、環境省の4府省でありまして、大臣政務官等に対しまして、知事、副知事、議長、副議長、産業労働部長、産業労働部政策監等により要望を行っております。

海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進についてでございますけれども、商用化促進に向けた海洋再生可能エネルギーの導入目標の明示、専門人材育成の支援及び実証フィールドの活用、洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等にかかる事業継続及び関係予算の拡充などにつきまして、内閣府、経済産業省及び環境省に要望を行いました。

このうち、内閣府への要望に際しましては、海洋再生可能エネルギーへの取り組みに関し、本県が先導的な役割を果たしていることに対して評価いただくとともに、国としても、新たな挑戦としての海洋立国を推進しているところであり、本県とも手を携えて進めていくという

旨のお話をいただきました。

次に、外国人材の受け入れについてですが、特定技能外国人が大都市圏等に集中することがないように、国において実効性のある措置を講ずることや、増加する外国人の在留管理に関しまして、安全・安心な社会の実現を図るための不法滞在者対策等の充実強化などにつきまして、法務省に要望を行いました。

法務省からは、福岡出入国在留管理局に配置しております専門の職員が、県と日ごろから情報共有を行いながら、国において対応していきたいというお話をいただきました。

また、電源三法交付金制度の見直しについてですが、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置につきまして、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数をもとに戻すことなどにつきまして、経済産業省に対し要望を行ったところです。

電力需要の縮小に伴う税収の減少などの事情から、現時点では困難である旨の回答をいただきました。

このほか、再生可能エネルギーの導入促進について、雇用人材対策についての2つの一般項目につきましても要望を実施し、経済産業省、厚生労働省など3省14名に対して要望を行いました。

以上が、産業労働部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組みを行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表

のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、10番、12番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 陳情番号12番の21ページ、企業誘致等の推進についてで伺いたいと思います。

こちらのほうで線が引いてありますように、「佐世保市としては、今後も県・市一体となった企業誘致活動を展開していただく」と書いてありますが、現状としても、当然、市町と一緒に企業誘致の活動をいただいていることは承知しておりますが、大体年間でどのくらいのケース、これは佐世保市の要望ではありますが、県下のほかの市町も含めてどのような実績があるのかを、この機会に教えていただきたいと思っています。一緒にやっている実績、回っている実績です。

【佐倉企業振興課企画監】 企業誘致におきましては、産業振興財団に企業誘致推進本部を置きまして、各市町とも日ごろから情報交換、連携をとりましてやっているところでございます。

財団による企業誘致の活動につきましては、財団が単独で行くケースもございますし、市町と一緒にいくケースもございます。財団においては、年間約4,000件ほど回っております。その4,000件の中で、一定期間集中して1週間なり2週間なり、集中訪問という形で、その中には佐世保市とか長崎市、諫早市、大村市等の各市町に声かけをさせていただいて、その中で一緒に市町の職員と財団の職員とで企業誘致の活動を行っているという状況がございます。

【山田(朋)委員】 今のお話だと、年間4,000件ほど回っていただいているということですが、市町と集中して1年間に1週間だけの期間に各市町にお声がけをして回っているというふ

うに理解をしていいですか。

【佐倉企業振興課企画監】 そういう時期もございますが、あと、具体的に、例えば県内視察がある場合は、地元市町に来ていただくとか、一緒に、適宜必要に応じた場合には、市町の職員と財団と誘致対象の企業のところに行くということも随時行っているところでございます。

【山田(朋)委員】 以前、大分前ですけど、数年前に企業誘致の件で一般質問をしました。そのときに、佐世保市は佐世保市、長崎県は長崎県で、両方が同じところにアプローチをするような無駄なことが多かったということを改善していただくべく、市町と連携をしての企業誘致活動をお願いしたというふうに理解しております。

年に1週間だけの集中期間じゃなく、適時必要があれば回っていただいているということですが、各21市町の企業誘致の取組は、それぞれ濃淡があるかもしれませんが、後で結構ですので、実績を出していただきたいということと、この4,000件を何人くらいで回っていらっしゃるのか、そのあたりも含めて教えていただきたいと思っています。

恐らく、今もやっていただいているけど、線まで引いていますので、やはり佐世保市だけで単独で行くよりも、産業振興財団と一緒にいったりとか、県の力もかりて行うほうが効果が高いというふうに市も思っているということだと思いますので、ぜひもっとその機会を増やしていただきたいと思っております。

ご要望して終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたしま

す。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【麻生委員】 資料の2ページの航空機産業にかかる販路開拓等支援業務委託、これは双日に随意契約でされていますよね。片一方で、議案外の中で航空機クラスターに取り組む姿勢がありますけれども、この関連で、双日について随意契約だけれど、この効果と、どういう形を目指してやっているのか、企業の取組がどうなのか、その関係について教えてもらえますか。

【宮地企業振興課長】 今、麻生委員お尋ねがございました、航空機関連の取組についてご説明いたします。

まず、双日九州長崎支店と随意契約をしました背景からご説明いたします。

ご案内のとおり、私どもは県内において造船プラント関連で培った技術が、航空機のエンジンを中心として非常に有効であるという認識のもとに、航空機産業へ新たに参入を図るため、昨年8月に長崎県としてクラスター協議会を立ち上げまして、取組を展開しているところでございます。

その中で、私どもとしましては、いわゆるセミナーとか専門家のお話を聞くとか、それだけではなかなか実際のビジネスまでは距離があるだろうということで、実際のマッチングを急ごうということで、その中のクラスターの取組の中の一環として、今回、双日グループと随意契約をいたしております。

では、なぜ双日とやったのかということでございますが、幾つか理由がございまして、まず

は総合商社で様々なネットワークをお持ちであるということと、特に民間機についての取り扱いが、ほかのグループよりも多いという実績がございます。

あと、航空機は、品質等を含めまして様々な資格が必要とされて、それが様々な信用につながって、取引につながるというところがございしますが、物流関係の資格についても双日グループが持っているということもございます。

あとは、先ほど申し上げました、双日エアロという航空機専用の子会社をお持ちであるということ、それと、私どもとしましては、やっぱり県内に支店があるところがいい。今、足元の状況をご説明しますと、様々な打ち合わせを、先方からお見えいただいたり、私どもが伺ったり、ほぼ毎週させていただいております。県内に支店があるというところが、実は双日グループともう一つございましたけれども、先ほど申し上げましたいろんな点で双日グループのほうがいいだろうということで、今回、随意契約しているところでございます。

じゃ、その中で何を双日グループとやるのかというところで、先ほど申し上げましたように、我々としては、成果にこだわりたいと思っております。その中で、私どもが先方に対して大きく5つ条件を出しております。

1点目は、3社以上バイヤーを県内に呼んでくる。そのバイヤーとマッチング、県内企業20社以上集めてマッチングをしてくれと。これは8月にも予定しておりますが、そういうのをやってくれという条件を出しています。

2点目は、先ほど山田朋子委員のほうからもありました、企業誘致絡みでございます。企業誘致についても、あわせて積極的に取り組むということで、双日グループのネットワークを生

かして、イメージとしましては、社長さんのところに私ども、もしくは産業振興財団を連れていってくれという条件を出しております。

あとは、九州経済産業局が九州内の企業に調査した結果でも出ていたんですけれども、やっぱり航空機産業に参入するに当たって、いわゆる市場調査とか、もしくはレポート、業界でどういうことが起きているのか、もっぱら皆さん注目されるのは、ボーイングはどういう体制で今後いこうとしているのか、エアバスはどうなのか、そういうグループのお話を細かくレポートとして年4回くれということを、これはもう5月に一度いただいておりますけれども、そういうのを4回くれというお話。

あとは、昨年度も参加しましたけれども、今年度は名古屋に行く予定ですが、展示会に6社以上連れていってくれと。これは、今年2月に東京の展示会に出ましたけれども、4社出まして、商談をおのおのお持ち帰りいただいております。展示会に出展するのも非常に有効だと考えております。

あとは、そもそも航空機産業に参入いただく企業様を増やしたいという思いがありますので、県内企業を回ってそういうお話をしてくれとお願いしております。

そういうことで、双日グループには、我々も成果を意識して、具体的な事項をお願いしております。

あわせて、航空機クラスター全体としましては、マッチングも含めまして、例えば専門家を、これは全国航空機クラスター・ネットワーク、通称NAMA Cと申しますけれども、大手重工のOBがいらっしゃいます。そういう専門家を各社、クラスター協議会には40社ほど県内企業様にご加入いただいておりますが、そこに派遣

しまして、例えば新たな設備を導入しなくても、今の部品を少し変えると航空機に使えるじゃないか、そういうお話もありますので、そういう掘り起こしもやっていきたい思っております。

現時点では、そういう取組を中心にやらせていただいております。

【麻生委員】 細かな説明をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、航空機クラスターもウラノさんを中心にやっているんでしょうけれども、聞くところによると、やっぱり10年以上頑張っておられたからできると。ただ一方、県内の企業も設備がなかなかなかったりとか、濃淡ありますよね。1点は、ボーイング社が、要は内製を中心にやっていこうということで、そういう方向も言われている話も聞き及んでいるんですけれども、もちろんエアバスの関係もあろうかと思えますけれども、ここでもう一回、双日さんの企画力とかネットワーク力、これに対して、県としてもうちょっと密着をしながら、マーケットをどう取り込むのかということを今言われましたけれども、しかし、足元の企業体が弱かったりとか、ウラノさんを中心にそうでしょうけれども、偏った状況だと思っています。

私としては、長崎が持つ溶接技術だとか、そういう得意分野をもっと生かしながら濃淡をやらないと、設備自体が結構高額といいますか、チタンあたりを加工するのは、相当な機械が要りますよね。だから、そこら辺の強み、弱みをしっかり持ち込みながら、どう戦略を立てていくのかというのが大事だと思うんですけれども、それについての取組とか考え方をお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、麻生委員おっしゃられましたように、企業様自体、設備等を含めま

していろいろ状況が違うというのは、私どもも把握しているところでございます。

先ほど申し上げました、今現在、私どものクラスターは40社程度で、実際、私どもが確認できている航空機産業の何らかのお仕事をされているところが10社強あるという状況でございます。先ほど委員からございました、例えばウラノ様でありますとか、もう一つ、メッキの関係で諫早にある企業様などは、全国から仕事を受けられるという状況がございまして、その中で、最近は航空機に限らず、ある程度企業群を組んで、ある程度組み立てといたしますか、アッセンブリーした形で出さないと競争力がないということで、企業間連携をされるという動きが出てきております。

今回の部長の説明の中にも記載しておりますが、新成長ものづくり産業支援事業費、これは平成30年度からやらせていただいている事業でございまして、企業間連携をやって取り組む場合に、設備投資であるとか、人材育成であるとか、そういうのをご支援しようという事業でございまして。

昨年度、航空機では2グループ認定させていただきましたけれども、そのうちの1グループに、新成長ものづくりに限らず、これまで4年ぐらいにわたって本県が支援してきた企業様がありますが、大手重工メーカーとの取引が実際始まりました。航空機産業に参入できたという事例も出てきております。

これは、ちなみに、先ほど麻生委員がおっしゃられましたよう、ボーイングは少し米国内に戻すという動きがある中で、エアバスが日本でのサプライチェーンを急いでいるという話もございまして、その関連の仕事をとられたという状況もございまして。

先ほどから、麻生委員からありますように、各社の状況を捉えつつ、私ども支援策をいろいろと講じておりますので、そういう部分を的確にご支援しながら、航空機全体の本県の取組を拡充していきたいと思っております。

【麻生委員】今回の双日の随意契約についてお尋ねしたわけですが、これは1年間の予算でしょうから、今後しっかりと中身を充実させてもらって、企画力と参入企業が増えてくるような仕掛けづくりを、ぜひ双日とともにやっていただきたいと要望して、終わりたいと思います。

【赤木委員】1,000万円以上の契約状況一覧について、私も質問させていただきます。

3番の出島スタートアップ交流拠点（仮称）整備にかかる設計・施工業務について、こちらでも2,400万円以上の契約金額となっておりますが、随意契約となった過程といたしますか、そういったものの説明をお願いいたします。

【井内新産業創造課長】こちらは、出島交流会館2階に整備をしましたスタートアップ交流拠点、今年の3月26日にオープンいたしました。そちらの整備に伴う設計・施工業務でございます。

随意契約となっている背景でございまして、この施設につきましては、人が集まって交流が促進される。その中から新しいものを生み出したいと、そういう施設にしたいと考えております。その中で独創的なデザイン等も必要であろうと考えておりました。

そういうこともありまして、県で仕様を決定することは困難と判断しまして、プロポーザル方式を導入しました。その結果、3者から応募がありまして、内容を審査しました結果、この吉田建設工業に決定したという経緯でございまして。

【赤木委員】 スタートアップ、私も大事だと思っております。今おっしゃったように、3者からアイデアを募ってやったということでございますので、その中で一番いい内容のものが採択されたものと認識いたしました。

今後、本当に長崎からスタートアップして、それこそ上場できるような企業が生まれていくような仕組みづくりについて、これから私もサポートしていきたいと考えておりますので、引き続き、こちらについても推し進めていただきたいと思います。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【山田(博)委員】 「政策等決定過程の透明性等の確保」の資料で、質問させていただきたいんですが、2ページの、先ほどの出島スタートアップ交流拠点の整備にかかる設計・施工とありますが、具体的にどういったことを設計されているかというのを示していただけませんか。資料はありますか。どういった設計をやっているかというのがわかるような資料はありますか。提出していただいただけませんか。まず、それをお答えいただけませんか。

【井内新産業創造課長】 募集の公告をした際に、こういう施設という定義をした上で募集をしておりますので、そういう資料でよろしいでしょうか。

【山田(博)委員】 これは、今どうなっているんですか。終わっているんですか、終わってないんですか。完成しているんだったら、どういったようになっているかとわかる資料をもらえますか。

【井内新産業創造課長】 はい、提出します。

【山田(博)委員】 それを見て議論を深めていきたいと思っておりますので、委員長よろしく願います。

それで、11番と12番に雇用労働政策課で、離職者等再就職訓練事業とありますね。これは平成31年4月2日に契約をしているということでもありますけれども、「離職者等」とありますけれども、「等」というのを説明いただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 申しわけございません。確認をして、後ほどご報告をさせていただきます。

【山田(博)委員】 じゃ、確認していただけますか。

吉村課長、あなたは雇用労働政策課長として何年ですか。

【吉村雇用労働政策課長】 昨年4月から2年目でございます。

【山田(博)委員】 じゃ、委員長、「等」というのを説明できないから、午後から説明していただくようにして、今度は、また別のところを質問させていただきたいと思います。

松浦市から要望で来ておりますね。若者定着課長、「外国人労働者の確保及び日本語教育支援について」とあるんですけど、回答は、一応文書で来ております。簡単に言うと、「国に対して要望しております」と、そういうふうにとられるわけですが、現状としてももう少し詳しく、松浦市の要望に対して、今の状況というのを説明いただけますか。一言で言うと、国に対して要望していますからということで終わっているわけですが、すみませんけど、よろしくお願いします。

【宮本若者定着課長】 松浦市の要望につきましては、まず、外国人に対する日本語の支援ということで、それについては、基本的に受け入れ側の企業が、こちらにも書いていますけれども、しっかりやっていくということが制度的なところでございます。

そうありますが、やはり全国的にもこれから外国人が増えていくという中で、どうしても外国人向けの日本語教育プログラムとかそういったところについては必要だろうということで、委員もおっしゃいましたけれども、私どもも国への政府施策要望で要望しているところであります。

ちなみに、相談体制ということでいきますと、所管が文化観光国際部のほうになるんですけれども、出島交流会館の方に、外国人の相談対応の窓口を来月設けるというようなところになっております。

【山田(博)委員】 外国人労働者の確保ということで、国に対して要望していると言っていますけれども、若者定着課として、外国人の労働者の確保というのは、受け入れ体制ということで、農林部でいろいろやっておりますけれども、受け入れ体制として、外国人の方が来られた時に住みやすい環境をつくるというのもあったわけですね。

その中で、今回私が本会議で、ベトナム語の自動車免許の試験の話をさせてもらったんです。実は、あれは去年の3月に警察庁から、ベトナム語の試験の例示があったんです、日本全国。それを長崎県警がまだ取り組んでいなかったということだったんですね。そういうことだったんです。

これは、若者定着課長、今年度から取り組んでいただくということになっておりますけれども、若者定着課として、外国人を受け入れやすい体制としてどんな取り組みをしているのか、まずお答えいただけますか。

【宮本若者定着課長】 どういう形で外国人を受け入れるか、それに県がどんな形でかかわることができるかについては、今まさに検討中でござ

いまして、ベトナム、クアンナム省との友好交流協定もございますので、友好交流協定を活用しながら、有能な外国人材を受け入れたいと考えております。その仕組みづくりを、現在検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 小林産業政策課長、あなたと全く同じことだぞ。あなたが若者定着課長の時に、全く同じことを言っているよ。どうなっているのかな。

産業政策課長が若者定着課長の時に全く同じ質問をしたんだよ。そうしたら、現若者定着課長と全く同じことを言ってるわけだな。進んでないのかな、一歩も二歩も。1ミリも2ミリも進んでないの、全く同じことを言っているんだよ。どうなっているんですか、産業政策課長。あなたが若者定着課長の時に、何も動かなかったんですか。

【宮本若者定着課長】 やはり相手が外国というところもありまして、もちろん検討を進めてはおります。ただ、それが具体的な成案とかその段階にまだたどり着いてはおりませんので、当然、成案を得ておりませんので、はっきりしたことは申し上げられないところですが、検討については、前課長から引き継いで、私になっても検討は積み重ねているところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、具体的にどういったことを今検討しているのか、お答えいただけますか。

例えば、若者定着課長、私は今回、外国人がどれだけいるかと聞いたら、1万人いるんだよ。その中に中国人は2,500人おったんだ。2,500人の方々がおって、1年間に運転免許を新規で取るのはどれだけおるかといったら、200人いるとわかったんだよ。

じゃ、ベトナムはどれぐらいいるかと聞いた

ら、ベトナム語がないからわからないと言ったんだ。そうしたら、試験をつくったらどうかと言ったんだよ。

例えば、若者定着課、こういった議論をあなた方はしていますか。したかしてないか、そこだけお答えください。

【宮本若者定着課長】例えば運転免許等の人数でありますとか、今委員がおっしゃったようなところの議論はしておりません。

【山田(博)委員】人数のことを言っているんじゃないんだよ。住む時に、車を運転する。要するに、日常生活をする時に、どういったことが不便かとわかるじゃないですか。そうしたら、どういったことに取り組まないといかんというのはわかってくるでしょう。

そのときに、少なくとも若者定着課長、社会人になりました。じゃ、何をするかと、社会人になったら、まず、車の免許が要るだろうと。受けようと思った時に、日本語と中国語と英語だけだったら、ベトナム人はできないじゃないかと言っているんだよ。

そうしたら、まず、運転免許の資格が取れるようにせんといかんのじゃないかと。その発想が浮かんでくるかこないかと聞いているんだよ。あなたたちは、今、こなかったわけだな。そこだけお答えください。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午前11時48分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開します。

【宮本若者定着課長】今、委員ご指摘の部分は、日本に入ってきてられていろんな不便なところがあるというところあたりの検討は、文化観光国際部が主となった考えていく分野になろうかと

思っております。

ただ、私どもも庁内でプロジェクトチームを設置しておりますので、その中で連携しながら進めていきたいと思っているところたでございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、運転免許は、文化観光国際部で考えるのか。

あなた方は定住でしょう。若者定着の中に外国人労働者の定住も入っていたんでしょう。そうしたら、なんでそういった発想が浮かばないのかと言っているんだよ。

私は何が言いたいかというと、しっかりそういったことを考えてやっていただきたいと言っているわけだよ。外国人労働者を確保するんだったら、普通考えたら、そういったのはわかるでしょう。そこを、発想してしっかりやっていただきたいということを私は指摘しているわけでございます、あなた方は別に何もしてないと言っているわけじゃないんですよ。そういったことを発想してやらないといかんのじゃないかという指摘をしているわけでございます、ぜひご理解いただいて、頑張ってくださいなと思っているわけであります。

こういった取りまとめは、若者定着課がやっぱりやらないと。じゃ、運転免許は何に使うかということ、仕事で一番必要でしょう。遊びで使いますか、運転免許は。そうでしょう。雇用といたら、この産業労働部の仕事でしょう。だから、そういったことを若者定着課のほうで取りまとめて、じゃ、こういったことをやらないといかん。じゃ、あなたはこれをやってください、これをやってくださいという振り分けを、指導的な立場でぜひ頑張ってくださいと思っています。

これは雇用の中の重要な、労働者不足の中で

大変重要なポジションを占めているわけですよ。例えば、企業のコマーシャルを見てないですか。前は、企業のPRだったんだよ。今はほとんど会社で募集しています、募集していますだよ。そこを考えると、なおさら、若者定着課の外国人労働者の確保というのは大変重要なポジションを占めているわけですから、ぜひ頑張ってくださいなと思っているわけですから。激励を込めて質問しているわけですから。

さっきの資料の提出がまだできないようから、だんだんお昼の時間になってきていますので、一旦終わって、午後から、委員長の采配で、資料をいただいて、また再質問をさせていただきたいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午前11時51分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。
ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ないようでございますので、まずは、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」のところまでで、一応午前中は終わりたいと思います。

午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

— 午前11時52分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 午前中質問していた回答をいただいた資料を配っていただいておりますが、この説明をまずしていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

【小林産業政策課長】 お手元にお配りしてあります資料ですけれども、それぞれ担当課のほうから説明をさせていただきます。

【大場委員長】 午前中に山田博司委員より請求がございました資料に関する説明をお願いいたします。

【吉村雇用労働政策課長】 ご質問がありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する提出資料」にあります、離職者等再就職訓練事業の「等」とは何かということでございますけれども、離職者というのは、一旦就職をして職を離れられた方ですが、それ以外の職についていない無業者の方、具体的にはさまざまなケースがあらうかと思っておりますけれども、主婦とかニート等の方を含んでいるということで、ただ、就職の意思があるということが前提になっております。

【福重新産業創造課企画監】 午前中に山田博司委員のほうから、知事専決事項報告分の中で資料を求められました、燃料電池船建造プロジェクト事業に関する専決理由の部分につきまして、資料を作成しております。

お手元の「燃料電池船建造プロジェクト事業に関する専決理由」をご覧ください。こちらのほうは、平成30年度当初で予算を上げた理由としまして、もともと燃料電池船としてつくった船は、今後、水素が供給できない状況になるということから、電動船への改造を予定していて、その改造費を計上したというところを書いてお

ります。

次の項目として、減額となった理由といたしましては、小型船舶の検査機関である日本小型船舶検査機構のほうに安全関係の許可を求めたところ、改造に関する仕様につきまして、現時点で、こちらが考えておった規模以上の改造を求められているというところで、仕様の決定には至っていないという状況で、年度内での改造ができなかったという事態になりました。

この協議が長期化している理由といたしましては、もともと燃料電池船から電動船に改造したという前例がなく、また、燃料電池船が水素を利用する船舶のため、今後、水素が利用できない仕様確実に構造上しなければならないという小型船舶検査機構からの要求がありまして、そちらの安全性の審査に時間を要している状況でございます。

以上で説明を終わります。

【井内新産業創造課長】 午前中、山田博司委員からご依頼いただきました、スタートアップ交流拠点のCO-DEJIMAの概要がわかる資料についてでございます。

カラー刷りのホッチキスどめの2枚の資料がございます。最初のカラー刷りの分はチラシでございます。名称を「CO-DEJIMA」としております。頭についている「CO」については、「ともに」、「一緒にやっていく」という意味を込めています。この出島の地から、新しいものを一緒に生み出していこうという思いを込めて、この名前をつけました。

1枚目の裏をご覧ください。上半分に写真と、右上のほうに、小さいんですが、平面図がございます。面積にしまして、約70坪ございます。出島交流会館の2階でございます。通常の会議室みたいな感じではなくて、交流を促進する

という意味でプロポーザルを受けまして、この案を採択した次第でございます。

2枚目のほうに写真をつけておりますが、これが実際の活用の状況のイメージでございます。上段のほう、人が集まって講演をしている様子がございます。これは、部長説明におつけしておりますスタートアップラウンジの状況の写真でございます。

写真下が、入り口から入った全景が見える写真でございます。交流の促進と、あと、個別のブースも設けておりまして、現在、3社が入居しておるという状況でございます。

【宮本若者定着課長】 午前中、山田博司委員から資料提出の要求がありました、平成23年11月30日付の総務大臣通知の資料をお配りさせていただきます。

【山田(博)委員】 理事者のほうから説明がありましたので、再度質問させていただきますが、まず、出島スタートアップ交流拠点という整備事業があったんですが、契約方法は随意契約になっていますけど、プロポーザルということでありましたが、プロポーザルの審査の資料をずっと探しているんですけど、どこにありますか。私が見つけきらないのかどうか。

「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」の中に、平成31年2月4日に契約しました、随意契約となっていますけど、先ほど新産業創造課長はプロポーザルをしましたということですが、その入札結果一覧表というのが添付されているのかされてないのか、そこをお答えください。

【井内新産業創造課長】 その結果については、おつけしておりません。

【山田(博)委員】 理由は、なぜつけてないんですか。本来であれば、きちんとつけないといけ

ないと思うんですよね。忘れていたんですか。印刷ミスですか。誰かが間違えて、どこかにやったんですか。「それは不思議だな、びっくり仰天だな、僕は」というふうになるわけですね。

これは、後で考えてからお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【小林産業政策課長】 基本的に、後部につけている資料というものは、総合評価方式等、競争入札によるもののみ載せることになっておりますので、本件につきましては載っていないということになっております。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

総合評価方式等、競争入札のもののみ詳しい資料というものをつけることをなっているということでございます。

【山田(博)委員】 総合評価、産業政策課長、総合評価だけつけるということでありましたね。それで間違いありませんか。

いいですか、あなたみたいな立派な課長さんが間違ったら、大変なことになるとよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

―― 午後 1時39分 休憩 ―

―― 午後 1時42分 再開 ―

【大場委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 それでは、若者定着課長にお尋ねしますけれども、先ほど午前中に、「官公庁に対する寄附金等の抑制について」ということで、昭和23年1月30日に閣議決定された文書をわざわざ平成23年11月30日に総務大臣が、昔の昭和23年1月30日に閣議決定したことを、簡単に言うと、官公庁が寄附金を集めたりするなとかという、そんな文書をわざわざ、なぜか平成23年の総務大臣が各都道府県に出しているわけだ。若者定着課長は、これは多分見てない

と思うんです、私はね。私も、体育保健課から見せられて、「先生、これで子どもたちへの寄附、いろんなスポーツ振興はできないんです」と、堂々と言ったからね。じゃ、若者定着課のアシスト事業の寄附はどうなるのかと、私は思っていたわけですよ。

そこで、後は、若者定着課長が全庁的に、総務大臣の通達文書をどのような扱いをするかというのを、最後はあなたの関係機関と協議した結果を、時期が来たらきちんと説明していただきたいなと思っているわけです。今説明しろと言っているわけじゃないから、そんな無理難題なことを私は言いませんよ。最近、人間ができていないからね。

私は、これがおかしいと思っているんだよ。当時の総務大臣は誰かと聞きたいんだよ。若者定着課長、頑張ってくれ。しっかり答弁。

【宮本若者定着課長】 この件につきましては、産業労働部だけではなく、全庁にかかわることもありますので、総務部などとも協議をさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 それで、若者定着課長、まず、大場委員長といろいろ協議しながらせんといかんよ。これは大場委員長の大岡裁きが、最近さえているからね。そういうことで進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、雇用労働政策課長、離職者等の再就職訓練でありますけれども、「離職者等」の「等」いうのは、「無業者のことで、具体的には就職の意思がある主婦やニート等をいいます」と言うでしょう。就職の意思がある主婦、ニート、これはどうやって判断するんですか。

【吉村雇用労働政策課長】 この訓練、県の委託事業でございますけれども、訓練を受講するた

めには、ハローワーク、職業安定所長の受講指示、または自己推薦が必要ということになっております。ハローワークに求職登録をしてあるということが前提となっております。

【山田(博)委員】 ハローワーク、ハローワークと、まず、初歩的なことすみませんけど、確認ですけど、これは国のほうも支援が入っているのか、入っているんだったら幾らの割合でしたか、それをお答えいただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 この事業は100%国庫の国からの委託事業でございます。

【山田(博)委員】 国からきているということでもありますけど、離職者等の無業者のことで、具体的には就職の意思のある主婦やニートということで、要するにこれはハローワークで、この人は就職して頑張る意思があるからということで、こういった訓練をなさいと。受講した後に、その人は100%就職するだろうということになっているわけね。追跡調査しているかしてないか、そこだけお答えください。

【吉村雇用労働政策課長】 期間に限りがございますけれども、訓練終了後3カ月の間に就職したかどうかのフォローアップを行っております。

【山田(博)委員】 そのフォローアップした結果は国に上げているのか、どうなっているんですか。それをお答えいただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 国に上げております。

【山田(博)委員】 国に上げて、この委員会への報告はあるんですかないんですか。

【吉村雇用労働政策課長】 委員会にご報告はいたしております。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長は、国から委託されてこの事業をやっておりますと、長崎県の県民のために、あとどうやっているかということをやっていますけれども、この結果は国

に上げて、長崎県には公表してないと、議会にも公表してないということですね。そういうことでしょう。国に上げて県議会に報告しているんですかしてないんですかと言ったら、報告してませんと言ったでしょう。そういうことでしょう。あらっ、また自分が言っていることは何かわからなくなったんですか。しっかりしてくれよ。どうなっているんだ。

【吉村雇用労働政策課長】 非公表で秘密事項にしているという意味ではございませんで、積極的に、例えばこういう委員会の場で資料提出等の形でご報告をしたことがないということを申し上げたつもりでございます。

【山田(博)委員】 それは、せんといかんでしょうが。あなたはどこの職員ですか、雇用労働政策課長、国の職員ですか。吉村課長、長崎県の職員だよ。それをなんで、国から予算をもらっているから、これはいい事業をやっているのに、国に上げて、なんで長崎県に上げないんですか。上げてもいいんでしょう。公表してくださいよ、そんないい事業は。現状はどうなっているんですか。

えっ、またわからない。あれっ、さっきもわからない、今もわからない。しっかりしてくれよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 1時50分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 吉村課長、大場委員長の大岡裁きも何回も使われないんだから、わかっておかないといかんよ。

もう一回言いますよ。この「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」の中で、離職

者等再就職訓練事業があるじゃないですか。これは国の事業でやっている。これで無業者の方々が、主婦とか何かを受けていますね。その人が受けた後にどれだけの就職率を上げているかというのを、統計をとっているんでしょう。それを国に上げているんでしょう。そうしたら、この県議会に上げてないというんだったら、私たちにも教えてくださいと言っているのに、あなたが頭を抱えて、何でしょうかね、わかりませんね、それじゃ話にならないと言っているんだよ。

そんなことはあるか。あなたは国の役人じゃないんだろうが。長崎県の職員で、私が質問した時に頭をかいたりとか、首をかいたりとか、質問していいのか悪いのか、わからんじゃないか。私は、真面目にやっているんだよ。吉村課長、しっかりやってくれよ。答えてください。

【吉村雇用労働政策課長】介護福祉士養成講座の就職実績でございますけれども、これは2年間、24カ月の訓練ですので、平成29年度と平成30年度にかけて実施した分のデータが直近になります。23名の方が終了されて、就職者が21名、就職率として91.3%という状況になっております。（「両方とも」と呼ぶ者あり）合計で。

【山田(博)委員】吉村課長、これは2つあるでしょう、A委託、B委託。それぞれちゃんと答えてくださいよ。答えているのか答えてないのか、わからんじゃないか。しっかりやってくれよ、吉村課長。私がだんだん頭が痛くなってきたよ。

【吉村雇用労働政策課長】先ほど申し上げた数字は、全体の合計額でございまして、申しわけございません。今手元にその内訳数字がございませんので、内訳については、後ほどご報告さ

せていただければと考えています。

【山田(博)委員】 そうしたら、今の時点でわかることを答えてくれよ。

大場委員長のもとで農水経済委員会をしているにもかかわらず、この「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について答えられなくてどうするんですか。後から持ってくるじゃないぞ。しっかりやってくれよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 1時53分 休憩 —

— 午後 1時54分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、しっかりやっていたきたいと思いますよ。

それで、新産業創造課長にお尋ねしますが、先ほど燃料電池船建造プロジェクトの協議が長期化している理由というのは、きちんと文書化されてきたわけですね。ということは、こういった状況が、もう何年続いておりますか。そこをお答えいただけますか。2年でしょう。2年ぐらいたっていませんかね。

【福重新産業創造課企画監】 こういった状況は、1年続いているところでございます。

【山田(博)委員】 これは平成30年、平成29年度からやってなかったですか。よく考えてください。

【福重新産業創造課企画監】 平成29年度は、この燃料電池船を使いまして、データどりを行ってございました。昨年度、平成30年度にこういった改造の検討に入っていたというところでございます。

【山田(博)委員】 事実上、そうじゃないですか。2年間やってみて、データをとったと言いながら、あげくの果てはこんなに、事実上2年じゃ

ないですか。

この燃料電池船をつくる時に、データをとっていたんでしょう。1年目はデータとり、2年目はこうやったんでしょう。事実上2年じゃないですか。違いますか。

時間がきたので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほか質問はありませんか。

しばらく休憩します。

— 午後 1時56分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(朋)委員】 午前中お願いをしました、市町と産業振興財団の誘致活動について、説明を受けたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】 お手元に資料を配付させていただいております。「市町と産業振興財団の誘致活動について」、昨年度の市町との活動連携についてご説明いたします。

まず、1としまして、市町との集中企業訪問を行っております。

資料の訂正をお願いします。「平成31年度」と書いてありますが、これは「平成30年度」の間違いでございます。

期間は、昨年7月23日から8月10日まで、関東地域、福島、群馬、埼玉、東京、神奈川の地域を集中的に訪問しております。

参加した市でございますが、9市ございます。長崎市が3名、佐世保市が4名、諫早市が2名、大村市が1名、平戸市が2名、松浦市が3名、五島市が1名、西海市が2名、雲仙市2名が参加して連携して企業集中訪問を行っております。

この期間、合計532社を訪問いたしております。

この集中企業訪問のほかにも、市町からの要

望において、財団と市町と同行して企業訪問を実施しているところでございます。

2番といたしまして、県内視察への対応ということで、財団等が企業誘致の中で、現地視察に誘導する場合がございます。そこにおいて、現地工業団地でございますとか、オフィス系の場所につきましては、市町と一緒に誘致企業の対応を行っているところでございます。

それと、3番目といたしまして、市町から財団への研修派遣という形で職員が派遣されております。

平成30年度は、長崎市から2名、佐世保市から2名、平戸市から1名、川棚町から1名、計6名となっております。

【山田(朋)委員】 説明いただきました。ありがとうございます。

午前中の質疑の中では、1週間の集中期間と言われましたけれども、これは休みを除くと10日程はあるのかなと思いました。

そして、4,000件のうちの532件を各市町と一緒に同行いただいたということでもあります。必要に応じて、市町と同行した企業訪問も別途実施しているということでもありますので、この別途のほうの数字も、後もってまたご報告いただきたいと思います。来週以降で結構です。

それで、各市町が持っている工業団地と、産業振興財団が動いている企業とのマッチングとかそういったものがあって一緒に動いたりするだろうし、事前の打ち合わせとかあると思うんですけども、そういったものはどういうふうな形で定期的に行っているのかどうか。

市町の企業誘致の担当、例えば担当課があるところもあるでしょうし、担当の係しかいないところもあるでしょう。濃淡があると思いますが、どのような形でマッチングをして同行まで

持っていった実績を上げているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】市町と財団の情報交換といいますか、意見交換ですけれども、まず、年に一度、企業誘致推進協議会というものを開催しております、それを年度初めに行います。あと、そのほか定期的という形ではございませんけれども、随時、有望案件の確認でございますとか、情報交換をやっていると聞いております。

【山田(朋)委員】年度当初に推進協議会を行っているということであります。

当然、市町から財団に行っているところとかは、結構密なやりとりができると思うんですけど、人を出せない市町もあると思います。そういったところこそ、単独ではなかなか営業に行けないと思いますので、要望があれば随時と言っていますけれども、多分、専門の人員も十分に置いてないような市町もあると思いますので、そういったところには、こちらから積極的なアプローチをかけていただき、ぜひ企業誘致のほう、もっと数が上がるように、当然ながら4,000件も回っていただいているということは評価をしたいと思いますけれども、ぜひ市町ともっと連携を取りながら、この実績というものがもっともっと上がるようにしていただきたいということをご要望申し上げます。

このまま、ほかのことも何点か伺いたいと思います。

部長説明の7ページ、クレーンハーバー長崎ビルの件を伺いたいと思います。

大分埋まってきたとは聞いておりますが、この状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】クレーンハーバーの入居の状況でございます。

クレーンハーバー自体は、現在5フロアございますが、今、入居が決まっておりますのが、3フロアと2分の1という状況でございます。あと1フロアと2分の1、1.5フロアがあいているという状況でございます。

【山田(朋)委員】ご努力をいただいているところ、いろいろ申し上げたくないんですけれども、民間では考えられないスタートを切ったビルであるということは、皆様ご存じのことだというふうに理解をします。

もう何年ぐらいたちますかね。（「1年半ぐらいです」と呼ぶ者あり）そのときに1フロアしか決まっていなかった中での完成というのは、民間のビルでは考えられないところでスタートしたと思います。その後、努力をいただいていることはわかりますが、あと1フロアと2分の1ということですね。近くにBizPORT（ビズポート）ビルができました。当然ながら、オリックス生命も移られたように、魅力的なほうに移られるでしょうし、近さということで競合していると思いますが、単価的には、民間の立地の場所と同じような単価設定にしているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】クレーンハーバーの入居の賃料につきましては、近隣の賃料等を勘案しまして決めているところでございます。

【山田(朋)委員】当然ながら、民業を圧迫するようなことがあってはいけないので、値段を下げるという趣旨のことではありませんが、もっと魅力をアピールいただいて、しっかりとこのビルが埋まるように、引き続きのご努力をいただきたいということをお願い申し上げておきます。

次に、8ページ、県外の大学に進学した学生に対して、保護者宛てに知事からお手紙を出し

ていただいたようであります。このこととキャリアコーディネーターの活用ですが、これは福岡のほうとかにも設置をするとか聞いたような気がしますけれども、この実績とかをまず教えていただきたいのと、その手紙なんですけれども、どういったルートで発送しているのか。県外の大学に進学した学生の親にピンポイントで届くルートというものはどういうふうになっているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 まず、知事からの手紙のほうについて、お答えしたいと思います。

ルートは、県立高校につきましては、教育委員会と連携いたしまして、保護者様の住所を県立高校のほうで把握しておりますので、その住所に手紙を送っているというルートがございます。

あと、私立高校につきましても同様に、協力していただける私立高校につきましては、同じような形で、私立高校のほうから保護者の方に送っていただくというようなルートをとっております。

それから、福岡のキャリアコーディネーターにつきましては、新たに配置したところでございまして、福岡県内の大学の、まずはキャリアセンター、就職課というようなところを重点的に、毎日ではございませんけれども、訪問して、まず関係の構築を図っているところでございます。

【山田(朋)委員】 保護者宛ての手紙の件ですけれども、卒業生の保護者だから、住所は、学校としては管理をしているかと思います。当然、私の息子もこの春、高校を卒業しましたので、県外の大学に行って、4年後ぐらいにお手紙がいただけるのかなと思いますが、私は、もちろん県が積極的に行うことは非常に有効だとは思

うけれども、人によっての取り方ですけれども、私は卒業する時に、一切、今後、自分たちの個人情報をもそういった活用するとかという旨の何かを聞いたわけでもないし、これはあくまでも予防的なことでお話をしておこうかなと思っただけですけれども、もしかしたら、まかり間違っていて、そういうことを何か言われるような方がいらっしゃるかもしれないということはやっぱり配慮されるべきなのかなと思っております。

だから、SNSとかの登録のことも問題になりましたよね、卒業生に対しての。ちょっと積極的なアプローチが強かったこととか。

今、こういった個人情報とかいろんなことが重要視されている時ですので、「卒業後も、県内就職促進のために、保護者の皆さんにはお手紙が行くことがあります」ということを一言言っておいてもらったりすると、もっと子どもたちにもつながりやすいのかなと思いますので、申し上げておきたいなと思いました。

ちなみに、どれくらいの数を出したのかも教えていただきたい。

あと、キャリアコーディネーターの件ですけれども、お一人の方が福岡の大学を巡回、ぐるぐる回っていらっしゃるのか、どのような感じで、今行っているのかもお聞きをしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 まず、県外でお子様を持つ保護者への手紙の数でございますが、今回、今で言う4年生、それから3年生、2年生の県外の大学に行っている保護者の方に、郵便という形で手紙を送りました。

具体的には、今の4年生の保護者宛てが2,472、今の3年生の保護者宛てが2,443、今の2年生の保護者宛てが2,362、7,000通ぐらいを送っているところでございます。

次に、福岡担当のキャリアコーディネーターにつきましては、今回、キャリアコーディネーターを新しく3名増員しております、1人が福岡のキャリアコーディネーター。それから、もう一人、キャリアコーディネーターを束ねるということで、チーフキャリアコーディネーターも配置しております。さらに、東京事務所のほうにも1人キャリアコーディネーターを配置しております。

ご質問の福岡ということでありますと、チーフキャリアコーディネーターと動く場合もございます。あるいは、いわゆる県職員、私どもの課の職員と一緒に動いたりすることもあります。あるいは、一人で出張するということもありまして、そこは内容に応じまして、単独で行ったり、職員と一緒にいたりしているような動き方をしているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。じゃ、チーフコーディネーターの方は長崎在住というふうに理解していいですか。いいです。

今、福岡がメインターゲットになるかと思えます。大学で言うと、やはり福岡に結構、長崎県から子どもたちが行っていますので、ぜひ効果的な取り組みを引き続きお願いをしたいと思えます。

手紙の件なんですけれども、知事からどんな手紙を送られたかは、後もっていただきたいと思いますけれども、手紙を送るだけではなかなか、親が子どもに対して、例えば私が、「長崎県で就職せんね」と言う、何か本当にその材料、その手紙の内容だと思うんですよね。先ほども知事が、県内の高校や大学に行って、長崎県の人口減少の危機的状況についての話とか、それに対する有効策についての話をいただいているようだけれども、子どもたちに、「人口のどん

どん減りよるとさね。こがん厳しかとよ」と言ったら、かえって私は、あまりマイナスのことばかりの情報を与えるのもよくないのかなとも思う。現状ももちろん伝えないといけないけど、その中身を見せていただきたいなと思います。

もしその子たちに長崎に帰ってきてもらいたかったら、その子たちが夏休みとか、春休みとかに帰ってくる時のクーポンじゃないけれども、帰ってきて企業説明会に参加するメリットですね。参加して、例えば出島ワーフで生ビールが何杯飲めるとか、例えばですけれども、子どもたちが帰ってきて、その説明会に行こうと思えるような何かをつけて送ったほうが、よっぽど親も、「あんた、夏休みに帰ってこんね。こがんとのあるごたるよ」という話もできるわけですよね。だから、その中身を見せていただきたいということと、もっと子どもたちに響く手紙、せっかく送るのならそういったものをしていただきたいことをご要望したいと思います。

あともう一点、陶磁器産業活性化推進事業について伺いたいと思います。

この事業は、三川内焼、波佐見焼の展示会の開催や後継者育成等に対する支援を行っているということであります。平成30年が、当初で3,438万円の予算がありましたが、補正減が行われ、最後には2,803万1,000円になっておりました。

今年の当初予算が2,577万9,000円です。これを見ますと、昨年だけでも634万円ぐらい減がずっと続いているんですけれども、私は、三川内焼、波佐見焼、県内の陶磁器産業の活性化は非常に重要とありますが、この調子でいくと、またどんどん、今年度も減をされるのかなという心配をしておりますが、この減について、どうしてこういうふうになったかを、まずお聞き

したいと思います。

【宮地企業振興課長】ただいま山田朋子委員からお尋ねがございました、まず、減額の要因でございます。

陶磁器の活性化につきましては、財源としまして、国、県と地元の組合が共同して事業を行っております。

減額の主な内容は、波佐見焼の関係でございまして、従前から行っていた商談会、これはバイヤーさんが多くご参加される商談会がございまして、当初は、バイヤーとのつながりを構築したいということで継続してまいりましたけれども、一定バイヤーとの構築ができたということで、地元の負担もございますので、選択と集中という意味から、その事業は一旦やめようと。産地も含めて、そういうふうな取り扱いをさせていただいているところでございます。

【山田(朋)委員】もうバイヤーとの人間関係の構築もできたということで減になったということですが、地元負担は、この事業費に対してどれくらいあるんですか。

【宮地企業振興課長】手元に数字をそろえまして、後ほどご答弁させていただきます。

【山田(朋)委員】ほかのことで聞きたいと思います。

展示会の開催や後継者育成等の支援とあります。展示会開催の規模とか、私が思うには、減しなくても、展示会開催の規模、助成する基準が何か、規模はあるかもしれないけれども、もっと数を増やすとか、後継者育成のためにもっとメニューを充実させるとか、そういった方法もあるのかなと思うんですけど、こういったふうな、基準とか何かがあるんだったら教えてください。

【宮地企業振興課長】今、山田朋子委員がおっ

しゃられました展示会への出展は、消費者などに直接私どもの取り組みを訴える、非常に重要な機会だと思っております。

波佐見焼、三川内焼もおいでいただいておりますけれども、2月に東京ドームで、国内最大級のテーブルウェアフェスティバルというのがございます。これを中心に続けたいということで、大きなものとしては、そこに毎年出ています。今年度も出る予定になっています。

あと、三川内焼につきましては、波佐見焼より、いわゆるお値段も比較的高うございますので、富裕層のところに、もしくは若い人に売りたいということで、例えば渋谷のヒカリエという商業施設がございしますが、そこでの取り組みをここ数年、続けているところでございます。

【山田(朋)委員】テーブルウェアフェスティバルは、もちろん大きな展示会ということは理解しています。もちろん大きな展示会に出て、幅広にアピールをすることも大事だと思いますけれども、ぜひ、さまざまな展示会の規模もあると思いますので、もう少しほかのところの大小、ほかの部分の開催の時にもご支援をいただいたり、先ほど言われましたヒカリエの話もそうですけれども、今、三川内焼の白磁がすごくきれいで、ワイングラスだったり、日本酒を飲む器だったりで、結構人気が出てきていますので、しっかりと若い方に向けてアピールをいただきたいということを申し上げたいと思いますし、何より、やはり業界的に非常に厳しい状況にある中、私は、こんなに毎年毎年、減額されるような状況にならないように、しっかりと、もっと幅広に地元の方々のお話を聞いて、小さなものでも支援をすることによって広がるものも出てくると思いますので、ぜひ強く支援のほどをお願いしたいということを申し上げて、質問を終わ

りたいと思います。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【堀江委員】 農水経済委員会の概要説明、5月20日にありました。あのときの企業誘致のことについて質問したいんですが、委員長、委員の認識を一つにするために資料を再度配ってもらっていいですか。

【大場委員長】 資料を配布してください。

しばらく休憩いたします。

— 午後2時16分 休憩 —

— 午後2時17分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【堀江委員】 「企業誘致について」ということで、雇用実績の数を私が質問した時に、雇用実績数を明記していただいたんですが、手元にある資料は、平成31年4月の雇用実績数で732名というふうになっています。それが、5月20日の時にいただいた資料は、平成30年4月の実績ということで448という数字があります。つまり、この平成28年度を見ますと、誘致企業数は10件、これは変わりません。でも雇用計画数が1,003人ということで、それに伴う雇用実績数というのは、これは毎年毎年、この実績数だけが変わるということですか。

【佐倉企業振興課企画監】 お手元の資料の雇用実績数の意味でございますけれども、平成28年度の欄の732という数字は、平成28年度に立地が決定いたしました企業誘致件数10件、合計の雇用計画数が1,003名、これに対して平成31年4月に732名というふうな、今、現時点で雇用がなされているということで、委員おっしゃられたように、昨年448という数字から732というふうに、ここの欄の数字が増えているということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、平成28年度に誘致した企業の最初の雇用の計画数が1,003名ということですが、ちなみに、平成31年4月の段階で732、30年4月の段階で448、では平成29年、平成28年4月の段階の数がありますか。今わかりますか。

【佐倉企業振興課企画監】 平成28年度の1,003に対する平成29年4月の、平成28年度末という感じになりますけれども、その数字は351名でございます。

【堀江委員】 要は、そうしますと、この企業誘致に伴う雇用実績数という、普通、雇用実績数となると、その年、その時に出された数字がもう変わらないのかと思うんだけど、この企業誘致で出される雇用実績数というのは、毎年毎年変わるんですよね。でも、私たちがもらうのは、この1枚ペーパーしかもらわないから、去年の数字は覚えてないからですね、ですよね。そうすると、平成28年度の約1,000人の希望に対して351人、448人、732名ということで、努力されているわけですよね、雇用の実績。そうすると、今度は29年度も、そういうふうに雇用の実績数というのは変わっていくんですよね。でも、変わっていくということを、この資料だけではわからないですよね。

皆さんが努力しているのは、最初の計画がありますと、1,000人雇用しますと言った。それを例えば2年目、3年目、4年目ということで努力をされている。そういうことがわかる資料にしないと、雇用実績数の何か意味がよく伝わってこないんじゃないかという疑問を私は持つんですが、その点はどんなふうに考えておられますか。

【佐倉企業振興課企画監】 この誘致目標につきましては、総合計画期間の平成28年度から令和

2年度までで2,700名という雇用の場を創出するということを目標に掲げて活動を行っているところでございます。

委員ご指摘の、それに応じた雇用実績数の把握と表現方法につきましては、その経過、経年の動きがわかるように検討をさせていただきたいと思っています。

【堀江委員】 今回は5月20日に追加資料があって、その後すぐ、今度の6月定例会が始まる前に、一番最新の資料ということでしたというのでもあって、初めて雇用実績数がこんなに変わっているということが見えたんです。皆さんは担当課だから、手元に経年的に雇用実績数が伸びているということがわかんと思うんですけど、やっぱり委員会に出す資料は、努力をされている、そうした数字がわかる数字というか、表記の仕方というんですかね、統計的にはちょっとよくわかりませんけれど、努力をされている、そのことが見える図表というか、表記をしていただきたいということを、この機会に希望しておきたいと思います。

もう一点は、2日前ですね、6月26日に長崎県労働組合総連合が、「長崎県最低生活費試算調査の結果について」ということを、調査したことを発表いたしました。このことについて質問したいと思います。

2018年10月に改定された長崎県の最低賃金は762円で、全国平均額874円を100円以上も下回り、全国で2番目に低い賃金です。時給762円では、一日8時間で月21日働いて月額13万円という状況になります。

そこで、長崎県労働組合総連合は、具体的には単産の労働者を対象に生活パターンを調べる生活実態調査、及び持ち物をどれくらい所有しているかを調べる持ち物調査を行って、その結

果を精査し、生活に必要な費用を一つ一つ丁寧に積み上げていくマーケットバスケット方式によって、人間らしく暮らすために最低限必要な費用を算定して、それには10代から30代の実際にひとり暮らしをしている141名分のデータを分析した結果についての報告がなされているわけですが、その中で試算の月額を賃金収入で得ようとする、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算をして、長崎県でも最低賃金は1,500円でないと普通に暮らすことができないというふうな結論を公表されています。

もちろん、長崎県の最低賃金が協議されます長崎地方最低賃金審議会に最低賃金の引き上げを求めるという方向を示されているんですが、この最低賃金の問題につきましては、長崎県は鹿児島に次いで2番目に低いという状況の中で、最低賃金を上げてほしいというふうな要望はもちろんご承知のことだと思っているんですが、一つの労働組合団体が出された資料ではありますが、既にご存じかと思っておりますので、長崎県としての見解といいますか、これについての感想といいますか、お考えがありましたら、ぜひこの機会にお示しいただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 委員ご指摘のとおり、現在の長崎県の最低賃金は762円ということになっております。

この金額につきましては、中央最低賃金審議会から示された引き上げの目安をもとに長崎地方最低賃金審議会において、公益、労働者、使用者の各代表が、それぞれの立場から、審議、答申をして、長崎労働局長が決定をしたものであって、相互の合理性を有するものというふうに考えております。

県といたしましては、とはいえ、この762円というのは、全国レベルで見ても低い状況にございますので、地域の活力と申しますか、誰もが意欲を持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会、あるいは若い世代が家庭を築き、安心して子どもを産み・育てる、あるいは、やはり若者の県外流出の大きな要因として、賃金が安いといったようなお声もお聞きしておるところで、最低賃金の引き上げについては重要なことと考えておりまして、毎年、地方最低賃金審議会に対して部長名で、慎重な、十分なご議論をいただくようお願いしているところがございます。

今回の発表されました、最低賃金の1,500円必要だということにつきましては、県としてはコメントする立場にないものというふうに考えております。

【堀江委員】 ごめんなさいね。私、初めてこの委員会に来たので、ちょっと課長の言葉が聞き取れないところがあって申しわけないんですけど、県外流出云々というところはわかりました。その後の引き上げについてはどういう見解を持っているのかということと、1,500円については、結局コメントする立場にないと言われたのか、もう一度、そのところを教えてくださいませんか。

【吉村雇用労働政策課長】 現在の762円という最低賃金、これは引き上げていくことが重要であるというふうに認識をしております。ただ、水準としてどれくらいが適当なのか。これは最低賃金審議会のほうで、それぞれの各界の代表のご意見を踏まえて決められていくものでございますので、ある程度合理性のある水準なんだろうというふうに認識をしております。

では、それを引き上げることが重要、必要と

いう認識の中で、この1,500円をどう、要はどこまで引き上げるのか、1,500円についてどうなのかということについてはコメントする立場にないものというふうに考えております。

【堀江委員】 今の課長の答弁はよくわかりました。最賃の引き上げは、もちろん必要だと認識していると。じゃ、その最賃が、今、鹿児島に次いで2番目に低いという状況の中で762円、それをどれくらいに上げるかというのは、もちろん長崎県が決定する事項ではありません。私が申し上げるまでもなく、長崎地方最低賃金審議会というところで、これは労働者であり、雇用者であるという関係者が、きちんとそれぞれに選出されたメンバーで協議をされるということは私も存じております。

その上で、コメントとしては、1,500円必要だというこの一つの団体の実態調査についてコメントする立場にはないということなんですけれども、最賃の引き上げは重要であるという認識は示されたというふうに思っております。

そういう意味では、鹿児島に次いで低いという長崎県の最低賃金は、一方で国が中小企業の予算を抜本的に引き上げて、それによって中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免し、賃上げの応援をするということも私は必要かなというふうに思っておるんですが、例えば長崎県が国に対しさまざまな要望を行っていると思うんですが、賃上げの応援をするという意味から、中小企業支援の予算を抜本的に引き上げろというふうな趣旨のそういう要望というのは、政府施策要望だけではなく、あらゆる機会に国に要望する、産業労働部の中で要望するということは、これはないんですか。あるいは、あり得ないんですか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後2時29分 休憩 —

— 午後2時29分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【廣田産業労働部長】 今、最低賃金についてのご質問でございますけれども、先ほど雇用労働政策課長がご答弁したように、最低賃金、賃金というのはやはり住民の生活に直結するものでありますので、その最低賃金を上げてもらいたいというのは、私ども長崎県の立場として、そう考えております。

そういうことから、先ほどご説明したように、長崎地方最低賃金審議会のほうに、毎年、産業労働部長の名前で要望しているところでございます。

その最低賃金を上げるに当たっての支障、これはいろんな、さまざまな支障があろうかと思えます。そこについては、先ほど堀江委員のご意見もございましたけれども、こういった手法が考えられるかということを、いま一度検討させていただいて、取るべき措置があれば検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 なかなかこの問題は、長崎県が判断できない問題でもありますし、公的な機関、いわゆる長崎地方最低賃金審議会で決定されて、長崎県の最低賃金が幾らかというのが決まるという、きちんとした機関がありますので、もちろん、それに向けて、長崎県の姿勢としては、最低賃金を上げてほしいということは言っているということは、もう今確認いたしましたので、その点については評価したいというふうに思っております。

いずれにしても、私としては、一団体が出した実態調査といいますか、資料であっても、一つの資料として、いわば真摯に受け止めていた

だいて、今後、少なくとも長崎県の最低賃金を引き上げていくということでの、活用というふうにはならないと思いますけれども、その立場での一つの資料として受け止めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

【宮地企業振興課長】 先ほど山田朋子委員からお尋ねがございました陶磁器の関係で、数字的にどういうふうに減じたのかというところのご答弁でございます。

先ほど申し上げました東京ドームの取組と、いわゆる展示会、もう一つバイヤーとのつながりをやる事業でございますが、平成30年度当初予算で3,000万円程度、それに投じてございます。それが、平成31年度当初予算で2,100万円程度に減じております。これは、事業費ベースとして減じたのは、先ほど申し上げた、バイヤーとの商談会を取りやめたということで、3分の2以内で私どもは補助金を支出しておりますので、補助金ベースで申し上げますと、2,000万円が1,400万円程度で600万円ぐらい、この事業に伴って減じているという状況でございます。

【大場委員長】 先ほど山田朋子委員の中で新卒者に対する知事からの手紙ですね、そちらの提出要求がありましたけど、もし本委員会中に間に合えば出していただきたいと思いますと思いますが、対応は可能でしょうか。

しばらく休憩します

— 午後2時33分 休憩 —

— 午後2時34分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします

— 午後2時35分 休憩 —

— 午後2時45分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【麻生委員】 議案外の関係でお尋ねしたいと思っておりますけれども、海洋エネルギー関連産業の創出についてお尋ねをしたいと思っております。

ここに海洋クラスターの関係の動きは書いてありますけれども、洋上風力が、大きく今、公有水面の30年定期借款とあわせて、国の動きが活発になってまいりましたね。その関係で、今、五島の崎山沖で戸田建設さんがされている、これについては認知はしているわけですが、県内でどのぐらいの規模の洋上風力が今後見込まれるのか、まずその点をお尋ねしたいんですけれども。

【福重新産業創造課企画監】 まず、県内でどれほどの商用事業が、現時点において洋上風力事業で見込まれているかのご質問でございますが、先ほど委員ご案内がありました五島の洋上風力、今、1基立っておりますが、同じ崎山沖のほうで2.2万キロワット（22メガワット）の洋上風力発電事業というのは計画されております。

また、同じく県内でございますが、西海市江島沖のほうで、別の事業者によりますが、24万キロワットの商用事業が予定されております。

【麻生委員】 22万キロワットとか話がありましたけれども、戸田建設さんがやろうとされている案件は、浮体風力の関係で10基ほど、これは500億円から600億円ぐらいと聞いていますけれども、正確な数字。

それとあと、今課題になっていきます江島沖でやる話ですね。1基40億円が約25基以上になってくるということであると、1,000億円以上を超える案件があつて、なおかつ、環境アセスの話が出ていますけれども、そういうふうな動きの

実態を教えてもらっていいですか。

【福重新産業創造課企画監】 先ほどご説明いたしました発電規模に基づいて、どれほどの建設コストであるとか、維持費などが発生するかというところの見込みにつきましては、発電規模からの固定買取価格制度の係数を用いた計算によりますと、2つの事業の合計で、建設費、初期投資が1,480億円、そして、その後20年間引き続き行われる運転保守の費用が1,179億円かかる見込みとなっております。

そして、アセスメントの状況でございますが、五島の崎山沖で計画されております商用事業につきましては、現在、既にアセスメントは終了しております。西海市江島沖のほうの事業につきましては、現時点でアセスメントの途中でございます。

【麻生委員】 今回国が、経済産業省、国土交通省で動き出しています促進区域の指定が今後の大きなテーマだと思っているところですが、果たしてこの崎山沖、また江島沖の地域が、環境アセスが終わって選定されるかどうかという観点があると思うんですけれども、これに関して、海洋クラスターだけに任せていいのか。

それとも、先ほど要望・陳情がありましたという話で、この前、国土交通大臣ところに知事と一緒にいった時にも、知事からもこの話が出ていましたよ。「海洋クラスターのエネルギー関係についてお願いします」という話だったけど、もうちょっと具体的に要望・陳情を上げながらやる話がまず1点。

あと1点は、事業体としてどこと組んでやるのか。この前、海洋クラスターの坂井理事長と話をしていた時には、「サプライチェーンができないんですよ。今、ブレードは全部中国製、そして、減速機は全部ヨーロッパ製、機械の中

に入り込めるような余地がなかなかない」と。もちろん、日立の減速機メーカーも撤退しましたから、こういうことについて、本当に、じゃ、課題として今挙げていますけれども、具体的に、県は海洋クラスターだけに任せていいのか。もうちょっと入り込んで、まず、エリア指定の促進を、もっと政治力も含めて活動する件と、あと、サプライチェーンに対して、もっと地元企業に対してアプローチをかけながら取組を後押しするというような展開ができないのかということをおっしゃっているんですけれども、その点についての考え方を教えてください。

【福重新産業創造課企画監】 先日、4月1日に施行になりました再エネ海域利用法、こちらの法に基づきまして、現在長崎県のほうで、候補区域の情報を提出しております。

こちらの要望区域、新聞情報によりますと、本県も含め9道県から情報が出されているということでございまして、最終的に国のKPIが、2030年度までに5地域で、この法に基づいて稼働するプラントを創出するという目標になっておりますので、現時点でなかなか狭き門のような印象を受けております。

そういった中で県といたしましても、まず、産業労働部長が五島市長、そして西海市長とともに経済産業省と国土交通省に参りまして、改めて本県の海域について促進区域の候補にしたいということをお願いしております。また、知事が港湾局長と面談しまして、同様の旨の要望をしているところでございます。

今後も、引き続きこういった機会、どういった方法が効果的かということにつきまして、内部で検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、サプライチェーンの構築につきまして

は、現在、クラスター協議会を中心としまして、県内の各分野におけるサプライチェーンの構築、まずは、各分野の中核企業を育成しまして、そこを中心としましてサプライチェーンを構築していくという支援をしておりますが、依然として、動きとしては、まだなかなか進んでない分野が多いと思っております。

メンテナンス、そして計測の部分につきましては一定動きがあるものの、委員ご案内のような構築物関係のところの動きは弱いところでございまして、こちらにつきましては、クラスター協議会に任せることなく、まず、大手の企業について、県も一緒に交渉しながら、誘致も含めて能動的に働きかけてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 促進区域の指定については、経済産業省、国土交通省の状況でしようけれども、今、九州で言えば響灘、東北は青森陸奥湾とか、そういう地域間競争になろうかと思っておりますので、こういう状況の中では、促進区域にしっかりと取り組んでいけるような状況、そこをお願いしたいなど。

あと一点は、事業体ですよ。一部話を聞くと、今言われたように、投資効果1,000億円とか、1,500億円とかという大きなプロジェクトですよ。これが1事業体でできるのかということ、相当なリスクがあるということで、そこに対してどう働きかけて、この海洋クラスターの予算と事業体を結びつけていけるかということが大きなキーポイントじゃないかということも言われておりましたけれども、これに対して、企業体とそういったクラスターとを結びつけるような動きは、担当部局でどのような動きをされているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 電力事業者と地元

のクラスターとのつながりをどうやってつけていくかというご質問かと理解しておりますが、こちらにつきましても、電力事業者が本県の事業をしたいという場合におきまして、クラスター協議会が窓口となっていていろいろな支援をするということになっております。

そういった流れから、ぜひ県内の企業を使っていたきたいとお願いしているところでございます。それは、現時点ではまだ実証事業のレベルですけど、今後行われる商用事業につきましても、同様の動きを行うつもりでございます。

【麻生委員】今後の課題でもあることでありますので、ぜひ、いかに取り込んで、先ほど言いましたように、クラスターがなかなかできなければ、メンテナンス事業でしっかり取り込むということがいいんでしょうけれども、その前に、環境アセスの問題がありますよね。選定される一番大きな課題の中で言われているのは、地元住民とのコンセンサスの状況ですよね。そして、やっぱり漁業者に対する支援事業がちゃんとあるのかどうか。

島民の皆さんとも、もちろん漁業権の関係もあるかもしれませんが、この洋上風力に対してしっかり理解を得ているのかどうかということで、五島の戸田建設さんがされていることについては、地元へ何回もお邪魔した中では、広げてオープン的な形で、それに対してはとれておりましたけれども、どうも江島と平島の関係については、この前お話をしたとおり、地元住民の皆さんに聞いても、一部了解を得てないところもあるという形も聞いております。今後の選定事項にかかる大きな論点でもあるんですけど、これについてのお考え方はどのようなお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】こういった洋上風力の事業の促進を県内海域で行うに当たりまして、漁業者の方々の理解というのは必要不可欠、さらに、地域の住民の方々の理解を得るということも必要不可欠と考えております。

そして、再エネ海域利用法の促進区域の指定のプロセスの中には、まず、促進区域の候補となった後に、県と国が共同で設立します地域協議会というものの中におきまして、地元のステークホルダーと申しますか、漁業など住民の方々と交えた協議会を開催いたしまして、理解を、合意形成をつくった上で次のプロセスに進むという立てつけになっております。

県といたしましては、共催いたしますそういった地域協議会の中で、なるべく地元の方々に事業の本質についてご理解いただきまして、ご賛同が得られるように図ってまいりたいと思っております。

【麻生委員】ぜひしっかりと細かな意見も吸い上げていただいて、理解を得られるような取組をお願いしたいと思っています。

現場ではいろいろな声が上がっているのも事実だと思っていますし、この前、現地の声もお伝えしましたとおりです。あわせて、今回、選定に長崎が入るかどうかということが、一番大きな視点だと思っているんですよ。だから、これに対して海洋クラスターだけではなくて、本当に一緒になって取組を後押ししてもらいたい。

これだけ造船業関係が厳しい視点にあるんですよ。それに、じゃ、すべて置き換わるかといったら、なかなかこれは置き換わらない事実もあるんですけども、再生可能エネルギーが、昨年、エネルギー試算として、第5次が発表されましたよね。それで、22%から24%は再生可能エネルギーをやるということで動き出し

ましたので、長崎がこれについて洋上風力の中でやっていけるんだということを、ぜひ、この取組をお願いしたい。海洋クラスターだけに任せるんじゃなくて、一緒になって後押しをしてもらって、促進区域に入るように。そして、2030年までに何らかの形がとれるような動きをぜひお願いしたいなと思っておりますけれども、最後に、産業労働部長のご意見を賜りたいと思います。

【廣田産業労働部長】麻生委員からの海洋産業関係についてのご質問でございますけれども、私どもの認識といたしましても、やはり造船業に次ぐ新たな基幹産業の構築ということで、昨年度、この海洋関連、IoT・ロボット、それと航空機産業、この3つの産業分野を今後の成長分野として位置づけております。その中で、当然、この海洋産業関連についても位置づけております。

やはり今後の長崎県の産業の活性化のためには、海洋産業関連の事業構築というのは必要不可欠だということで考えております。それで、今年の4月に新たな法律ができて、促進区域の指定というところが要件となったわけでございますけれども、まずは、その指定をとることが最も大事なことかと思っております。

そのようなことから、先ほど企画監が答弁いたしましたけれども、知事、そして私をはじめ、そして地元の市長とともに関係省庁のほうにも要望に動いているところでございます。

この分についても、促進区域が指定になり、最終的に指定になるまでがいろんなプロセスがございますので、その節目、節目で同様な対応を行っていきたいと思っております。

それとあと、それに関連する地場企業の関わりでありますけれども、こういった事業に大手

の事業者だけでなく、やはりそこに地場企業がどのように参画するかということが最も重要だと思っておりますので、現在、クラスター協議会の中でも、県内の企業も参画しながら、人材育成であり、また技術力の向上について、今後検討していくようにしておりますので、そこにつきましても、やはり県の主要施策として位置づけている以上、私ども県といたしましても積極的に関わって、事業の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】部長の決意も聞いたんですけど、一部お話を伺う中で、これは国が動くとか国会議員の話を聞く中で、やっぱり一つは政治力というのと、あと一点は、大手が資本力、今回、江島沖で言っているような話は、ゴールドマンサックス、そういう証券会社が上におって、本当に大きい資本を投下して、全部持っていくという話なんですよ、フィットでね。そういう構造も見えている中で、地元がどう絡めるのか、そしてまた、一つは、言ったように、選定地域に入れるのかどうかというのが、まず要件ですから、そういう2つの状況があるので、しっかり構造を見ながら、担当だけに任せるんじゃなくて、もっと入り込んでいかないと、長崎にそういう洋上風力の関係が厳しいんじゃないかと思っておりますので、1点お願いしたいと、要望しておきたいと思います。

あと一点は、海洋潮流発電ですけど、今、奈留島沖のところでやっておりますけれども、あれも型式認定という形でしかなくて、オープン hidro というか、あのメーカーは潰れましたから、そういうことでやっておりますけれども、これも次の大きなステップだと思うんですよ。だから、海洋クラスターの皆さんとも連携しながら、産官学でとにかくしっかりと、長崎の基

幹産業になるように、ひいては型式認定がとれるような状況になれば一番いいんでしょうけれども、そういったことについても後押しをしてもらうように、ぜひしっかりと体制をとって取り組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思います。

【大場委員長】 資料を配付しますので、しばらく休憩します。

— 午後3時 2分 休憩 —

— 午後3時 3分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【徳永委員】 企業誘致について、お尋ねいたしたいと思います。

先ほども質問が出ておりましたけれども、平成30年度では、企業訪問が4,198、それで実績が6社、雇用が952人、これは数字から見れば、この訪問は、本当に一生懸命やられているなという思いがありますけれども、結果6社ということで、この数字というものが、これが予想される数字なのか、そしてまた、他県に比べてどうなのか、まず、この点をお聞きをしたいと思っております。

【佐倉企業振興課企画監】 昨年度の企業誘致につきましては6社で、一旦立地したものも含めて9件ということでございます。

企業誘致というところを見ますと、全国的に投資意欲が旺盛という状況がございまして、九州各県を見ても、正確な数字というのはデータがとれないので、数字はお示しできませんけれども、好調なのかなというところが見てとられます。

本県のこの6社というのは、他県と比較していいのか悪いのかというのなかなか評価が難しいんですけれども、近年、工場だけではなく、

情報通信系、昨年度も立地が実現しましたし、一定成果が上がってきているものと考えております。

【徳永委員】 確かに、厳しいのかどうか、他県に比べてどうなのかというのは、いろいろありますでしょうけれども、私は率直に言って、長崎県は地理的ハンディ、そして輸送コスト、いろんな面で厳しいのは、我々も理解をしております。

ただ、そうは言いつつ、ここは競争ですから、いかにして誘致をしていくかということ、これは逃げられるわけではありませぬので、私は以前もこの委員会でお聞きをしたことがあったんです、実際、実績についていろいろと協議をしているのか。例えば部内で、それとやはり財団でこの結果について検証、ここは実績の数字について検証する。他県、いろんな企業誘致の競争が激しい中で、実際この数字がどうなのか。そして、今後どういうものがやはり問題なのかということをやらなければ、毎年毎年、4,000という数字を、たしか前に聞いた時も、大体4,000ぐらいが訪問先なんですよ。実績も大体一桁あるかないかということでした。

だから、私はそこをいろいろと協議をしながら、その中で問題点をしっかりと出し合って、また、次の企業訪問に結びつけるとっておるんですけれども、その辺のことはやられているのかどうか。

【佐倉企業振興課企画監】 企業誘致につきましては、やはりそのときの社会環境、経済環境に応じてターゲットなり絞り込むところが違うと思っております。

例えばこの10年間を見てもみますと、10年前は、やはりリーマンショックがございまして、有効求人倍率が今のように1.2とかではなくて、0.6

とかという状況の中、雇用の場を確保するために、成長産業である自動車関連産業という新しい、県内にないようなものをターゲットにして、平成20年代初めのころはやっておったところでございます。

時代が変わってきて、特に、最近では人材不足というのが顕著になってきているという環境の変化、それと人口減少対策、県においても、新たな基幹産業の創出のために、ロボット・IoTでございますとか、航空機関連産業というところを目指すということで、それに寄与するというような形で方針を立てて臨んでいるところであり、産業振興財団、部内でも、そういった産業振興の方向性、県の施策の方向性と合わせて企業誘致の検討を進めていきたいと考えております。

【徳永委員】それはいろいろですね。その中で協議の中で、それはあるでしょう。しかし、やはりずっとこれはやっていることですので、なかなか上がってこないというのが現実的だと思うんですね。

そうであれば、私はもっと絞り込みをするべきじゃないかと。やっぱり長崎県に合った企業がどういう業種なのか。そしてまた、今一番大きな問題は、先ほど言われた人手不足ですね、人材不足。それともう一つは、中小企業の後継者がいないということで、特に都市部等でも非常に廃業が多くなっていると。この長崎県にもやはり、今、造船も大変不況なんですけれども、しかし、ここは今までずっと技術を持った会社があるわけでありますよね。航空産業にいくのも、それはそうなんでしょうけれども、そういった都市部での企業の廃業ということで、もっとこういうところにも、M&Aじゃなくて、廃業するところの仕事を逆に、長崎県がその役割

をできる企業がいるのかどうか、そういうところもやっていかなければ、ただ、ただ企業に来てくださいでは、全国津々浦々、ほとんどの県が企業誘致競争でありますから、そういうところ。

もう一つは、地理的ハンディにおいても、我が県で逆にいいのは、中国、東南アジアには近いわけなんですよ。船舶、いわゆる海上輸送も強いというメリットもあります。

だから、そういったところ、ハンディもありますけれども、ある意味優位性というものもあるわけでありますから、そういうところも鑑みて戦略的にやっているのか、その辺はどうなんですか。

【佐倉企業振興課企画監】企業誘致に当たりましては方針、ターゲットにつきまして、先ほど答弁申し上げましたけれども、県内の状況、誘致のターゲットについても、県内の企業に経済波及効果が及ぶような企業の絞り込みでございますとか、今後の産業振興の方向性に応じた戦略を持った企業誘致を行っているところでございます。

【徳永委員】そこで、産業政策課長、出番です。今、国は大企業の地方移転というのでも推進していますよね。しかし、これはなかなか進まないですね。しかし、先ほど言ったように、大企業も今大変なんですね、やはり人手不足。特にそういうことがあって、県外流出の大きな要因になっているのもそこなんですよ。

結局、いい人材が、例えば長崎県の工業高校のいい人材がどんどん、どんどん県外に流出していると。私の地元でも、素晴らしい人材がトヨタに行って、トヨタでは非常に貢献をしているということで、これはうれしい反面、そういった人材の流出という、ある意味歯がゆい面も

あるわけなんです。

そういう中で、国はそういう政策をやっているけれども、例えば、工場の地方移転に大企業がなかなか積極的になれないというところは何なんですか。

【小林産業政策課長】委員のおっしゃるとおり、国のほうにおいても大企業の地方移転、そういったところを進めたいという方針自体は、確かに出されております。この間公表されましたまち・ひと・しごと創生の基本方針につきましても、そこの文言が明記されているというふうに把握をしております。

ただ、なかなか進まない要因分析といったところまでは、国としても踏み込めていないかなというところなんです。国の情報というのはしっかりと仕入れながら、長崎県においても何ができるのかというのを考えていかなければいけないかなと考えているところです。

【徳永委員】これは、一つは人口の一極集中の是正が大きな問題なんですよ。やはり地方の疲弊、だから、いろんな面で大企業の地方移転というのは大きな意味があるわけなんですよ。

そういう中で、最後に部長にお聞きをしたいんですけど、これは、本当は知事に一般質問したほうがいいんでしょうけれども、これは全国知事会、そしてまた、九州知事会等で、そういった知事からの要望というのはやっぱり出ているんですか、そういう問題については。その辺、把握されていますか。

【廣田産業労働部長】申しわけありません。確認をしております。

【徳永委員】要は、これは知事も、全国知事会、そして九州知事会も一緒にやらなければならない大きな問題だと思うんですけど、私から言えば、各県、自治体が、とにかく企業誘致の

奪い合いなんですよ、国内で。こういうエネルギーが非常にもったいないわけなんですよ。本当は国がしっかりとした、そういった地方移転というのをもっともっとリーダーシップをとってやっていく、企業にもそれだけの責任を負わせれば、かなり違ってくるのではなかろうかと思います。

4,000件を毎年毎年、一生懸命汗を流して、頭を下げていって、この6件ということが、数字で見れば、「何だ6件か」と言われても、これは本当に大変なんですよ、この6件、950人の雇用を持ってくるということはね。これは、我々はそう理解するのはしますけれども、ただ、数字だけ見れば、ちょっとなぜなのかなという思いというか、なかなか実績が伴ってこないという、そういうのが現実でありますから、今後、ここをまたしっかり検証していただいて、言っただけですけど、数撃ち何とかじゃなくて、やはり効率的に、そしてターゲットを絞って確実に、企業誘致が確実にとは言いませんけれども、目標を立てて、しっかりとした企業誘致の振興に努めてまいりたいと思いますけれども、最後にその辺をお聞かせいただいて終わりたいと思います。

【廣田産業労働部長】徳永委員の企業誘致を計画性を持ってというご質問でございますけれども、先ほど企画監が答弁しましたように、私どもの企業誘致についても、一つの方針をつくっております。その時代の時折のところがあまして、以前は製造業中心であったもの、それに加えてましてオフィス系、ICT関連でありますとか、BPO、事務処理センター等の誘致を進めているところでございます。

それで、国策として、そういった地方への企業の進出というのを進めていただくということ

があれば、非常にありがたい話でございますけれども、現実問題として、もう各県の地域間競争という形になっております。

そのようなことから、国策として何らかの方針が示されれば、それに従ってということもございまして、現時点においては、そういった方針も具体的なものとして示されていないということ。

それで、私どもが企業誘致を進めるということとは、本県の人口減少に歯止めをかけるということで、やはり良質な雇用場、それをつくることによって、若者の県内定着を進めていくという目的のもとやっております。

そのようなこともございますので、今後とも産業振興財団、あるいは県内の市町とも十分に協議をしながら、効率的に、また実効性の上がる企業誘致に努めていきたいと考えております。

【大場委員長】 ほか質問はありませんか。

【麻生委員】 所管外で、3ページの食品製造関係についてのお尋ねと、ヘルス産業についてお尋ねをしたいと思います。

この中に、今回、県産卵を活用した五三焼カステラを海外に出すということで書いてありますけれども、これについての取組を教えてください。

それとあわせて、ヘルス産業ですね。今度、五島出身の松下さん、シックスパッドで世界的に有名になっていきますけれども、こういうことも企業でやっておりますけれども、具体的に何か、県としての目的、目標、そういった動きがあるのか、教えてくださいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、麻生委員からお話がございました食料品関係のご答弁をさせていただきます。

部長説明でもご報告申し上げます、県

産の卵を活用した五三焼の件でございますが、卵を生産される場所も県内で、比較的濃厚な卵をつくれるということで、そこ、事業者は、島原半島にいらっしゃる事業様でございますが、いわゆる五三焼の高品質なカステラをつくって規模拡大をされている企業様を、今回、私どもの事業でもご支援するという状況でございまして、ちなみに、その企業様は、直近2年間で売上が4倍になっております。これは、例えばギフトでありますとか、そういうところにどんどん営業をかけられて売上が伸びております。

今回、私どもの取組もご活用いただいて、さらに、今後5年でそれを倍にしようという取組でございます。その中には海外、最近は冷凍技術が発達してきて、冷凍してもあまり味を損なわずに長持ちできるということもありますので、アジアを中心に海外にも出したいということでお取り組みを考えておられます。

こういう販路を見据えたいような取組をこの事業でご支援していきたいと思っているところでございます。

【吉田経営支援課長】 ヘルスケア産業についてのお尋ねでございますけれども、現在、健康寿命延伸という中で健康意識の高まり、あるいは高齢化の進展という中で、産業労働部としましては、これまでも個々に取り組んできた事業者等は存在するんですけれども、なかなか大きな産業として成功していないという状況がございます中で、異業種の連携でございますとか、あるいは新たなサービスの提供、創出ということを中心として取組を始めております。

現在、「運動」と「食」と「旅行」という3つのテーマで、それぞれこれまでも取り組んでいるところもいるんですけれども、そういう人

たちが一緒に、もっとこういうことができたらいいか、あなたのサービスと私のサービスを組み合わせるとこんなことができるというふうなことを、今主眼として取り組んでおりまして、もちろんその中に大手企業が入っていただければ一番いいんですけれども、まずはそういうところから話をしていこうという状況でございます。

【麻生委員】 カステラの五三焼は、ある意味では、長崎もカステラを含めて産業は多くあるし、小さいところから大きいところまでありますけれども、一部聞いたところによると、焼かずに生地として出すとかという話も聞いたところなんですけれども、大手資本もそうでしたけれども、海外に向けて出せるというだけの資本力があるところであれば、もっと伸ばしていただいて、しっかりとサポートしながら、新しい声をうんと、島原半島でも多くの雇用をつくっていらっしゃる場所もありますから、ぜひカステラという一つの、今まで国内でやったことでしょうけれども、これを海外、もちろんスタートはポルトガルから来たわけでしょうけれども、先祖帰りができるような形で展開できれば、それと、やっぱり消費の上がっておりますので、東南アジアを含めたところだと思いますけれども、ぜひ展開の後押しをしていただければと思います。

それとあと、ヘルスケア産業というのは、今ありましたけれども、改めてしっかりとこの関係もお願いしたいなと。佐賀県唐津市では、コスメティックということで化粧品メーカーさんが多くて、DHCさんとかやってらっしゃって、健康もそうでしたけれども、化粧品と健康ブームをセットして、そして、リゾートを大きく買収されて展開されるという話を聞いていま

すけれども、ヘルス産業として横の連携と、あと、星野リゾートさんみたいな癒しの空間をセットするとか、そういう拡大ができれば、またおもしろい形になるなと思っております。

つい先日、対馬に行ってきた、対馬に40万人韓国から来ている話で、なんでこんなに多いんですかという話を聞くと、やっぱり自然がいいと体験がされているということもありましたし、あと、サイクリングだとかあるんでしょうけれども、できたら、そういうリゾートの関係と健康という分野で、ただしターゲットを絞りながら、そういう産業として育てるような取組を、ぜひ県も後押ししていただければ、新たな雇用が生まれるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ力強く応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

【赤木委員】 スタートアップ企業の「C O - D E J I M A」について、再度質問させていただきます。

できてから3カ月たっていると思いますが、私が前に聞いた時点では、1日当たり20名ほどがC O - D E J I M Aを利用されてるというふうに伺いました。今も変わらないのか。

そして、実際、もう起業された方がいらっしゃるのかどうか、お伺いさせていただきます。

【井内新産業創造課長】 現在、来場者数につきましては、部長説明の中にあるんですが、4月から5月、この2カ月で922名で、これを開館日当たりになおしますと、約20.5人になります。6月の数字は、今手元にないんですが、セミナー等も継続して開催しております。平均すると20人程度の人数は確保できておるという状況でございます。

それから、この3カ月がたつ中で、起業に至

った者がいるかというお尋ねでございますが、交流を図る中で、そこから具体的な起業に結びついたという、そこまでの成果というのは、残念ながらないんですが、並行しまして、県外のスタートアップの方に、このC O - D E J I M Aのほうに固定ブースをお借りいただいて、県内の企業とも交流を図りながら事業活動をやっていたきたいということも行っております。

現在、この固定ブースを5つ、C O - D E J I M Aの中に設けておりまして、そのうち3つが埋まっております。さらに、7月、来月からもう1社入る予定という状況でございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。やはり予算を見ると、平成30年度は8,000万円以上が起業、創業支援のほうで使われているようになっております。その中で、やはりどれだけ費用対効果があるのかというものを県民の皆さんにお示しすることが大事なのかと思っておりますので、その数字もぜひ出していただきたいなと思っております。

福岡のほうでよく事例として挙げられると思うんですが、福岡のスタートアップ支援施設のほうでは、私が伺った時には、大体6,000万円ぐらいの維持管理費で、30億円以上の投資などお金が生み出されているというふうにご説明を受けました。そういうふうにはわかりやすい指標、お金を生み出す数字をわかりやすく見せることができれば、県民の皆様に対しても、もっともっと長崎でスタートアップを頑張れという声が生み出されると思いますし、きれい事を言ってもしょうがないんですが、ビジネスは、やはりお金が集うところに人が集うと思っておりますので、しっかりとベンチャーキャピタルでしたり、あと、個人投資家、長崎ではあまりないんですが、エンジェル税制とか、個

人投資家を促す税制の啓発ですとか、そういったものをもっともっと行っていただきたいと思います。

【溝口委員】 地場企業の支援についてですけども、部長説明の中で、5月31日には、造船関係で鉄道車両部品への参入を目指す計画や、半導体製造装置について技術を持ち寄って、海外競争に勝ち抜く計画を認定したということでございますけれども、その内容について、どのような内容になっているのか、教えていただければと思います。

【宮地企業振興課長】 ただいま溝口委員からお尋ねがございました、地場企業の支援の中身でございます。

新成長ものづくり支援事業というのを平成30年度に立ち上げまして、その事業は企業グループ、3社以上でグループを組んで新しい分野に取り組もうと思われている企業様を、設備投資や人材育成などをご支援するというものでございます。

平成30年度は6グループ認定をしまして、平成31年度にかかる分、2グループをまず認定して、今回ご報告を差し上げている状況でございます。

グループの中身でございますが、1点目の造船関係で鉄道車両部品というところでございますが、これは、いわゆる長崎の地域でこれまでもっぱら造船関係のお仕事をrowられておられた企業を中心としまして、そこの企業様が、具体的には、長さ12メートルぐらいの金属加工ができる機械をお持ちだと。その機械を使って新しいことができないかということで、今は、以前三菱重工であったところが日立と一緒にrowまして、いわゆるM H P Sということで、日立の仕事も長崎でとられるところがちらほら出てき

ております。日立製作所におかれては、山口県の工場を中心としまして、鉄道関係の仕事が非常に活況だということで、そこの仕事をとりに行こうということで、具体的には、車両の下に冷暖関係の装置がぶら下がっている状況がございますが、その中の装置をとりに行こうということで、今回の支援は設備投資とか、県外に営業に出る時の経費の一部をご支援しようというものが一つ目の鉄道車両関係という取り組みでございます。

2点目の半導体関係でございますが、半導体につきましては、世界的な米中の貿易戦争もありまして、動向が注目されるところでございますが、基本的に、これから5Gの世界、5Gになると、また設備等々大変な需要が出てくるということで、足元は少し揺るんでいますけれども、この先は堅調に推移するだろうということで、今回これも長崎のほう、県南地域の企業様を中心とするグループでございますが、半導体の、例えば洗浄なんかをやる時に、ある程度大きな部屋みたいなものをつくりますけれども、そういう部屋に対して、半導体装置の部品をとりに行こうという取り組みでございますが、ある程度グループで組み立てまでやると、中国とか韓国の企業に勝てるという見込みをお持ちでございますが、今回そういうグループでいろいろな海外企業とのコスト競争にも勝ち抜こうという取り組みをご支援する内容となっております。

【溝口委員】一応鉄道車両の部品に参加している会社、そして、主体的にはどこがなっているのか、聞かせられたら聞かせていただきたいし、半導体のほうもどういう会社が、そしてまた、主体的にやる会社はどこかというところをお尋ねいたします。

【宮地企業振興課長】 今、溝口委員からお尋ね

がございました、今回の認定の案件につきましては、企業名も含めて、実はホームページにも公表しておりますので、企業名を含めてご説明しますと、鉄道をとりに行くところでは、長建工業様を中心としたグループで、鉄道関係のお仕事を取りに行こうというものでございます。

半導体関係につきましては、中野鉄構様という、もともと産業機械で、半導体装置であるとかいろいろな産業機械を手広くやられているところでございますけれども、そこを中心としたグループで取り組もうというものでございます。

【溝口委員】 中心になった企業はわかったんですけども、それぞれ何社ぐらい参加しているんですか。

【宮地企業振興課長】 最初の鉄道関係のグループにつきましては、長建工業を含めて3社、半導体分野につきましても、同じく中野鉄構を含め3社、3社ずつの2グループでございます。

【溝口委員】 今回認定されて、今から事業化になっていくかどうか、いろいろ調査していくと思うんですけども、もしこれをやろうとなった時には、予算的な措置としては、県のほうとして考えているんですか。

【宮地企業振興課長】 今回、先ほど申し上げました新成長ものづくり支援事業におきましてご支援する予定でございますが、今の予定としましては、1グループ当たり、2年間で5,000万円を県のほうからご支援する予定としております。

【溝口委員】 わかりました。こういう地場企業の支援をして、そして地場企業を強くして雇用力を高めていただきたいと、このように要望しておきたいと思います。

それから、県内への定着促進ですけれども、今、長崎県では人口が減少して大変厳しい状況でございますけれども、今春卒業した高校生が、県内就職としては61.1%、大学生が41.0%とい

うことでございますけれども、パーセントで言われても、どのくらい卒業して、どのくらいの人たちが行っているのか、もしわかれば、人数で示していただければと思います。それで、人数が前年度と比べてどうだったのか。

それとまた、高校生としては1.1ポイント減って、大学生も1.7ポイント減っているんですけども、その辺の人数についても、わかったら教えていただきたいと思います。お尋ねいたします。

【宮本若者定着課長】 まず、大学生のほうからと思います。平成30年3月卒のほうから先に言いますと、これが前年度の分でございます、就職者数が3,221人、県内就職が1,375人、前年度は42.7%というところでございました。それから、この春卒業された数でございますが、平成31年3月卒業された数は、全体の就職数が3,171人、県内就職が1,299人、41%となっておりまして、前年度から、これが1.7ポイントの減というところでございます。

高校生のほうですが、結論から言いますと、今、61.1%とお示ししていますものが独自集計、数字はまだ精査の必要があるものですから、全体の数字ということは、61.1%については、分子・分母が申し上げられないんですけれども、前年度分というところでいきますと、平成30年3月卒業者が、分母が3,785人、分子が2,342人、これが61.9%が前年度実績というふうになっております。ただ、今年度の分のところについては61.1%ということで、若干減るであろうというふうに見込みを持っております。

【溝口委員】 それでは、今数字を聞いてみると、今春卒業して就職しようという数の何%になっているわけですね。卒業した人の数ではないんですね。それで、大学とかいろいろな形で県外に行ったり、大学なんかに行っていると思うん

ですけれども、その3,785人は働こうと思った方の統計ですか。

【宮本若者定着課長】 委員ご指摘のとおり、働いた人の数でございます、ちなみに、じゃ、卒業生が、高校3年生が毎年何人ぐらいいるかと申し上げますと、大体1万3,000人ぐらいいるところでございます。その中で就職した人の数が、平成30年3月卒業でいけば3,785人、それから、大学に行かれる、あるいは専門学校に行かれるという方もおりますので、就職した人の数のことを先ほどの答弁では分母で申し上げたところでございます。

【溝口委員】 ありがとうございます。ただ、部長報告を見た場合、何か高校生が61%も就職しているのかなという感じがして、そうしたら、数字的に何千人も就職しているのかなという感じがしたんですけれども、先ほどのあれでは2,342人ということで、大学生の場合は、そうしたらどうなるんですか。平成30年3月が3,200人ぐらいと言ったかな。それで、県内に1,375人ですけれども、これも働こうとした方だけなんですか。県内の大学の卒業生の数なんですかね。

【宮本若者定着課長】 これも働こうとした人の数でございます、県内大学を卒業する人数そのものは、毎年4,100人とか、大体そういった形で、さらに大学院とかに行かれる方もおりますので、4,100人ぐらいが卒業するんだけど、そのうち仕事を選んだ人が、先ほど申し上げましたところでいけば、3,100人とか、3,200人とか、そういった数字になるところでございます。

【溝口委員】 わかりました。皆さん方が、なるだけ長崎県で働いていただこうということで努力しているのはわかるんですけれども、雇用するのに、なかなか長崎県で働いてくれないというのが、今現状になってきているのかなと思って、知事や県の幹部の職員が大学や高校に出向

いて本県の厳しい状況についてお願いをして回ったということですが、どのような内容で、知事も高校とか大学にどれくらい行っているのか。これを見ると、ほとんど行っているのかなという感じにしか見えないんですけれども、実施している数、何日ぐらい、どういうふうにして行ったのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 どのような話の内容かというところからでございますが、まず、知事講演、私もたまたま昨日、北陽台高校で講演をしてきたところであるんですが、本県の人口減少の状況、人口が減っていくのでどうにかしなければいけないというところで県の政策、それは、いわゆるまち・ひと・しごと創生で取り組んでいる内容。まずは人口減少がありまして、まち・ひと・しごと創生の話になって、それから、県内の魅力的な企業、意外と県内も、皆さん知らないかもしれないけれど、いろんなところで頑張っている企業がたくさんある、県内の魅力企業紹介です。

それから、特に女性向けというところもあるんですけれども、県でも、施策の一環ですが、女性を応援している企業とかもありますし、イクボスといいますか、理解のある上司になるような啓発の取り組みとか、そういったことを言います。

そして、最後に、やはり大きなプロジェクトといいまして、例えば新幹線が2022年に来るとか、あるいはIRの動きがありますとか、国境離島のほうも、有人国境離島法を使いながら元気になっていきますとか、そういった夢があると申しますか、そういったような話で最後を締めるといったような流れになっております。

そういう中で、長崎県内の就職も選択肢の一つとしてほしいというような、大体大まかに言

えば、そういう流れになっております。

それから、高校、大学の講演の状況でいきますと、大学は知事が、今年で言えば4月26日に長崎総合科学大学、5月15日に長崎大学、これは経済学部でございます。それから、産業労働部政策監が5月9日に県立大学、県内には、佐世保高専も含めまして11大学あるんですけれども、現状行っているのが3つでございます。

それから、高校につきましては、昨日の分は入っていませんが、6月24日現在で42校で、全体で75校を回ろうと思っているんですが、そこは私を含め課長とか行っているんですが、済んでいるところでございます。

【溝口委員】 一応42校回ったということですが、対象者ですね、先生に説明しても、高校生にそこまで説明ができるのかどうかわかりませんが、学校に訪問して、対象者は誰に県の魅力とか、長崎県で働いてくださいとか、誰にどのような形で説明しているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 対象者は、大学であれば大学生、高校であれば高校生そのものでございます。

基本的に、高校生でいきますと、今年度の話でいきますと、高校生は、いわゆる就職が多い高校、進学が多い高校と分かれていますので、前半の6月ぐらいまでに、先ほど申し上げました42校の中の就職が多い高校は大体もう回ってしまっているというような状況でございます。ですから、対象としましては、まさに若い生徒・学生そのものを対象として講演をしております、先ほど答弁した内容の流れで、長崎県の魅力を説明しているというところでございます。

【溝口委員】 わかりました。高校に行って、42校そういう説明をして回ったということですが、大体就職をする生徒が多いところ

を最初にやったということですが、そういう講演をする時に、1校で何名ぐらい集まってきたのか。就職する人たち皆さんほとんどに聞いていただいているのか、この事業については、事業というよりか、そういう説明をして回るのは、今年から始めたわけですね。

【宮本若者定着課長】 大学については、昨年度も5大学ほど実績がありますが、高校については初めてでございます。

それで、対象者はまさに学生あるいは生徒でございますが、基本的に、高校の場合でいきますと、先ほど申しましたように、就職年度であります3年生全員が対象というところでございまして、高校によっては、せっかくだから、もう2年生も1年生も一緒に聞いてもらおうというようなところもございまして、全学年に聞いていただくというところもございます。昨日は進学校でございましたけれど、いろいろ学校側の都合もあるんでしょうけれども、北陽台は全学年ということで850人程度を体育館に集めて、私のほうで講演を45分程度させていただいたというところでございます。

【溝口委員】 わかりました。一応45分間そういう話をして、例えば生徒の皆さん方が興味を持って質疑とか何とかがあっているのかどうか、そこら辺については、結果的にどういう内容になっているんですかね。

【宮本若者定着課長】 昨日でいくと、質疑は3件ございました。1個目は、東京と長崎の違いって何だろうというところで、私のほうもたまたま東京に出向していたこともありますので、その辺の話も交えながら、両方の、それはもちろん都会だっていいところはありますし、というような形のご説明もしたところです。あるいは、離島に移住した場合、何か補助がありますとか、そういった話もありましたので、私が

持っている限りの知識でお答えをしているところでございます。

【溝口委員】 私は、ものすごくいい取り組みなど、このように評価をしているんですよね。ただ、やっぱり生徒の皆さん方に、特に高校生で就職する方々には、よそに出ないで働いてただけということは大変重要なことですので、その辺についていろんな意見がお互いにできるように、できれば早めに、高校に行く前に、生徒の皆さん方に見てもらえるような資料とかなんとかを持って、それで、1週間後に訪問していくとか、せっかく始めたので、75校あるということですが、全高校に行ってお願いをさせていただければ私は思っております。

その成果が何年後に出てくるのかわかりませんが、もし来年の就職率がまたアップするということであれば、それは大きな成果ではないかと思っていますので、職員の皆さん方には、ぜひ続けて頑張ってやっていただければとお願いする次第です。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 2巡目ですけど、あまり長くないようにしたいので、理事者のほうにおかれましては、簡単明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

先ほど燃料電池船建造プロジェクトを、今どういった状況になっているのかということで質問させていただきまして、燃料電池船というのはいつから始まっているかと。これは、平成28年から始まって、今どういった状況になっているかというのをお配りしたわけですね。

燃料電池船を、今年度は500万円余りの予算を組んで、結局100万円しか使わなかったと。こういった状況がほとんど続いているわけですね、状況としては。燃料電池船プロジェクトが、先ほど新産業創造課長から、減額になった理由

というのは、船舶をつくる構造が、日本小型船舶機構が仕様の決定にまだ至ってないと。なぜかというと、これは初めてなものですから、進まない。

あげくの果てには、協議が長期化した理由としては、2つ、水素タンクへの水素充電を防ぐための水素タンク及び水素配管の封印方法がわからないと、充電設備の設置及び周辺的安全確保がないと、こういった2つのことがありながら、今のところ進捗状況というのは、5年間でこれが進むかどうか、大きな瀬戸際になっているんだ。

担当課として、率直に言って、私は大変期待していたんだ。期待していたけれども、実際はどういった状況かというのを、パーセント的に言うと、製造が本当にできるのかと。燃料電池船プロジェクトをやったけれども、行き当たりばったりで本当にこれはできるのかと。企画監、新幹線で言うと、やるやる、できるできると言って、フリーゲージが大丈夫、大丈夫と言って、やっぱりフル規格がよかったと言われたら困るわけだよ。

こういうふうになっちゃいかんから、早く決断せんといかんのじゃないかと思うんですよ。予算だけつぎ込んで、あげくの果てできませんでしたじゃ、いかんぞ、これは。企画監、実際どうなっているのかというのを、後からやっぱりできませんじゃ話にならないんだよ。どうなんですか、お答えください。

【福重新産業創造課企画監】小型船舶検査機構との協議状況につきましては、現時点で、最終的に調整がつくという着地点がいまだに見えていない状況でございまして、正直、例えば数カ月後に、これが決まるといった状況というのは、まだ言えないという状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、いつまでも

こういった改造ができないという状況で続けていくことはできないと我々も考えておりまして、改造ができない場合にどうするかというところにつきましても、あわせてその方針を決めていかなければならないと考えております。

具体的に考えられる方策といたしましては、まず、他の公的機関に改造せずお渡しする、それを譲渡を受ける意思がある公的機関があるかどうか。それがない場合は、有償も視野に入れて、譲渡先を公募で募ると。

【山田(博)委員】 企画監、そういうことを言っているんじゃないんだよ。私が今言っているのは、要件が、長期化している理由が2つあるわけだろう。これは、大変技術的なことなんだよ。専門的な技術が、産業労働部の中にあるかといったら、大変難しいわけだ。そういったのをやっているわけじゃないんだから。これを、さっき何度も言うように、2回目だよ。新幹線みたいに、フリーゲージができる、できると予算を注ぎ込んでとなったらいかんから、もう決断せんといかんのじゃないかと思っているわけだよ。これは平成28年から始まっているんだよ。さっき言ったのと違うんだよ、去年じゃないんだよ。平成28年から予算を組んでいるんだよ。

次長はどちらですか。これは平成28年から始まって、こういった譲渡をすると、データをとっていましたと言うけれども、これは、もう断腸の思いで決断せんといかん時間にきていると思うよ。

次長、私は本当に期待していたんだよ。だけど、こういった理由があるというのを明確にしたというのは、勇気があって、きちんと出してくれたのは感謝しています。だから、次長、これはどう思いますか、率直に。もう来たところに来たと思いますよ。いかがですか。

【村田産業労働部次長】 燃料電池船のお話でござい

ございますけれども、資料にお示ししましたとおり、なかなか解決が困難な事情もございますけれども、現在、協議をしている状況でありますので、そこは可能性も含めまして、協議を続けながら、ただ、しかるべき時期にしかるべき判断等はすべき状況がどうかと思いますので、それを見極めながら、委員会ともご相談しながら、その辺は取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】 今までデータをとりながらやってきました、やってきました、できます、できますと言ったけれども、こういった2つの理由を挙げられて、いや、もうちょっと時間をください、やらせてくださいと言ったって、そうは問屋はおろさないよ。私ははっきり言って、これは難しいと思うよ。あなた方はその研究をやっているんですかと。技術的な配置がいますか、技術者がいますかと言われた時に、いますか。こういった解決ができる技術者がいますか、産業労働部に。そこをお答えください、企画監。

【福重新産業創造課企画監】 燃料電池船の改造の内容について、詳しく協議できる職員というのは、産業労働部にはおりません。

ただ、燃料電池船の製造に関しては、委員もご存じのとおり、五島市離島漁業振興策研究会において、漁船の燃料電池船に関しての研究等を現在でも行っております。

【山田(博)委員】 そんなことはわかっているんだ。年に2回しかやってないんだよ、この協議会は。それで、大切な県の財政でありながら、私はつくってほしいと思うけれども、今、この技術的な背景があったら難しいと。別のところにエネルギーを注ぎ込んで、別の新しい事業をやったらどうかと、私は言っているわけだ。

本当にやれるんだな。やれなかった場合、あなたが責任をとるんだな、企画監。それだけの

覚悟を持ってやるんだったら、私も応援しますよ。新幹線みたいになったら困るんだよ。やれるんですね。企画監、いかがですか。

【村田産業労働部次長】 私のほうで所管をしておりますので。

今回挙げております2つの項目、課題につきましては、こういう課題があるということで、今機構のほうと、この辺の解決ができないかどうかということも含めて協議をしておりますので、その辺の対応ついて解決ができないということが明確になれば、そこは、その時点で、しかるべき次の対処方法を考えるべきだと考えています。

【山田(博)委員】 じゃ、しかるべき時期と言ったけど、しかるべきというのはいつですか。それは、タイムリミットをせんとさ。次長がおっしゃることはわかる。私も期待しているんだよ。燃料電池船という名前は別としてね、名前がどうかとって、地元の不満が出ているけれど。これは、次長、それはタイムリミットを決めて、いつまでもずるずるとなったら困るんだよ。いつまでに判断するのか、そこだけ明確にお答えいただきたいと思います。

【村田産業労働部次長】 今、この時点で明確にいつまでというのは申し上げられませんが、そういった覚悟を持って、機構のほうとは、なるべく早い時期に判断ができるような協議を進めたいと思っております。

【山田(博)委員】 今の答弁では納得できない。

確かに、次長がおっしゃるように、できないかもしれないけれども、これは、平成28年からずっと続いているんだ。何回も言っていたんだ、これは。初めて技術的な理由でと、こういったのが出てきたんだよ、請求してから。

廣田部長、来たばかりで申しわけないけれども、実情はこうなんだ。あなたも局長として活

躍していただいた時だったですね。それで、部長として、今のやりとりを聞いていてわかっていたと思うけど、部長としても、これは決断せんとかんよ。どうですか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】 山田(博)委員のご指摘で、要するに対処法の検討が長引いているということでございました。

これは、先ほどからご説明しているように、機構との協議ということで、なかなか機構のほうから明確な回答を得られていないという状況でございます。

しかしながら、こういった状況を長期間続けるということは好ましくないと思っておりますので、できるだけ早く結論が出せるように、機構のほうとの協議を進めさせていただきたいと思えます。

【山田(博)委員】 もう本年度やな、部長、これは。本年度いっぱいまでやって、だめだったら断念せんといかんのじゃないかと思う。それぐらいの覚悟はあるんですか。部長、最後にそこだけ、この件に関しては部長の決意を聞かせていただきたいと思う。それぐらいやらんとやっていけないよ。来年、来年じゃ話にならないんだよ。大変難しい決断を迫られるかもしれないけど、それぐらいの思いを持って、もう一度お尋ねしたいと思えます。

【廣田産業労働部長】 先ほど申し上げましたように、このような状態を長期間続けることは好ましくないと思っておりますので、できるだけ早く、可能であれば今年度内に判断できるよう、機構とも話をしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、これはやっていただきたいという思いがあるから、こうして言っているんであって、機構に対して、それぐらいの長崎県の決意を持ってやってくださいよ。私は、

新幹線のフリーゲージみたいになったら困るから、あえて言っているのもあって、ご理解いただきたいと思っております。

先ほど、産業人材育成奨学金アシスト事業費ということで、これは平成23年の総務大臣の通達では、簡単に言うと、官公庁によって寄附を抑制するという通達が、昭和23年1月30日に出了れた閣議決定、昭和23年よ。それをまた、時の菅直人総理大臣の片山総務大臣という人が出していたんだ、調べたら。通達を出していますけれども、若者定着課長、次の委員会までにちゃんと結論を出してもらわないといかんよ。私は、この通達というのはいかかなものかと。時の総理大臣は誰かといったら、菅直人だったんだな。やっぱりそうだったかと思ったよ。若者定着課長、次の委員会までにこの決着をやってくれよ。どうですか、課長、あなただったらやれるだろう。

【宮本若者定着課長】 先ほども申しましたが、この通知そのものが全庁につながるものになりますので、できるだけ早く何らかご報告できるように、関係部局と協議していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 やっぱりね、さすがだよ、あなたは。やる気があるね。

続きまして、地域の伝統的工芸品ということで、企業振興課長、こういったパンフレットをつくっていますね、「長崎県の伝統的工芸品」と。これは大場委員長なり浦川副委員長、皆さんに配ってくださいね。大変いいものをつくっているね。この中に、ちゃんとバラモン風だとか、サンゴとか、こまとか、いろいろ載せているんですね。大変いい資料だ。こういった地域の伝統工芸品のパンフレットをつくっておきながら、こういったのをどういうふうにPRしていくかというのを、これは何か財政的な支援を

しているのか。

大体、べっ甲なんかどうなんだろう。午前中にあったように、率直な取り組みを聞かせていただきたいと思います。

さっきから、あまり前向きな答弁がなかったから、少しぐらい前向きな答弁を頑張ってくださいよ。

【宮地企業振興課長】 今、山田博司委員からお話がありました、伝統的工芸品の取り組みでございますが、今ご紹介がありましたパンフレット等、もしくは県庁のロビーにも展示ブースを設けて、今、PRに努めているところでございます。

国指定の伝統的工芸品につきましては、午前中にもご答弁申し上げました、べっ甲であったり、国のものは国でとれる補助金も活用しているところをご支援をしているところでございますが、そのパンフレットに記載の県指定の工芸品につきましては、現時点ではPRにとどまっているところでございます。

産業振興の視点からすると、例えば販路開拓の取り組みなどをご支援するのが、実際の売上には結びつきやすいのではないかというふうに私どもも考えておりますので、予算的な面も含めまして、どういうご支援ができるか、検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 これは大変立派なパンフレットで、いいなと思う。これは、つくったはいいが、販路拡大とか県民所得につながるようなことをしなかったら、絵に描いた餅になるから、いいのをつくっているけれども、肝心要をやっていないと、企業振興課長。ここは、ちょっと手落ちになるわけですね。頑張ってくださいと思います。あなたしかいないから、ちゃんとやるべきことをやらないといかんですよ。

続きまして、絞りに絞って、あと2つで終わ

りたいと思います。

続きまして、県内高等学校の生徒の県内中小企業への就業促進ということで、以前、県内の工業高校に、地元企業のPRブースをつくらしたりしたらどうかということを私は主張しておりましたが、その後、県内の工業高校に企業のPRブースをつくることは進んでいるのか進んでいないのか、進んでいるなら、どうやって進んでいるのかというのをお示しいただきたいと思っています。

【宮地企業振興課長】 ただいま山田博司委員からお尋ねがございました県立高校での展示ブースのお話でございますが、そのような取り組みを県内でも広めたほうがいいのではないかと山田博司委員からのアドバイスもちょうだいしまして、その話を県の工業連合会のほうにご相談をしたところ、県工業連合会では、工業高校のほうに設置をしようということで、平成30年度に長崎工業高校と佐世保工業高校に設置をしたところでございます。

同様の取り組みを、今年度、大村、島原、鹿町の各工業高校に広めたいというふうに、今考えておられるところでございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、そういった写真とか何かを後で見せていただけませんか。ちょうどマスコミの方も来ているから、写真があったら見せていただきたいと思います。

委員長から、あと2分と言われていますので、じゃ、今から言います。ひきこもり対策事業の取り組み及び失業対策のプログラム事業について、今、取り組み状況はどういうふうになっているのか。

また、地域インフラである商工会の、先ほど部長説明に統廃合とありましたけれども、県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。

それと、最後に、五島沖にある潮流発電の状

況及び環境省の実証実験の状況についてというのを後でペーパーでいただきたいと思います。

時間がありませんので、後は資料という形で質問を終わりたいと思います。委員長のほうで、よろしくお願いします。

今日は、大場委員長、浦川副委員長、さすがに委員長の裁きは大了なものでした。

以上で終わります。

【大場委員長】 それでは、請求がありました資料のほうは、ご準備いただきたいと思います。

ほか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後4時 5分 休憩 —

— 午後4時 5分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、7月1日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時 6分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年年7月1日

自 午前10時 2分
至 午後 4時55分
於 委員会室 4

水産経営課長	川口 和宏 君
水産加工流通課長	岩田 敏彦 君
水産加工流通課 企画監	吉田 誠 君
漁港漁場課長	橋本 康史 君
漁港漁場課企画監	森川 晃 君
総合水産試験場長	平野 慶二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	浦川 基継 君
委 員	田中 愛国 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 博司 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	麻生 隆 君
〃	近藤 智昭 君
〃	久保田将誠 君
〃	赤木 幸仁 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【大場委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

お手元に、予算決算委員会農水経済委員会関係議案説明資料 水産部と書かれた資料をご用意ください。

1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第6号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第9号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）」、報告第14号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のう

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長	坂本 清一 君
水産部政策監	高屋 雅生 君
水産部次長	西 貴史 君
水産部参事監	内田 智 君
漁政課長	松尾 信哉 君
漁業振興課長	中村 勝行 君
漁業取締室長	松本 啓一 君

ち関係部分でございます。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入につきましては、合計8億3,740万円の増、歳出は、合計16億5,940万円の増を計上いたしております。

次に、2ページ目をお開きください。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

公共事業費についてでございますが、藻場機能を有した増殖場等の事業促進にかかる経費として、漁場水産基盤整備費13億5,300万円の増、また、老朽化したトンネル設備の補修を行うための経費として、県営漁港水産基盤整備費2億9,100万円の増をそれぞれ計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについてあらかじめご承認いただき、3月29日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入、歳出予算につきましては、2ページから3ページ目に記載してあるとおりでございますが、3ページ目に記載してあります歳出予算の主なものにつきましては、漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減や、離島漁業再生支援事業の事業費の精算等に伴う減などによるものであります。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、歳入、歳出それぞれ3,600万円を減額いたしております。

次に、4ページ目をお開きください。

報告第9号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、歳入、歳出それぞれ862万9,000円を減額いたしております。

次に、報告第14号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入支出及び資本的収入支出、また、その内容につきましては、記載にあるとおりでございます。

次に、「平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては記載のとおりであります。繰越の主な理由は、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者の調整に不測の日数を要したこと等により事業の年度内完成が困難となったことや、国の経済対策に対処するために先の2月定例県議会において予算計上した事業につきまして、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大場分科会長】次に、水産部参事監より補足説明を求めます。

【内田水産部参事監】それでは、私のほうから、公共事業である漁港議場整備事業の令和元年度6月補正予算の概要について、ご説明いたしま

す。

お手元にお配りしております補足説明資料の資料1を用いてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

令和元年度6月補正予算は16億4,400万円を予定しております。この内訳を表で示しております。

まず、上段の漁場水産基盤整備事業費につきましては、こちらは7つの漁場で増殖場の整備などの事業を促進するための経費として、13億5,300万円を計上しております。

また、下の段の県営漁港水産基盤整備費につきましては、長崎漁港の臨港道路の緊急的な機能保全対策に2億9,100万円を計上しております。

続きまして、それぞれの事業の概要をご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

漁場事業の実施内容をご説明します。

近年、長崎県の沿岸では、冬場の高水温の影響等により磯焼けが拡大しております。アラメ・カジメ等の天然海藻が大幅に減少するなど、沿岸の水産資源の減少が懸念される状況にございます。

このため、藻場機能を付加した増殖場や魚類の蛸集、成育の場となる魚礁の整備を促進し、水産環境の早急な改善を図っていく必要があります。

このため、補正予算を活用し、増殖場15ヘクタール、そして人工魚礁16カ所を整備してまいりたいと考えております。

実施箇所は、左の地図に示しておりますが、北から対馬漁場、壱岐北部漁場、長崎北部漁場、平戸北漁場、西彼漁場、長崎南漁場、長崎半島南部・島原半島南西漁場の7つの漁場を予定しております。

続いて、3ページ目をご覧ください。

漁場整備の事例として、平戸北地区の水産環境整備事業をご紹介します。

この平戸北地区につきましては、平成24年度より令和3年度までの10年間で、カジメやホンダワラなどの藻場礁などの整備に、現在取り組んできているところですが、今年の冬場に高水温が続いたことで、磯焼けの拡大が懸念されております。

このため、藻場の再生を加速させるため、補正予算にて、増殖場6ヘクタールの整備を行う予定としております。

具体的には、下に図をつけさせていただいております。水深10メートル前後の海域においては、藻場機能を備えた保育礁を3ヘクタール、水深20～30メートルの海域においては稚魚の育成礁を3ヘクタール整備していくことにしております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

漁港事業の実施の内容をご説明いたします。場所は長崎漁港でございますが、こちらの長崎漁港は、委員の皆様方もご存じだと思いますけれども、全国有数の水産物の流通、そして生産の拠点となっている漁港でございまして、日々大量の水産物というのが大都市圏に向けて出荷されているという状況でございますが、一方で、施設も老朽化してきております。

下に写真をつけさせていただいております。こちらの写真の右手が長崎漁港の埠頭でございまして、その背後に、緑と赤で着色している部分がございます。こちらが長崎漁港の臨港道路になっておりまして、令和3年度までの3カ年間の補修を現在計画しておりますが、赤色部分のトンネル部分については、特に緊急性を要するというところで、消火栓等の保安施設などの更

新を前倒しして行っていきたいということでございます。

以上もちまして、補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【大場分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】繰越明許費のうち、漁港漁場課関係部分について、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りしております、右肩に資料2と書かれております、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【繰越事業理由別調書】でございます。

この資料の1ページをご覧ください。

これは、令和元年6月定例県議会繰越計算書報告のうち、3ページに掲載されております農林水産業費の関係部分、及び5ページに記載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

上段の表は、漁港漁場課の平成30年度から平成31年度への繰越額について、繰越理由別に繰越件数と繰越額を示しております。

まず、①事業決定の遅れによるものですが、これは事業計画決定に期間を要したものなどでございまして、3件、2,340万4,000円でございます。

次に、②計画・設計及び工法変更による遅れでございしますが、これは新規施設の調査・設計や関係者との協議で、施設の配置計画や規模などの検討により工事着手が遅れたものでございまして、39件、18億9,357万1,000円となっております。

次に、③用地補償交渉の遅れであります、これは用地補償交渉が難航しておりますこと及び相続人多数により登記が遅れているものでござ

いまして、1件、254万1,000円でございます。

次に、④地元との調整に日数を要したものでありますが、これは地元漁業者等との調整により、盛漁期を避けて現地工事を行うため遅れるものなどでございまして、6件、3,995万8,000円であります。

次に、⑤その他（経済対策補正、H30.10台風25号によるもの）でございしますが、昨年度の2月経済対策補正等によるものでございまして、10件、39億1,934万1,000円となっております。

漁港漁場課の繰越明許費は、全体で59件、金額にして58億7,881万5,000円でございます。

1ページの下段に、参考としまして、最近5年間の経済対策補正予算に伴うものを除いた繰越状況及び昨年度との比較を掲載しております。今年度は、前年度と比較しますと、件数で5件減りましたが、金額で4億6,295万6,000円の増となっております。

繰越事業の削減につきましては、漁港漁場課としても最重要課題と位置づけておりまして、年度当初の早期発注計画から執行状況の確認と執行管理強化を図っており、今後も引き続き、さらなる事業の執行管理の強化とともに、地元関係者との十分な協議、調整を図りながら、より一層繰り越しの縮減に努めてまいり所存でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、第76号議案、今補足説明がありました資料1の2ページなんですが、これ

は地元の要望を含めてされることだというふうに理解をしているんですけども、この漁場事業は日々変化をする、一回補正でやったからそれでいいということじゃないと思っているので、そういうときに、今回の補正は、現時点で長崎県の要望を10とすれば、今回の補正予算で整備される内容というのはどれぐらいとイメージ的にとったらいいですか。

質問がわかりますか。どれぐらいの要望があって、今回の補正は要望に応えることができるのかということを把握するのに、日々漁場整備というのは変化すると思うんですけども、現時点で見た時に、長崎県の要望が10あるとすれば、今回の補正予算の額というのはどれぐらいを整備するというふうに認識したらいいのかということを教えてください。

【内田水産部参事監】 基本的には、今回の補正予算によって、要望があり実施可能な場所というのがすべて対応できることとなります。

【堀江委員】 だから、そうしますと、現時点での話、現時点で長崎県も要望として、この箇所にもこういう整備をやろうということで、今回の予算というのは10要望があるとすれば、10実現できるという意味で捉えていいんですか。10要望があって、今回の補正で8ぐらいまでしかできませんよということなのか、それとも、もっともっと、長崎県の要望はもっとあってということなのか。要は、イメージとしては、現時点で要望した内容が、今回の補正で整備ができるというふうに理解をしていいいんですか。

ごめんなさいね、ちょっとイメージ的で。

【内田水産部参事監】 公共事業は、基本的には長期的な計画に基づいて整備をしていくものでありまして、例えば、事例で示しました平戸北地区などは、例えば10年間の計画を策定してお

り、毎年事業を計画的に進捗させておりますので、その都度、単年度、単年度の要望ということでは動いてはおりませんが、基本的には、委員のおっしゃられた要望どおりということで、今回、事業の促進を図るものであります。

【堀江委員】 私の質問の仕方が、ちょっと舌足らずで申しわけありません。

理解いたしました。要は、私がお尋ねしたかったのは、長いスパンでやる事業ではあるんですけども、長崎県として補正、公共事業を使って、ここでこういう漁場の事業をやろうという時に、素人はわからないものですから、全体としてこれだけ整備したいと思うところがあって、その中で今回の補正がどれぐらいの位置を占めるのかということをイメージとして捉えたくてお尋ねしたところです。理解いたしました。

もう一つ、報告第1号の平成30年度補正予算（知事専決事項報告分）の8ページになります。これの農林水産業費国庫負担金の後進地域補助率差額金、これは1億3,800万円ですけども、通常2月補正で完結をするというふうに私は認識していたんですが、6月補正の知事専決となった理由を教えてください。

【橋本漁港漁場課長】 後進地域補助率差額についてのご質問でございますが、後進地域補助率差額と申しますのは、公共事業を実施する場合、通常、国庫補助負担がございまして、補助率に応じた地方負担が必要となっておりまして、財政力の乏しい地域の開発に関する公共事業の実施を推進するために、財政力ですとか事業量等を勘案して、公共事業にかかる国の負担割合を引き上げるという制度になっております。

今回、専決で対応させていただいたものにつきましては、平成30年度の補助率差額につきましては、まず一つは平成28年度の繰越分、2つ

目が平成29年度の現年分、3つ目が平成29年度の繰越分について交付をされております。これは、通常、次の年度以降に配分されるというものでございますが、先ほど申しました、3つのうちの3番目、平成29年度繰越分についてでございますが、例年ですと1年間の期間、具体的に申しますと、今回の場合は平成30年12月31日までに額が確定した事業について補助率差額が交付されておりましたが、昨年度に限りましては、この期間が平成30年3月4日まで、約2カ月と4日間延びておりまして、3月4日までに額が確定した工事が補助率差額の対象となったということでございます。

実はこれは、事前連絡等はありませんで、平成30年2月7日に内示がございまして初めて我々は承知したわけでございまして、その時点では、2月の補正で組むことができなかったということで、今回、専決で対応させていただいたということになっております。

【堀江委員】よくわかりました。そうしますと、これは特例、特例というか、そうそうない事例という理解でいいですか。

【橋本漁港漁場課長】最近ではないということございまして、特例といいますか、通常ですと今年度くる部分が昨年度に前倒しで2カ月分がきたというような状況になっているということでございます。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

それでは、予算決算委員会の第76号議案にあります水産経営構造改善事業費について、漁協が実施する共同利用施設の整備に対する補助がありますけど、これは具体的にどちらのほうを指すのか、まず、それを説明いただけますか。

【川口水産経営課長】この補正予算につきまし

ては、もともと平成31年度当初予算におきまして、国の水産業強化支援事業を活用して、上対馬町漁協で実施予定の鮮度保持施設、製氷・貯氷施設でございます。これを整備するために2月定例会で承認をいただいた内容について、追加して予算措置をお願いするものであります。

【山田(博)委員】追加ということは、なぜ追加せざるを得なかったのか、それを説明いただけますか。

【川口水産経営課長】計画当初、想定にはなかった施設の撤去費につきまして、補助対象となる国の水産業競争力強化研究施設整備事業が、平成30年12月に補正予算として国に予算化されたことを受けまして、当初、この計画につきましては、地元と平成30年10月ごろ計画を固めておりまして、水産庁からも内々にオーケーということをもらっていましたが、事業移行につきまして、事業主体、市・県において検討した結果、撤去費が非常にかさむということになり、漁協のさらなる負担軽減につながる競争力強化事業を活用することとして、県として促した結果、より有利な本事業に移行するというに至ったものでございます。

【山田(博)委員】ということは、当初の予定より想定外のものが出てきたということですね、考えてみたらね。先ほどの想定外といたら、天候とか何かはあるだろうけど、撤去費用というのは、撤去せざるを得なかったのは最初わかっていて、それがかさんできたということで、こういった事業でやろうということになったというわけでしょう。これは、もうちょっと慎重に、要するに、撤去しないと建物が建てられなかったということでしょう、要は簡単に言えば。いかがですか。

【川口水産経営課長】上対馬町漁協の製氷・貯

氷施設につきましては、貯氷と製氷の部分を改修して、今の施設を撤去して、また新しい施設を入れるというのが基本で、あとは、氷を砕く機械、それとシャーベット氷をつくる機械を新設するということになっておりまして、この撤去をする既存の施設の部分が、対象となる国の事業につきまして、非常に要件が厳しゅうございまして、当初そこまで想定して事業費を組んでなかったということでございました。委員おっしゃるように、こういう中身につきましては、より有利な事業を活用できるように、当初から地元とも十分検討する必要があるということで認識をしております。

【山田(博)委員】 認識というよりも、ちょっと反省せんといかんところがあるんじゃないかと思うんですけどね。いかがですか、それは。認識じゃなくて、反省せんといかんというのがあったんじゃないかと思うんですけど、いかがですか、それは。

初めてこういった施設をつくるわけじゃないんですから、何回もつくったでしょう。どうですか。今後は、気をつけていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

補正予算の関係で、公共事業の中で、先ほどの補足説明資料で内田参事監から説明がありましたけれども、参事監、説明を受ける中で、事前に私に話がありましたけど、平戸北地区とか、長崎北地区とか、長崎南地区とか、西彼地区とかいろいろありますけれども、ここはそれぞれ増殖場とか、人工魚礁とかいろいろしていますが、人工魚礁とか何かというのは、大体どういったのをつくるというのを、最初に大体想定はされているかされていないか、そこだけお答えください。

【内田水産部参事監】 大まかな設置位置である

だとか、規模であるだとか、こういったものについては計画を立てております。

【山田(博)委員】 ということは、例えば平戸北地区に増殖場をつくるという時に、保育礁とか育成礁という時には、あらかじめコンクリート製ブロックとか何かをいろいろと設置するというふうに決めているということで理解していいわけですね。そういうことですね。

事前の資料をいただいた時には、大体どういった魚礁をつくるかというのをつくっておりますけれども、これは、参事監、私にいただいた資料というのがありますね、どういったのをつくるかということでね。整備イメージ、どういったブロックがあるかというのをいただいておりますけれども、参事監、ほかの委員の皆さん方にぜひご理解いただかないといかんで、これを配っていただけませんか。いいですか。

それを配ってから、またいろいろと質問を続行したいと思しますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長、そういったことでお取り計らいをいただいて、次の質問に移りたいと思しますので、よろしくお願いします。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時31分 休憩 —

— 午前10時31分 再開 —

【大場分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 それでは、補正予算の横長資料の16ページを皆さん見ていただけますでしょうか。

16ページに漁業取締費というのがありますね。この中で漁業取締船維持管理費とか、取締費に関連してお尋ねしたいと思うんですが、漁業取り締まりというのは、船は365日動いてい

るのかどうか、また、漁業取締室は365日動いているのか、その2つをお答えいただけますか。

もう一度言いましょうかね。船は365日動くのか、取締室は365日動くのか、その2つをお答えください。

【松本漁業取締室長】 漁業取締船は5隻保有をしております、その5隻を、連日2隻以上稼働できるように365日稼働させるようにしております。

それともう一つの漁業取締室のほうでございしますが、月曜から金曜までの勤務時間中は違反情報等を受理しております、休日、土日になりますと携帯電話を2台、24時間体制で受けるようにしておりますので、その電話で休日は取締室は情報を受けるように稼働しております。

【山田(博)委員】 ということは、じゃ、お尋ねしますけれども、漁業取締室というのは、土日というのは携帯電話ということになりますけど、この携帯電話はどなたがご存じなんですか。

【松本漁業取締室長】 取締機関の海上保安部、警察、それと漁協の組合長さん方、それから自警船を動かす船長さんという方々に携帯電話の連絡先を教えております。

【山田(博)委員】 そうしたら、漁業取締室の代表番号はオープンにしていますよね。それは間違いありませんね。それに、例えば土日とかに電話したら、つながるかつながらないか、そこだけお答えください。

【松本漁業取締室長】 代表電話は、土日はつながりません。

【山田(博)委員】 一般の漁業者が電話した時につながらなかったら困るわけですね。代表電話は、土日はつながらない。

じゃ、お尋ねしますけれど、違反操業というのは土日はあるのかないのか、お答えください。

【松本漁業取締室長】 土日関係なく、違反情報はございます。

【山田(博)委員】 でしょう。それだったら、やっぱり土日であろうが、携帯電話に転送できるようになっているんだからね。私の携帯でも、土日は事務所から転送になっているんですよ。

次長か政策監、漁業取締室の担当はどちらですか。携帯電話に転送できるというのは、最近じゃないんだよ。10年以上前からやっているんだから。こういった取締体制が、私は最近わかったんだよ。しっかりやってもらわないといかん。

参事監、水産庁は土日はどうなっているんだ。ちょっとお答えいただけますか、土日は。

【大場分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時35分 休憩 —

— 午前10時35分 再開 —

【大場分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 参事監、どこからどういうふうな質問がくるかわからないから、勉強しておいたほうがいいですね。

そういうことで、水産庁は365日やっているはずだよ。だから、こういったのをしっかりやっていたきたいと思うんです。

漁業取締室長どうですか、365日代表電話で、携帯電話は個人情報もあるから、一般の漁業者とか何かは知らないというのはあると思うんですよ。しかし、代表電話からすぐ転送できるように、明日からでもできるんだよ、明日からでも。漁業取締室長、明日からでも、ぜひやっていただけませんか。そこだけお答えください。

【松本漁業取締室長】 携帯電話の番号につきましては、以前にせ情報で、取締船が情報海域でないところに走ったりというふうなこともあり

ましたので、信頼できる組合長さん方の方に携帯番号を教えていたところでございますが、今、山田(博)委員からご指摘がありましたとおり、代表電話にかかってきたものにつきましては、転送電話として携帯につながらないかというのは、至急検討してまいります。

【山田(博)委員】確かに、携帯電話を教えたら、いろんなにせ情報があつていかんというのはありますけど、携帯電話を教えろと言っているわけじゃないんだからね。代表電話が土日でもしっかりと使えるようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういったところは、なかなか気づかないところがあつたと思うんですね、水産部長。部長は知っていましたか。部長は知っていたけどそれをしなかったという、また問題なわけよね。知っていたけど、取り組まなかったということであつたのでしょうか、どちらかわかりませんが、答弁は求めませんから。漁業取締室長からびしゃっと答弁いただきましたので。

お尋ねしたいんですけど、今度は、魚市の特別会計についてお尋ねしたいと思います。

これは31ページを見ていただけますか。

これで長崎魚市場運営費の中で、年間所要見込みに基づく補正ということで800万円余りしていますけれども、具体的に説明いただけますでしょうか。

【岩田水産加工流通課長】委員ご存じのとおり、長崎魚市場は、今建て替えをずっとやっております。古い施設を建て替えている部分につきましては、公共事業を利用させてもらってつくっております。それが完成した場合、用地の占用料については支払わない、免除ということで対応しております。

ですから、これまでは全部用地占用料を払っ

ておったんですけれども、公共事業でつくっている新しい施設につきましては、用地占用料はもう払わないということで整理をさせていただきまして、その分が予定よりも860万円ほど下がっているということでございます。

【山田(博)委員】払わないということになっているんですかね。県に払わないということになっているんですね、県のほうに。

そうすると、今どんどん魚市は整備していくわけですね。全部整備していくと、当初3億円ぐらいのお金が入ってきていましたけれど、将来は、整備してもらったら、これは最終的に県の収入に入つてこないということで理解しているんですか。

【岩田水産加工流通課長】用地の占用料につきましては、これまで支払っていた部分につきましては、開設者としての県が、用地を持っております漁港漁場課、同じ県に払うという形をしております。これを公共事業でつくっておりますので、その分については払わないと。

今後ゼロになるかということですが、例えば今回、建て替えをしない関連棟ですとか、仲卸というところはそのまま残りますので、その用地占用料は払うということになっております。

【山田(博)委員】ということは、最終的にどうなるんですか、金額的には。わかりますか。

それが、今後はどういうふうな影響が出るのかというのは、説明もいただけますか。

時間がかかるでしょうかね。

【大場分科会長】引き続き、どうぞ。

【山田(博)委員】繰越事業理由別調書というのを見ていただけますでしょうか。

2ページ、全体を見させていただきますと、これは事業決定の遅れが、全体の構成の0.4%に

なって、計画、設計及び工法の変更による遅れが全体の32%になっておりますが、ここで、実際よくよく見てみたら、繰越理由に、関係者との協議というのが結構多いんです。

何が言いたいかというと、繰越明細には、地元との調整に日数が要したものというのは0.7%になっているけど、よくよく見たら、関係者との協議というのは、地元の人との協議なんです。つまり、私が何が言いたいかというと、この説明資料というのをよくよく見たら、理由をすり替えてやっているんじゃないかと思えないわけです。

例えば、言いますと、2ページの計画、設計及び工法の変更による遅れとあるでしょう。2番、奥浦漁港、水産流通基盤整備工事とある。五島市平蔵町、ここに関係者との協議とありますが、関係者じゃないんだよ。これは地元ですよ、関係者じゃないんですよ。地元の地権者との調整がつかないから、こうなっているんだ。なぜ関係者というのを書いているのか、お尋ねしたいと思います、逆に。関係者とは、誰を指しているのか。

つまり、私は何が言いたいかというと、この資料において、大場委員長のもとで、こういった資料をいかに書いているんじゃないかというのを指摘しているんです。大場委員長の人間性は、大変かっているんです。どうですか、これは、漁港漁場課長。まさか、この委員長のもとでこういったことをしていたら、大変なことになりますよ。私は許しませんからね。

【橋本漁港漁場課長】ご指摘の奥浦漁港の水産流通基盤整備工事の繰越理由につきまして、繰越理由の欄に、「関係者との協議（道路法線）」と書いておりまして、委員ご指摘のとおり、ここは道路の拡幅工事をする予定のところでござ

いまして、用地交渉が出るというようなこともございまして、現在、ルート等について関係者、この関係者には地元の地権者等も含んだ意味で「関係者等」と書いておりまして、そこでの地権者等とのルートの詳細な検討について、まだ理解が得られていないということで繰り越したということで、ここに関係者については、地元の地権者等も含んだ意味で書いておるところでございまして。

【山田(博)委員】地元の地権者を含んだと言うけれども、そうしたら、誰がいるんですか。関係者の中に地元の人は含んでいますと、そうしたら、あとは誰がいるんですかとお尋ねしたんですよ。それをお答えください。

【橋本漁港漁場課長】地権者、あるいは地区の区長さんですか、そういった方でございますが、そこら辺をひっくるめて、ここでは関係者と表現させていただいていたところでございます。

正確に申しますと、関係地権者並びに地域の代表者等と、詳細に書けばそういったことになったのかと思います。

【山田(博)委員】そうしたら、橋本課長、私は字が読めるんですよ。それは関係者じゃないよ、地元じゃないか。

だから、2ページにある奥浦漁協の水産流通基盤整備工事というのは、「計画、設計及び工法の変更による遅れ」じゃなくて、④番の「地元との調整に日数を要したもの」のところに入らないといかんとやっているんだよ。

つまり、何が言いたいかというと、あなた方は、この一つだけ事業をとってみれば、工法とか何かで遅れているから仕方ないんですよと、繰越明許費を認めてくださいということで、変更してご理解いただくように、そういったこと

を委員会で出したらいかと私は言っているわけよ。これは大問題よ。大問題。参事監、そういませんか。国でこんなことはありますか。絶対せんでしょう、こういうことは。しちゃいかん。子どもたちにうそをつくのと一緒にだよ。参事監、どう思いますか。国ではせんでしょうが。今のやりとりを聞いていて、あなたは どう 思いますか。これが許されるか許されないか、そこだけお答えください。

【内田水産部参事監】 基本的に、しっかり真意が伝わるように区分していくということが大切なんだろうと思っております。

奥浦漁港のほうは、計画は既に立っていて、それを実施する段階で地元との調整というのをいろいろしていかなければいけないということで、ここにはこういう表現で書かれているというふうに理解しております。

【山田(博)委員】 参事監、そこまでおっしゃるんだったら、あなたはこの奥浦漁港の道路計画の現場は見に行きましたか。見に行った上で今のことを言っているんだったら、私も納得するよ。行ったか行ってないか、見たか見てないか、そこだけお答えください。

【内田水産部参事監】 道路については、見ておりません。

【山田(博)委員】 見てないのに、行ったこともないのに、そういうことを言っちゃいかんよ。私、山田博司は地元選出の県議会議員だよ。あそこの地区は何十回も行っているんだよ。拡幅に当たる方も、私は何回も面談しているんだ。面談しているから、これを言っているんですよ。いいかげんに言っているんじゃないんですよ。

私は、この資料を提出する時には、きちんと精査した上で出さないといけないということを指摘しているわけですよ。そこは、やっぱり認

めるところは認めて、こういったところは、訂正すべきは訂正しないといかと私は言っているわけですよ。

本来であれば、今、私一つ、あえて言いましたけれども、このほかにも、長崎地区の水産流通基盤整備工事関係者との協議とか、ほかにも、平戸の生月もあるじゃないですか、関係者の協議とかね。これは、要するに「地元との調整に日数を要したもの」に入るんじゃないかと言っているわけですよ。それを、工法とか何かでこういうふうにするというのはどうかと、私は言っているわけですよ。これは、ずうっと同じことをやっていたんだよ。

私は、今回、あえて一つだけ言わせていただいたのは、こういったのはきちんと整理をして提出しないと、これは議会と理事者との信頼関係が薄れるから、以後気をつけていただきたいということを言っているわけでございまして、政策監、まとめていただけませんか。私が言っていることをご理解いただけますよね。

【高屋水産部政策監】 十分理解いたしました。仕分けをする時に、②もしくは④というのは、単独でない場合もあるんだと思います。両方とも要素が含まれていることもあろうかと思いますが、やはりそこは、ここに記載すべき、どちらに記載すべきかという判断は、今ご指摘がありましたように、どこに記載すべきかということは十分に見極めた上で、そこは整理して記載すべきと、それはそのように考えます。

【山田(博)委員】 私は、地元の水産業の発展ということで、県当局がこういった事業をやっていたかどうかというのは十分理解しているんです。理解していて、頑張っているけれども、こういった要素で遅れているということをきちんと議会の皆さん方に理解してもらうためには、そう

いった区分をしっかりと、先ほど高屋政策監が言われたように、区分を正確にしないと、やっぱり委員の皆さん方、議員の皆さん方にご理解をいただけないから、しっかりとやらないといかんとやっているわけです。

橋本課長は、五島振興局にいたんだよ。優秀な河港課長でやっていたんだよ。それが、こういったことになっているものだから、指摘させていただいているわけでございます。

高屋政策監が、さすが、まとめましたね。すばらしいまとめでした。

続きまして、「6月補正予算による漁場整備概要」というのを委員の皆さん方にお配りしていると思うんですが、これを見ていただくと、参事監、委員の皆さん方に言っておきたいのは、つまり、何が言いたいかというと、この人工魚礁とか何かというのは、あらかじめどういったのをつくるかというイメージができていうことなんです。

これはこれとして、お尋ねしたいんですが、参事監、海の中も陸上と同じで、天候が荒れれば、こういった魚礁というのは、砂とか何かきて、将来的には魚礁が砂に埋まってしまうということを私はお聞きしているんです。また、写真撮影でも見ました。そういったことで間違いないかどうか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【内田水産部参事監】 魚礁につきましては、海の中に沈めているものですので、どうなるのかというのは、なかなか目視はできませんけれども、昔整備したものなんかは、そういうふうに砂に埋もれたりであるとか、転倒したりであるとかあって、機能が低下しているという事例は聞いております。

【山田(博)委員】 聞いているというか、認識し

ているかしてないか、そこだけお答えください。

【内田水産部参事監】 認識しております。

【山田(博)委員】 そうしますと、私が皆さん方に言いたいのは、予算を組んだ時には、どこにこういった魚礁をつくるかというのは、既に決まっているというふうに思われるわけですね。これは、あくまでも地元の漁業者と調整して、こういった魚礁でやるということで決まっているのか決まってないのか、そこだけお答えいただきたいと思います。

【内田水産部参事監】 整備の詳細につきましては、まず測量を行い、測量の結果に基づいて設計します。設計があって初めて詳細が固まるということでございます。計画段階では、まだ測量しておりませんが、イメージについては、地元漁業者などの意見を聞きながら、計画をつかっており、測量して設計があって初めて詳細な形が決まるというものだとということでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、設計したら、魚礁の形は変わるんですか。深さとか何かで変わるんですか。

この前、事前説明会したら、「魚によって違うんですよ」と言うから、「じゃ、あなた達は魚に聞いたんですか」と、「魚に、自分はこれがいいとか何か聞いたんですか」と。はいとか、うんとかはわからんけれども、そういったのを全部、漁協組合長と話しながら決めたんですか。参事監、どうなんですか。

もう一度言いますよ。今、委員の皆さん方にお配りしている魚礁の整備イメージというのは、漁協組合長さんと協議して、こういうふうになっているかなってないかというのを聞いているんですよ。そこだけお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】 詳細なブロックの形であ

るだとか、こういったものについては、現在決まっておりますけれども、設置位置であるだとか、ブロックの高さであるだとか、それと、大まかな材質であるだとか、こういったものについてはご意見を聞いて、想定はしております。

【山田(博)委員】 そうしたら、委員の皆さん方にお配りしている整備イメージというのは、この補足説明資料でも、ある程度コンクリートブロックとか何か、こういったイメージとかできているわけですね。

ということは、組合長さんとも話しながら、イメージはできている、イメージはできていると言うけれども、こういうふうな段取りで、漁港漁場課長、今までこういったやりとりをずっとやってきたでしょうということを確認しているんだ、私は。このやり方でずっときたでしょうと。今始まったわけじゃないでしょう。最初に、予算を組んだ時に、魚礁はどういうふうにするかというのは、もうほとんど県当局で大体イメージをつくって、あとは、漁協組合のほうに、これでいいですねという段取りでやっているのが今までのあり方だったでしょうということを聞いているわけです。漁港漁場課長、それはいかがですか。

【橋本漁港漁場課長】 確かに、要求の段階では、まだ未確定でございますが、内示がついた後に、そういったものは漁協の組合長、あるいは漁業関係者等から話を聞いて、こちらのほうで選定をして、それを地元のほうに最終確認をするということは、以前からやっておりました。

【山田(博)委員】 そうしたら、漁協組合長さんが、皆さん方のお手元に配っている、魚礁はこういうふうにしなさい、ああしなさいというふうに言われたんですね。言ったから、こういうふうイメージができたんですね。

この整備イメージの魚礁というのは、形が全然違うからね。これは、どちらのほうで発案したかというのを私は聞いているんです。組合長側からこういった魚礁にしてもらいたいと言ったのか、県当局から、国から言ってきたのか、どちらかというのを言ってるんです。

【橋本漁港漁場課長】 ブロックの具体的な形については、具体的な細かいところまでの要望ということは受けておりません。大まかにこういったもの、例えばここはコンクリートがいいんじゃないかとか、あるいは鋼製がいいのではないかなとか、あるいはもっと中が密度が濃くて、小さな魚が逃げ込みやすいような構造のものがいいとか、そういった大まかな要望を組合長、あるいは実際に漁をされている方々からお話を聞いて、その意見を総合的に本庁のほうで取りまとめて、最終的に案をつくって、それをまた漁協に、こういったことでいきたいという了解をとるという手順を踏んでやっております。

【山田(博)委員】 ということは、委員の皆さん方も、今、答弁を聞いたらおわかりのように、つまり、漁協組合長さんから、魚礁はこういった形がいいとか、こういった構造がいいとかというのは、構造は言わないと。言わないけれども、材質はこれがいいんじゃないかと、魚はどういった対象ですと言われたけれども、整備イメージの魚礁はこういった形を持ってくるということが明らかになったんです。

私としては、漁港漁場課長、この整備イメージというのは、あくまでも漁協組合長さんとしてしっかり話をしながら決めていただかないといかんと聞いているわけです。なおかつ、さっき参事監がおっしゃったように、魚礁というのは、数年たったら砂が入って使えなくなるわけです。という話だったでしょう、今。砂に埋まってし

まっくと、機能が低下するということでお話があったから、そうしますと、それが低下をしないように、しっかりとそういった対策をしながら機能の充実を図ってもらいたいと思います。

参事監、その認識はあるということでありましたけれども、コンクリート魚礁をして砂に埋まったところを水中カメラで撮った写真は持っていますか持っていないですか、そこだけお答えください。

【内田水産部参事監】そのような写真も見たいことはあります。

ただ、数年で魚礁の機能が損なわれるというものについては、拝見したことはありません。

【山田(博)委員】 私としては、数年とか言わなくても、じゃ、何年たったら低下するかというのを、私ばかり質問できないので、一旦これで終わりますけれども、私としては、こういった魚礁というのは、十分漁協組合長さんと話をした上で決めていただきたいと、機能の低下がないように、きちんとした構造を組合と協議しながらやっていただきたいということを言っているわけですので、ぜひご理解いただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 先ほどの魚市場特別会計の件につきまして、答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、用地の占用料につきましては、少し下がっていくんですけども、一方で、施設を新しくつくった部分につきまして、市町への交付金、いわゆる固定資産税のようなものなんですけれども、県から長崎市のほうに交付するというものがだんだん増えていくという状況になります。

それを含めまして、施設の管理運営につきましては、これまでどおりやっていきます。魚市

場を運営される皆様に支障がないように、不足する部分につきましては、県議会の承認を得た上で、一般会計からの繰入金をいただいてきちんと運営をしていこうと考えております。

【大場分科会長】 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第6号、報告第9号、報告第14号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がありませんので、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 資料は、農水経済委員会関係説明資料と、同資料の追加1がございますので、

お手元にご用意いただければと思います。

まず、関係資料の1ページ目をお開きください。

はじめに、水産部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

「法律上県の義務に属する損害賠償」につきましては、平成31年1月16日、長崎漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、長崎漁港臨港道路において、フォークリフトが走行していた際、側溝グレーチングの蓋の跳ね上がり防止用金具等が破損していたことから、通過中のフォークリフトの車輪がグレーチングの蓋を跳ね上げて車体底部に巻き込んだことにより、当該車両に損傷を与えたもので、27万2,306円を賠償金としたものでございます。

次に、「県有自動車事故に係る事項」につきましては、公用車での交通事故により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成31年4月5日、総合水産試験場職員が島原市新田町の島原漁業協同組合陸上養殖場駐車場にて公用車を移動させる際、駐車していた車両に損傷を与えたもので、22万円を賠償金としたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、平成30年海面漁業・養殖業生産量について、説明資料追加1に記載しております、有明漁協について、クロマグロの資源管理について、漁業所得向上対策について、平成30年のクロマグロ養殖について、平成30年度のノリ養殖について、水産物の輸出実績について、総合水産試験場における取組成果について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであります。

このうち、主な事項についてご説明いたします。

まず、平成30年海面漁業・養殖業生産量についてでございますが、農林水産省は、去る4月25日に「平成30年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表いたしました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、31万3,000トンで、前年の34万トンから2万7,000トン（8%）減少し、全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でした。

海面漁業の生産量は、29万トンで、前年から2万7,000トン（9%）減少しております。主な減少の要因は、まき網の前年から2万5,000トン（10%）減少でありまして、主要な漁種といたしましては、あじ類が1万3,000トン（21%）、いわし類が5,000トン（7%）、ぶり類が4,000トン（22%）減少しております。

海面養殖業の生産量は、2万4,000トンでございまして、前年から500トン（2%）増加しており、主要魚種では、ぶり類がやや増加しましたが、クロマグロは横ばいとなったものの、前年同様に全国1位でございました。

続きまして、説明資料の追加1をお手元にご用意ください。

1ページ目です。有明漁協についてでございます。

有明漁協につきましては、平成30年6月に開催すべき通常総会が開催されず、その後、同年9月20日までに役員と職員の全員が辞任・退職し、翌日から事務所が閉鎖されました。

県は、組合員への影響を最小限にするため、県漁連等の漁協系統団体等の協力の下、必要な各種措置を講じるとともに、同年11月21日には水産業協同組合法第124条第1項に基づく役員選任に関する命令を発令し、これまで十数回にわたり、直接現地に赴いて指導を続けてまいりましたが、本年6月19日の三地区代表者による協議において、漁協の再開に向け、各地区の役員推薦委員を選出することが確認されました。

一方、事務所が閉鎖された状況において、6月22日までになされるべき招集通知が発出されず、今年度も6月中に通常総会が開催されないことが明らかになったことから、通常総会を招集する権利義務を有する代表理事職務執行者に対し、6月24日付で水産業協同組合法第122条第1項に基づき、通常総会開催までのスケジュール等について報告を求める文書を発出しました。

県としては、速やかに新役員が選任され、漁協運営の正常化が図られるよう、引き続き、島原市及び漁協系統団体と連携し、強く指導してまいります。

続きまして、再度説明資料のほうに戻っていただきまして、2ページ目をお開きください。マグロの資源管理についてでございます。

平成30年7月から平成31年3月までの第4管理期間における沿岸漁業の漁獲枠の消化状況は、全国におきましては30キロ未満の小型魚が漁獲枠1,528.7トンに対し78.9%、30キロ以上の大型魚が漁獲枠1,125.2トンに対し52.7%でございました。本県におきましては小型魚が漁獲枠

629.7トンに対し85.7%の消化率、大型魚が漁獲枠155.6トンに対し40.3%の消化率となっており、いずれも漁獲枠を残す結果となりました。これはクロマグロの来遊規模が前期ほど大きくなかったこと、回遊海域に偏りがあったことなどが原因と考えています。

平成31年4月から1年間の第5管理期間では、本県の漁獲枠は小型漁688.8トン、大型漁158.3トンとなっております。第5管理期間の改善点といたしましては、漁獲枠に残余が生じた場合、国際ルールとして漁獲上限の最大5%が翌期に繰り越し可能となり、また、国においては大臣管理漁業や都道府県間での漁獲枠の融通ルールも整備されました。

県としましては、これらの繰り越しや融通ルールの活用により、引き続き漁獲枠の有効活用を図りながら、クロマグロ資源の回復が着実に進むよう適切な管理に努めるとともに、今後とも国に対して漁獲枠の拡大や資源管理に取り組む本県漁業者の負担軽減を要請してまいります。

次に、漁業所得向上対策についてでございます。

平成27年度から、経営改善や新たな事業展開を目指す経営体を対象として、県や市町、系統団体で構成する経営支援協議会と長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携して、個別の経営指導を行い、これにより3年間で102件の経営計画が策定され、計画具体化に必要な機器整備等の支援を行ってまいりました。

しかしながら、県内の漁業経営体全体に対する指導数の割合は低かったため、平成30年度から所得向上対策の加速化を目的に、市町、漁協等との連携を強化し、国の「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」を基軸とし

て、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、これまで経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を図るなど、優良経営体の育成をスピード感をもって進めてまいりました。

この結果、平成30年度は、199件の経営計画を策定することができ、多くの経営体が県事業のほか国事業を有効に活用しながら所得向上に取り組まれており、今後とも経営指導の加速化を図るとともに、経営計画策定のフォローアップを丁寧に行いながら漁業者の所得向上を進めてまいります。

次に、4ページ目をお開きください。

水産物の輸出実績についてでございます。

本県の水産物の輸出につきましては、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアや北米を中心に積極的な取組を進めております。

中国向けには、現地でのニーズが高い大型の養殖マグロや季節に応じた旬の天然魚、米国向けには大型のマアジやハマチフィーレを輸出するなど、輸出先のニーズに応じた魚づくりや、安定供給のための出荷体制づくり等を通じて、水産物の輸出拡大に努めた結果、輸出量・額ともに前年を上回り、平成30年度の輸出金額は、前年度より約12億円増の約33億円となっております。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明をお願いいたします。

【松尾漁政課長】 それでは、まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました水産部の資料についてご説明いたします。資料は、少し厚い縦長の資料になっております。

まず、補助金内示一覧表につきまして、平成31年2月から3月の直接補助金の実績は、1ページに記載のとおり、養殖産地育成計画総合推進事業費補助金など計7件となっております。

また、平成31年4月から令和元年5月までの直接補助金の実績は、2ページから17ページにかけて記載のとおり、悪質密漁連携監視事業費補助金など計128件、間接補助金の実績は、18ページに記載のとおり、新水産業経営力強化事業費補助金など計10件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、平成31年2月から3月までの実績は、19ページに記載のとおり、建設工事以外が4件、21ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が4件、27ページから30ページにかけて記載のとおり、建設工事が24件となっております。

また、平成31年4月から令和元年5月までの実績は、69ページに記載のとおり、建設工事以外が2件、70ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が1件、72ページに記載のとおり、建設工事が4件となっております。

なお、このうち入札に付したものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のう

ち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものにつきましては、対馬の漁業者の所得向上を実現する会など計2件となっており、これに対する県の対応は、資料の81ページから96ページにかけて記載のとおりであります。

1点、資料が重複しているところがございます。90ページと91ページ、それから92ページと93ページ、これは同じ資料が記載をされております。申しわけございませんでした。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、平成31年2月から令和元年5月までの実績は、97ページから108ページに記載のとおり、長崎漁港管理会など、計11件となっております。

続きまして、政府施策に関する提案・要望の実施結果につきましては、ご説明いたします。

資料3です。「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」という資料でございます。

去る6月12日及び13日に実施をいたしました「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」、水産部関係の要望結果をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

水産部におきましては、外国人材の受け入れについて、水産基盤整備等の促進についてなど7つの重点項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が農林水産省、水産庁、法務省であり、吉川農林水産大臣ほか6名に対し、知事、議長、水産部長等より要望を行いました。

3の一般項目につきましては、5項目について、農林水産省、水産庁、国土交通省の関係部課長等58名に対し要望を行いました。

4の特記事項のほうをご覧ください。

まず、水産基盤整備等の促進についてでござ

います。吉川農林水産大臣への要望に際しましては、知事から「引き続き予算の確保と着実な整備の促進をお願いしたい」との要望に対しまして、大臣から「（必要な予算が）有効活用できるようにしたい」との回答をいただきました。

2ページをご覧ください。

同じく水産基盤整備等の促進についてでございますが、長谷水産庁長官からは「水産制度改革に関連して拡充した予算について、継続確保していきたい」との回答をいただきました。

また、外国人材の受け入れにつきましては、長谷水産庁長官への要望に際しまして知事から、「魚市における荷さばき・選別作業への外国人材の受け入れについて、可能となるよう協力いただきたい」との要望を行いました。それに対しまして、長官から「長崎県が中心となって業界から声を上げていただきたい」との回答をいただきました。

以上が、水産部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

【大場委員長】次に、漁政課長より補足説明をお願いいたします。

【松尾漁政課長】有明漁協の状況について、ご説明をいたします。

本日、机の上に配付させていただきました資料4をご覧ください。

6月28日、先週の金曜日まで、地元のほうで協議等がなされておりましたので、本日の配付とさせていただいているところでございます。

有明漁協の状況につきましては、昨年の9月定例会以降、毎議会報告をさせていただいておりますけれども、今回初めて説明をさせていただく委員もおられますので、当初からの経過

を含めてご説明いたします。

まず、平成29年度の経過でございますが、本来、6月に開催すべき通常総会が遅延をし、8月31日に開催をされましたが、会計処理上の問題により、平成28年度決算報告は否決をされました。

これを受けまして、県は直ちに常例検査を実施すると、通常総会の早期開催を指導したところ、12月21日に通常総会が開催をされ、平成28年度決算報告等が承認をされました。

平成30年度に入り、県は5月と6月に常例検査を実施し、通常総会開催について指導をしましたが、決算を確定できず、6月中の通常総会が断念をされました。その後も、通常総会開催に向け指導を続けましたが、平成30年8月に、組合員から役員の改選請求が行われ、9月には役員全員が漁協に辞表を提出、職員も退職をし、漁協が閉鎖をされるという事態となりました。

それを受けまして、県といたしましては、まずは新役員の選出について強く指導をいたしましたが、進展がなかったということで、11月21日付で、水産業協同組合法に基づき、代表理事職務執行者である前組合長に対し、役員選任に向けた命令書を発出いたしました。

さらに、期限内に回答がなかったことから、代わりに、前監事に役員選任を着実に履行するよう指導を行いました。その後も、県は直接現地に赴きまして、各地区代表者との調整を続けてまいりましたが、役員選任に関する各地区の意見の相違等によりまして、役員推薦委員が決まらない状況が続いておりましたが、去る6月19日に、三地区代表者による協議が行われまして、漁協の再開を第一とし、各地区で推薦委員を選出するということが確認をされ、6月28日までにそれぞれの推薦委員が決定をしたところ

でございます。

今後、役員推薦会議と役員選任の臨時総会が早急に開催されるよう、指導を行ってまいります。

一方、昨年度に続き、通常総会が6月中に開催をされなくなったということから、6月24日付で代表理事職務執行者に対し、通常総会の開催に向けた対応等について、水産業協同組合法に基づく報告を求めています。

県といたしましては、一刻も早い役員の選任とその後の通常総会の開催、さらには、漁協運営の正常化に向け、引き続き島原市や漁協系統団体とも連携を密にしながら指導を継続してまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、13時30分より再開いたします。

— 午前 11時23分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

午前中に説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

対象番号が、10番、12番、15番、17番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号17番の海興水産の会社のほうから要望書が出てきておりますが、こういった背景になった経緯というのを、まずは

説明をいただけますでしょうか。

【橋本漁港漁場課長】海興水産から出てまいりました要望書の背景について、ご説明いたします。

これは五島の奥浦漁港、檜ノ浦地区というところの漁港の施設用地の使用に関する陳情でございまして、この檜ノ浦地区にはもともと用地がございまして、その用地の一面を海興水産様が網干場として使っていました。かつ、その一面に、同じようにタフコ（T A F C O）、大洋エーアンドエフという会社が使用しておりましたコンテナも3基ほど同じ敷地、用地の中にございまして、まき網の網干場、あるいは、このT A F C Oのコンテナは、マグロ養殖の餌を保管しておくために置いておったんですが、網干しと餌の保管が同じ区画で混在をしていたという状況がございました。

こういった状況を解消する目的もありまして、五島振興局では、その用地の対岸のほうに新しい岸壁をつくりまして、新しい埋立地を整備いたしたところでございます。

その埋立地の用途といたしましては、そういったマグロの餌の保管用地ということと、あと、マグロ養殖のいかだの補修をする用地ということで新しい用地をつくったわけでございますが、この用地が最終的にできたのが、今年の3月でございまして、用地ができたわけでございますが、T A F C Oのコンテナがそのままの状態、以前から使用許可をとって使用しておったところにずっとあったということで、海興水産のほうからは、早くそのコンテナを新しい用地のほうに移動していただけないかというように出てきた陳情というふうに認識しております。背景は、そのような背景になっております。

【山田(博)委員】 移転が遅れた理由というのは、なぜ遅れたんですか。

【橋本漁港漁場課長】 移転が遅れたと申しますか、用地が完成したのが今年の3月でございまして、五島振興局のほう、今年の5月13日に海興水産のほうからそういった意向を受けたということになっております。

移転が遅れたということではないと認識しております。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、お尋ねしますが、物揚場が完成したのは今年の3月と言いますが、間違いありませんか。物揚場は以前にきちんと完成したんですが、部分的な補修工事が重なってそうだったんであって、以前からもう完成されているんですよ。委員会できちんとした報告をいただきたいと思う。しっかりとした調査、事業はそちらがやられているんですから、きちんとした報告を上げていただきたいと思うんですが、もう一度お尋ねします。

そうかもしれませんが、当初、物揚場というのは今年の3月以前から、マルハさんなんかは荷物とか何かに使われているんですよ。そうすると、マルハさんは事業が完成をしてない時に、物揚場を事前に使っていたんですね。えっ、そうしたら大変なことになりますね。完成もしていないのに、マルハさんが勝手に使ってたんですね。これまた、そっちが問題だ。あらら、大きな問題が発生しちゃったな、これは。どうしましょうか、参事監。

私は地元だから、見たんですよ。3月に完成したというのであれば、3月に物揚場が使えるのはわかる。しかし、その以前から移動していたんですよ。ということは、県当局は、この事業が完成したという以前にマルハさんが使って

いたというのは、問題になるわけですよ。どっちがどっちなのかよくわからないから、もう一度お尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 大変失礼いたしました。私の勘違いでございまして、用地が完成したのは、昨年5月でございまして、その5月から使用されておりました。先ほどの今年できたばかりというのは、私の間違いでございました。失礼いたしました。

【山田(博)委員】 ということは、昨年5月に完成しておきながら、まだ移動されてなかったというのは、どっちが悪いんですか。当初の漁港漁場課長の答弁では、今年3月にできたんだから、移転するのは、まだ2カ月たってないから、それは遅れているんじゃないですよ。今聞いたら、昨年5月に完成しているんだったら、すぐ移転しないといけなかったのが移転されてなかった。そうしたら、どっちが悪いんですかとなるんですよ。

一部はもう移転しているでしょう、マルハさんは、施設は。なぜ、肝心なこれが移転しなかったという理由を説明していただきたいと言っているんです。

【橋本漁港漁場課長】 移転していなかった理由とか、そもそもこの奥浦漁港の樫ノ浦地区は、先ほど申しましたように、網干場と餌の保管が混在をしておったということで、それをすみ分けをしようということで整備したのは、間違いはございません。

したがって、今、海興水産が網干場に使用している用地も、全面網干場に利用していただければいいんですが、用地ができた新しいところにも建っておりますし、必ずしもそちらにすぐに移動するというようなことを、時期的なものも確約をとっていたわけでもございませんし、

実は、目的外使用を今年4月1日から1年間許可をしておったということもあって、昨年5月に完成してから、この1年間あそこに残って、結果的に残ったということになっておりますが、特別こちらからすぐに移動してくれというようなことも言ってなかったということもあって、移動が今年度になってしまったという状況でございします。

【山田(博)委員】 じゃ、漁港漁場課長、お尋ねしますけど、物揚場というのは、何年ぐらいの期間でどれだけの事業費をかけてつくったのかというのを、なおかつ、つくった経緯というのは、私が記憶しているのは、地元の市と漁協組合長から要望がきてつくったと記憶しているんですが、それで間違いないかどうかを含めてお答えいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 樫ノ浦の新しくつくりました岸壁でございしますが、こちらにつきましては、岸壁とか護岸とか道路などを含めると、全部で9億円ほど事業費を要しておりまして、平成24年度から着手して9億円をもって整備をいたしております。（「要望は」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。要望につきましても、地元の五島ふくえ漁協のほうからの手狭な用地を拡張してほしいという要望を受けて整備をしたところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、地元の漁協組合というのは、漁港漁場課長、要するにマルハさん等を含めて用地をつくってくれと言うから、つくったわけでしょう。そうしたら、いついつと確約するとかというよりも、要望を受けて完成したのであれば、そこに速やかに移るのが自然なあり方じゃないんですか。

移らなかった理由とは何かというのがあるんですよ。移らなかった理由というのはあったん

じゃないですか。それを含めて、答弁いただけませんか。

【橋本漁港漁場課長】 この整備が、先ほどから申しますように、網干場と漁具保管のすみ分けを目的とした整備になっていることから、本来ですと、委員ご指摘のとおり、速やかな移動というのも、漁港の適切な管理運営上必要だったかもしれませんが、1年間ほど遅れてしまったということで、特段の理由というのが、私どもではっきり確認はいたしておりません。

【山田(博)委員】 確認をしてないといって、当初完成した時に、手狭だったから移転してくださいと、要望を受けたからつくったんでしょう。現地の状況も確認せずに、いいですか、10万円、20万円の事業じゃないんですよ。9億円ですよ。長崎県は、9億円の総事業費でつくる時には、どれだけこれが必要かということ、きちんと必要性を検討した上でつくるんでしょう。それで、できたら、どこがどういうふうに移転するかというのをきちんと調査した上でやるんでしょう。つくったけど、どこが移転するかわかりませんとか、移転する理由がわかりませんとか、そんな形で漁港施設というのをつくるわけじゃないんでしょう。そうじゃないと、水産庁が認めるわけじゃないじゃないですか。そんないいかげんな事業計画で、水産庁は認めますか。

【内田水産部参事監】 9億円というお金を投入してつくったものでございますので、効果を早期に発現させるためにも、整備後というのは、速やかにいろいろな調整というものを図っていただかなければいけないということを思っております。

今回、1年近く遅れたということでございまずけれども、できた暁には、速やかに効果が発現できるように、我々もしっかりフォローして

いかなければいけないと思っております。

【山田(博)委員】 あなた方が言わないから、これは、委員長、実は、私は地元の調査をしたんですよ。そうしたら、要はここに物揚場がなぜ移転できなかったか、移転できない理由があったんです。

それは何かというと、物揚場をつくったんですけど、潮位の関係で、ここに海水が上がってくるんですよ。海水が上がってきたら、こういった施設を移設できないんですよ。そういった移設ができないという状況をきちんと、この海興水産なりにご説明しておけば、この海興水産の関係者は、ここまで要望書を上げなかったと。事情を説明していただければ、こんなのは上げなかったという話だったんですよ。

漁港漁場課長、これは委員の皆さん方にご理解をいただかないといかんから、現状の漁港の施設のあり方というのをまとめているでしょう。今、どういった問題があるかというのをね。海興水産から言うと、随分ご協力をいただいたんだけど、工事期間中も協力する、いろいろしていただけども、いざ、移転しようかと思ったら、移転させてくれないという理由が明らかになったんだよ。

漁港漁場課長、ここの漁港施設の整備の問題点というのをきちんとまとめていますよね。まさかこの場にあって、まとめていませんとか、そんな言うわけないでしょう。それを委員の皆さん方に明らかにして、反省すべきは反省して、きちんと皆さん方にご理解いただいて、ご協力いただくところはいただくことにしたほうがいいと私は思うんです。

人間ですから、なんでもかんでも100%完璧にいきません。しかし、失敗は失敗で、失敗は成功のもとと言うんだから、これを機会にまた

新たに事業展開をどんなにするかということをしきんと、大場委員長のもとでご理解いただくようにせんといかんわけだから、そこは委員長のもとでしっかりと資料提出して、この問題を、また陳情を、これは大変奥が深いんだよ。びっくり仰天だよ。知っているだろう、参事監、この問題は。

水産庁に聞いたら、あなたは大変知識も経験もあるとお聞きしているから、あなたは随分わかっているはずだ。だから、こういった問題は、図面を見て、書類で皆さん方にご理解を深めていただかないといかんから、委員長のもとで資料の提出をしていただいて、ほかの陳情の質問もありますので、まずはこの資料に基づいて、陳情17番の質問を再度したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 1時45分 休憩 —

— 午後 1時46分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 大場委員長のもとで資料を提出していただいて、また、この陳情番号17番の質問をしたいと思います。

それで、もう一つだけ、陳情番号15番の「マイクロプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態・環境に及ぼす影響の解明と発生抑制対策を講ずること」といった陳情が県の町村会のほうから出てきておりますが、これについて、現状の認識なり取組をご説明いただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】 マイクロプラスチックの調査研究につきましては、国の調査については、環境省が平成26年度から保有するマイクロプラスチックの分布や有害物質の分析などに

ついて、平成30年度からは海洋プラスチック汚染の実態解明と地球規模での将来予測についての研究に取り組まれております。

また、水産庁では、平成30年度から海洋プラスチックを摂食した魚介類の生態的な情報などについて調査を開始したというふうに伺っております。

県といたしましては、国が行っているマイクロプラスチックの影響に関する基礎的な調査研究の結果も含め、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 環境省が平成26年と平成30年、また、水産庁が平成30年からこういったマイクロプラスチックの生態系の調査を行っているとありますけれども、環境省が、それぞれやった分の経過なり状況をどういうふうに把握しているのか、それをお答えいただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】 平成26年から平成28年までの調査で、環境省はマイクロプラスチックの分布について調査をしているというふうに聞いております。

その結果につきましては、日本周辺の沖合海域で全体的にマイクロプラスチックが分布していると。東北の日本海側や太平洋沖周辺、四国及び九州の太平洋側沖の周辺で高い密度を示す傾向であるというふうな結果になっております。

【山田(博)委員】 水産庁のはまだ出てないんですか。

【森川漁港漁場課企画監】 水産庁は平成30年度から調査を実施しておりまして、平成30年度の結果では、マイクロプラスチックの摂取量及び体内滞留時間の解明というふうなことで、魚にマイクロプラスチックを摂食させて、その排泄までの時間等を調べているようですが、結果で言えば、マダイなどを使ってした結果は、

95%以上のマイクロプラスチックが25時間以内に排泄されるというふうなことがわかったという結果が出ております。

詳細については、まだ今のところオープンになっておりません。

【山田(博)委員】 ということは、水産庁もしたら、結論から言うと、企画監、問題なかったということでしょう。詳細は見えてないけれど、現状はわかったと。今のは、どっちがどっちか、よくわからなかったですね。結果は聞いているけれど、詳細はわかりませんか、どこまで調べて勉強しているんですか。企画監がわからなかったら、参事監に聞いたほうが早いから、参事監に聞きますよ。

【森川漁港漁場課企画監】 平成30年度から調査を実施しておりまして、今年もまだ続けてやっている調査でございます。

先ほど申しましたのは、平成30年度の結果ということで示されているものを答弁させていただきました。

今年もまだ調査は継続中ですので、その辺の結果を見てまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 じゃ、お尋ねしますけれども、今、マイクロプラスチックというか、FRP船が魚礁に使えないかということで、地域の皆さん方から、以前要望がありましたね。企画監は記憶にあると思うんですけどね。

そういったFRP船を魚礁に使ったら、マイクロプラスチックが生態系に影響を及ぼすことから、できないという話がされていましてね。水産庁は生態系を調べているということでありましたけれども、水産庁は、この五島沖でFRP船を魚礁として投下しているわけですね。そうしたら、水産庁が今年も調査するのであれば、水産庁が自ら魚礁として使ったところをちゃん

と調査してもらうように話をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【森川漁港漁場課企画監】 先ほど申しました、魚にマイクロプラスチックを食べさせる実験というのは、これはまだ室内規模での実験でありまして、本当に始まったばかりで、それはマイクロプラスチック自体が魚介類にどれだけ影響があるかというふうな結果というのは、まだまだ全然見えていないという状況であります。

昨年もいろいろ、やはりFRP船の魚礁化についての議論はありましたけれども、現時点では、FRP漁船の魚礁自体が魚にどれくらい影響を及ぼすかというのはわからなくて、やっぱり慎重に考えるべきだろうというふうな結論であったかと思います。今、現実には調査しているのは、あくまで室内実験でございまして、その結果を踏まえて、これからどういうふうな対応が必要なのかということを考えていくのかなと思っております。

五島に沈めております沈船魚礁につきまして、まだ魚礁としての機能は果たされているというふうに聞いておりまして、あれを入れたのが5年ぐらい前だったかと思いますがけれども、それは直ちにマイクロプラスチック化しているかどうかというふうな状態ではなかろうというふうに考えております。

【山田(博)委員】 確認ですよ。企画監、今、重大なことを言われたんですよ。水産庁が投下したFRP漁船は魚礁として使っておりますけど、それがマイクロプラスチック化になってないということで理解していいということいいんですね。企画監は、今そういった答弁をされましたけれど、そういうことでよろしいんですね。まさか撤回しませんよね。さっき、10秒前に言ったことですよ。いかがですか。

【森川漁港漁場課企画監】まことに申しわけございません。そこまで知識があって確信が持てる答弁ではなかったと思います。もう少し詳細にその辺を調べさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 ということは、さっき言ったのは、水産庁が魚礁として使ったFRP船がマイクロプラスチック化になっているかなっていないかというのを、よくわかってないから、さっきは「なっていません」という答弁したけれども、よくわからないから、やっぱりその話は答弁を撤回するということで理解していいんですか、企画監。あなたみたいな立派な人が、さっき言ったことを撤回するんですか。ちょっとよくわからないから、それをお答えください。

【森川漁港漁場課企画監】まことに申しわけございません。不確かな答弁をさせていただきました。

そこら辺の経過については、今の時点でどうだというふうなことが把握できておりませんので、いろんな研究機関等の情報を集めさせていただいて検討させてもらいたいと思います。

【山田(博)委員】 企画監、このFRP船をぜひ魚礁化してもらいたいという地域の声がたくさん寄せられていますので、ぜひ、マイクロプラスチックになっているかなっていないかというのを、水産庁と調査をしっかりとやっていただきたいと思うんです。この要望書に関連して、水産庁に対して申し入れをして、またその経過を報告していただきたいと思うのですが、いかがですか。

【森川漁港漁場課企画監】申し入れといいますか、どういう状態なのかというふうなのは、いろんな専門家の話とかも聞きながら、今後どうすべきなのかというふうなことは検討させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 私は、専門家にしてくれと言っ
うんじゃないくて、水産庁に聞いてくれと言っ
ているんです。水産庁でやってくださいと。

水産庁は、今、このマイクロプラスチックの研究をやっているんでしょう。ましてや、水産庁が五島沖にFRP船の廃船を魚礁として投下しているわけだから、それを一緒に調査してもらえないだろうかということを、企画監のほうから水産庁に言ってくれと言っているわけですよ。参事監、私の言っていることはわかるでしょう。わかりませんか。どうですか、参事監。

【内田水産部参事監】水産庁が沈めたFRP船の魚礁というのは、恐らくこれから魚礁をつくっていく上で、FRP船を沈めた時にどれだけの蛸集効果があるのかと、こういうものを確認するために実験的に沈めたのではないかというふうに認識しております。ですので、それはFRP船の蛸集効果を確認するための試験ということを認識しております。

もう一つ、要するにFRP船を沈めた時に、どれだけのマイクロプラスチックがそこから出るのか、こちらについては、実際にどれだけ、どういうふうに出るのかというのは詳細はわからないと思います。

それと、出たマイクロプラスチックがどうい
うふうに魚に影響を与えるのかということにつ
いては、今、水産庁のほうでまだ評価中である
ということを聞いております。

いずれにしても、これから魚礁をつくっていく時に、リサイクル材を使っていこうというのは、そういう流れだとは思いますが、一方で、環境に悪さをする可能性があるというのであれば、その影響というのをしっかり調べていく必要があるのではないかと考えております。

【山田(博)委員】 参事監、私が言っているのは、

水産庁はFRP船の廃船を魚礁で使ってみたら、効果があったといって報告が出てるんです。それは魚礁としてできたと。しかし、マイクロプラスチックとして生態系に影響を及ぼすか及ぼさないかというのは、まだ調査をしてないので、水産庁が、特定の空間でやっているというのであれば、実際に今やっているの、それをこういった長崎県でやっているの、生態系に影響がないかどうかという調査を国のほうに、参事監のほうから言ってもらいたいと私は言っているわけです。それを、イエスカノーかというのを答えいいただきたいと言っているわけでございます。

企画監のほうも、なかなか言いにくいと思いますが、参事監のほうで、すみませんけれども、お答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【内田水産部参事監】 国のほうには、私のほうから、FRP船を利用した魚礁について、環境にどれぐらい影響を及ぼすのかということについて調査をしてほしいという話については、伝えていきたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひそれをお願いしたいと思います。

なぜならば、水産庁がやったんだから。当時の担当の大臣は誰かとは言いませんけれども、それを推進した大臣は誰かとは言いませんけれども、その人がやったんだ。そういうことで、ぜひよろしくお願いします。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほか、陳情書についてありませんか。

しばらく休憩します。

— 午後 2時 0分 休憩 —

— 午後 2時 0分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

ほか質問はありませんか。

【麻生委員】 陳情15番の16、22ページですけれども、この中で「運搬船等の補助要件の緩和」とありますけれども、水産業の振興対策です。

この前、対馬に行った時、要は今回の国境離島新法を活用して、対馬から活魚を運搬する時に2分の1の補助が出るということで活用しているんですよ。今度、壱岐も調整をするとかという話を聞いていましたので、今、どこまで浸透されているのか。離島であれば、五島、壱岐、また対馬も活用できるんですけれども、実際、活魚がある時に、だから、2,000万円水揚げした時に7%の運賃がかかると。それで、145万円かかるんだけれども、その分の50%が後で返ってくるという制度を、今対馬は取り入れてもらいましたという話があるので、こういうことになると、離島についてのそういう制度があるということについての徹底を再度確認してもらってやるべきじゃないかと思いますが、これについての認識はどうか、お尋ねしたいと思っています。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 2分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【岩田水産加工流通課長】 運搬費の補助につきましては、制度上は地域づくり推進課のほうの所管になっておりますので、細かいことはわからないんですけれども、離島につきましては漁協関係、漁業者の運賃補助につきましては、す

すべての漁協で補助を受けている状況でございます。

【麻生委員】 これは、昨年地元から、対馬の高浜漁協からあって、うちの市議会議員が動いて、国会議員と連携してやったんですよ。そして、それを具体的に、今回補助をもらうようになって、さっき言いましたように、2,000万円あった時に7%ですよ、この運賃がね。その分の5割の補助をもらったということでやっているんですよ。

こういうことを、まだ壱岐は知らなかったんですよ。今からやりますとかという話をしました。だから、離島新法の関係で、もうちょっと細かくやってもらったほうが、だから、状況的には活魚運搬ですよ。

そこら辺があるので、今、魚価が安いので、状況的には、運搬する時も、量が集まらないと持っていけない。そういうのがありますけれども、ここに運搬船等について書いてあるから、そういった補助も活魚についてあるから、やっぱり認識をよく調べてもらってやってくださいというのが、要望なんですよ。

だから、そこら辺のことが、今、国境離島新法があると具体的に言うけど、もうちょっと聞いてもらって、どういうところに適用できるのか、こういう適用ができるんですよということをやっていきますので、それを多くの離島の皆さんに徹底されたらどうですかということの提案を今やっているわけですよ。それについて、もう一回答弁をください。

【岩田水産加工流通課長】 所管は違うというふうに申し上げましたけれども、漁業者にかかる分につきましては、水産部のほうでも責任を持って、情報をちゃんと漁協のほうにお伝えして、使えるものは使ったらどうですかということで

情報提供していきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかありますか。

【山田(博)委員】 「大村湾栽培漁業の推進について」、お尋ねしたいんですが、現在、大村湾に放流事業をやられている魚種を説明いただけますか。

【中村漁業振興課長】 大村湾で現在放流されている魚種は、ヒラメ、カサゴ、オニオコゼ、クマエビ、ウニ類、ナマコといったところが主な魚種となっております。

【山田(博)委員】 ここに、あとカニとかエビとかありますけど、実際、町村会から来ているのは、放流をされているのとされてないのと若干あるんですけども、これは、実際、漁業振興課として、ほかの魚種のほうは放流ができるのかできないのか。できるのであれば、いつからするのか。できないのであれば、なぜできないのかというのを教えてください。

【中村漁業振興課長】 栽培漁業を推進するためには、種苗を購入して放流するという事で、一定やはり地元の経費負担がかかっております。ですので、大村湾では、栽培漁業推進協議会というのを、市、それから漁協と町が入って組織して、毎年度計画的に放流をしておりますので、その中で重点的なもの、漁業者の要望が強いものから放流されているということでございます。

新たな魚種等についてご相談がございましたら、県のほうとしては、いろんな情報提供をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ここに、「大村湾内各漁協の漁獲高がピーク時の半数以下となる」ということになっていきますけれども、そうすると、これは組合の方にある程度、一定の負担があるわけですね。しかし、負担を強いられると、なかなかこれは漁獲高が上がってない状況の中で厳し

ということが、この陳情書にあるわけですが、今、放流事業の補助率というのは、県内全域一律になっているんですかね。一律になっているのであれば、どういうふうな制度になっているのか、補助率を説明いただけますか。

【中村漁業振興課長】放流種苗につきましては、地元に着性が強い魚種、それから広く回遊する魚種、あるいは県外まで回遊していくような魚種と、いろんな種類がございますが、大村湾では、まずヒラメにつきましては、ヒラメは大村湾の中では育成の場になっているということもございまして、大村湾、橘湾、有明海に集中して放流する事業を県が全体で取り組んでいるところでございます。その分については、2分の1の補助の助成をさせていただいているところでございます。

それから、その他につきましては、県の栽培漁業センターで種苗を供給しているわけですが、ここの種苗につきましては、おおむね生産原価の6割で種苗提供をしている。格安で安定的に供給するというようなことをやっております。

以上によって、地元の体制を推進しているということでございます。

【山田(博)委員】それじゃ、お尋ねしますけど、大村湾内の漁協組合の経営状態というのはどういった状況になっているのか、把握されてますか。これは、漁政課長。

【松尾漁政課長】大村湾内の漁協につきましては、7漁協ございます。それぞれの組合によりまして、経営状況は異なるかと思いますが、まず一つは、今回、大村湾漁協と川棚漁協と多良見漁協が合併をいたしまして、新しく大村湾漁協ということになりました。そういった形で、合併によりまして、経営の基盤の強化を図っている漁協もございます。

それから、ここで申し上げるのはなかなか難しいと思いますが、極端に経営が悪化しているというところは把握はしておりません。

【山田(博)委員】漁業振興課長、例えばリース漁船でもそうでしたけど、県内の漁協組合は、経営が厳しいところといいところと同じ補助率であれば、組合のほうでこういった栽培の放流事業というのは、できるところとできないところがあるわけです。

漁政課長も今年の4月に来たばかりで、ほかの漁協組合の経営はどうなんですかと言った時は、隣にいるんだよ。西次長は詳しいんだから。西次長、あなたはそういう時は答えないといけないんだよ。あなたはずっと漁政課長として、長年手腕をしてきているわけだから、あなたが一番詳しいでしょう。私より詳しいもんね、あなたは。だから、そういったときは西次長がぴしゃっと答えないといけないわけです。そのためにあなたはいるわけだから、そこに。

そこで、私が思うには、漁協組合でも経営が厳しいところと経営がいいところと、補助率というのは水産部でも見直しをせんといかんと思うんですよ。県内全部同じような補助率でやったら、水産振興はやっていけないんだから。

国だってそうじゃないですか。財政が厳しいところと厳しくないところには、地方交付税をやったりやらなかったりしているじゃないですか。こういった制度を、大村湾栽培漁業の推進という中で、大変厳しいところには手厚く補助率の支援とか何かを考えるべきだと思うんですよ。どうですか、これは。ここはやっぱり西次長でしょう。あなたが答えるしかないんだよ。まさか、隣の漁政課長に答えさせたらいかんですよ。

【西水産部次長】各漁協の経営状況についまし

ては、常例検査、それから日常の指導によりまして把握をしているところでございます。

経営状況による県事業の補助率の調整につきましては、他の事業への影響も考えられますので、まずは漁協の経営をしっかりしていくということで指導をしていくというのが第一だと思いますけれども、県事業についての補助率の調整については、慎重に何ができるかというのは、部内で検討させていただきたいと思っています。

【山田(博)委員】 西次長、漁協組合の経営は、常例検査とか言うけれども、私が以前言った時に、あの時ぴしゃっとやっておけば、こんなにならなかったんです、有明漁協は。今さらそんな答弁をするんですか。それはいかがなものかと思えますよ。

私は、「有明漁協は大丈夫ですか」と、あなた方は、答弁で何と言ったかな。今になったら、こういうふうになったでしょう。地元の県議会議員の先生方に大変迷惑をかけて。今、その事態が起きながら、そういった答弁はどうかと思いますよ、私は。常例検査をやっていますから、ちゃんとやっていますから、漁協組合の経営は把握しておりますよと。把握していたら、なんで有明漁協みたいになったんだよ。私は委員会できちんと指摘したじゃないか。その結末が、今こうなっているでしょう。常例検査をやっているから、漁協組合の経営はしっかりやりますと、そんな答弁はやめてほしいよ。

これは、水産部長、いいですか、ここに書いているじゃないですか、漁獲高はピーク時の半数以下で大変厳しいんだ。だから、何とかしてくださいというふうに書いているじゃないですか。涙で訴えているんです。ひしひしと伝わってくるんです、これは。

だから、水産部長、今ここで、ああだこうだ

となかなか議論できませんけど、結論出せないかもしれませんけれども、組合の経営状況を把握しながら、厳しいところと厳しくないところといういろいろ考えてやるべきだと思うんですよ。

もっと言いますと、公共事業の工事だって、ランクをつけていろいろやっているじゃないですか。公共事業でも経営が難しいところとか何かというような整理をしてやっているじゃないですか。そういった形で、今からこの漁協組合も、全部一律で県内で同じような補助率でやるというのは、もう時代がそうじゃなくなってきたんですよ。そういった制度も考えて取り組んでいくのが必要な時期にきたと私は思っているから、今言っているわけです。どうですか、水産部長。

【坂本水産部長】 漁業等が行う営利事業につきましては、一定の受益者負担を求める点から、所定の補助率を対象施設ごとに設定しているところでございます。

しかしながら、一方で漁協経営の厳しいところもございますので、こういったところにつきましては、合併を促していくとか、そういう方向で県のほうでは施策を打っていきたいと思っています。

特に漁協合併につきましては、漁協合併が受けられる特別な支援メニューもございますので、そういったところの活用を図りながら、漁協合併の推進と漁協の経営強化に努めてまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】 漁協合併は合併でいいと思うんですよ。合併をしながら、その経営を支えていくのは、指導していくのは大切ですけれども、こういった放流事業も残る中で、例えば合併して経営基盤をすると同時に、こういった補助率も、また漁協組合の負担の軽減につながるそう

いった施策も、推進の一環として取り組んでいただきたいということを私は言っているわけですよ。

水産部長、もう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

【坂本水産部長】先ほど申し上げた施設整備以外にも、さまざまなソフト事業もございまして、そういった事業につきましても、漁協の体質強化につながるようなことであれば、そういった点も配慮しながら、適切に事業を実施してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】ということは、こういった放流事業にしたって、きちんと漁協組合の経営実態に合わせながら、また、合併等を推進しながら応援していくという制度も、補助率の見直しも、今から見直しの検討をしていくということで理解していいということですね、水産部長。そこだけお答えください。

【坂本水産部長】漁協の経営強化につながるような漁協合併の取組に際しましては、どのような支援ができるか、水産部としても、今後検討してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】ぜひそういったのを含んで取り組んでいただきたいと思います。とっております。

特に私は、水産行政と農林行政、長崎県の基幹産業ですから。水産部長、今まで長崎県は、私が県議会議員になった時は、長崎県の水産行政の売上は1,000億円を超えていたんだよ。今、だんだん、だんだん減っているんだよ。ここは、ぜひ頑張ってもらいたいんですよ。「水産県長崎」と言って、1,000億円を超えて、わぁ、すごいと言っていたんです。今は逆だから、減っているんだよ。

ところがどっこい、農林部はどんどん、どんどんやっているんだから。農林部の鼻息が荒い

荒い。ここは、水産部長、頑張らないといかんよ。水産部長、あなたはやれるんだから、応援しているんだよ。ましてや、あなたの隣には優秀な人がいるじゃないか。この二人は、長崎県でも大変優秀な人なんだよ。ぜひ、水産行政をしっかりとやっていただきたいと思います。

ということで、大場委員長からいただいた資料が届いたので、説明を求めたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】奥浦漁協樫ノ浦地区の概要についてご説明いたしますが、お手元にたいま配付いたしました、整備計画平面図をご覧ください。

まず、今回の陳情の件に関してご説明をさせていただきます。

今回、陳情いただいております海興水産が利用されているまき網の網干場というのは、この図面の一番左側に黒く塗った三角形といいますか、台形といいますか、そういった箇所が、すみません、丸でもすればよかったんですが、あるかと思います。この一画が、今、海興水産が借りてらっしゃる土地でございまして、ここに網を干されていると。その中にT A F C Oが使用しているコンテナが3基あったという状態が長く、この奥浦漁港は続いておりました。

そういうことで、漁港管理者といたしましては、すみ分けを図ってほうがいいのではないかと。用地自体も手狭になってきましたし、マグロ養殖が非常に盛んになってきたということもあって、用地が不足する、あるいは岸壁が不足するということで、それを解消するために、長期計画を立てまして、平成24年度から着工をしたところでございます。

新しくつくりました用地は、先ほど申しました、黒い部分の用地から右下のところに赤く塗った部分がございまして、ここは新しくつくっ

た岸壁、それから用地でございます。3つの丸が書かれておりますが、ここが用地でございます。その全面に3m岸壁L=50mと4m岸壁L=45m、それと護岸L=170mをつくりまして、背後を埋め立てて用地をつくったと。広さにしますと、7,600平方メートルの用地をつくったということでございます。

それと、もう一つ、あわせまして、図面の一番左の細く延びている防波堤の先端に、防波堤A（改良）L=20mというのが載っているかと思いますが、防波堤Aと申しますが、これも20メートル延ばす計画になっておりました。

これはなぜかと申しますと、先ほど申しました3m岸壁、あるいは4m岸壁が、このままの状態ですと、静穏度が確保されないということから、この防波堤もやはり20メートル延ばさないといけないということで、防波堤もあわせて計画をいたしたところでございます。

しかしながら、防波堤の延伸については、ちょうどこの防波堤の根っこのところに、先ほど申しました用地のところですが、ここはまき網の船が係留をするところでございますが、海興水産のほうからは、この防波堤Aを延ばすと、船の出入港に非常に支障が出るというようなお話がございまして、現在のところ、この防波堤の20メートルの延伸は実現に至っておりません。いまだ協議中でございます。

しかしながら、岸壁あるいは用地が手狭になっているので、そういったものが必要だということにつきましては、海興水産のほうからも理解をしていただいたところでありまして、暫定的に、岸壁と用地を先行して施工いたしまして、防波堤はできておりませんが、暫定的に供用開始するということに至ったものでございます。

なお、この3m岸壁と4m岸壁の天端高につき

ましては、ここはマグロの養殖船が使うということでございますので、そういった利用形態のもとに、五島振興局のほうで天端の高さについては決定をしたところでございます。

ですが、最近の地球温暖化等で潮位が上昇しているというようなこともあって、この岸壁につきましては、大潮の時に岸壁すれすれまで水がくるというような状況が、年に1～2度発生をいたしております。その程度まで潮が上がりますと、そこに係船している船が岸壁に乗り上げる心配があるということから、それを解消するために、岸壁の高さを一部40センチ嵩上げすることで利用者の了解を得まして、これについては、既に工事が終わっております。

なおかつ、当初から予定しておりました防波堤の延長20メートル、これはなかなかご理解いただいておりますが、あるいはこれにかわるものができれば、さらに港内の静穏度は確保され、波が岸壁やエプロンに押し寄せることはないというふうに考えております。

私どもとしましては、右の岸壁用地につきましては、先ほど申しましたように、平成30年5月に完成をいたしておりますので、こちらについては、既に利用をいただいているところです。あと残されました防波堤Aの延伸につきましては、延伸にとらわれることなく、静穏度確保のために、沖のほうに防波堤を出すとか、いろいろ代替案がございまして、今それを検討して、地元と調整を進めているところでございます。

以上で、概要についてご説明を終わらせていただきます。

【山田(博)委員】 今、漁港漁場課長の説明がありましたけれども、これは、幾つか違うところがありますね。

まず一つは、何かというと、大潮の時にすれ

すれまできているという話がありましたけれども、私は見に行きましたけれども、ここの物揚場に海水というか潮がきて、半分以上は湿るわけです。こういった状況があるということ、大潮以外でもあるんですよ。ましてや、先ほど防波堤Aというのが、海興水産の理解が得られないというよりも、海興水産は当初から反対していたんです。ここにすると、船の航行に支障を来して入れないと。どうしても長崎県がつくるというのであれば、海興水産としては、本社を移転せんといかんと。そこまで大きな問題でありながら、つまり、私が何が言いたい、きちんと事業計画を練ってやってなかったということは、つまり海興水産、大洋エーアンドエフに大変ご迷惑をおかけしているんです。こういった現状があるということなんです。

これが今日までずっときていたから、関係の方が大変迷惑しているんです。これを県当局がしっかりと調整すれば、ここまで至らなかったんです。これが至らなかったから、こうなっているんです。

ましてや、防波堤Aというのは、20メートルというのは、当初から私は言っていたんです。いまだに防波堤を延長するという計画があること自体が問題なんです。

ましてや、私がもっと言いたいのは、地元選出の県議会議員がこんなに言っていて、地元の海興水産も言っているのに、なぜ、いまだにこんな計画を上げてくるのか、この委員会に対して。あなた方は地元の声を聞いているのか、聞きたい。こういった計画であれば、漁業振興ができないんだよ。

確かに、地元の方々の意見を聞いてこういった整備をするというのは大変ありがたいことなんです。しかし、つくっては困る、つくらない

でほしいというのを、なぜここまで計画を上げるのかと。

結果的に、何が言いたい。つまり、あなた方はつくればいいんだと、つくってしまえばいいんだというふうに捉えてしまうんです。いい事業が台なしになるわけだよ。

ということで、今のこの状況というのは深く反省して、真っ正直に、県当局はこういった失敗をしてしまいましたと、大変申しわけございませんけど、ご理解とご協力をいただけませんかというのをきちんと両方に言っておけば、こんな問題はなかったんだよ。

これは、漁港漁場課長も今年4月に来たばかりで、いきなりこういった問題が降って湧いたように起きて、大変ご苦労があると思うんですよ。課長も総括も、また参事監も大変ご苦労だけれども、そこはきちんと地元の方と話ししながら、こういった問題を皆さん方にご理解いただくように話し合いをしてもらいたいと。

もっと言いますと、こういった陳情が上がる前に、県当局でしっかりとした対処をしてほしかったというのが、私の思いでございます。

それについて、どうですか、漁港漁場課長。来たばかりで大変ご苦労もあると思うんですけれども、見解を聞かせていただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】この図面に関しましては、現在の計画のままのものを出してしまっております。

私どもとしましては、この防波堤A（改良）20メートルは、このまま延伸できると思っております。やはりなかなかご理解がいただけない。また、その理由も私どもも十分承知しております。

ですから、今、この中身といたしましては、

この防波堤を20メートル延伸するのではなく、もっと沖側に一文字堤をつくるとかというようなことで、何か対応できないかということを考えておりますが、すみません。この図面自体は、現計画をそのまま出してしまったものでございます。

我々も地元の理解なくして事業を強引に進めようというつもりは毛頭ございません。皆さん方、利用者が気持ちよく利用していただく港づくりを目指しております。今後とも、関係者の意見を十分踏まえて港づくりを行っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんです。

漁港漁場課長、今回、資料は前の資料を出したというのであれば、最初に説明せんといかんかったと思うんですよ。本来なら、この計画はできないという計画図を出しちゃいかんわけだから。

そういったことを深く反省しながら、今後、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

地域の人は、県当局はいろんな細かい対応をしていただいていると感謝しているんですよ。一方で感謝する声があって、こういった事業のあれは、せっかく頑張っているという声が台なしになってしまいますから。地域の皆さん方は大変感謝している一方で、こういった事業、しょせん人間がすることですから、完璧にはできませんけれども、ぜひ、皆さん方のいろんなご意見を聞いて、対処をしていただきたいと思っております。

私が言いたいのは、今回こういった海興水産の要望書が上がらないうちにしっかりと対処をしてほしかったというのが私の思いでございます。

して、ご理解いただいて、今後こういった漁港なり漁場の整備にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堀江委員】 「政策等決定過程の透明性等」の部分で補助金の内示一覧表でお尋ねしたいと思います。

資料の3ページ、次代を担う漁業後継者育成事業で、まず、事業の概要はここに書いてあるんですが、市町が研修生に支払う漁業実践研修期間中の生活費等に対し助成ということなんですけれども、この事業のもう少し詳しい中身をまず教えてください。

【川口水産経営課長】 この事業につきましては、漁業に就業したい方が、就業前に2年間、市町と県と連携をしまして、その間は生活費がございませぬので、その間の生活費を支援するという仕組みでございます。

【堀江委員】 当初予算の主要施策の概要の中で、

新次代を担う漁業後継者育成事業の中で、今言われた就業前研修で、例えば研修生であれば月12万5,000円、指導者であれば月15万円とか、研修生であれば、いろんなコースがあるんですけども、1年目は月10万円とか、2年目は月8万円という、このことの内容ですか。

【川口水産経営課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

今年度から、新たに事業を組み直しまして、3コースつくっております。その中には、経営者育成コースということで、これが最長2年間、月12万5,000円の助成をするという形でございます。

従業者育成コース、これはまき網とか定置網等々に就業したい方への支援でございますが、これが最長1年間、これも月12万5,000円の支給をするという仕組みでございます。

もう一つ、漁家子弟コースというのを今年度から新たに設けまして、漁家の2親等以内の子弟であって、後継者として漁業就業を目指す者、要するにおじいちゃんとかお父さんから漁業を習って、そのまま漁業に就業する方につきましては、最長2年間、これは生活費というわけにはいきませんので、奨励金という形で、1年目が月10万円、2年目が月8万円という支給をする仕組みでございます。

【堀江委員】 そこでお尋ねします。同じ5ページの3段目、対馬市に市町が研修生に支払う漁業実践研修期間中の生活費等に対し助成をする、これは12万5,000円ですよ。そうしますと、これは1カ月分しか渡さないんですか。今回の平成31年4月から5月の直接補助になるんですけど、これは最長で2年なんですけど、直接的には、じゃ、1カ月単位というのもあるんですか。例えば1年とか、2年とかじゃなくて。こ

の12万5,000円という意味はどういう意味ですか。

【川口水産経営課長】 この県の内示額にばらつきがございますのは、結局2年間の研修期間が設けられるということで、例えばこの方につきましては、もう既に1年10カ月研修を終えられて、今年度は残りの2カ月とか1カ月とか、そういうものでこの内示額にばらつきがあるというものでございます。

【堀江委員】 そうしますと、でも、一番最初に言ったじゃないですか。今年度初めてのコースを設けてということと言われましたが、結局、この次代を担う漁業後継者育成事業というのは新年度の予算で、前年度がゼロで、今年始めたということですけど、実際には名前を変えて、これはやっていた事業ということですか。だから、この対馬のように、3年目で1カ月分の12万5,000円というのが出るということですか。

【川口水産経営課長】 委員おっしゃるとおりでございます。この研修事業につきましては長年取り組んでおりまして、それを引き継いで、今年度、また新たに衣替えをして、漁家子弟コースについては、今年度から新たに設けたコースということでございます。

【堀江委員】 わかりました。

ちなみに、これは毎年の目標があるんですか。例えば国だと、国が2分の1補助するんですが、毎年2,000人でしたか、調べたところによると、そういう目標で育成をすると、国は毎年2,000人を目標にしているというふうに私の認識にはあるんですが、長崎県としては、経営者育成コース、従業者育成コース、漁家子弟コース、それぞれのコースで、今年は何人育成しようという目標に掲げてやっているというのがあるんですか。この機会に教えてください。

【川口水産経営課長】 委員ご指摘のとおり、国につきましては、1年間で2,000人の新規就業者を確保しようということで事業を組み立てられております。

県におきましては、平成28年から水産振興計画に取り組んでおりますが、この計画では、1年間で180人の新規就業者を確保しようということで、いろんな事業を使いながら就業を推進しているところです。

先ほどおっしゃった、この事業についてそれぞれ目標があるかということでございますが、事業の活動指標としましては、45名の方に研修を受けていただくということで目標にしております。

この資料にあるとおり、25名の方に内示をしておりますが、今年度につきましては、50名以上の方がこの事業を希望するということで、現在希望をお受けしているところです。

【堀江委員】 わかりました。

【大場委員長】 ほか、ありますでしょうか。

【山田(博)委員】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」に基づいて質問させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず最初に、81ページの「対馬の漁業者の所得向上対策について」ということでありますけれども、対馬に公設市場の開設についてということでありますけれども、今、一言で言うと、これは県のほうが何とか取り組んでいこうかという前向きな回答があるわけでございますが、それについて、今状況というのは、今後のスケジュールを、見解を聞かせていただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 この件につきましては、要望の中で、未利用魚などを島内で流通させるためにということもございましたので、対

馬振興局のほうから、陳情された会長、副会長のほうに、少し具体的にお話を聞かせてもらいたいということで聞き取りをさせてもらったところです。

その結果、未利用魚を売るということもあるんですけども、もっと大きな構想といいますか、例えば長崎魚市場とか、松浦の魚市とか、ああいうレベルのことを考えているんだということをお聞きしたところです。

もしそうであれば、ちょっと話が大きくなってきました、直売所的なものではございませんので、第一義的には、公設市場であれば、対馬市と相談することも必要ですということも話しているんですが、その中で会長のほうからは、もうちょっと中身を自分たちで詰めて、組合長会とも相談をさせてもらいたいというふうにお話を伺っている現状でございます。

【山田(博)委員】 じゃ、そのようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、燃油高騰対策とか、大型漁業の操業に対する取り締まりの強化についてとか、あと、TAC制度による沿岸漁業者負担の見直しとか、日本海・対馬近海で操業する対馬イカ釣漁業の対策とか、これは国に関係することになってくるんですね。そうしますと、国にやはり実情をしっかりとわかっていただかないといけないということで、これは私の提案ですけども、漁業者が言ってもなかなかご理解いただけないので、アンケートなりとって、これだけの漁業者の声があるんですということを、単なる要望じゃなくて、アンケートをとって、そういった声があるということでされたらどうかと思うんです。これは、どうでしょうか。

要望書、この前5,000人余りの署名を持って陳情したわけでございますが、国に対してもうち

よっと実情というのをご理解いただくために、単なる文書で要望するんじゃなくて、漁業者の声ということで、それとアンケートなり調査して、実態を国のほうにご理解いただくようにしたらどうかと思うんです。

私はこの委員会に3年在籍させていただいておりますが、クロマグロ漁の規制によって、漁業者の生活困窮がありますから、皆さん方、なんでこういった要望をしたかと、大変生活が苦しいと。資源管理と言いながら、わかるんですけども、資源管理の中で、これに伴う漁業規制によって漁業者の所得、つまり生活が大変厳しいということになっていますので、それをぜひともご理解いただくためにも、そういったアンケート調査を。

具体的に言いますと、資源管理することによって、漁業者の所得がどれだけ下がったかと。生活は今後どうするかとか、そういったことを踏まえた上のアンケートをとって、国に対してしっかりと漁業者の所得補償というのは、共済で賄うんだと言うけれども、共済に払うだけのお金も大変厳しいという状況の中で、だから私はこれを主張しているわけですが、これは、漁業振興課長、私はそういうふうに訴えたらどうかと思うんですが、いかがですか。

【中村漁業振興課長】資源管理によって漁業者が受ける負担、あるいは現場、現場のお声につきましては、クロマグロの事例のように、その都度、都度ご意見を伺いまして、国のほうに伝えてきているところでございますし、国のほうの計画の策定時にはパブリックコメントが募集されますので、その折に、県としても文書で意見を申し上げているところでございます。

今回の、今出ている要望の中で、例えば大型漁業の操業違反に対する取り締まりであるとか、

イカ釣漁業者の対策につきましては、日ごろからたくさんご要望をいただいておりますので、これまでも政府施策要望なりその他の機会を通じて要望をしてきているところでございますし、引き続き要望していきたいと考えております。

特に取り締まりにつきましては、国のほうも漁業取締課というのをつくっていただき、取締船の増隻などの対応もしていただいているところでございまして、日ごろの活動の一つの成果ではないかと思っておりますが、これからも漁業者の声を伺いながら対応をしていきたいと考えております。

【大場委員長】アンケート等をしたらどうかというのを聞かれているので、それに対する答弁をお願いします。

【川口水産経営課長】委員ご指摘のとおり、クロマグロ規制につきましては、非常に漁業経営に影響があるということは認識をいたしております。

県におきましては、クロマグロ漁業者も含めまして、漁業者自身の経営実態等を聞き取りで調査をしましたり、いろんな資料を提出していただいて、経営を見直して経営改善をしていくという業者につきましては、漁協、系統団体と支援をいたしております。

クロマグロ漁業者につきましても、平成27年から平成30年までの4年間で20件の方が計画をつくりまして、その中身につきまして把握をいたしておるところでございます。

【山田(博)委員】今、大場委員長が言ったのは、わかりますか。私が質問したのは、クロマグロ規制に基づいて、漁業者が大変厳しいと。国のほうで施策を、もっとスピードを上げてやってもらいたいということで、これだけ漁業者の経営が厳しいんだということを訴える手段として

アンケート調査をしたかどうかということを行っているわけだ。

それをするかしないかと言っているのに、さっきから言っているのに、それをのりくりりと、どっちがするのかわからないのか、教えてくださいよ。それを言っているんだよ。こういった答弁のやり方というのは、時間の無駄だよ。お答えください。

【川口水産経営課長】先ほど申し上げましたとおり、20名の方につきまは、計画の中身を詳細に把握しております。

まずは、アンケート調査というご提案もございますが、わかっている漁業者の経営状況を丁寧に国に対して説明したいということでございます。

【山田(博)委員】じゃ、わかっているんだったら、どれだけの漁業者の経営がわかっているんですか。長崎県の漁業者は何人おって、今言われたのは20人だよ。

水産経営課長、あなたが今把握しているのは、20人と言ったんだよ。じゃ、長崎県の漁業者は何人いるんですか。お答えください。

【川口水産経営課長】個人経営体で言いますと、7,420経営体でございます。

【山田(博)委員】7,420件があって、そのうちの20件はわかっているから、あとはいいんでしょうという、そんな乱暴な言い方はありますか。そういった漁業者の経営の実態を知ってやられたらどうかと。

もっと言いますと、水産経営課長、今度日本はクジラの調査捕鯨をやめたんだよ。商業捕鯨に変わったんだよ。日本の方針は変わったんだよ。大転換したんですよ。なぜかといったら、今の状態では道が開けないから。

そういった状況がある中で、7,000余りの漁業

経営体がありながら、20世帯がわかっているからもういいとか、そんな乱暴なことはありますか。

もう一度お尋ねします。漁業者の経営が厳しいというのを国に対して要望する手段として、アンケート調査に取り組むのか取り組まないのか、それをお尋ねしているんです。いかがですか。

【川口水産経営課長】まずは、今の経営実態、県下7,421ございますが、クロマグロにつきましては、そのうち漁獲されている方が何名というのは県のほうでも把握をいたしております。その経営を反映するような形で国に要望してまいりたいということでございます。

【山田(博)委員】じゃ、7,000余りの中でクロマグロの漁をされているのは、ピーク時何人おって、今どれだけおるのか、お答えいただけますか。そのうちの20世帯しかわからないんでしょう。20世帯わかっているから、それで十分だと、そんなことが言えるんですね。それはすごいな。聖徳太子でも、そんなんできないと思うよ。

【川口水産経営課長】クロマグロに依存が高い経営体につきましては、県のほうで推測しておりますが、（「推測？」と呼ぶ者あり）推測です。県全体で約400経営体余りだということでございます。

【山田(博)委員】それはピーク時ですか。平成24年の時にどれだけおったんですか。

今のは推測でしょう。今、ピーク時は平成23年とかあったんです。そのときに幾らあったんですか。例えば400世帯あったとしても、今、20世帯わかっているから、それで十分把握できるんですか。わぁ、すごいね。びっくりしたよ。

水産部長、国でもこういうふうな調査のやり

方をしているんですね。400あったら、20世帯あればわかるんですね。政策をやっているでしょう、国も、長崎県も。水産部長、びっくりしたよ。間違いないんですね、これは。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【坂本水産部長】 クロマグロの経営につきましては、委員ご指摘のように、漁獲規制もかかり厳しい経営にあるということは、県水産部としても認識はしているところでございます。

さまざまなご要望をちょうだいしているところでございますが、どのような手法をとるかは、また部内のほうでは検討したいと思えますけれども、いずれにしろ、沿岸漁業者の中でクロマグロに依存している方々の経営実態については、きちんと把握した上で、国のほうに要望等は行っていきたいと考えています。

手法につきましては、部内のほうで検討させていただきますと思います。

【山田(博)委員】 そういうことですね。そういったことを、やっぱりしっかりと取り組んでいながらやっていただきたいと思っております。委員長の休憩中の大岡裁きでおさまったわけでございます。

もう一つ、長崎魚市の高度衛生化施設整備検討委員会の資料が104ページにあるんですが、ここに、東棟の1期の床塗り替えの対応状況を尋ねられ、今春の対応予定を報告したとありますけど、塗り替えというのは、どういうことがあったんですか。この説明をいただけますか。

【大場委員長】 続けてどうぞ。

【山田(博)委員】 時間かかるみたいですので。

では、隣の105ページの漁協組合が定める遊漁規程についてということでありますけど、遊漁船の制限とかいろいろあるみたいですから、資料を後でいただきたいと思うんですが、いいですか。資料を提出していただきたいと思うんですが、この漁協組合が定める遊漁規程というのを後でひな形をいただきたいと思います。よろしいですか。もらえますか。それをお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 これにつきましては、遊漁規程を発出するための漁業調整委員会の指示というのが出ております。それにあわせて遊漁規程を各漁協がつくっておりますので、その例示をご提出したいと考えております。

【岩田水産加工流通課長】 東棟1期の塗り替えの件ですけれども、床が、作業中に濡れた時に滑りやすいということで、滑り止めが何とかならないかということで対応状況を聞かれております。

現在、上から滑り止めのスプレーをするために、スプレーを入手している最中で、近々上のほうから滑り止めの作業をしたいと思っている状況でございます。

【山田(博)委員】 これは何か施設の床がはげたとか、この前も視察に行った時には、魚市の床がはげたりとか何かしていましたけど、はげた跡はどうしているんですか。はげているでしょう、ここは。そういったことを関連してお尋ねしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 現状、ところどころがはげているんですけれども、試しに我々も塗って見たんですが、またはげるという状況にございました。

現在は、はげたところの対応というよりも、とにかく滑って危ないということですので、そ

ちらの対応を現在急いでやっている状況にございます。

【山田(博)委員】 床というのは、高度衛生上、大切なところなんです。ここはきちんと、次の委員会までにどんな対応をしたらいいかというのを、これは建築課といろいろ協議されているんですか。協議して、次の委員会までに対応策を、はげたのはそのままにしておいて滑り止めをしたといったって、はげたらどうするんですか。どうしようもないでしょう。床塗りというのは、高度衛生のために床を塗っているわけですからね。滑り止めをすれば、後はどうでもいいといわけにはいかんでしょうからね。これは建築課と担当課と協議して、次の委員会までに報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 高度衛生化で必要なことでございますので、どうことができるか、検討させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 それで、先ほどの105ページの遊漁船に関連してお尋ねしたいと思うんですが、先般、6月26日の新聞等で、6月1日に上五島の沖で巨大伊勢エビが捕れたとなっていましたけど、これは遊漁船で捕れたんですか。遊漁船の関係で捕れたかどうか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【中村漁業振興課長】 これは上五島に他県の方が渡って、上五島の磯で釣りをしていた時に伊勢エビが釣り糸に絡まって揚がってきたものだというふうに伺っております。

【山田(博)委員】 そうすると、遊漁船関係になっているんですね。それはどうなんですか、遊漁船関係でしょう。

【中村漁業振興課長】 平戸から遊漁船案内業によって上五島に渡られたというふうに伺ってお

ります。

【山田(博)委員】 委員長、これは大変な問題を起こしているんですよ。これはなんでかという、巨大伊勢エビを誰が捕ったか、佐賀県の人か捕っていると。佐賀県の方は、長崎県で伊勢エビを捕ったらいけないという長崎県の漁業調整規則を知っているか知っていないか、知っていたらこんなことはしなかったはずで、知っていたら、また、海きららに持っていく必要はなかったんです。これは、知らなかったということですね。どうなんですか、これは、漁業振興課長。

【中村漁業振興課長】 水族館、それからご本人に伺いましたところ、存じ上げてなかったというふうに伺っております。

【山田(博)委員】 そうしたら、遊漁船の方も知らなかったということですか。もう一度お尋ねしたいと思います。

【中村漁業振興課長】 県内の遊漁船業につきましては、県のほうからいろんな通知・指導を日ごろからしておりますので、こういう長崎県漁業調整規則上の禁止というのはよくご存じだと思っておりますが、実は磯釣りで伊勢エビが釣れるということ事態があまりないことで、遊漁案内業の方がその時点でどういう対応をしたかというのは承知しておりませんが、まれな事案が発生したということでございます。

【山田(博)委員】 まれ、まれだから、これは問題ないということですか。びっくりするな、こんな。まれだから問題ないということですか、漁業振興課長。あなたは何かあったら、漁業調整規則、漁業調整規則と四六時中やっているじゃないか。そんなことを言ったら、漁業取締室の松本室長の立場がないじゃないか、という声も出てくるわけです。まれというのは、ちょっ

とまずいと思うよ。いかがですか。

【中村漁業振興課長】 実は、この件については、6月24日に佐世保市の水族館のほうから県の方にお問い合わせがあって、我々も詳細を初めて知ったわけですが、実は水族館のほうには、大きなイセエビが手に入って展示をするというインターネット上のニュースが、21日に出了た。それを見た方の中でお詳しい方が、禁止期間中のものではないかというご指摘が直接水族館にあったということです。水族館の館長から、我々のもとにご相談がございました。私たちとしては、そういう制度をもう一度説明をし、水族館としても、県の漁業調整規則を確認していなかったことを非常に深く反省をしておりますということでございました。

それから、それに合わせまして、禁止期間中以外だとしても、共同漁業権の対象魚種ということで、漁協が管理している魚種にもなっていますので、場合によっては、漁業権の侵害に当たるといっておそれもございますので、そのことについても水族館のほうに説明をし、現在飼育しているということでしたので、それを放流したらどうかということで指導をしたわけでございます。

ちょうど6月26日の時に、実は山田(博)委員のほうからもこのお話を伺いまして、こういう事案が二度と起こらないように、釣った本人にもきちんと指導しておくべきだというご助言をいただきましたので、私たちのほうからも、同日、ご本人に電話をいたしまして、事情を聞いたところでございます。

その事情というのは、上五島にクエを釣りに行っていたそうですが、釣り糸に大きな伊勢エビが絡まって揚がってきたと。珍しいと思ったので持って帰って、そのまま水族館に寄贈して

しまいましたということなので、改めて法律上の問題、制度の問題をご本人様に指導いたしまして、ご理解をいただいたところでございます。

あわせて、仲間内の釣り大会を開催していたということもございましたので、釣り仲間の方にも、このような制度があるということをもう一度改めて周知してくださいということで、快くご協力をいただいたところでございます。

それで、実は28日、先週の金曜日には、県も立ち会いのもとでもとの漁場に放流をさせていただいたという結果になっております。

【山田(博)委員】 委員の皆さん方、ちょっと誤解があったら困るので、釣った本人にちゃんと指導しなさいと言ったと言うけど、私は、確かにそれは言いましたが、本人に言ったってだめだから、佐賀県の山口知事に言ったらどうかと、佐賀県の県民はよくご存じなかった人がいるみたいだから、佐賀県の山口知事にちゃんと申し入れをしなさいと私は言ったわけですし、ただ単に個人だけじゃなくて、それをしなさいと言ったわけでございますので、漁業振興課長、それはちょっと訂正していただかないと、私が個人攻撃をしていると思ったら、大間違いだからね。そこは、ちょっと誤解ですよ。

私はそれも言いましたから、後で答弁していただきと思うんですが、これは県当局も、6月26日に初めて知ったと言うけれども、その前に長崎新聞やいろんな新聞でも、上五島で釣り上げて、それを水族館で展示しましたと新聞に載ったんだよ。それで、今初めて知りましたと言った。じゃ、漁業振興課長は長崎新聞とか地元紙なんか全く見てないということですか。そういうことになるわけだよ。何かね、海きさらからあったから初めて知りましたとか、そういうことじゃないでしょう。長崎新聞でもいろん

な新聞でも、漁業に関することは見ているでしょう、あなたみたいに立派な人は。見てないというわけじゃないでしょう。それはちょっとどうかと思いましたけど、それは指摘をさせていただきたいと思っております。

それで、遊漁船もよくご存じなかった、佐賀県の人もご存じなかった、海きららも知らなかったということは、それを知らなかったというのはあるけれども、今後は周知徹底をせんといかんというのは、改めて、これは大きな問題だとわかった。

そうしますと、遊漁船の方々にしっかりとご理解いただくように周知せんといかん。ところが、今回わかったのは、わざわざ佐賀県から来るということであれば、長崎県と佐賀県は新幹線でいろいろやっていますけれども、新たな火種が漁業で出てきたということですから、今回は上五島、次は、ひょっとしたら五島市に行くかもしれないから、大変なことになるから、佐賀県の山口知事に対して、こういった事例が発生しましたから、二度とこういったことがないように、佐賀県民に対して周知徹底をしていただきたいということを要望していただきたいと思います、いかがですか。

【中村漁業振興課長】 山田(博)委員がおっしゃいますとおり、ご本人と佐賀県にも伝えたらどうかということでアドバイスをいただいております。

今週中には、佐賀県の水産担当者にも、こういう事案があったという事実をきっちりお伝えして、再発防止に向けて、遊漁者対策というのは、長崎県も佐賀県も同じでございますので、お互い協力して対応していきたいと考えております。

それから、長崎新聞は6月25日に出ておりま

して、私どもが電話を受けたのは6月24日ということで、新聞が出る前の日に状況を聞いたというのが事実でございます。

【山田(博)委員】 これは、巨大伊勢エビを釣り上げたといって展示をする予定というのは、6月24日の以前に出ていたんですよ。ただ、長崎新聞を見ているか見てないかと言っただけであって、だから、長崎新聞でもどこでもよかったわけですよね。だから、それを言っているわけであって、漁業振興課長も大変でしょうけど、本当に漁業振興課は守備範囲が広いから、大変だと思うんですよ。それを高屋政策監もしていたから、漁業振興課長というのは一番ご苦労がある。

今、佐賀県の漁業担当と言っていましたけど、だめだよ。山口知事に持って行ってくださいよ、山口知事に。あなたが持っていかなかったら、委員会で持っていてもいいんだよ。ぜひお願いしたいと思います。それはいかがですか。

【中村漁業振興課長】 まずは、水産担当同士できちんと共有して、お互い協力していく体制をとっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 いきなり山口知事に持っていくといろいろ差し障りがあるかもしれませんから、そこはしっかりと、今後こういった事件が二度と起こらないようにしていただきたいと思います。ご苦労さまでございます。

一旦終わります。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、次に、

所管事務一般についてご質問はありませんか。

【麻生委員】議案外でお尋ねしたいんですけれど、今、山田(博)委員からあったヨコワの問題で、壱岐とか対馬でも大変な状況と聞いているんですけど、その中で、この前高浜漁協の方たちと話をしていたら、中には、いろいろな魚種を捕るので、水産高が6,000万円とか、4,000万円とか、高所得をとっている方もおられるんですね。

その中で、やっぱり漁業者もいろいろ工夫されて、自分たちでいろいろな魚種を捕るということで収益を上げているんですよという話があって、今回、3ページに先進的な漁法とか、漁労技術の導入とか支援をしていますよという話なんだけれど、やっぱり勝ち組み、負け組みが対馬でも結構多いんですよという話が出てました。

その前に、壱岐にお邪魔した時には、もう死活問題なんだと。イカも釣れない、その日の生活も困るとか、ないしは、油も高くなっているので沖に出られない、そういう声も上がっているんです。

だから、現場の漁協組合の皆さんはいろいろされていると思うんですけれども、県としては、いろいろ補助金だとか話がある中で、今、私がお尋ねしたいのは、漁業の政策として、漁協だけに任せていいのかと。今後、漁業のあり方として、魚価が低迷している。漁民が7,000名近くおって、高齢化している。そういった中で抜本的に漁業施策はどうするのかと。

そして、ここに書いてあるような先進的な漁業法だとかモデル事業をつくって、どう育成していくかという根本的な青写真を、きちんとされているとは思いますが、これについての考え方をお尋ねしたいんです。

【川口水産経営課長】委員ご指摘のとおり、県内漁業者は厳しい経営を強いられているというところは認識しております。

そういう中で、ここに書いてありますとおり、平成27年から、それまでは漁協の施設整備というところに補助金を投入してきたわけですが、個々の漁業者の経営も見えていかないといいけないということで、平成27年から平成29年まで第1期ということで、3年間具体的な経営指導をさせていただきました。

その中で、委員がおっしゃるように、漁協任せではなくて、県、系統団体、それと、我々は経営分析の専門家ではございませんので、中小企業診断士にも入っていただいて、そういう仕組みをつくって3年間取り組みまして、昨年、平成30年度からは第2期ということで、今年度2年目になりますけれど、平成27年から3年間で102の経営計画をつくらせていただきました。

それと、昨年度は、それをより加速化して指導していかないと、なかなか経営が立ち行かないという状況でございますので、これにつきましては、昨年度は1年間で199件、経営の指導をさせていただいて、これはもちろん県の事業だけでは予算が足りませんので、国の事業も、いろんな事業を活用しながら、経営計画の策定に支援をし、また、計画をつくられた方が平成27年からいらっしゃいますので、そういう方たちのフォローアップも、現在やらせていただいているところでございます。当然個別に、我々は直接漁業者のところに赴いて、いろんな話を聞かせていただいて、所得が下がった方については、どういう方策があるのか、上がった方については、それを広く普及できるようなことができないかというところも含めて、現在第2期ということで取り組んでいるところでございま

す。

【麻生委員】私も漁業関係は素人なので、お話を聞いた中での話を組み合わせながら話をさせていただいているんですけども、やっぱり勝ち組みと言われるはえ縄とかやっている人たちは、仕事量は2倍働いているんだと言うんですね。イカ釣りとはどうなんですかとお話すると、イカ釣りは簡単なんだと。だけど、はえ縄とかやっているのは技術も要るし、専門的な機材も要りますと。そして、イカを釣ってきて、それを餌にしてやるんですよという話だったから、普通の2倍ぐらい働いて収益を上げているんだという話があって、そういう意欲のある人たちと、あまり意欲がないと言ったらおかしいんだけど、先ほど申し上げましたように、勝ち組み、負け組みが明確に出てくる中で、今後、魚価もそういう意味では低迷している状況の中で、そういう際立った優秀な人たちをどう育成するか、若い人たちが魅力ある形で。

この前、高浜にお邪魔した時は、結構若い人たちが多いんですよという話を言われてました。見ると、売上も約3割落ちて、7億何千万円ぐらいしかないの、状況的にも、やっぱり零細の集まりかなという感じがするんですけども、今後、こういう離島がいっぱいある中で、特徴を生かしながら、漁法を確立しながら、特産品をどう戦略的に売っていくかと、県としてのこういう取組をもっと高めてもらわないといけないんじゃないかなと。

先ほど、片一方では、ヨコワの関係で、今、入れたら、結構ヨコワが揚がるんですよ。イカも食べられてしまって、なかなかイカは釣れなくなっているんですよという話も、現場で聞くわけですよ。だから、そこら辺のことの対策をきちんとしてもらいたいなど。

先ほど、新しい関係でやっていますよという話だけど、やっぱりもっと現場に入っていたいて、今後、将来の水産業を担ってもらう人たち、組合、組合の単位もありますし、漁協は、さっき対馬の話をしたんだけど、7漁協あると書いてありますけれども、そういったものを個別単位でしっかりと指導してもらうということが大事じゃないかと思っているんですけど、もう一回、答弁をお願いしたいと思います。

【川口水産経営課長】対馬の事例ということで、委員からいろいろお聞かせいただきました。

対馬につきましては、委員おっしゃるとおり、はえ縄漁業でありますとか、まだまだ伸びしろがあるという漁業者もいらっちゃって、頑張る漁業者はやっぱりもうかっているというふうなことも聞いておりますので、そこはより一層伸ばすような指導、支援をしていきたいというところでございます。

ただ、まだイカ釣り等々は、スルメイカとか、イカの不漁が続いておりまして、非常に厳しい状況だということもございます。それと、マグロにつきましても、先ほどいろいろやりとりがありましたけれど、マグロも非常に厳しいというところで、そういう方々が儲かるような漁法とか、魚種とか、そういうものに転換できるような指導も、現場に入りながらやっていきたいと考えております。

さらに、県のほうでは、国策の「浜プラン」で、地域別にいろんなプランをつくって、先ほどおっしゃられた流通対策でありますとか、そういうものを盛り込んだ計画もつくっております。

それに加えて、県のほうでは、昨年度から地域別施策展開計画ということで、その中には、先ほど来お話をしております、頑張っている漁

業者、「重点的な漁業者」と我々は呼んでいますけど、そういう方たちはより伸ばして行って、地域を支えている高齢者の方とか、いろんな漁業を細々とやられている方もいらっしゃいますので、そういう方につきましても、藻場対策とか、漁場造成とかそういうものを組み合わせながら、全体的に地域を支えていきたいということで考えております。

【麻生委員】私も現場に入って思ったのは、今後、漁業はこういうふうに漁獲高の厳しい状況がある中で、漁業の皆さんも、行ったら捕れる時代から、自分たちで工夫してやる時代、生き残りをかけてやってもらわないといかんのだなと。逆に言えば、淘汰されていくということについても、仕方ない反面もあるかもしれませんが、ただ、離島の現状を見ると、漁業が基幹産業ですよ、壱岐も、対馬もね。そういう中で、そういう生業があって成り立っているわけですね。だから、ある反面、淘汰されても仕方ないと思うんですけれども、やっぱりしっかりとした支援を、できることはお願いしたいなと。

ただ、壱岐に行った時に勝本町あたりを回った時も、もうイカは釣れないからということで、死活問題になっているということも聞くわけですね。そこら辺のことについても、県が何らかの対策をきちんと打ってあげるような形がとれれば、だけど、イカがダメならほかの魚種をちゃんと展開するような、そういう指導も、ぜひ必要じゃないかと思うんですよね。

だから、そこをきちんと、それぞれ配分いただいて、やっぱり意識改革も漁民の方をお願いしたいなと思うんですよ。漁民の方たちと話をした時に、こういう話が出ていたんですよ。今までやった自分のプライドがあると、だから、

お知恵をかりて新しい魚種に入ろうという気力もなかなかないんですよ。だから、今までやってきたことで十分やってきた経験値があるから、そういうこともあるんですよという話が出てましたよ。私も素人で、その辺のことは現場の皆さんから教えてもらわないといかんなと思ったところだったんだけど、今後淘汰される中で、どう漁業の生業をしていくのかということは、皆さん入っていただいて、専門ですから、ぜひお願いしたいなと思います。

あと一点は、実は今回、前の水産部長の志岐さんが、全国の海区漁業調整委員の会長にられました。こういう現場の声も一番わかっておられるんですから、うまく活用していただいて、長崎が事務でしょうし、前の水産部長ですから、2年間ということで、この方を使いながら、長崎としてメリットがあるようなものが何かないのか、政策がないのか、お尋ねしたいと思います。

【中村漁業振興課長】このたび、元水産部長の志岐様が、全国の漁業調整委員会の連合会の会長ということで、2年間の任期でご就任をされました。これは、全国の漁業調整の問題をお互いに共有し、そして、国や関係機関に改善等を要望していくというふうな大きな役割がございます。事務局が漁業振興課ということになります。その関係上、全国のいろんな情報を私たちは知ることができますので、志岐会長を通じ、また相談しながら、そのような情報を持って長崎県の水産業の振興に役立てるように、全国の調整委員会の連合会の事務局としての役割、連合会としての要望、陳情の作業の円滑化に努めていきたいと考えております。

【麻生委員】志岐さんも長年、長崎大学水産学部から県の水産行政と一本化されておりますの

で、ある意味では、やっぱり生え抜きですよ。県内のことはよくご存じですから、やっぱり先ほど申し上げましたような課題がいっぱい足元にあるわけですから、いかにしたら、長崎の水産業、先ほど山田(博)委員からお話がありましたように、生産額も落ちていると。だけど、そういう中での予算をしっかりと確保しながら、国とのパイプをしっかりと固めてもらいながら、持ってくるという業務をぜひお願いしたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

現場を歩くと、本当にいろいろ声が聞けますので、私も素人ですけど、何とか皆さんと一緒に、長崎県の水産業を盛り上げていきたい。そして、皆さんが本当に離島で生活してよかったと、若い人たちが漁業に従事してよかったと言えるような施策をもっと後押ししてもらいたいと思います。要望にかえたいと思います。よろしくお願いします。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【久保田委員】 農水経済委員会関係説明資料の5ページの真ん中よりちょっと下のほうに、水産加工分野において、養殖マグロの卵巣を活用して「からすみ」云々、それで新しい製品がというふうに書いてあるんですけども、非常におもしろい取組だと思うんですが、実際にこれはどこでやっていて、商品名とか、あるいは実際に販売をされておるのか、教えていただければと思います。

【平野総合水産試験場長】 これは、水産試験場が長崎大学とか、あと、実際、長崎県はからすみが全国的に有名でございますので、長崎市内の加工業者さんと組む中で、3カ年間事業を展開したということで、平成30年度まで事業を行いました。

そういった中で、いろいろな製品が、実際3

つの製品が試作品という形でできておりまして、一部売っているところもあるといったようなところでございます。

【久保田委員】 マグロなんですけれども、どこかの養殖マグロを使われているんでしょうか。

【平野総合水産試験場長】 実際、これは事業を始める中で、養殖業者さんにも少し関わりを持っていたいて、はっきり確信を持って言えないんですけど、たしか五島の養殖業者さんであったというふうに認識しております。その辺ははっきりさせたいと思います。

【大場委員長】 確認をお願いしたいと思います。

【久保田委員】 何度もすみません。あと、その試作品ですが、一部売られているということなんですけど、私は見たことがないんですけども、多分、県民の方も知らない方が多いと思うんですが、よかったですら、そのPRも兼ねまして、こういうものか教えていただければ。後でも構いません。写真でもいいです。

それと、それはからすみと同じで高級なものなんでしょうか。高級な値段なんでしょうか。

【平野総合水産試験場長】 マグロの卵巣というのは、からすみと比べて、からすみはボラの卵巣なんですけれども、卵巣のサイズが大きいということで、たしか値段的には半分ぐらいだったというふうに聞いております。現に、試作品というよりも、一部しっかり売っているところはありますし、試験場の成果事例の中に写真を入れておりますので、その辺の写真は、またご提供したいと思います。

【久保田委員】 売られているというのは、どこで販売をされておるのか。

【平野総合水産試験場長】 長崎市内の業者でございます。具体的に名称が、すみません。そこまで控えてなくて、これも後日ご提供します。

【久保田委員】 それで聞きたいのが、からすみ業者さんがそういうことをされているということなんですけれども、からすみ自体は、近年、生産量とか売上ですね、このあたりの推移というのが、もしわかれれば、教えていただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】 すみません。こちらの方の売上については、うちのほうでは把握しておりません。

【久保田委員】 というのが、今、なぜそういう質問をしたかと申しますと、「養殖マグロの卵巣の有効活用を目的として」というふうに書いてあるんですけれども、例えばからすみ業者さんはたくさんあると思うんですが、近年、からすみ自体がだんだん売上が減ってきていると。そういうことで、新規の事業をしないといけないということで、こういうことを考えられたものなのかどうかというのを聞いたかったので、そういう質問をしたんです。

【平野総合水産試験場長】 試験場がこの事業を始めた理由としましては、マグロ養殖というのが、鹿児島を抜いて日本一なんですけれども、冷蔵で内蔵とかを抜いて県外に出荷されるという事例が多いんですけれども、実際、心臓とか卵巣というのが、廃棄物として、お金をかけて処分されているというような非常にもったいないような状況がございまして、その節減につながるのではなかろうかといった背景が一つと、長崎はからすみで日本一と、そういう技術があるということで、そういう何とか廃棄物の処理が、経費の節減といいますか、そういったところができないのかなというような考えに基づいてこの研究が始まったといった経緯でございます。

【久保田委員】 今のお話を聞く限り、非常にい

い取組だと思うんですね。今まで処分していたものを商品として、また、業界としても新しい雇用も生み出さだろうし、もっともっと長崎県全体を知っていただくということで、私自身、正直これを知らなかったものですから、もっとPRをして、そういうことも広められたらどうかというふうに思います。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【赤木委員】 もう既に審議された第76号議案について、私の地元であります、まずは鳴鼓トンネル、臨港道路の整備について、こちらは大変ありがたいことだと認識しております。

ですが、こちらの道路は、周辺環境が、できたころと大分変わってきているのではないかと感じております。人口で言いますと、三重地区になるんですけれども、できたころと5,000人ほど住民の方も増えておりますし、使われる方も大分増えているのではないかと考えているんですが、水産部として、こちらの道路整備について、今回、令和30年度にかけてきれいにしていくということですが、拡充とかそういったこと、この道路についてどのような認識をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 臨港道路畝刈時津線でございますけれども、これは昭和の終わり、新長崎漁港が開港する当時にできておりまして、それからもう30年たっております。延長にしまして約7キロ、その中には橋梁が5基、トンネルも2カ所で、鳴鼓トンネルは2,046メートルということで、日本の漁港のトンネルで一番長いトンネルとなっております。非常に長い延長の道路でございまして、委員ご指摘のとおり、臨港道路とはいえ、一般の方も通る主要な国・県道に匹敵するような交通量の道路となっております。

現在、この道路を適切に管理していくために、今回、今年から令和3年度までにかけて補修をしていこうということを考えておりますが、拡幅とか、さらなる4車線化というようなことまでは、今のところ念頭にございませんが、なかなか財政も厳しくて、そこまで今のところ予定はしておりませんが、適切に維持管理をして、機能を十分果たしていくように努めたいと思っております。

【赤木委員】本当に私もよく利用する道路でして、通勤・通学の時間帯は、ふだん10分ぐらいで行くような道が、やはり2倍、3倍とかかかってしまうような時間もありまして、それこそ、本来の目的である水産物の迅速な搬出というものができない事態に陥っているのではないかとすごく危惧をしております。

今の水産部としての回答ということで、拡充というのはなかなか難しいと、予算も限られている中で難しいということもわかりますが、きれいに整備していただいて、また別の方法も考えないといけないのかなと、私自身は認識をしているところであります。

今年度から、まずは鳴鼓トンネルからしっかりと整備をされるということで、一般の方も使う道路ですので、影響がないように、できるだけ最小限に抑えるように、まずはきれいにしていただきたいと思います。と思っております。

あと、もう一点なんですけれども、先ほど遊漁の件が結構出ておりましたけれども、長崎県においても、レジャーとして釣りをされる方はたくさんおられますし、県外からもたくさんの方が来られております。私はまだ、水産のレジャーとしてやられている部分、水産については勉強中ですが、ネット上では、よく、レジャーで釣った魚が売れたというような事案

が、私も見てとれますが、漁業関係者から見ると、そういったものはなかなか許し難いものなんじゃないかと認識しております。法律上難しい部分があるのかもしれないですけども、そこら辺の認識というものを、県として何かお持ちなのかどうかというのを伺いたいです。

【中村漁業振興課長】漁業の中にも自由漁業という漁業がございまして、許可や免許が必要なくて、どなたもできるといったような種類がございます。ですから、釣りというのは、そういう範疇にございまして、制限をかけていくのはなかなか難しいというような状況でございます。

そういうことで、釣った魚を売っているという例もありますし、あるいは逆に、最近では、釣った魚を買い取って流通に回していこうなんという新しいご商売を始める方もいらっしゃると思います。

いずれにしても、海は両者が利用していきますので、両方がお互い譲り合いながら、円満に漁場の利用をしていくということが一番だと思いますが、水産部といたしましては、漁業者が迷惑をこうむることのないように、日ごろから遊漁者への周知、あるいは、先ほど出ました遊漁船案内業者への指導等々に努めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。私は、度が過ぎたら、今の漁業関係者にとってすごく困るのではないかと認識を持っております。

今、答弁でもあったように、売る仕組みが少しできつつある、ビジネスとして成り立っている部分があるというのも私は認識しております。そこが、今の漁業関係者とのコラボレーションによって、新しいビジネスを長崎県として生み出すことができれば、さらに、水産県として発展できるのではないかと認識を持っております。

いますので、さらに勉強して、いろいろ考えていければと思っております。

【大場委員長】ほかありませんか。

【溝口委員】クロマグロの資源管理について質問したいと思っております。

先ほど言いましたように、全国では30キロ未満の小型魚の漁獲枠が1,528.7トンもあって78.9%、また30キロ以上の大型魚が漁獲枠1,125.2トンあって52%、約半分ということで、全国的にも、やはり漁獲枠を完全に全うして捕れているという感じじゃないんですね。本当に魚が少なかったんじゃないかなと、そういう意識を受けるんですけれども、国の施策として、今後この漁獲枠を完全に使いこなしていくための制度というか、そういうものをどのように考えているのか、県のほうからどういうお願いをしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【中村漁業振興課長】ただいま溝口委員からお話いただきましたように、前期、第4管理期間につきましては、全国の沿岸漁業の小型魚が約300トン残余が生じております。

それから、実はこれは大臣管理の沖合漁業、これは1月から12月が管理期間になっていますが、それについても小型魚が500トン強残余が生じているというような事実がございます。

これは、日本全体へのマグロの来遊が非常にまばらであったと、偏りがあったというふうなことが原因とされております。ただ、全体としては、管理の成果もあって、小型魚そのものは、年々、増えてきているというような評価を国際組織の中ではいただいているところでございます。

我々としみしても、これだけ全国でも余っておりましたので、なんとか長崎県に回してくだ

さいというお願いを漁業関係者と一緒になってやってまいりましたが、それぞれの県が持っている枠については、やはりぎりぎりまで、どうなるかわからないので持っておきたいという、なかなか融通が難しかったと。

そうであれば、大臣管理漁業が持っているものについても融通してもらえないかというようなお話もしたんですが、これも沖合漁業の理解を得るのがなかなか難しいということと、それから漁期の後半、1月から3月が西日本が盛漁期になるわけですが、その時点で配分してしまうと、既に漁期が済んだ東日本の人たちにとってはちょっと不公平な感もあると。そういうような説明も国からあって、第4管理期間についてはうまく融通ができなかったというふうに聞いております。

しかしながら、国際ルールでも、今期からは、余った分の5%は翌期に繰り越すことができるというふうなルールも決まりましたので、余った分の一部は来期で使えるということになりました。

それから、国のほうでもこのまばらな状況、ムラのある状況を是正するために、大臣管理分と知事管理分のお互いの融通であったり、それから都道府県間にお互いのやりとりであったりということについて、より柔軟にできるように水産庁としてもルールを定めていただいたところでございます。

長崎県としても、これらのルールを積極的に活用しながら、より消化が進むように、これからも努力をしていきたいと考えております。

【溝口委員】国の漁獲枠が残ったということは、国際的には評価されていると、そういう感じを今受けたんですけれども、漁獲枠を満杯に捕ることができなかつたら、反対に、魚が少ないん

じゃないかと、そういう懸念も出てくると思うんですけども、その辺について、国としては国際会議でそれを払拭できるような意見を出せるんですかね。どこの海区も捕れてないということになっているわけでしょう、これでは。

【中村漁業振興課長】国際的なクロマグロの資源の評価の仕方の詳しいところは私もよくわからないんですが、漁獲量ではなくて、親の量とか、子どもの加入量といった科学的な手法で資源量が評価されておりますので、単年当たりで漁獲が少なかったからといって、直ちにそちらに影響するものではないというふうに認識をしているところでございます。

【溝口委員】ただですね、やっぱり漁業としては、国の枠をできるだけ増やしてくださいということをお願いをしてくれているわけですね。その中でこのような数字を見ると、ちょっと不安でならないんですよ。なんで捕れる時に捕らせられないのかなという感じがするんですけども。それで、本県の漁獲枠を見ても、やっぱり全体で小型魚が85.7%ということで、90トン余り捕れてないんですよ。それで、大型魚を見たら40%、半分も捕れてないんですよ。

これがなぜ捕れなかったかということ、皆さん方は来遊してくる規模が少なかったということですけども、漁師の皆さん方に言わせたら、イカ釣りの灯にマグロが着いても釣られないと。イカも釣れないし、魚も釣れないと、そういう状況の中で起きているんですよ、漁船漁業の方々。だから、来てるんですよ、魚は。でも、皆さん方は認識が違うんですね、ここが。そういう声が私たちのところには聞こえてくるんですよ。だから、皆さん方が捕れるようにしてやらないといけないと思うんですよ。

もう一つ、一般質問で言いましたけれども、

定置網に入ってくるのは、網を敷いて、入ってくるのを待っているわけですね。その入ったのを捨てなさい、そういうことをしていった枠が余ってきたという状況なんですよ。

だから、私は満杯に捕れるような、そういう施策を県としても、国としても考えていかなければいけないと思うんですよ。水産部長、どうですかね。

【坂本水産部長】マグロの漁獲状況につきましては、先ほど漁業振興課長が申し上げたように、確かにムラがあったのは事実であると考えています。

一方でまた、漁獲枠が細分化されて、なかなか円滑に融通がなかなかなかったというところも、消化率が100%に達しなかったというその原因の一つではないかというふうに考えています。

県といたしましては、さらに枠、枠の融通を加速するように、県も中に入って、枠の有効活用を進めるとともに、今回、漁獲の枠を余らせれば5%繰り越しができるというような制度もございますので、そういったルール変更により増えた漁獲枠の有効活用についても検討しながら、枠の最大限の有効を図って、漁業への影響回避に努めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ぜひそこは、漁獲枠を満杯に使えるように、県のほうとして施策を考えてみてください。

それと、やはり今回5%、第5管理期間では、改善点で5%増えるということですけども、昨年と比べて60トンぐらいかな、小型魚で増えることになるんですよ。だから、その配分についてはどうするんですか。

【中村漁業振興課長】今期に残余が生じた場合に、当初漁獲枠の5%まで繰り越せるということでございますので、今期はまだ終わっており

ませんので、残余が生じた場合にはそういうふうになるということになります。

そして、これから関係漁業者と意見交換をしていかなければなりません、やっぱり余った海区が繰り越すということが前提になりますので、繰り越した分も余ったところに優先的に配分をしていくというような格好になるんだろーというふうに考えているところでございます。

【溝口委員】 それは、ちょっとおかしい。

第5期間で60トンぐらい増えるとやろう。629トンだったのが688.8トンになるとやろう、60トン増えるんですね、今年は。

【中村漁業振興課長】 実は第4管理期間といいますのは、漁期を変える移行期間で、平成30年7月から3月までの9カ月間の割り当てでございました。今回第5管理期間、現在割り当てるのは1年間という割り当てになりましたので、漁獲実績そのものが増えたというのが一つでございます。

【溝口委員】 先ほど5%増えた分については、使っていないところに配分するという形ですけども、そうしたら、使えないところが増えていって、使ったところは全然増えていかないことになりますよね。北松の場合は、9トンか、11トンか超過したんですね。県の持っている留保分をもらったのに、足らなかった。そうしたら、足りないところはますます足らなくしていくんですか。そういうことだったら、ものすごくおかしい形で、捕らないところに余計枠をやって、捕ったところは減らすという今の考え方ですけど、おかしいんじゃないですか、それは。

【中村漁業振興課長】 やはり管理を徹底して残余が生じた分については、今現在、長崎では5つの海区に分けて配分しているわけですが、や

はりまずは、余った海区で次期活用していただくというのが基本だろうと思いますが、先ほど申しましたように、全体で余った分が5%繰り越せることに加えて、都道府県間の融通、あるいは漁協間、海区間の融通、あるいは大臣管理と知事管理の融通措置が、今期から整理をされておりますので、そういうルールを最大限に活用しながら、ムラがある漁獲についてはなるべく平準化をしていくように、漁業関係者の方とお話を進めていきたいと考えております。

【溝口委員】 ただ、今回の北松の場合もあれですけど、そうしたら、どこかが捕れたら、その分については減らしていくという形になってくるので、最初の分け方がおかしいんですよ。平成23年か24年ですかね、そのときの漁獲で分けているでしょう。そうしたら、今捕れているところが漁獲枠を超えるというのはわかりきったことじゃないですか。そうしたら、魚がきても捕らないで一生懸命努力しても、何の効果もないんでしょう。捕らなかった分について国とか県が補償するならわかるんですよ。そういうことを何もしないで、自然におる魚を捕らせないというのは、やっぱりおかしいと思うんですよ。特に定置網については、入ってくる魚を逃がすと、そういう無責任なことはできないんですよ。

だから、長崎県でこんなに余っているのにそれをさせなかったというのが、私としては、漁協長の皆さん方は大変困っているんですよ、そこら辺について。県が強い指導力を持ってしないから、おかしくなるんじゃないですか。

【中村漁業振興課長】 全国の漁獲枠の配分は、国も基本的には漁獲実績に基づいて割り当てていると、やっぱりそれがベースになっていくだろうと、県としても、過去の漁獲実績を基本に、

それぞれの組合長会とご相談しながら、これまで割り当てをしてきたわけでございます。

確かに、今期のようにこういうムラがあって、一部の海区に相当来遊をしてくるというような事態もございます。そのためには、県は一部留保枠というのを持ってあって、それで若干調整をしたり、先ほどから何度も申し上げますが、それぞれの融通措置というのも今度できていますので、そういうことを基本的に考えながらうまく調整していきたいと思います。

それから、全体としましては、やはり長崎県の漁業者の要望は、長崎県の枠全体を増やしてくれというのが一番強いです。これについては、これまでも何度となく要望をしまいでございます。国のほうとしても、今年の秋に行われる国際会議においても、改めて増枠の要望をしていただけるということでございますので、無事増枠になった折には、いろいろまた対応を考えていきたいと思っております。

【溝口委員】 やはり漁獲枠を平成23年の時、一番ピーク時を参考にしていたら、長崎県全般に対して平等な形で枠というのができないんですよ。だから、ここ3年間とか、2年前とか3年前とか近いうちでするならですけど、平成24年とか平成25年の分を今もまた続けて、そういう漁獲枠として確保していくと、そういう考え方は見直していかないといけないんじゃないですか、3年に一回とか。そこら辺がおかしいと言っているんです。

だから、県については、漁獲枠もですけども、留保枠もちゃんととって、捕れるところに出せるように、少し施策をしっかりともんでいただきたいと思うんですけれども、次長、どう考えておられますか。私、一般質問で言いましたよね。そちらの関係については、どちらが責

任を持ってするんですか。

【高屋水産部政策監】 枠の配分につきましては、繰り返しになりますが、やはり国の国際ルールで定められている枠に基づいて各県が配分をいただいているというベースの数字がございますものですから、やはり配分をいただいたベースと違う年度を使うと、そこには不整合がやはり生じるものと私は認識しております。

ただ、これは長崎県に配分された後は、ある程度長崎県の裁量、あるいは各海区の組合長さん方の漁業者の皆さん方の意見を尊重しながら配分することは、国も認めていただいておりますので、そのところは、先ほどから出ております県の留保枠の増加であるとか、あるいは海区ごとのその辺の融通のやり方等々の工夫の余地はまだあるかと思っております。

そこで組合長さん方、あるいは現場を預かって実際に海に出ておられる各漁業者の方々と話し合いの中で、いい方法が見つければ、それは国がどうこうということではなくて、長崎県内の調整の問題だと思っておりますので、そこはいい案を見つけ出せれば、それはやぶさかではないと私は考えております。

【溝口委員】 国が定めたからそれに従ってと、それはわかるんですよ。でも、それを3年とか幾らかで県のほうから上げて、やっぱり3年に一回見直してくださいとか、そういうことはできないんですか。

【高屋水産部政策監】 ただいまのご意見も、実際に基準のとり方というのは、やはり現場から当初から出ている話でございまして、この話も、私どもは国に上るたび、あるいは会議の折に現場の意見として、実際こういう意見もありますということはお伝えしておりますが、やはり私は、先ほども申し上げましたとおり、国のほう

の見直しは、3年に一回とかそういうところで見直しが行われておりませんので、そこで長崎県だけがその基準を動かすと、やはりそこは不整合が出ると思います。

だから、国のほうもそこがわかったということで国際ルールとして見直しが可能であれば、今委員がおっしゃったようなことにもつながってこようかと思いますが、現状ではかなり難しいと思います。ただ、そのご意見は現場にあるということはお伝えしていきたいと思います。

【溝口委員】 政策監、私は県に早くしろと言っているんじゃないんですよ。3年なら3年の見直しとかそういうことは国に言って、国を動かさなさいということを行っているんですから、できるだけ現場の声を吸い上げて、できるだけ捕れるような形をつくっていただきたいと思いますので、このことについては、ぜひ県としていろいろな施策を、いろいろな皆さん方から聞いて、漁獲枠については留保枠をたくさんとるとかいろんなことを考えてやっていただきたいと思っています。

それと、水産政策の改革が、それこそ何十年ぶりかであったんですけれども、特に漁業権制度の見直しということで見直しがされていると思うんですけれども、この主な内容について聞かせていただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】 水産庁では、「水産改革」と称しまして、最近の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応していくために、漁業生産力の発展とか、水産資源の保存及び管理のための措置、あるいは漁業許可、免許に関する基本的な制度の見直しを行っております。昨年の12月14日に法律が公布されております。

溝口委員おっしゃったとおり、漁業制度の根幹をなす漁業法は、70年ぶりに改正をされたと

いうふうに言われているものでございます。

その中で、特に沿岸漁業の基本となります漁業権制度についてでございますが、これまでの改正漁業法に関する国の資料や説明の内容を見ますと、漁業権を取得するまでの一連の手続については、基本的にはこれまでと同様というふうにされております。

免許の申請ができる者としまして、漁村の地先漁場を共同で利用する共同漁業権、これについては、地元の漁業者を組合員とする漁業協同組合に限定されて免許されると、これは、従来と同様となっております。

一方で、定置網漁業を営む定置漁業権、それから、養殖業を営む区画漁業権につきましては、これまで免許申請に競争が生じた場合の処理として、免許の優先順位と、誰に免許を出すかというそういう優先順位が細かく法律で規定をされていましたが、今回の改正法では、その部分が削除されているところでございます。免許をすべき者としては、今度の新しい法律では、免許漁場を現在利用している者が、その漁場を有効かつ適切に利用している場合は、その者に優先して免許をするというふうに変っております。すなわち、既存の漁業権者の権益の保護が明確化されたということでございます。

また一方で、新たに設定する漁業権につきましては、生産の増大、所得の向上、就業機会の確保など勘案しまして、地域の水産業の発展に寄与するかどうかという観点を持って県が判断をして免許をするということになっております。

ただし、改正法におきましても、知事が漁場計画というのを立てるわけですが、これも従来と同様に、利害関係を有する地元の漁業者とか、漁協の意見をきちんと聞いた上で、漁業調整上の支障がないという場合に限って免許をすると

いうふうになっておりますので、地元の了解が得られないような状況で、組合員以外の方に漁業権の免許が行われるということがないという仕組みになっておるといふふうに伺っております。

【溝口委員】わかりました。ただ、私たちが報道関係で知る段階の中では、今までと違って、大きな会社が漁業権のお願いをすれば、知事がそれを認可することができる、というような新聞の報道関係を私たちは見てきたんですけども、それで、内容的に、今の説明では、やはり漁業権者の許可を得なければできないということで認識していていいわけですかね。知事としては、認可を出す前に、やはり漁業権者の皆さん方に一応許しを請うということになるわけですか。

【中村漁業振興課長】一般的には、養殖とか定置の漁業権は、先ほど言いましたように、漁協が持つ共同漁業権の上に設定をされるということになる場合が多いので、当然県が漁場計画を設定する際も、そういう方々のご意見をきちんと伺って、支障がないというものについて、漁場計画をつくっていくということになります。

それから、もう一つは、民間からの希望もあります。長崎県がやっておりますように、民間の方に漁協の組合員になっていただいて、うまく協調しながらやっていくという方法もございますので、それらをうまく組み合わせながら、調整を図っていきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。組合長の皆さん方も、改正された部分をなかなか勉強する機会がなくて、大変不安に思っているんですね。だから、組合として、漁業権を国がとって、新しい人に、都道府県知事が印鑑を押せばそれでいいと、そういうような感じで思っているの、

今日説明をちゃんと聞いてわかりましたので、そのことについては、組合長さん方にぜひ伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【大場委員長】ほかありますでしょうか。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時 3分 休憩 —

— 午後 4時15分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【堀江委員】FRP漁船の廃船対策について質問したいと思います。

まず、県内の漁船の廃船総数を教えてください。

【森川漁港漁場課企画監】廃船総数は、年ごとにすべて把握できておりません。

【堀江委員】2015年、平成27年に県下一斉調査をしているんですが、把握していませんか。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 4時16分 休憩 —

— 午後 4時16分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【森川漁港漁場課企画監】今、堀江委員からご指摘がございましたけれども、登録隻数等につきましては、当然把握できておりますけれども、年間に何隻廃船できているかというふうな数は、正確には把握できておりません。

ただ、漁船登録を抹消登録する場合に、解撤する隻数につきましては、年間大体200から300隻程度となっております。

【堀江委員】私が平成28年の離島・半島地域振興特別委員会で、「漁船の廃船について総数がわかるか」という質問をしたら、当時の漁港漁場課長が、「平成27年度、県の地方機関に

おきまして、県下一斉に調査をしております。その中で、漁港の分につきましては、漁港区内全体で295」とかというふうに数字を出しております、その中で所有者が判明しているものと所有者が不明のものがあってというふうな、それは違うんですかね、私がお尋ねしたことと。

【森川漁港漁場課企画監】それは、漁港の放置廃船の数であろうかと思われます。これは、実際放置廃船というふうになっておりまして、それが大体200隻程度となっておりますけれども、その中に所有者がわかっているもの、あるいは所有者が不明なものというふうな仕分けは確かにありますけれども、これがすべて県内での年間のFRP漁船の廃船かと言われれば、そういうふうになっていないということです。

【堀江委員】ごめんなさい。私の質問の角度を変えましょう。

今の時点で、いわゆる放置廃船、この漁船はもう廃船すべきですよということがわかっている漁船の数というのがわかるんですか、では。

【橋本漁港漁場課長】県内の放置廃船の数でございますが、先ほど平成27年度の一斉調査の数字、漁港においては295隻でございましたけれども、平成30年12月現在では363隻となっております、そのうち所有者が判明しているものが145隻、所有者不明が218隻というふうになっております。

【堀江委員】ごめんなさい。どれだけ抹消したかとか、廃船にしたかということではなくて、放置廃船と言うんですね。

じゃ、放置廃船の漁船の数が363隻で、所有者の判明している数が145隻、不明が218隻ということなんですが、問題は、所有者についてはお願いをするわけですよね、何とか廃船してくださいと。廃船と言うんですか、処理してくだ

さいということをお願いするんですよね。

そうしますと、逆に、放置廃船の数が増えていくんですけど、ここの対応をもう少し、どういうふうにしているのかというのを教えてください。

【橋本漁港漁場課長】放置廃船の処理につきましては、漁港管理上重要なことと認識しておりまして、毎回その対策をとっているところです。

具体的には、現地をパトロールいたしまして、放置廃船を見つければ、まずは所有者を確知するということから入ってまいります。所有者を確知するためには、漁協に聞き取りですとか、廃船の近くに住んでいる方への聞き取り等をして、所有者を確知していくことをやっているところでございますが、なかなか確知できない船もございます。

しかしながら、こういった地道なこと以外に、あと、漁船登録されている船であれば、その登録簿をもとにさかのぼって調べることもできるんですが、当時の所有者がその漁船を転売いたしまして、さらに転売ということになっている状況が多々ございまして、正確に現在の持ち主を確定するというのはなかなか困難な状況になっているところでございます。

【堀江委員】結局、長期的に放置状態にあれば、漁業活動に支障が出てくるので、この放置廃船を何とかしなければいけないということになってくるわけですけど、所有者がわかっているらばお願いをして、何とか自主的にやってくださいとするんですけど、大体、子どもたちは島外に行っていなかったりする例が多くて、廃船するためにも何十万円もかかりますよね。もちろん漁船の大きさによって違うんですけれども、何十万円というお金がかかるということで、実際に島外にいる子どもたちが、あなたのお父さ

んの船が、今こういうふうに使船状態になっているので、それを何とかしてくださいと言われても、いきなり何十万円も出して処理をするというのはなかなか難しいと思うんですが、その中で、このときの離島・半島地域振興特別委員会で、当時の漁港漁場課長が、「今後5年間をめどに、例えば簡易代執行等も視野に順次撤去したい」というふうに答弁しているんですけど、この間の動きの中では、そうした動きが起きているわけですか。

【橋本漁港漁場課長】簡易代執行まで視野に入れないで検討するということですが、放置廃船にもいろいろございまして、特に一番問題になるのが、沈みかけている船でございまして、これは、中に油等が入っている場合がございまして、港の中で沈没をいたしますと、周りに油が流出して大変なことになるということで、今、簡易的に漁港管理者のほうでやっておりますのは、そういった沈みかけている船、このまま放置すると、例えば今日のような大雨が降った時に、もう沈んでしまうというような非常に危機迫った船については、行政のほうで引き揚げるといふ処分は行っておりますが、所有者もわかっていて、ただ、経済的に費用の負担が難しいという船に対してまで代執行をやったことは、恐らくないと思っております。

【堀江委員】そうしますと、例えば所有者がわかっているという放置廃船については、結局経済的な理由で撤去が困難という場合には、当時、所有者に長期計画を作成させて、計画的な撤去指導を行っていきたいという考えも示されているんですが、実際にそういうふうに、島外にいる子どもたちに長期的な計画を立てて廃船してくださいというふうな、そういう指導をされている例もあるんですか。そういう把握をしてい

ますか。

【橋本漁港漁場課長】私も4月に赴任してまいりましたので、県全体がどういう状況かというのは、申しわけありません、把握しておりませんが、私は3月まで対馬のほうにおりまして、3年間おりましたが、対馬のほうでは、確かにそういった問題がありますが、所有者が確知できたものについて長期的な計画を立てて指導をしたという実績は、私がいた3年間ではございません。

【堀江委員】要は、私がどうしてこの質問をしているかということ、リサイクルシステムをつくるというふうに言ったって、なかなか難しいところがありますよね。要するに、どうしても負担が出てくる。これは所有者の負担になるので、あるいは子どもたちの負担であったりと、あるいは所有者がわからなくても高額な負担になってくるので、そこがどうしてもネックになるんですよね。産業廃棄物で処理しようと、リサイクルシステムを活用しようと。

ここの部分を、その後どういうふうに進展しているのかなというのがあって、3年前のやりとりをもとに、今日質問しているわけですが、長崎県としては、廃船処理は処理費用が高額で手間もかかるので、この問題については、国が何とか支援体制をしてほしいというふうなことを国に要望しているんですけど、国の対応というか、長崎県が要望していることについては、今回初めてではないので、見通しはあるのですか。

【森川漁港漁場課企画監】先日の政府施策要望におきまして、国土交通省の海事局等に対しまして、FRP船の廃船処理にかかる処理費用の預託・積立制度等、法的な整備を行うこととして、FRP船所有者や造船所、解体業者等の関

係者に対して、リサイクルや適正処理に向けた義務を明確化してくださいというふうなことから、FRP船所有者には、リサイクル料金の預託義務づけというふうなことができないのかというふうな要望を行いました。

この回答につきましては、自動車のリサイクルは、年間500万台が処理されており、制度として成り立っております。ただ、FRP船の廃船は、全国ですけど、年間2,000隻程度で、しかも耐用年数が、FRP船の場合は30年以上というふうな長期にわたっているということで、その間の資金管理などのコストがかかり過ぎて現実的じゃないというご回答で、恐らく制度の確立は難しいというふうな回答をいただきました。

【堀江委員】 国の対応は、今のところ難しいというふうな見通しだというお話がありましたが、長崎県の水産業振興基本計画の中でも、FRP漁船の廃船対策の推進というのが掲げられていて、今後10年ほどで使用を終え、廃船として大量に排出されると予測されるということでの、まずはリサイクルの体制をつくりましょうというふうなことなんですけど、そうであっても、予算的というか、経費をどう対応するかというのは非常に難しいので、ぜひここは国に、国の言い分は言い分としても、クリアしていかないと、本当に難しいんじゃないかなというふうに思います。

私は奈留出身なので、奈留島に放置廃船というのが結構、53隻ぐらいあるんですね。そういう中で、要は家族というか、所有者が判明しているんだけど、できません。実際できないんですよ。父親が80代になると、子どもはもう60代に入ってきますので、そうするともう年金暮らしになっていけば、これは子どもが対応することはできません。まだ現役で働いている

ということであれば、それは対応の道もあるかと思うんですが、実際に対応はできないというのが事実なので、そこはやっぱり国の支援がないとこれはできないというふうに思いますので、私はこの点については、ぜひ今後も強く求めて対応をしていただきたいと思いますと思っているんですが、改めて見解を求めます。

【森川漁港漁場課企画監】 先ほど申しましたけれども、今年の要望につきましては、預託制度の確立は難しいというふうな回答をいただきました。ただ、非常に重要な問題ですので、来年度の要望に向けては、昨年度は事業をちょっとしていますけれども、その事業の結果を検証したりとか、五島で昨年、リサイクル協議会というのをつくりましたし、今年は壱岐と対馬でもそのような協議会をつくるというふうな予定にしております。

ということで、さまざまなリサイクル協議会の方たちのご意見を踏まえて、どのような提案ができるかというのを検討してまいりたいと考えます。

【堀江委員】 この問題は、今日、明日にどうなる問題ではないというふうに思っておりますので、今後も、このFRP漁船の廃船対策については注目していきたいというふうに思っております。終わります。

【近藤委員】 お伺いしますけれども、今のは漁港の問題であって、港湾も一緒の感覚で数とか何とかは当たっているわけですか。

【橋本漁港漁場課長】 港湾における放置廃船の数も把握はしております。

【近藤委員】 じゃ、港湾に配置されている漁船、そういう対応も水産のほうでやっているわけですね。港湾のほうでやるんじゃないくて、水産のほうでやっているわけですね。

【橋本漁港漁場課長】 放置廃船につきましては、港湾法で定められた港湾、それから漁港漁場整備法で定められた漁港と区域が2つありますが、基本的には、放置廃船対策、例えば先ほど申しましたように、パトロールを行って所有者を確知すると、それから撤去指導をするというようなことは、これは港湾は港湾というか、地方機関は、一応管理班というところがございます、ここは港湾も漁港も一緒になってやっておりますので、一体的にやっているところでございます。

ただし、予算等については、港湾と漁港の予算ということで、別々に対応はしていくことになります。

【近藤委員】 もう一回確認ですけれども、廃船ということに関しては、港湾も漁港も、そこにあった場合には漁船として、建設会社の廃船だったら、それはすぐ撤去させることが、港湾だったらできると思うんですよ。でも、漁船の廃船が港湾にあらうが漁港にあらうが、それはもう水産がしっかりした形で港湾との横串の関係でやっていると考えていけば、よろしいですか。

【橋本漁港漁場課長】 指導については、地方機関は、港湾も漁港もございませんので、一緒になってやっておりますが、例えばそれに予算が伴うような場合について、港湾の部分も水産部の予算でやるということにはなっておりません。例えば、先ほど申しました沈没船の引き揚げとかは、それは港湾であれば港湾の予算ということで、水産部のほうで全部見ているということではございません。

【近藤委員】 だから、言っているのは、予算とかなんとかが生まれてくるケースがありますよね。そのときに、例えば港湾で漁船が沈没して揚げる時は、それは港湾が港湾の予算で責任を

持って揚げるわけですか。そこら辺の連携はしっかりできているわけですね。港湾と漁港のそういうふうな廃船に関しての連絡事項というのは、もうできているわけですね。

【橋本漁港漁場課長】 そこら辺はしっかり漁港は水産部の予算で、港湾は土木部の予算で対応していくという方針はきちんとなっております。

【近藤委員】 どうもありがとうございました。

【山田(博)委員】 今回、有明漁協の状況について、資料が提出されているわけですね。つまり、やはり有明漁協の組合長が、いまだに総会を開けないということというのは、組合長の存在というのは大変大きいということで理解しているのかどうか、そこをお答えください。

【松尾漁政課長】 組合長の役割につきましては、まずは、代表理事、組合長につきましては、組合を代表するということ、それから、業務を総括するということで、それは大事な役割を担っているということでございます。

【山田(博)委員】 そうですね。漁協組合法におきましても、理事のうち一人は組合長として、理事会の議決によって理事から選ばれると。組合長は組合を代表し、組合の業務を統括するとありますのでね。

そこで、県内の漁協組合の中に国会議員がしていると聞いたんですけど、どこの漁協組合のどなたが組合長をされているのか、そこをお答えください。

【松尾漁政課長】 館浦漁協の金子組合長でございます。

【山田(博)委員】 金子組合長といったら、国会議員の、今、参議院の予算委員長をしている金子先生ですか。間違いありませんか。

【松尾漁政課長】 委員のおっしゃるとおりでございます。

【山田(博)委員】 私は、金子先生は、今、国会で忙しいから、大変ですね。業務多忙の中で漁協組合の経営をしっかりと支えていただかないといけないとなるわけですよ。これは、漁政課長、第二の有明漁協にならないようにしっかりと金子組合長さんには、金子組合長さんは非常勤ですか、常勤ですか、どっちですか。

【松尾漁政課長】 非常勤でございます。

【山田(博)委員】 非常勤、ほかのところは常勤でやっているけど、先ほど漁政課長は、組合長さんは大変な役職だと、漁協組合法にも書いてあるし、あなたの答弁もそうだけれども、漁協組合長として役職を全うしてもらうように、しっかりとやっていただきたいと思っております。それは、理解しているわけですね。漁政課長は来たばかりでわからないだろうから、西次長、そうでしょう。見解を聞かせていただきたいと思えます。

【西水産部次長】 漁業協同組合の組合長については、先ほど漁政課長が申し上げたような、大変重要な役割を担っているところでございますので、その立場が常勤であっても、非常勤であっても、その役割はきっちり果たせるように県としてもしっかりと指導をしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 国会議員だろうが、県議会議員だろうがしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

あの人のことだから、そういったことは、ミスはないと思うけど、万が一のことがあっては、そういった声があったから、お伝えしているわけであって、全く何の思いもないんですよ。そういった声があったから、今委員会で質問しているわけでございます。

続きまして、お尋ねしますけれども、先ほど

溝口委員からもマグロの件に関していろいろ話がありましたけれども、今、県内でクロマグロの養殖をされている方々の、例えば餌とか、稚魚とか何かというのは、基本的に長崎県内の稚魚または餌を購入していただくように、そういった方向性であるのかなのか。

これは、各漁協組合とか、マグロ業者の協定書に必ず書いているところは、「本事業を円滑に行うために便宜供与を努め、お互いに地域振興のため、可能な限り協力を行うものとする」とありますけど、これで間違いないかどうか、そこをお答えください。

【吉田水産加工流通課企画監】 マグロ養殖の餌、種苗の購入についてでございますが、マグロ養殖に企業が参入しましたのは、平成20年当時、ここが一番多くございました。

その際、マグロ養殖をさらに地域で円滑に推進していくために、県のほうは地元の漁協、企業とお話し合いをしまして、参入に当たりましては漁業振興への配慮、地域との共存への配慮、地域振興への配慮ということで、例えば種苗につきましては、ひき縄漁業者が、夏場の夏枯れの時期に、マグロ養殖の稚魚を販売されていますので、できるだけ可能な範囲でそういうふうな種苗の購入をお願いしたいとか、そういうふうな経緯がございました。

また、餌につきましても、そもそも長崎県はサバとか、アジとか、市場でたくさん揚がっておりますけれども、それについても、可能な限り漁協のほうから購入することも検討していただきたいということで、そういうふうな配慮事項を、平成20年当時、県も入った中で、話し合いで取り決めておりました。

【山田(博)委員】 実は、これは委員の皆さん方にぜひ聞いていただきたいんですが、先ほどお

っしゃたように、県内でマグロ養殖を行うに当たっては、マグロの稚魚も、要するに種苗ですね。種苗も餌も、地域振興のために地元の漁協、または県内のものを使っていたきたいとなっているんですが、一部、私が調べてもらいましたら、県内のマグロ業者の中で、何とクロマグロの種苗を県外から100%とっているんです。県外ですよ。あげくの果ては、餌なんかは県外から50%もとっていると。企画監、この現状をどう思われますか。これが地元の漁業振興、それを十分賄っていると思えるか思えないか、そこだけお答えください。

【吉田水産加工流通課企画監】マグロの種苗の購入につきましては、マグロ養殖の伸張に伴いまして、購入する尾数も増えております。

平成30年度の現状を申しますと、県内全体で17万5,556尾、生け込み尾数はそういう数になっておりますけれども、そのうち県内産は10万2,116尾、これが58%というふうな状況でございます。

ただいま委員がおっしゃられました、100%依存するということにつきましては、参入当初から、地元で種苗がとれないような本土地区というのもございますし、また、漁業と養殖業が一つの会社経営になっているような会社もございます。そういったところの中で、そういう事態は発生しているものと認識しております。

【山田(博)委員】 企画監は言われたけれども、もう一度お尋ねしますよ。県内のマグロ養殖の中で、県内の種苗と餌をそれぞれどんな取り扱いをしているか、もう一度お尋ねします。餌もお答えいただけますか。

【吉田水産加工流通課企画監】県内の餌の購入状況でございますけれど、主要な養殖会社からの聞き取りによりますと、餌の仕入れ地別割合

は、地元が5%から30%、県内が10%から90%、県外が5%から60%。県内と申しましたのは、主に長崎魚市、佐世保魚市、松浦魚市の各市場が主要なところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、もう平均してですね、これは。企画監、主要なマグロ養殖の中で、県外から60%もとっているとか、種苗も県外からとっているとかというのは、県当局としては、それを、今回私が質問するに当たって初めて調査されたんでしょう。初めて調査したということで間違いありませんね。そこだけお答えください。

【吉田水産加工流通課企画監】先ほど申しましたマグロ養殖の振興につきましては、その技術開発の当時から、県のほうも深く関わりを持ちながら、また、平成20年3月には、マグロ養殖振興プランというものを定めて、県のほうでさらにマグロを伸ばすということで推進を図ってきております。

マグロ養殖の種苗につきましては、当時からデータのほうは把握させていただいております。

養殖用餌料につきましては、例えば餌料が高騰したりとか、入手が難しいと、そういうふうな時には、随時調査をさせていただいているというふうな状況でございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、調査していて、県外の種苗が多いとか、県外の餌が多いとか、じゃ、企画監はわかっていたということですね。

じゃ、わかった時は黙っていたんですか。黙っていたんですね。それはいかんな。わかっていて、それを黙っていたんですね。これはいかんよ。

高屋政策監、県内の企業から、漁協組合から種苗とか餌も取り寄せてくださいというふうに、長崎県が協定を結ぶ中で、それをわかっておき

ながら、今までそれを黙っていたとはどうかと思う。

今後は、しっかりとそこの地域振興の一環として取り組んでいただきたいと思います。なぜかという、これは長崎県も海面利用権というのは、マグロ業者の方々には海面利用権をとらないようになっているじゃないですか、免除しているじゃないですか。その便宜を図っているにもかかわらず、県外から堂々と餌を買ったりとか、稚魚を買ったりとか、そういうことでは、何のために長崎県の水産部というのはそういった配慮をしているかというのはあるじゃないですか。

そういうところで、政策監、私はそう思うわけですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【高屋水産部政策監】地元の漁協あるいは地元そのものと企業との関係につきましては、ただ今、企画監のほうから説明をいたしましたように、参入当初から地元と協調しながらマグロ養殖を進めるということは基本でございまして、それは年数がたっても変わらないものと、私も認識をしております。

ただ、年度によりまして、地元のひき縄漁業の種苗を入れたんだけれども、企業的にまだ要るという場合には、やはり県外から入れることも、これはやむを得ずあるということで、数字的にその比率が逆転するということもあろうかとは思いますが。

ただ、精神的なことを申しますと、やはり申しましたように、地元と連携をしながら密着して養殖を振興するというのが基本でございまして、今委員がおっしゃいましたような精神のもとに、今後とも地元で企業と漁協の、あるいは地元の漁業者の方と連携して地域振興が図れ

るように配慮してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 それでは、気持ち的とありますけれど、政策監、もう一度お尋ねしますけど、そうしますと、餌が足りないとか、どうしても地元で手に入らないとか、それはきちんと県当局に事前に相談なり連絡があって、県外から購入した上で、今こういった数字で県外が多いところもあるということで理解していいのかどうか、そこだけお答えください。

【高屋水産部政策監】 マグロの種苗につきましては、ご承知のとおり、生け込みの尾数が決まっておりますので、地元配慮、県の実情をとるというよりも、マグロの現在の国際的な規制の枠の中でそういう仕組みができておりますので、必然的に私どもはその中身を把握することになっております。（「餌は」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。餌につきましては、どこから入れていいのでしょうかというようなことは報告はございません。

【山田(博)委員】 ここは大事なところですから、企画監、今回明らかになったでしょう。種苗のほうはちゃんと把握はできますと。しかし、餌のほうはわかりませんというのがわかったんですよ。

だから、今後はしっかりと地域振興、漁業振興、長崎県の振興のために、ちゃんと種苗だけではなくて、餌もどこから買っているかというのをしっかりやっていただかないと、ただ単に、漁協組合の経営は厳しいんですよ。マグロ養殖をしているから、どこで餌をとってもいいというわけではないんですよ。漁協組合はどれだけ漁業調整をしながら、組合員の調整を図りながらこの養殖事業をやっているわけですから、企画監、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今日は髪型が決まっていますよ。答弁ももうちょっと決まった答弁をしてもらわないと、力が入らないから、もう一度お願いします。

【吉田水産加工流通課企画監】本県の基幹養殖業でありますマグロ養殖につきましては、さらなる振興を図る必要があると考えております。

そのため、種苗のみならず、餌につきましても、県として可能な限りで把握してまいります。

【山田(博)委員】可能な限り把握して、きちんと指導していくということで理解していいんですね。企画監、頑張ってくださいよ。あなたに期待しているんだから。もう一つ決意を聞かないと、何かいまいち、ちょっと迫力なかったから、いかがですか。

【吉田水産加工流通課企画監】マグロ養殖事業者につきましては、本県で水揚げされる餌、かなりの割合で使っていると思っています。

ただ一方、地域によりましては、漁協あたりが小さいところは冷凍庫がない。そういうふうなハード施設がなくて、なかなか漁協のほうでも対応できないという実情がございます。

そういう実情も踏まえながら、県としても可能な限り対応してまいります。

【山田(博)委員】ぜひそれをお願いしたいと思います。これは地域振興のためだから。

それと、先ほど、赤木委員が質問した時に漁港漁場課長は何と答弁したかというのと、畝刈臨港道路の件を言ったでしょう。あのときの答弁は何と言ったかというのと、「国道、県道に匹敵するぐらいの大変重要度がある」と言ったんですよ。そうしたら、漁港漁場課としては、水産部としては、それだけの、国道、県道に匹敵する使用があるのであれば、国道、県道に昇格するぐらいの働きかけをしないといかんというこ

とになるわけだよ。そういう答弁があったんだよ。赤木委員、聞いているか。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、君はいい質問をしたんだ。

がしかし、漁港漁場課長はそう言いながら、すうっと流したわけね。これはいかんかなと思って、私は今、指摘しているわけです。そんなに言うのであれば、県道、国道に昇格するぐらいの運動をせんといかんのじゃないかと。必要性をさんざん言っておきながら、整備は、守っていきますと、長崎県の限られた予算なんだよ。

それで、漁港漁場課長、あなたが言ったことはごもっとも。そうであるんだったら、県道、国道に昇格するぐらい頑張らないといかんということを言っているわけだよ。臨港道路だって予算が限られているんだ。その臨港道路の予算は別のところに使って、県道、国道に昇格するように頑張らないといけないということを言っているんだよ。そういうことをあなたは暗に言ったんだよ。私にその質問をしてほしいということ言ってくれたんだなと思って、私は今言っているわけだ。どうぞ見解を聞かせていただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】臨港道路畝刈時津線につきましては、新長崎漁港と時津の交差点との間を結ぶ重要な路線と認識しておりまして、漁港施設としてしっかり管理をしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】そうしたら、赤木委員に言った時は何だったんですか。県道、国道に匹敵するぐらいと言っていたでしょう。そうしたら、赤木委員には適当なことを言ったということですか。失礼じゃないか、君は、というふうになるんですよ。

ここは誰がおさめるか、参事監。この取りまとめはあなたしかいないんだよ。どうするか、

取りまとめをやってくれないか。

【内田水産部参事監】今申し上げましたとおり、この道路は非常に重要な道路です。現在、こちらの道路は漁港施設として、道路だけではなく、埠頭などと一緒にこれまでも整備をしてきましたし、これからの必要な整備については、順を追ってやっていくこととなります。

長崎漁港では、現在、岸壁の耐震化や荷捌き所などの整備に取り組んでおり、また、道路も含めて、今、施設全体が老朽化をしている整備を進めていくことが、まず第一だと思っております。

ただ、この次、さらにその先と課題はいっぱいあると思いますので、もうこれで終わりだというわけではなくて、今後の課題についてどう対応していくのかというのは、しっかり検討を進めていかなければいけないと思っております。

【山田(博)委員】参事監、そういうことですね。参事監が言ったから、この質問は終わりたいと思います。

もう時間が限られているので、あと、資料として、未開発の水産資源による漁業者の経営支援について、五島沖におけるサクラエビの資源調査について、大村湾におけるヘドロの除去による底質改善について、あと、磯焼け対策事業の取り組み状況について、また、地域の漁業のあり方について、県当局の取り組み状況を後でペーパーとして提出していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

これはよろしいでしょうか、参事監。取りまとめは参事監ですか、漁政課長ですか。今言った資料を、もう時間が限られているので、後で提出していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

【松尾漁政課長】整理いたしまして、提出させていただきます。

【山田(博)委員】ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、大村湾におけるヘドロの除去に関しての状況を、細かい資料を提出いただくようお願いしたいと思ひます。

時間がきましたので、私の議案外の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時54分 休憩 —

— 午後 4時54分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時に県庁を出発し、諫早市内での現地調査を実施いたします。雨天の場合でも、よほどのことがない限りは決行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員会は午後1時30分から再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 4時55分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年7月2日

自 午後 1時30分
至 午後 3時54分
於 委員会室 4

農山村対策室長	川口 健二 君
団体検査指導室長	村岡 彰信 君
農業経営課長	宮本 亮 君
農地利活用推進室長	村里 祐治 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長門 潤 君
畜産課長	山形 雅宏 君
農村整備課長	土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
森林整備室長	永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	浦川 基継 君
委員	田中 愛国 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 博司 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	麻生 隆 君
〃	近藤 智昭 君
〃	久保田将誠 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	中村 功 君
農 林 技 術 開 発 セ ン タ ー 所 長	荒木 誠 君
農 林 部 次 長	岡本 均 君
農 林 部 次 長	綾香 直芳 君
農 林 部 参 事 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	山根 伸司 君
林 政 課 長 (参 事 監)	内田 陽二 君
農 政 課 長	吉田 弘毅 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開議 —

【大場委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

農林部部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第4号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第5号

知事専決事項報告「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）」であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分につきましては、歳入総額は14億5,015万3,000円の増となっております。

2ページ目をお開きください。

歳出総額は22億6,822万3,000円の増となっており、歳出の内容につきましては、畜産クラスターの構築に要する経費及び公共事業に対する国の内示に伴う調整について補正しようとするものであります。

3ページ目をご覧ください。

次に、先の2月定例会において、知事専決処分による措置をあらかじめご了承いただき、3月29日付けをもって専決処分させていただきました事項について、ご報告いたします。

はじめに、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分につきましては、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと、及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入総額は5億149万6,000円の減、歳出総額は12億2,116万1,000円の減となっております。

次に、4ページ目をお開きください。

報告第3号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ176万4,000円を減額いたしております。

報告第4号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ66万6,000円を減額

いたしております。

報告第5号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ1,190万9,000円を減額いたしております。

次に、「平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分につきましては、5ページ目にそれぞれ記載のとおりであり、繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「平成30年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」につきましては、記載のとおりであり、繰越の理由は、事業決定の遅れにより、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】 私のほうからは、繰越事業についてご説明をいたします。

補足説明資料の【繰越事業理由別調書】という資料をお手元をお願いいたします。

繰越額につきましては、11月定例会及び2月定例会においてご承認をいただいておりますが、その後の事業の進捗に伴い繰越額が確定したことから、改めてご説明を申し上げます。

それでは、説明資料の1ページ目の中段の表をご覧ください。

課別に繰越額を記載しておりますが、その表の一番下、合計欄でございます。農林部の繰越額の合計は560件、91億1,709万5,000円でございます。

そのうち経済対策が58件、57億6,038万5,000円、災害復旧分が429件、6億62万4,000円でございます。経済対策と災害復旧の2つで、件数で全体の87%、金額で70%を占めているところでございます。

次に、繰越理由の主なものでございますが、上段の表をご覧ください。繰越理由につきましては、左側に記載をいたしております。

まず、①の事業決定の遅れによるものが一番多くなっておりまして、件数で411件、金額で72億8,055万6,000円となっています。件数では、全体の73%、金額で80%を占めており、その多くは、先ほど申しましたが、経済対策分、災害復旧分によるものでございます。

そのほかの繰越理由といたしまして、②計画、設計及び工法の変更による遅れが件数で23件、金額で7億8,474万3,000円でございます。主な理由といたしましては、林政課の育成林整備造林事業費におきまして、森林所有者の同意に基づく着手が境界の確定作業などに不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったものなどでございます。

次に、⑤のその他でございます。件数として118件、金額で9億6,767万4,000円でございます。これは、主に畜産クラスター構築事業費におきまして、特許工法による建設資材の調達が遅れ、年度内の完成が困難になったものでありますとか、平成29年度の豪雨災害復旧工事の人夫不足による入札不調などが主な理由となっております。

2ページをご覧ください。

これは、表の中段にあります。11月議会、右側の2月議会において繰越の承認をいただいた繰越額に課ごとの内訳を記載している表となっております。

それから、3ページ以降につきましては、事業ごとに繰越の件数、金額を記載しているところでございます。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

ページの一番下に四角で囲んで、参考とありますが、前年度の繰越額との比較でございます。合計欄の一番下になりますが、昨年と比べて、件数で11件、金額で13億3,573万1,000円の増となっています。増加した主な理由でございますが、災害復旧費については減少いたしておりますが、経済対策分で16件、10億7,476万3,000円増加していることが理由となっております。

また、経済対策、災害復旧費以外で25件、4億6,801万9,000円増加しておりますが、先ほど説明いたしました、畜産クラスター構築事業費繰越による増が主な理由でございます。

今後は、残る事業の早期執行に向けて最大限努力してまいります。

以上で説明を終わります。

【大場分科会長】次に、畜産課長より補足説明をお願いいたします。

【山形畜産課長】私のほうから、畜産関係の事業につきまして、1点補足の説明をさせていただきます。

資料につきましては、「令和元年度6月補正予算計上事業一覧」で説明したいと思います。お手元にごございますでしょうか。

1ページでございます。

今回計上しておりますのが、畜産事業費で1件、1億5,255万円となっております。これは畜

産課所管のクラスター構築事業費につきまして、国庫補助相当の増額分について補正予算を計上するものであります。当事業は、地域の中心的な畜産経営体の育成を目的に、国の基金事業を活用して、牛舎等の施設整備を支援するものでございます。

2ページをご覧ください。

今回予算計上している事業の整備内容を右側に示しております。今回、繁殖経営を実施している経営体に対し、ICTを活用した地域の核となるモデル的な一貫経営への移行を目的とした牛舎等の施設整備に対する支援の一部について計上しております。

以上でございます。

【大場分科会長】次に、農村整備課長より補足説明をお願いいたします。

【土井農村整備課長】私のほうから、農村整備課関係の事業につきまして、お配りしております補足説明資料に基づきまして説明をいたします。

3ページから5ページに記載されていますのが、今回補正予算で計上しております農村整備課分の事業及び地区の一覧でございます。

農村整備課事業における国の令和元年度当初予算は、対前年度比12%増の4,963億円となっており、農地の大区画化や競争力強化事業及び重要インフラの緊急点検等を踏まえた臨時・特別の措置に係る予算となっております。

本県においても、農地の基盤整備事業、防災事業を中心に予算配分がなされており、今回、国の内示額により増額となった事業について、これを有効活用し、農業農村整備事業の推進を加速化したいと考えております。

補正の内容としましては、県営畑地帯総合農地整備事業、経営体育成基盤整備事業や基幹農

道整備事業などの15地区に、合わせて17億2,518万1,000円補正予算を計上させていただき、令和元年度は、平成30年度補正予算42億円と合わせた、年間実質予算113億円で事業を推進することとしております。

次に、今回補正予算を計上させていただく主要事業につきまして、写真などを用いまして説明させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。

諫早市・雲仙市で実施中の田尻地区の写真になります。かんがい排水事業のメニューの一つである新生産調整推進排水対策特別事業は、水田の汎用化を図るために、農業用排水路の新設または更新を行う事業でございます。

今回の補正予算では、田尻地区において、排水の附帯工事を実施するために1億3,027万4,000円を計上しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

南島原市で実施している空池原地区の写真になります。担い手育成畑地帯総合整備事業は、畑作農業経営の体質強化のために区画整理、農業用かんがい施設などを総合的に整備するものです。

今回の補正予算では、空池原地区ほか4地区において区画整理などを実施するために、合計3億8,315万9,000円を計上しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

川棚町で実施しています川棚西部地区の写真になります。基幹農道整備事業は、農業生産の近代化及び流通の合理化を図るために農道の改良または新設を行うものです。

今回の補正予算では、川棚西部地区ほか2地区において農道工などを実施するために、合計4億9,460万2,000円を計上しています。

続きまして、9ページをご覧ください。

五島市で実施しています寺脇地区の写真になります。経営体育成基盤整備事業は、主に水田地域の大規模経営が可能となるよう、区画整理や農地の汎用化のための暗渠排水などを実施する事業でございます。

今回の補正予算では、寺脇地区ほか2地区において区画整理などを実施するために、合計3億2,927万6,000円を計上しています。

続きまして、10ページをご覧ください。

南島原市で実施しています有馬2期地区の写真になります。海岸保全事業は、農地を波浪や高潮などの被害から守るために、海岸の護岸や堤防などの整備を行うものであります。

今回の補正予算では、有馬2期地区において消波工、被覆工を実施するために、合計2億3,625万円を計上しています。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、森林整備室長より補足説明をお願いいたします。

【永田森林整備室長】私のほうから、森林整備室関係、治山事業について概要をご説明いたします。

今回の補正予算をお願いするものは、国の内示に伴う公共事業費の追加でございます。同資料の11ページから12ページに、計上事業の一覧表を記載しております。

13ページをご覧ください。

予防治山事業でございます。南島原市北有馬町田平地区でございます。写真の右側をご覧ください。平成28年6月の集中豪雨により、集落に近接する山腹斜面の一部で表層崩壊が発生しました。斜面には、依然として不安定な土塊や亀裂が多く、今後、豪雨等による斜面崩壊や落

石による人家への被害が発生するおそれがあります。このため、崩壊等を防止するため、法枠工を計画しております。左下の写真が完成のイメージの写真となっております。8,235万円を計上しております。

このほか、予防治山事業費として9カ所、全体で10カ所、事業費としまして3億9,049万2,000円の補正予算を計上しているところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、質問させていただきたいと思うんですが、まず、今回の資料の中の横長資料を見ていただけますでしょうか。

21ページに植物防疫費ということで、これは減額補正で、病虫害防除対策費として2億円余り減額になっていますけど、これはなぜこういうふうになったのか、お答えいただけますか。

【川口農山村対策室長】 山田(博)委員からご指摘がございました、病虫害防除対策費についてでございます。

これは、長崎鳥獣被害防止総合対策事業の予算でございまして、約2億2,000万円減額しておりますが、そのうち1億8,000万円が捕獲事業、いわゆるイノシシを捕獲した場合の捕獲報奨金の予算でございます。

この事業につきましては、3月31日までの捕獲頭数を目標に捕獲を進めてまいりますので、どうしても予算を3月の補正まで持っておきますので、この時期の専決で減額をさせていただいております。捕獲頭数が減少したために、予算を専決させていただいたということになって

おります。

【山田(博)委員】 じゃ、イノシシの捕獲頭数が目標頭数にならなかったと。じゃ、お尋ねしますけど、過去3年間、捕獲頭数はどれぐらい目標を持って、実績はどれだけあったのか、それをお答えいただけますか。

農山村対策室長、時間がかかるでしょうから、調べてわかったら、後で教えていただけますか。

委員長、続いて、繰越事業理由別調書を拝見させていただいて、今回、経済対策分ということで公共事業の予算が上がっているわけですが、今回の公共事業の経済対策分の金額で、じゃ、どれだけの経済波及効果をもたらす予定をしているのか、それをお答えいただけますか。

よくわからなかったみたいですね。もう一度言いましょうかね。

今回、国のほうから経済対策の補正ということをしているわけですね。じゃ、経済対策ということであれば、今回の経済対策は、公共事業でどれだけの波及効果を農林部としては見込んでいらっしゃるのか、それをお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

時間がかかるようであれば、次の質問にまた移っていきたく思うんですが、農山村対策室長、わかりましたか。

【川口農山村対策室長】 まず、イノシシの過去3年間の捕獲頭数でございます。平成27年が3万8,386頭でございます。平成28年が4万3,488頭でございます。平成29年が3万6,779頭でございます。平成30年が3万4,935頭でございます。

修正をさせていただきたいと思います。先ほど、私はイノシシと申しましたが、シカとか鳥等の捕獲報奨金も合わせた金額を減額しております。

平成30年度の捕獲の目標頭数というご質問がございましたが、これにつきましては、獣種すべて合わせまして6万7,363頭分を予算として確保しておりました。

【山田(博)委員】 そうしたら、お尋ねしますが、目標の幾らぐらいを予定していて、充足ができたんですか。

例えばイノシシが平成27年では3万8,000頭でしたけど、目標で大体どれだけの充足率できていたんですか。

【川口農山村対策室長】 平成30年度のイノシシとシカをあわせてお答えさせていただくんですが、これにつきましては5万1,266頭分の予算を確保しておりまして、補正後では、3万4,463頭分の予算を執行した形になっております。したがって、1万6,000頭分の予算を、今回専決で減をさせていただいた形になっております。

【山田(博)委員】 ちょっとわかりにくいので、じゃ、過去3年間の頭数、例えばイノシシなりカラスとかあるでしょう。目標の金額、どれだけの目標ができたのか、達成率です。それをパーセントで答えられますか。

【川口農山村対策室長】 お時間をいただいてよろしいですか。

【山田(博)委員】 お時間くださいって、あさってになるわけじゃないでしょう。じゃ、大体どれぐらいを見込んでしていたのかというのを教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、繰越事業理由別調書の4ページを見ていただけないでしょうか。造林費の中で花粉発生源対策促進事業費ということで、これは2月に3,000万円上がっていますけれども、計画・設計及び工法変更による遅れになっているということでありますけれども、今、実際に事

業としてこういった形でやられているのか、説明いただけますか。

【永田森林整備室長】花粉発生源対策事業でございますけれども、これは、現在植わっているスギ、ヒノキを伐採し、無花粉・少花粉のスギ、ヒノキを植えていくという事業でございます。

今回、計上させていただきました、この繰越事業につきましては、工法の変更による遅れということでございますけれども、調達しようとしていた無花粉・少花粉の苗木の調達が間に合わずに繰り越しということでしております。

現在の状況でございますけれども、繰越事業については、すべて完了済みということでございます。

【山田(博)委員】 スギの花粉対策というのは、要するに花粉の発生するスギの木を伐採して、そのかわりに別のスギを植えるということですね。今回、繰り越しになったのは、スギが間に合わなかったということですね。そうしたら、繰越理由の中に、計画・設計及び工法の変更による遅れとありますけど、これに入るんですか。入らないでしょう。私だったら、ちょっと入らないんじゃないかと思うんですけど、そうしたら、その他に入るんじゃないかと思ったんですけど、いかがですか。

【永田森林整備室長】当初調達する予定の計画の苗木が調達できなかったということで、いわゆる計画の部分で遅れが生じたということで、ここに入れさせていただいております。

【山田(博)委員】 これは計画じゃなくて、資材の調達の遅れになるんじゃないかと思ったんですけど、見解の相違でしょうから。

これは、お尋ねしますけど、花粉発生源対策とやっていますが、今後やっていく予定をしているんですか。花粉対策というのは県内一円

とありましたけど、じゃ、どこにしたのか。

永田室長が、ここがいいと思ってそこにしたのか、戦略戦術を持ってやっているのかどうかというのをお尋ねしたい。まさか、自分が住んでいるところを真っ先にするわけじゃないでしょう。どこに、どういうふうにしたかというのは、戦略戦術を持ってやっていくんでしょう、花粉対策だから。花粉症の人はたくさんいるわけだからね。どうですか、室長。

【永田森林整備室長】この事業につきましては、農山漁村交付金を活用した事業でございます、そういった中で、皆伐をしたいという要望地において実施しているというのが現状でございます。

現在のところ、木材の生産量をしっかり増やしていくにおいては、搬出間伐のみならず、主伐・再造林も必要だということでございますので、先ほど言いましたとおり、森林所有者の要望だけではなくて、委員、今おっしゃったように、主伐・再造林を、どういうふうに進めていくかというのを含めて、今戦略的に進めるように検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、それを披露してください。どういうふうに考えているのか。今、披露できますか。今、検討しているけど、今、披露できないんですかね。もうあるんだったら、披露できますか。どっちですか。今、ちょっと事情があって披露できないのか、もうちゃんと持っていて披露できるのか、どちらですか。

【永田森林整備室長】具体的にこうというのは、まだ持っていませんけれども、皆伐するに当たっては、当然伐るのにも経費がかかりますので、条件がいいところじゃないとなかなか採算に合わないというところがございますので、道掛かりがいいとか、傾斜が緩やかであるとか、そう

いったところと、あと、再造林をいたしますので、再生産ができる場所というのを現在ピックアップしながらやっているところでございます。

具体的にここだというのは、すみません、そこまで持ち合わせておりません。

【山田(博)委員】 ないじゃないですか。戦略戦術を持ってやっているかと思って、はいと言うから、期待をしていて聞いたら、はっきりしないところがあったからね。永田室長、期待していたんだよ。私は花粉症ではないけれども、花粉症の人がたくさんいるところを中心にやっているかと思ったら、今から検討ということですね。それを早く言ってくれば、この質問はしなかったんですよ。

【土井農村整備課長】 先ほど山田博司委員のほうから質問がありました、補正予算にかかる経済波及効果はということなんですが、農村整備課の補正予算でいきますと、42億円繰り越しをさせていただいた補正予算があります。

これについて、2018年3月28日の長崎県産業連関表を用いて算定しますと、算定基礎額の1.65倍ということで、波及効果は68億2,259万円という算定結果になっております。

【山田(博)委員】 農村整備課におかれましては、42億円余りの工事が、68億円の経済波及効果をもたらすということでありますので、しっかりと取り組んで頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

川口室長、待っているんだよ。

じゃ、一旦終わらしましょうかね。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 私も報告第1号、今質疑がありました、鳥獣害に強い地域づくり推進事業費で2億2,179万円の減なんですけど、これは国庫支出金が2億649万円減なんですけど、それは歳入のと

ころの3ページ、鳥獣被害防止総合対策交付金の2億649万円の減ということで見ていいんですかね。まず、そこから教えてください。

【川口農山村対策室長】 委員おっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】 そうしますと、今のやりとりの中で、なんでこれは減になったのかといたら、いわゆる捕獲件数が減ったということですね。ですが、この鳥獣被害防止総合対策交付金というのは、予算を増やしてくれということで、今年の6月の政府施策に関する提案・要望書の中でも、この鳥獣被害防止総合対策交付金を十分な予算を組んでくださいと国に要望しているんだけど、長崎県としては、結果として2億円の予算が多かったということですか。

要望する割には、減になっているということですが、ちょっとつじつまが合わないのではないかなと思うんですが、そこら辺の説明をいただけますか。

【川口農山村対策室長】 県の予算を作成する段階で、大体11月に市町の要望を受けまして予算を作成いたします。その額を国のほうに予算要求するわけですが、それに対して、今回、鳥獣被害の交付金でまいりました金額につきましては、令和元年度については87%にとどまっております、当初予算で県が国に要望した金額に対しては、当初予算で国は配分を行っていただいておりますので、その予算を十分市町が活用できていない、時期が遅れてきておりますので、予算額としては、十分充足できていない部分があると考えております。

今回の1億8,000万円につきましては、やはり捕獲頭数が伸びなかったというのが一番の原因でございます、年次変動もございまして、その分、我々といましては、当初でしっか

り配分いただいて事業を進めていきたいと考えております。

どうしても市町の要望に対しては予算が十分きていない。予算がきてない時期で執行してしまうので不足してしまうということが起こっています。

【堀江委員】 国の予算との関係で言えば、いわゆる国からの内示の額というのが、どうしても現場で活用する予算に比べたら、やはり内示の額が少ないということなんですね。だからこそ、今回は、結果として捕獲の数が少ないということで減になったけれども、実態としては、国からくる内示以上に市町で活用すれば、予算が足りないということの認識でいいんですか。

【川口農山村対策室長】 11月の市町の要望額としては、県の予算とほぼ同額でございますので、今、堀江委員おっしゃられたとおりでございます。国の内示は市町の要望額には達していないところで、県としては政府施策要望で要望いたしておるところでございます。

【大場分科会長】 ほかありませんか。

【山田(博)委員】 農山村対策室長、堀江委員とのやりとりを聞いていたら、確認ですけど、要はイノシシとか何かを捕獲する時に、簡単に言うと、当初にそれだけの想定した予算をもらえれば、こういうふうに戻還することはないと。途中でできたからこういうふうになったということで理解していいのかな。

【川口農山村対策室長】 捕獲に関して申しますと、ものをつくっていくというような事業ではございませんで、自然にいるものを捕獲していく事業でございますので、当然年次変動が起こってまいりますので、平成28年度、平成29年度につきましましては足りませんでしたし、平成30年度につきましましては、捕獲が少なかったもので、余

っております。こういった専決で落とすことになっております。

予算を積む段階におきましては、11月に、現場に一番近い市町の意見をいただいて、その金額を固めて国に要求をするということで、これまで、捕獲頭数を県が勝手に推計とか出しているわけではなくて、現場に一番近い市町の方が一番詳しいと思いますので、市町の方々の予算要求等を参考にしながら、捕獲の予算については、県の予算を固めて国に要求をするということにしております。

【山田(博)委員】 要は、当初から金額はこれでやりますよと、別に後から追加とか何かでくるわけじゃないけれども、当初でしていたけれども、捕獲したら、こんなに余ったということで理解していいわけでしょう。

そうしたら、お尋ねしますけれども、200頭、300頭だったらわかるわけだよ。こんなに何千頭も違うとなれば、それはやり方とか何かというのがいろいろ工夫をしないといかんのじゃないかと。

いいですか、イノシシやシカというのは、増えているんですか、減っているんですか、どちらなんですか。

【川口農山村対策室長】 頭数については、正確な頭数というのは把握できておりません。その手法は、現在研究中ということでございます。

【山田(博)委員】 そうすると、どれだけか頭数はわからないと。そうしたら、わからない中でやっているということだね。どれだけ今、長崎県にいるかというのはわからない状態で、個体数も、年間どれぐらい増えているというのはわからない状態で、とにかくこれだけお金をやってみてやろうということでやっているということですね。

【川口農山村対策室長】 生息頭数については、これは正確に推測する手法がございませんので、これを目標とせず、農林部につきましては、イノシシにつきましては被害金額の減少を目標として施策を組み立てております。平成16年度の過去最も被害が多かった年の3分の1以下ということで、1億5,000万円以下にするということを実施の目標といたしまして、施策を展開しておるところでございます。

【山田(博)委員】 被害総額を減少するとあるけれども、これはまず、捕獲頭数を増やさないといかんわけでしょう。そのために予算を組んでいるんでしょう、違いますかね。捕獲頭数を増やすためにやっているんでしょう。被害総額を減らすために捕るんですか。

まずは、この予算というのは、捕獲頭数を増やすための予算なんでしょう。そうすると、大体目標はこれぐらいで捕ろうとって、まずそれを達成しないと、お金だけ、さっき堀江委員が言ったように、予算をどんどんください、くださいと言って、余りましたから返しますと、言ってることとやってることが違うじゃないかというわけだよ。

だから、今年はこれだけ捕ろうとかという目標を持って、やっぱりやっていかないといけないんじゃないかと私は言っているわけですよ。お金が余りましたから、はい、返します。翌年になったら、やっぱりそのお金が欲しいですと言って、それはいかんから、やっぱり予算が余らないように、やはりいろんな工夫もせんといかんということを私は言いたいわけですよ。農山村対策室長、ということを言いたいわけでございます。ご理解いただけましたでしょうか。

【川口農山村対策室長】 この鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、いわゆる3対策、

防護、すみ分け、捕獲と3つの対策をしっかりと進めるということで組ませていただいております。委員ご指摘のとおり、捕獲というのは非常に大切な事業と考えておりますので、しっかりと捕獲も進めていかなければならないと考えております。

【山田(博)委員】 そうしたら、捕獲だけのお金が2億円余ったから返したんじゃないくて、防護とか何かも含んでいる予算なの、そうしたら。

そうしたら、これは違うじゃない、農山村対策室長。私は、今、捕獲する数が少なかったからこうなったと思っていたら、違うんだ。防護とか、防除とか何かをするための予算が余ったのなら、そうしたら、これは問題だよ。捕獲するための頭数で、1頭当たり幾ら足りなかったからというのはわかるけど、防護とか何かをするお金が余ったからこんなに返したと。それは農山村対策室長、その分をずっと皆さんと、この予算を、毎年毎年、予算を増やしてください、増やしてくださいと言って、100万円、200万円返すのならわかるよ。2億円だよ。あなたはいつも東京に行って、予算くださいと言うでしょう。そうして、また2億円返します。この人は、お金が欲しいのかどっちなのかとなるじゃないですか。

私が、例えば農林水産省の担当だったら、あらっ、おかしいと思うわけだよ。やる気があるのかないのかわからんとなってくるわけよ。クエスチョンマークになるわけよ。あなたはいつもやる気満々だろうが。そこを、捕獲頭数の予算で2億円余ったというのはわかるけど、ほかの分で、防護とか何かの対策のお金が2億円余るとするのは、それは話が違うから、別次元だから、そこはしっかりとやってもらわないといけないということを言っているわけです。川

口室長、あなたしかいないんだから、ここの担当は。あなたがトップリーダーよ。頑張っほしいから、私は言っているわけだ。

【川口農山村対策室長】 失礼いたしました。2億円のうち1億8,000万円が捕獲事業の専決部分でございまして、整備事業、いわゆる防護柵の分が1,254万7,000円の専決をいただいております。推進事業と申します、わなとか免許の試験の国庫事業の部分が1,266万1,000円、今回専決をいただいておりますが、整備事業、いわゆる防護柵を設置していくのは、20の市町ですとやりとりしながら、最後の1円までなるべく使おうということでやっておりますが、どうしても最終的には入札減とかで、市町間の調整ができなくて余ったというか、専決せざるを得なかったと。3月まで、実際入札をかけていますので、これはしっかりやっていると思っております。

【山田(博)委員】 川口室長、最初に予算の内訳を早く言えば、こんなにならなかったわけだよ。そういうことだったんですね。わかりました。事情はわかりましたので、引き続き、鳥獣対策をしっかりと頑張っていたきたいと思っております。

ありがとうございました。

【大場分科会長】 先ほどの過去3年間の対比ですが、もういいですか。出ますか。もうちょっとかかりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第3号ないし報告第5号については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明をお願いいたします。

【中村農林部長】 農林部関係の議案について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第92号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」、第93号議案「長崎県森林環境譲与税基金条例」、第100号議案「財産の取得について」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第92号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、他県の状況等を踏まえた見直し及び消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第93号議案「長崎県森林環境譲与税基金条例」につきましては、森林環境税及び森林

環境譲与税に関する法律の施行に伴い、市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源を適切に管理するため、基金を設置しようとするものであります。

次に、第100号議案「財産の取得について」につきましては、長崎県立農業大学校の学生寮整備のため、長崎県農協研修所の建物を取得しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料並びに同資料追加1及び追加2をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、新規就農者・新規雇用就業者の確保について、農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、「長崎みかん」の販売実績について、「いちご」の販売額100億円達成について、本県歴代1位の但馬系県有種雄牛「美津洋」号の誕生について、平成30年度農業農村整備優良地区コンクールの農林水産大臣賞受賞について、長崎県農業農村整備事業推進大会について、農畜産物輸出の取組について、長崎和牛生産者登録制度の創設について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の排水対策等について、対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてでございます。

そのうち主な事項につきまして、ご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料の2ページ目をお開きください。

新規就農者・新規雇用就業者の確保についてでございます。

新規就農者・新規雇用就業者の確保につきましては、「新ながさき農林業・農山村活性化計

画」において、毎年新規就農者250名、新規雇用就業者250名、合計で500名を目標として取組を進めているところです。

平成30年度におきましては、本県農業の儲かる姿を示すとともに、就業機会創出に向けた農業所得1,000万円以上農家の育成など農業所得向上対策に取り組みながら、長崎県新規就農相談センター、ながさき移住サポートセンター等の関係機関と連携し、東京、大阪、名古屋、福岡で開催された就農相談会への参加や帰省時の相談会等を通じて、就農後の品目別農業所得等がイメージできる地域版の就農シミュレーターの活用などにより、就農情報の提供・相談を行ってまいりました。

その結果、新規就農者232名、新規雇用就業者301名、合計で533名の実績となりました。

今後とも、本県農業者の儲かる姿を情報発信しながら、中学生を対象にした農業高校への一日体験入学、県内農業高校や農業大学校等との連携による地元の農家子弟等を対象とした先進農家研修や、農業法人等への就農相談会など「地域にとどめる」対策、技術習得や農地・施設等などの受入態勢を整えた受入団体等登録制度の充実、UIターン者等を対象とした実践的な技術習得支援研修、無料職業紹介事業の取組や県内外の後継候補者に就農情報を提供していく「地域に呼び込み、呼び戻す」対策に取り組み、就農・就業意欲を喚起し、受入態勢を整備することで、新規就農者や新規雇用就業者の更なる確保・育成につなげてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料追加2の1ページ目をお開きください。

諫早湾干拓事業の開門問題についてでございます。

潮受堤防排水門開放差止請求事件については、

平成23年4月19日、旧干拓地農業者188名、新干拓地農業者36名の合わせて224名、漁業者41名、住民186名、県農業振興公社の計452名が原告となって、国に対し排水門の開放差止を求めて長崎地方裁判所に提起した訴訟であり、平成29年4月17日、長崎地方裁判所において地元が求めている排水門の開放差止請求を認める判決が出されました。

これに対して国は、当時の山本有二農林水産大臣が、平成22年の開門を命ずる福岡高裁確定判決の事実認定を実質的に否定する判断を含め、開門しない方向での判断が重ねられてきたこと、開門によらない基金による和解について真摯かつ前向きな議論が重ねられたこと、こうした経緯とともに、我が国の司法制度の下では必ずしも最高裁判所による統一的な判断が行われるとは限らないこと等を総合的に考慮した結果、地元が抱える将来の農業経営や日常生活の安全・安心に対する不安を払拭するとともに、有明海の再生を速やかに進めるため、国として開門しないとの方針を明確にして臨むこととし、今般の判決を受け入れ、控訴しないこととした旨の談話を発表されました。

一方、開門を求める方々は、訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加申出」を行うとともに、控訴手続きをとられましたが、平成30年3月19日、福岡高等裁判所において、「独立当事者参加」の申出を認めないとする判決が出されました。

この判決に対し、開門を求める方々は判決を不服として上訴されておりましたが、去る6月26日、最高裁判所から上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定が出されました。

また、小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成20年4月30日、国に対して小長

井町漁業者が求めた排水門の即時開門請求並びに小長井町漁業者及び大浦漁業者が求めた損害賠償請求訴訟であり、平成27年9月7日、福岡高等裁判所において、いずれの請求も認めないとする控訴審判決が出されました。

この判決は、国と佐賀県及び本県の開門を求める者や開門に反対する者が揃った場において、しかも、平成22年12月の開門を命じた福岡高裁確定判決の勝訴原告が含まれる中、開門を下した福岡高裁によって、開門を認めないという新たな判断がなされたものであり、事実上、先の確定判決に、開門請求を棄却する判断が上書きされた、極めて重要な判決でありました。

この判決に対して、開門を求める方々は判決を不服として上訴されておりましたが、去る6月26日、最高裁判所から上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定が出されました。

今回の決定により、平成29年4月17日、長崎地裁の排水門開放差止請求を認める判決、及び平成27年9月7日、福岡高裁の開門請求等を認めない判決が、それぞれ確定したものであります。

これらの決定は、最高裁判所が「開門を認めない」との方向性を示した重要な司法判断であると受け止めております。県議会並びに関係者の方々のこれまでのご尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

次に、国が、開門を命じた前訴の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟の控訴審につきましては、平成30年7月30日、福岡高等裁判所において、国の請求を認める判決が出されました。

しかしながら、開門を求める方々がこの判決を不服として、上訴の手続きをとられたことにより、現在、最高裁判所で審理されております

が、去る5月22日、最高裁判所は、憲法違反等を理由とする上告は棄却したものの、法令解釈に関する重要事項を理由とする上告受理申立てについては、「福岡高裁判決（確定）は、漁業権の期間前後を問わず、開門請求権を認めることを含んだ判決であり、請求異議訴訟の控訴審判決は民事訴訟法の解釈、適用を誤っている」旨の原告の申立て理由を認め、上告審として受理することを決定し、口頭弁論が7月26日に行われることとなっております。

この決定に対し、吉川農林水産大臣は、「引き続き、関係省庁と連携しつつ、適切に対応していきたい。この裁判の帰趨について、予断を持ってお答えすることは差し控えたいと思うが、今後もしっかり対応していきたい」旨の発言をなされております。

県としては、今後、最も重要なことは、有明海の漁業環境の改善を図っていくことにありと考えており、引き続き、開門することなく真の有明海再生に向けた具体的な方策が講じられるよう、県議会並びに関係者の方々とともに、適切に対処してまいります。

最後に、農水経済委員会関係議案説明資料追加1の1ページ目をお開きください。

対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応についてでございます。

去る6月7日に、対馬農業協同組合が、元職員による共済金の不正流用等の不祥事件について公表したところですが、県においては、3月15日に同組合から当該事件について第一報を受けて以来、実態の把握及び原因の究明を指示してきたところであり、6月10日付けで、同組合から被害状況や事件発生を防げなかった管理上の問題点等についての報告書を受理いたしました。

このため、今後、県は同組合に対し、事件の

全容解明と責任の所在を明らかにすること及び法令等遵守態勢の確立等再発防止に向けた業務の改善を求めることとしております。

併せて、県内の各農業協同組合長に対しても法令等遵守態勢の強化など、健全な事業運営の確保を指導してまいります。

県といたしましても、これまでの県の検査で、このような事案を確認できなかったことは誠に遺憾であり、今後、今回の反省を踏まえ、共済契約締結時や共済金請求の際の契約者への意思確認の実施状況を重点的に検証するなど、検査手法の改善を図ってまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、農業経営課長より補足説明をお願いいたします。

【宮本農業経営課長】私のほうから、長崎県の農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、ご説明いたします。

お手元に配付しております補足説明資料、「長崎県の農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて」をご覧くださいませでしょうか。

1ページ目をお開きください。

県の指導によりまして設立しました株式会社エヌにつきましては、昨年12月に成立した改正出入国管理及び難民認定法に基づく「特定技能制度」を活用し、受入機関としての手続を進め、速やかな人材派遣を目指し、本県の農業分野における外国人就労の実現を図ることとしております。

活動状況2のところになりますが、エヌは、本年2月の設立後、13日に本社を平戸市田平町

に開設し、5月1日には労働者派遣事業の許可を取得したところでございます。

エヌでは、ベトナム国立農業大学と技能実習生OB受け入れのための面接等の準備を進めてまいりましたが、5月に入り、同大より、OBの紹介については、ベトナム国政府の指導により、日本国との「特定技能」に関する「二国間取り決め」の締結後になるという連絡がありましたことから、先月の政府施策要望において、知事より、ベトナム国との二国間取り決めの早期締結を要請いたしました。

この二国間取り決めにつきましては、昨日、7月1日付けでベトナム国との協力覚書が山下法務大臣とベトナムの担当大臣の間で交換されたとのプレスリリースがあったところでございます。

また、エヌでは、これと並行して、既に二国間取り決めに締結し、「国家戦略特区」等で他県において実績のあるカンボジア国の送り出し機関とも、受け入れに向けた準備を行っているところでございます。

3になりますが、今後の予定につきましては、送り出し国との関係機関と条件面で整い次第、必要な手続を経て、当初は早期受け入れ要望のあるJA島原雲仙への派遣からスタートし、秋以降の本格的な受け入れにつなげることであります。

このほか、4のところになりますが、県の取組といたしまして、農業分野での派遣開始に合わせて、市町やJA等関係機関を構成員とする「受入市町連絡協議会」をブロックごとに設置し、会員間の役割分担や情報の共有化、県で設置を準備しております、長崎県外国人相談ワンストップセンターなどとの調整を行い、外国人材が安心して安全に暮らし、就労できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

【大場委員長】次に、畜産課長より補足説明をお願いいたします。

【山形畜産課長】私のほうから、長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料、令和元年6月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例について」をご覧ください。

1ページをご覧ください。

今回の見直しにつきまして、家畜精液取扱手数料について、消費税率の改正及び製造コストの上昇に伴い、県内価格につきましては、1本当たり、検定成績が特に優秀なAランクを、現行1,250円から1,400円に、Bランクを830円から910円に、Cランクを520円から600円に見直すものでございます。

県外価格につきましては、さらに他県の状況等を踏まえまして、1本当たり、検定成績が極めて優秀で、全国に需要が見込まれるExランクを現行7,840円から1万円に、SAランクを4,700円から6,000円に、Aランクを3,130円から4,000円に、Bランクを2,080円から2,700円に、Cランクを520円から600円に見直すものでございます。

引き上げの時期は、令和元年10月からを予定しております。

なお、県内各JA、家畜人工授精師協会などに趣旨等の説明を行い、ご理解を得られたところでございます。

また、県内譲渡価格の増収分につきましては、県内の生産者に還元することを基本に、肉用牛の改良や長崎和牛の生産拡大などに充当するこ

とし、今後、生産者団体等の意見も踏まえて、畜産振興に活用してまいりたいと考えております。

引き続き、県内の生産者の需要に応えるべく、優秀な種雄牛の造成に努めていくとともに、県外にも、長崎県種雄牛をしっかりとPRすることで、販売拡大に努めてまいりたいと考えております。

【大場委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明をお願いいたします。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓事業の開門問題について、補足説明をさせていただきます。

お手元の令和元年6月定例県議会農水経済委員会補足説明資料「諫早湾干拓事業の開門問題について（追加分）」をご覧ください。

資料の1ページ、現在の訴訟の状況をご覧ください。

先ほど部長の説明にもございましたが、これまで最高裁において開門問題に係る審理が3件行われてまいりました。まず、右端中央部でございますが、平成29年4月17日、地元の開門に反対する農業者、漁業者、住民等が原告となって、排水門の開放差止を求めて長崎地裁に提訴した訴訟において、排水門の開放差止請求を認める判決が出され、国は、控訴しない方針を示しました。

一方、その左側、赤い部分でございますが、同4月17日、同19日に開門を求める方々は判決結果を不服といたしまして、正式な当事者となり、訴訟の結果によって権利が害されることを主張できる独立当事者参加申出を行うとともに、同25日、控訴手続を行ったところでございます。

その下、平成30年3月19日、この独立当事者参加を認めないとする高裁判決が出され、同28日、開門を求める方々は最高裁に上訴の手続を

行ったところでございますが、一番下、先月26日、最高裁は上告を棄却する決定を出されました。これにより、平成29年4月17日の長崎地裁における開門を認めないとする判決が確定いたしました。

次に、資料の左側中央部でございますが、平成27年9月7日、漁業者が開門請求等を求めた開門請求訴訟の高裁判決において、1審に引き続き、開門請求等を認めないとする判決が出されました。原告は、最高裁に上訴の手続を行っていましたが、一番下、先月26日、最高裁は上告を棄却する決定を出されました。これにより、平成27年9月7日の福岡高裁の開門請求等を認めないとする判決が確定いたしました。

次に、資料の中央、黄色部分、「国」と書いてあります請求異議訴訟の黄色の部分から左側に矢印が伸びております赤色部分でございますが、平成22年12月6日に福岡高裁において開門を認める判決が出され、判決が確定いたしました。その下、平成25年12月24日、この開門判決の勝訴原告の方々は、国が開門義務を履行しないため、間接強制の執行申立てを行い勝訴いたしました。このため、敗訴した国は、間接強制金の支払いを開始いたしました。

黄色部分に戻りますが、これに対しまして、平成26年1月9日、国は請求異議訴訟を提起し、確定判決後に新たに生じた事実関係の変動により、開門請求権による強制執行を許さない旨の請求を裁判所に求めておりましたが、昨年7月30日、福岡高裁から国の請求を認める判決が出され、同日で強制金の支払いはストップしております。同年8月10日、開門勝訴原告の方々は、この判決を不服とし、最高裁判所へ上告し審理が行われておりましたが、先月22日、最高裁が上告審として受理することを決定し、一番下に

なりますが、口頭弁論が7月26日に行われることとなっております。

資料の6ページをご覧ください。

今回、最高裁が上告受理申立てを認めたポイントでございます。資料の下の方の緑色の矢印部分でございますが、福岡高裁確定判決は、旧共同漁業権が期間満了となる平成25年8月31日以降も開門を認めるとする判決であり、この既判力を否定した請求異議訴訟の控訴審判決は、民事訴訟法の既判力の解釈・適応を誤っているとする開門勝訴原告の主張を認めたものでございます。

なお、弁護士に確認したところ、福岡高裁への差し戻しの可能性が一番高く、可能性としては低いものの、最高裁が自ら審理する可能性もあるとのことでございます。

また、一般論といたしましては、最高裁が口頭弁論の期日を指定した場合、福岡高裁への判決がそのまま維持される可能性は極めて低いと伺っております。追って和解協議を進める可能性もあり、この場合は、福岡高裁に差し戻した後となる可能性が高いのではないかと伺っております。

資料の2ページから5ページの訴訟の状況等の説明は省略させていただきます。

県としては、引き続き推移を見極め、関係者の皆様と適切に対処してまいります。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時38分 休憩 —

— 午後 2時49分 再開 —

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、第100号議案「財産の取得について」、質問いたします。

現地を見せていただきました。それで、農業大学校を含めたそれぞれの施設が老朽化や耐震性の問題から整備が必要であるということ、その中で学生の安全性を確保する観点から、学生寮が特に緊急性が高いので、先行して整備をするという説明をいただきました。

そこで質問ですが、これはもう事前にこの議案を提案する段階で、長崎県農協研修所、JAとの協議がいろいろ行われているということですが、JAとしては、こうした研修所は、今年3月まであそこを利用していたということでしたけれども、今後は、こういう研修所はどういう計画なんでしょうか、教えてください。

【吉田農政課長】 JA中央会におきましては、今後の対応をお聞きしましたところ、通常の研修につきましては、出島にあります農協会館の会議室等を利用するということですが、従来からも新規採用職員の研修等は、今までJA研修所で1週間ないし2週間の宿泊研修ということでやっておりまして、そういった研修についてはJA会館では厳しいだろうということで、例えば、青年の家等の民間も含めた宿泊施設等を活用した研修を実施することも検討しているというふうにお伺いいたしております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

それともう一つ、これから改修設計をされるということですが、現在の学生寮は、男性と女性と建物が違うという形になっていますが、今回、研修所を改築して使うという場合には、同じ建物ということになりますけど、男性、

女性の別といいますか、そこら辺のセキュリティーといいますか、そういうことについては、現段階どのように考えていますか。

【吉田農政課長】 今日、午前中ご覧いただきまして、宿泊棟につきましては全個室で36室ございます。現在、農業大学校の学生寮につきましては、総数として、その倍ぐらいの部屋は必要だというふうに考えておりまして、現時点では部屋数が不足しておりますので、本館棟を宿泊できるようなものに改修するということになっております。

その中で、当然、女性の学生の部屋は分けなければいけませんので、例えば1階と2階でフロアを完全に区切ってしまって出入り口を別にするとか、女生徒が2階のフロアに上がる時には、例えば指紋認証システムみたいなものを入れて、その方しか解除できないとか、そういった形でセキュリティーについては万全を期して取り組みたいと考えております。

【堀江委員】 第100号議案についての最後ですけども、もちろん今回の財産の取得とは直接関係ないんですが、どうしても学校から寮まで距離があったりとかという時に、実際に歩いてみても、街灯であったりとかそういう整備も今後必要になるのではないかというふうに思っているんですが、そういう点での現段階の考えをお示してください。

【吉田農政課長】 今日、研修所まで歩いていただいたんですけども、当然木のほうも生い茂っておりまして、委員のほうからは、緊急車両の通行等についても差し支えがあるんじゃないのかというようなご指摘もいただいておりますので、そういった木の伐採関係も含めて、あと、ご指摘のように、学生、特に女子学生がそこを通るということになると、当然、そこは安全性

の面からも街灯等の設置を増やして、明るく見通しをよくするというようなことも検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 課長の答弁を了としたいと思いません。

次に、第92号議案の畜産関係手数料について、質問したいと思います。

これは、手数料が変わりますよということなんですけれども、資料として出されております県外譲渡価格なんですけれども、県内譲渡価格に比べて、価格としては割高といいますか、要するに、値上げの幅が大きいようにも思うんですけど、それはどう理解したらいいですか。

【山形畜産課長】 今回、見直しの中で、県内価格につきましては消費税の分、それから製造コストのアップ分のみということで、県内の生産者には極力負担をかけないでということで、この見直しにさせていただいておりますが、一方、県外につきましては、一定長崎県で生産された優秀な種雄牛を県外でも使いたいという方に対しては、他県の県外の販売価格と比較をいたしましても、1ページに出していますけれども、他県でも1万円を超えるような事例もございますので、ここは実勢を踏まえて上げさせていただいて、なお、上げたことによって収入が増えるわけなんですけれども、その分を畜産振興のほうにしっかり活用させていただくということで、今回、県外を厚く値上げをさせていただくということにしております。

【堀江委員】 課長の答弁をお聞きすると、心苦しく値上げをしますというふうにも聞こえてくるんですけど、そうであれば、消費税の増税に伴う値上げでもありますので、そうした部分は見送ってもいいのではないかというふうに思うんですが、そういう見解はお持ちではありませ

んか。

【山形畜産課長】 今回、価格の算定に当たり、実際に使用する資材の価格とかを調べておりまして、当然これが、今年の10月以降消費税が値上がりしますと、その分も当然値上がりがありますので、その分については、この価格のほうに上乗せさせていただくのが適正だというふうに判断しております。

【堀江委員】 ちなみに、今回の畜産関係手数料としては、増収見込みの額というのが出ていますか。どれぐらいあるという予想をされているのか、わかっていたら、教えてください。

【山形畜産課長】 今年度につきましては、10月以降からの値上げということでございまして、昨年の状況を見まして、本数につきましては、改定後に、県内、県外合わせまして2万5,625本程度、10月以降販売するという見込みを持って、それに各値上げ幅を掛け合わせますと、865万2,000円というふうに試算しております。

【堀江委員】 865万円ほどの増収を見込んでいうことで認識をいたしました。

次に、第93号議案、森林環境税の問題なんです。これは新たに森林環境税及び森林環境譲与税なんですけれども、この法律の施行は、現在、国民が東日本大震災の復興財源ということで、住民税に1,000円プラスして納めているわけなんですけれども、その期限が終了するのが2023年ですね。それを、結局そのまま目的を変えて、国民には1,000円、そのまま森林環境税として負担してもらいますよというそのお金を基金に設置しようと、こういう内容ですか。

【内田林政課長】 少し森林環境税についてご説明をしたいと思います。住民税の均等割に県民税と市町村民税と2つございます。その基礎

額が、県民税1,000円のところ、東日本大震災が平成26年から令和5年まで500円が加算されています。それから、市町村民税にも同じく平成26年から令和5年まで500円が加算されて、合計が1,000円ということでございまして、これが終了した令和6年から、これを国の森林環境税として課税する、上乗せするということが、今国会で成立をしております。

【堀江委員】 そうしますと、国民が、今、東日本大震災の復興財源として納めている分を目的を変えて、じゃあ1,000円、もちろん区別は詳しく課長がおっしゃってくださいましたが、それをそのまま森林環境税として納めますよということになりますね。

そうしますと、長崎県は、平成19年4月から「ながさき森林環境税」が導入されていて、長崎県民は既に500円、森林環境税を納めていますね。これはどうなりますか。

【内田林政課長】 平成19年度に創設をいたしましたながさき森林環境税、これは先ほどの均等割の県民税に500円が上乗せをされております。平成19年度から開始をいたしまして、条例では、5年を終期として評価検証を行い、その都度見直すということでスタートしておりまして、平成23年までの5年間で事業を評価検証いたしました。さらに5年間延長しました。

それから、平成28年度にまた事業の成果、評価を検証しまして、さらに5年間延長して、現在は、平成29年から令和3年まで5カ年間の課税期間ということで課税上乗せをしている状況です。

当然、5年間の目標あるいは成果というところを、今、一生懸命進捗状況を管理しながら、目標達成に向けて取り組んでいますので、これは一定、5年間は続けていこうというふうに考

えております。

【堀江委員】 そうしますと、5年過ぎたら、これまた500円、今のながさき森林環境税というのは継続するという方向ですか。

【内田林政課長】 継続ということを、当然決めているわけではございません。また、5年間の成果を検証して、国税との仕分けをどうするか、減額するのか、あるいはやめるのかといった議論も、また県議会あるいは県民の皆様に向いながら、これから決めていこうと考えております。

国税については、市町が主体になって取り組んでおります。県税のほうは県が主体となって取り組んでいる、そこが大きな違いがあって、市町が国税を対象にして森林整備を進めようと思っても、なかなか人材がいらないということで、私どもは、進捗状況が上がってくるのは、まだ時間がかかるという想定をしております。その部分では、県の森林環境税もうまく使いながらソフトランニングする。移行期間ということで、しばらくは続けていきたいなというふうな考えでおります。

当然、使途についても、対象の森林についても、一定整理をしていく必要がありますので、そこは来年、令和2年度から令和3年度にかけて、また整理をいたしまして、皆様方にご報告をしたいと考えております。

【堀江委員】 今、ながさき森林環境税が5年ごとに見直しをされていて、5年の区切りがどうなるかということは、今の時点で言えないけれども、選択肢としては、そのまま継続ということもあり得るということですね。

そうしますと、市民・県民は一人ですから、市民・県民から見たら、1,000円納める今度新たにつくろうとしている部分と、そして、今、長

崎県で納めている500円と二重に森林環境税を納めるという事態も、これはあり得るということですね。

【内田林政課長】 今後その議論は皆様方と、また報告をしながらやっていきたいと思います。現在、県の森林環境税は、国庫補助の対象となる部分の個人負担分にながさき森林環境税を継ぎ足して、所有者が100%でできるような仕組みにしております。

今回の国税は、国庫補助の対象とならない部分に重点的に手当てをしようということで、森林の対象が明らかに違っているというのはご理解いただきたいと思います。

その上で、平成29年度のながさき森林環境税の県税の実績を分析しましたところ、国税の使途と一部重なっている部分がございますが、9割以上は国税と重なっていないという状況で、森林環境税を活用させていただいていますので、また、その内容も改めてご報告しながら、皆様方のご意見を伺いたいと思っております。

【堀江委員】 討論は別の機会にやりますけど、私としては理解できません。森林を整備するために財源が必要ということは、もちろん大事です。県でも森林は約6割を占めるので、整備することはもちろん大事だと思っておりますけれども、それを課税してするというのはいかなものかと。国がやるんだったら、私は、それこそ軍事費を削ってでもそれは可能なことだというふうに思っておりますので、理解はできないということは申し上げておきたいと思っております。

【山田(博)委員】 まず最初に、長崎県の畜産関係手数料条例に関してお尋ねしたいと思います。

先ほど話がありましたけど、10月以降の予算の見込みが860万円ぐらいですかね。増収分については、生産団体の意見を踏まえて畜産振興

に活用していくということでありましたけれども、じゃ、具体的にどのように活用されていくのか、そういったことをお尋ねしたいと思っているんですが、その前に、畜産振興に活かすという中で、長崎県の農産物の輸出額は、前年から38%増えたとありますけれども、4億3,000万円になったというんですね。その内訳も含めて、関係しますので、それを一緒にお答えいただけますか。

【長門農産加工流通課長】本県の農産物の輸出の状況ですが、品目ごとにご説明いたしますと、4億3,000万円のうち、牛肉が約1億3,000万円、いちごが約9,500万円、鶏卵が約6,400万円、びわが2,300万円が、主な農産物の輸出状況となっております。

【山田(博)委員】それはパーセンテージも答えられますか。パーセンテージがわかりやすいでしょうから、お答えしてもらいたいと思います。

畜産課長、今、長崎県の財政が厳しい中で、畜産振興というのは、長崎県の県民所得の向上で、取り組んで実績がわかりやすく、農業産出額の伸び率というのは全国一ですね。岡本次長、そうでしょう。農産物の伸び率が全国1位ということ聞いています。

それで、私は、そういった中で、畜産の財源を何とか確保せんといかんということで、以前から何らかで確保として、精液の県外の譲渡価格を上げるべきだと主張してきたわけで、今回上がってきたわけですね。これは大いに結構だと思えますよ。県内の農家の方には、消費税分を据え置きして、県外の分は高く売るというのは、これは当たり前のことで、よく踏み切っていたんだと思うんです。

それで、今回、800万円ぐらいが年度内で手数料が増えるということで、通常1年間でする

と予算はどのくらい増える見込みがあって、先ほど4億3,000万円の中で1億3,000万円が牛肉が占めたとあれば、輸出額の中に大きなウェートを占めるというのは間違いのない事実であるわけですから、これをさらに伸ばすというのが、戦略的にも一番伸び率が高くなる可能性もあるんじゃないかと思うんですが、それを含めて、畜産課長に見解をお尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】先ほど、今年度の見込額についてもご報告させていただきましたけれども、今年度につきましては、実際に値上げをした後、どれくらいの販売実績になるか、まだ見込みがありませんので、今年度分については、具体的な活用について、特に決めているところではございません。

今ありました1年間、来年以降、この値上げた分がどれくらい見込まれるかということで、そういう試算もしております。県内、県外を含めて年間6万本販売したとした時に、約1,700万円程度の増収になろうかというふうに試算をしております。

来年度以降、この財源を見込みながら、肉用牛の改良の対策であるとか、生産拡大、流通販売対策など、関係者のご意見も伺いながら、どのような活用が一番いいのか議論した上で、また新しい施策等に盛り込めればと考えているところでございます。

【長門農産加工流通課長】先ほどの輸出のパーセンテージの件ですが、牛肉については1億3,000万円で31%、いちごにつきましては9,500万円で約22%、鶏卵につきましては6,500万円で約15%、びわにつきましては、先ほど2,300万円ということでお話ししましたが、2,400万円で約6%という状況でございます。

【山田(博)委員】農産加工流通課長、お尋ねし

ますけど、今、牛肉が31%占めていますね。よく頑張っていると思うんですよ。本当に少ない人員の中でね。

お尋ねしますが、今、輸出額の中で伸び率がこれだと思ふのがありますか。31%は牛肉でしょう。あなたが実際やってみて、例えばいちごは伸び率が今からあるとか、見解を聞かせていただいて、私は、多分牛肉がまだまだ伸びるんじゃないかと。その予算を、この1700万円ぐらいが通年したら入るのであれば、そちらのほうにしっかりと予算を配分してもらわないといかんというのを、大体この手数料を上げるべきだと主張したのは私なんだから。どうですか。

【長門農産加工流通課長】各品目ごとの前年の伸び率を比較しますと、牛肉につきましては、平成29年度から比較しますと、約31%ほど伸びております。同じくいちごにつきましては約109%伸びております。びわにつきましては20%ほど伸びている状況でございます。鶏卵につきましては27%伸びているということで、先ほどご紹介した4品目につきましては、今後増えていくのではないかと考えております。

【山田(博)委員】 その中で、やっぱり金額が張るのは牛肉なんだな。凍結精液の譲渡手数料の価格を見直してもらって、これは直結するような形です。席も隣じゃないか。だから、しっかり連携してやってもらいたいと思うんですが、それはどうですか、部長。これは、長崎県の財政課からいろいろ言われることもなく、財源を確保して、堂々と農林部で使える財源ですからね。それを私としては、ぜひ、この輸出のほうにしっかりとやっていただきたいなと思っているわけでございます。

先ほど伸び率も、いちごが、これはどこのいちごか知らないけど、多分雲仙のいちごじゃな

いかと思っているんです。牛肉は五島じゃないかな、壱岐かなというふうに推測しているわけですが、そのところを踏まえながら、戦略戦術を、多分農林部長は考えていらっしゃると思うんです、間違いなく。それを確認しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中村農林部長】 今、山田(博)委員からご指摘がございましたけれども、やはり全体の単価を上げていくとか、それから、販路を拡大して単価を維持させるとか、そういった意味で輸出というのは重要かと思っております。

そういった意味で、牛肉のニーズも海外では高いということでもありますので、できるだけ牛肉の輸出についても取り組んでまいりたいと思いますし、その他の品目についても同様でございますけれども、ただ、今回の一つの考え方、精液の手数料で収入を上げてといった中で、一つ、改良対策もしっかりやっていかないと、逆に言ったら、国内で改良が進んだもの、いい精液じゃないと売れないものですから、その点についてもしっかりとやって、全共に向けていい子牛を生産していく、そういったことにもしっかりと手を入れていかなければいけない。

あわせて、流通対策といった面で販売対策、おっしゃった輸出にも、生産・流通・販売の中でどこに力を入れるのか。やっぱり改良と販売だろうと私も思っておりますので、その点について、JAグループだとか、生産地の皆さんとしっかりと意見交換をしながら、どういう方策が一番いいのか、どこにこの資金を集中させるのかといったことを検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、今回の凍結精液の譲渡手数料を得た財源で、要するに選択と

集中をしながら、特に輸出ですね、県民所得の向上につながる輸出のほうに力を入れていくということで理解していいわけですね。農林部長、改めて選択と集中ということで理解していいですね。そこはしっかりとあなたの力強い答弁を聞いておきたいと思っていますので、もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

【中村農林部長】 先ほども申し上げたとおり、輸出も含めた販売対策と改良対策にしっかりと力を入れてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひお願ひしたいと思っています。財政当局に堂々と、農林部として戦略戦術をしながら、輸出戦略ができるわけですから、頑張っていたきたいと思っています。

続きまして、第100号議案の財産取得について、先ほど現地視察をさせていただいたんですが、取得に当たっての経過というのは、もともと農業大学の寮で事件があったんですね。事件は、もう一度お尋ねしますけれども、いつ、どういった事件かというのを覚えていらっしゃいますか。

【吉田農政課長】 事件は2012年だったと記憶しておりますが、今回の寮ではなくて、有明の畜産学科の寮で起きまして、男子学生が女子学生の部屋に入ろうとして、かぎを盗みに入ったところを職員が居合わせて、そこで事件が起きた。女生徒もけがをされたということだったというふうに記憶しております。

【山田(博)委員】 今回の財産取得のこういった経過というのは、ああいったまことに残念な事件を踏まえて、こういった財産取得のことになって、寮の大規模な改修になったということで理解していいのかどうか、そこを含めてお答えいただきたいと思っています。

【吉田農政課長】 今回の改修につきましては、

今日視察の際に、最初に農業大学の寮を見ていただきましたけれども、かなり老朽化しておりまして、耐震性もないということで、学生が安心して生活できる場所の確保ということが、まず第一なんですけれども、委員、今おっしゃるように、今回の改修に当たっては、有明寮をきちんと、セキュリティー改修をやったということも踏まえて、そういったことが二度とないようなきちんとしたセキュリティー体制の整備をしたいというふうに考えているところでございます。

【山田(博)委員】 そうですね。それで、私は一つだけ、今回、この議案で指摘しておきたいのは、あれだけの事件があったので、もっと速やかにできなかったんだらうかと。確かに、財政的に厳しいというのはあったと思うんですけども、しかし、農林部長、長崎県の今取り組む課題というのは何かというと、人口減少対策と県民所得の向上です。県民所得の向上で農林部はどれだけ貢献していますか。財政当局に言って、俺たちはこれだけ頑張っているんだから、もっとしっかりやってくれよというのを、農政課長、頑張ってもらいたいわけよ。そういったところをね。

財政が厳しいから、なかなかこういった事業ができなかったというのは十分わかるんですけども、あなた方はそういった錦の旗があるんだから。ほかの部にはできないことをやっているんですから、そこで、しっかりと頑張っていたきたいと思っているわけでございます。

参事監、あなたは国の役人だったらこんなこと言うだろう、農林水産大臣に対して。多分、言うと思うんだよ。今日は、そこは置いておいて、そういったところを一つ指摘しておきたい。

もう一つは、今回のスケジュールですね。今

回スケジュールは、令和元年から改修設計が始まりますね。そうすると、寮の供用開始というのは令和4年ということで、えらい時間がかかるなど。これは何とか短縮できないものかと。だから、先ほどの事件のこともあったから、なおさら、本当は一日も早くやってもらいたいと思うんですが、ここをどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを、見解を聞かせていただきたいと思います。

【吉田農政課長】今の学生寮については、我々としては、学生が生活するに当たっては厳しい状況にあるというふうに考えておりまして、当然、一刻も早く改修をし、新しい寮に移ってもらいたいというのがありますが、寮にします、今日見ていただいたJA研修所については、寄宿舎棟につきましては個室になっていまして、部屋数が36室しかございません。学生寮は、全体の部屋を確保すると、その倍ぐらいということなので、今日、説明をさせていただいた本館棟を学生寮にするということで、かなり大規模な改修が必要になると考えておりまして、その時間を含めてこういったスケジュールで今考えておりますが、できるだけ早く供用開始ができるように、設計の段階から協議をしていきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 ああいった事件があって、この農業大学の寮というのは速やかにやっていかないといけなかったのに、財政が厳しい中では、財政当局がなかなかうんと言ってくれなかったというのはわかるんです。その中で頑張っている中で、何とかこういった議案は、委員の皆さん方も、多分ご理解いただけると思うんですが、一日も早い学生寮の供用開始が進むように取り組んでいただきたいと思います。

もう一度言いますけど、農林部というのは、長崎県の中の各部の中で、県民所得の向上と人口減少対策にどれだけ貢献しているかというのを胸張ってやってもらいたいと思うんですよ。だから、農林部長、財政当局に堂々とやってもらいたいんですよ。俺たちはこれだけ貢献しているんだから、予算をこれだけくれと。あげくの果ては、今回の畜産の凍結精液の、これを財源として、また戦略戦術をやるんですよ。こんな部はほかにありますか。水産部だってないよ、産業労働部だってないよ、こんなびしゃっとやっているのは。だから、ぜひ堂々とやっていただきたい。農林部長を筆頭に、財政当局にしっかりとやっていただきたいと思うわけでございます。

何か農林部長が一言、二言言いたいそうなので、言いたかったら、どうぞ言っていただきたいと思います。

【中村農林部長】私どもは農林業ということで所管をしておりますけれども、やはり県全体で人口減少対策に取り組む、所得向上に取り組むといったことで、関係部局とも連携してやっていきたいと思っていますけど、まずは、私たちの範疇でしっかり頑張ってまいりたいと思っています。

予算折衝に当たりまして、しっかりと物申すところは物申していきたいと思ひますし、特に、少ない財源の中で選択と集中といった中で、しっかりと話をさせていただきたいと思ひしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山田(博)委員】ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思ひしております。

今回の凍結精液の手数料を上げながら新たな財源をつくって、それで農林部の戦略戦術で、選択と集中でやるというのは、ほかの部として

大変模範になるやり方と思いますので、ぜひ今後も頑張ってくださいと思っています。

私ばかり質問してはいけませんので、一旦終わりたいと思います。

【山田(朋)委員】 私も第100号議案について伺いたいと思います。

先ほど来の質疑の中で、耐震診断のほうは済んでいるということですが、耐震化の工事の予定と、私も山田博司委員と同じ思いでありまして、令和4年まで相当あるということと、今日視察をさせていただいて本当によかったなと思ったんですが、あそこまで老朽化が進んでいて、学生が暮らす環境としては、私はちょっと今の世の中の一般的なものとはすごくかけ離れていて、環境としては非常に、劣悪とまで言ったら申しわけないけれども、私は少なくともちょっと厳しい環境だなということを実感したので、今から4年間も学生に学びながらあそこで暮らさせるということは、ちょっといかななものかなと思うので、財政状況は厳しいことはよくよく理解をしておりますが、まずは耐震性の問題があるので、安全を最優先ということを考えた時に、このタイムスケジュールでは、当然、私は時間がかかり過ぎるというふうに思っております。

耐震工事、令和4年までの間に学生の安全をどうやって確保するつもりでいるのかをお聞きしたいと思います。

【吉田農政課長】 スケジュールにつきましては、先ほど山田博司委員の際にご答弁させていただきましたけれども、一日も早く供用ができるように、今後、設計業者等が決まっていったら、そこは話をさせてもらいたいというふうに思っております。

そこまでの安全性の確保につきましては、大

変申しわけないんですけれども、今の寮しか、代替施設がないものですから、我々としてはできるだけ早く新しい寮の完成を目指すということで努力をするということでございます。

【山田(朋)委員】 代替施設がないから、今までああいう状況のまま学生がいたんだと思うんですけれども、例えば佐世保の県北振興局とかも、耐震化の対策で工事をしたりしました。多分、各振興局もしたと思うし、県有施設であればほぼほぼというか、100%耐震化は完了しているかと思うんですけど、あと、皆さんが住む住宅のほうも、恐らくこういう危険なところは、多分1カ所もないのかなと私は理解をします。

それで、令和4年までそのような状況のままでもいいとは思っておりませんし、農林部としては、このことを本当にどのように、私は事情はわかるんですけど、じゃ、熊本でもあんな地震もあったし、いつどこでどんな災害が起きてもおかしくない中、もしも長崎県の農業大学校を選んでくれた子たちに何かがあったら取り返しがつかないと思うんですけど、何か耐震化の補強工事とかそういったものをする考えがないのか、そもそもできないのかどうか、そのあたりを教えてください。

【吉田農政課長】 今の寮につきましては、建築年次が相当古くて、男子寮についてはもう57年ぐらい経過していることでございますので、改修をやろうとすると、かなり大規模な改修になるというふうに思っています。今回、移転改修することによって、基本、現在の寮はもうそれ以後は使えないというふうに思っていますので、そこで大規模な経費をつぎ込むというのは、財政状況からなかなか厳しいというふうなこともあって、全体として、我々としてはあそこの貝津地区、農技センターも含めて、農業大学校の

本校も含めて改修をやらなきゃいけないんですが、なかなかそこが厳しい。

そういう中で、どこに一番手をつけるかという、委員おっしゃったように、学生の安全をまず第一に確保するというので、何らかの手だてということでJA研修所、JAさんにご相談しご了解いただいたので、今回そこにまず手をつけるというふうな判断をしたところでございます。

全体の事業が、学生、あと職員も含めてそういった状況にあるというのは、我々としては、この事業がなかなか進んでこなかったというのは、当然反省しなきゃいけないんですけれども、できるだけ早く、新しい寮の改築で供用ができるように努めていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 令和4年まであと4年くらいあります。それで、事情はよくわかるんですけど、例えばの話ですけど、これは全寮制ですよ。全寮制でみんなで暮らさないといけない何か理由があるんだと思いますけれども、私も今からあの古い施設にお金をかけて耐震化の工事をしろというのは、多分合わない話だというふうに思うけれども、例えば、近くに民間のアパートとかいっぱいあると思うんですよ。本当にもうちょっと、この4年の間に大災害があって、万が一のことがあったら取り返しがつきません。私は、もしかして、ここだけが県有施設でありながら耐震がきいてないところを使っているということであれば、本当に大きな問題だと思いますので、しっかりと代替策を考えてください。

そのことについて、これ以上、農政課長も同じ答弁しかできないと思うから、農林部長、答弁を求めます。

【中村農林部長】 委員からご指摘のことは、私

も重々理解をいたします。といいますか、こういう状況になってしまったということについては、学生はもとより保護者の皆様にも大変申しわけない状況になっているというふうに思っております。

ただ、先ほど課長からも話があったとおり、できる限りということで、このようなスケジュールということで対応せざるを得なかったということは、私たちとしても非常にじくじたるものがございますけれども、こういう状況で何とかやらざるを得ないということです。

ただ、委員からご指摘のあった、何らかの対応策はないのかといったことについては、再度、私たちも何かできることがないか、それは検討させていただきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 代替策について検討いただくということでありました。

あともう一つですけれども、耐震化の問題だけではなく、非常に老朽化をしておりました。例えば学生にアンケート等をきちんとしていただいて、学生の不自由を改善することができる、そう大きなコストがかからずにできることもやってほしいと思いますので、あわせてご要望したいと思います。

【大場委員長】 要望でよろしいですか。

【山田(朋)委員】 はい。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 私は、森林環境税の関係についてお尋ねしたいと思います。

先ほど堀江委員から話がありましたけれども、今回の創設に当たって、国は新たな森林管理システムを立ち上げようとしていますね。その詳細がわかれば教えていただきたい。

あと一点は、各市町村に約8割、県が2割ということが言われていますけれども、私たちは市

におった時は、個人の私有林も境界線がよくわからなかったりとか、今、所有者の所在がわからなかったりとか、いろいろ課題が出てきていますけれども、これについても、国は今回の予算をとって進めていこうとされておりますけれども、一つは、水源涵養の問題も含めてそうすし、路網の整備も一応されておりますけれども、まだまだ足りないという状況だと思っておりますので、今回のこういうことについてしっかり取り組みをされると思いますけれども、そういう観点から、県としてどのように市町を指導され、また、課題に向き合っていこうとされるのか、確認したいと思います。

【内田林政課長】 今、麻生委員から、新たな管理システムの詳細を伺いたいということで、まず1点目ですが、お答えをしたいと思います。

まず、国が想定しているのは、森林所有者がわからない、それから境界がわからないといった、これまでの根元的な課題はあるということで、それは県も国ももうどうしようもないということで、森林現場に一番近い市町村に役割を担っていただくというのが創設の趣旨でございます。

何をやっていくかということ、市町が持っているいろんな所有者情報があるはずなので、そこを市町の中で総合的に利用いただいて、まずは所有者を探索する。それから、探索したら所有者の意向を確認するというのが、まず最初の仕事になってきます。「あなたは森林整備をやるますか、やる意思がありますか。それとも、もう市町に預けますか」と、そこがまず出発点です。

自らやると言った分は、どうぞやってください。でも、ちゃんと責務があります。それはしっかりやってくださいと。やれないと言った部

分は、もう市町が預かることになります。その市町が預かった森林は、木材生産がきちんできるところは、県で認定いたします意欲と能力のある事業体に再委託をして、木材生産をやりながら森林の環境保全をやっていこう。それは、国の環境税を使わないで国庫補助を使ってやっていこうというシステムです。残る経営が難しい山については、市町が事業主体となって発注をして整備をしていくというのが大きな流れになります。

それからもう一点、市町が対象の市営林あるいは町営林もなかなか境界がわからないということなんでしょうけれども、一応国の制度の中では、管理主体が明確なものは対象外になっていきますので、まずはわからないものから攻めていくということが原則になっていくんだろーうと思っています。

【麻生委員】 今回、国は1,000円取れば、6,000万世帯と言われていきますから、600億円ということで言われておりますけれども、長崎県として、落ちるお金が大体どのくらいなのかということ。

あと一点、今、500円でもらっている中で、私も、県の森林環境税500円を納めた時に、長崎は今17万世帯ぐらいあって、そういう世帯はあるんだけど、森林が少ないので、おりてこないじゃないかと。均等に納めているんだから、もっと活用すべきだという話をしたところなんです。今回、住民が多いところ、少ないところで、もちろん対馬なんかは森林が結構あって、管理しなくちゃいけない。相当大きな状況です。しかし、3万くらいしか住んでない。

そういう状況と、県下振り分けてみると、バランスよくすべて使えるかということ、そうじゃない面もあるんだけど、そういったところで、

いっぱい住民が住んでいるところについても恩恵だとか、せっかく納めてもらうわけですから、理解してもらって協賛してもらうといいですか、理解してもらうことについての取組という形で考えがないかどうか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 まず、国の森林環境税の県への配分でございますけれども、今のところ想定では、初年度2億円が配分される、譲与される予定です。そのうち8割が市町、2割が県ですので、県が4,000万円、それから市町が1億6,000万円ということになります。

譲与税の算定基準が、まずは森林面積が5割、林業従事者が2割、それから、それぞれの自治体の人口割りでも3割の配分がされるということで、5・2・3で配分が決まっています。

けれども、全国の人工林の森林面積が約1,000万ヘクタールです。長崎県の場合が約9万ヘクタールございますので、約1%です。600億円の1%で、最終的には6億円ということで、ほぼ森林面積に見合った配分はなされるというふうに私どもは想定をしております。

それから、もう一点、先ほど答弁し忘れましたが、市町の支援をどうするのかということで、県の予算は、担い手の育成というところを念頭に置いていまして、まずは、市町村の森林を担当するセクションの研修をやっていきたいなど。それから、境界の確定であったり、あるいは森林所有者の探索であったり、それぞれの段階でいろんな課題があると思うので、そこを段階的にマニュアルをつくるとか、研修を実施してサポートをしていこうというふうな考えであります。

それから、もう一点は、「地域林政アドバイザー」という制度があるんですが、森林に詳し

い人たちを人材育成して市町にお手伝いに行ってもらおうということも、同時にやっていこうと考えています。

それから、先ほど市町が探索をして、経営ができる山を意欲と能力のある事業体に受け渡すという説明をしましたが、その意欲と能力を持っている事業体の育成が喫緊の課題ですので、その辺も含めて県のほうで予算を組んでいるところでございます。

【麻生委員】 わかりました。各市町にも人口割りで10分の3が配分されるということでもありますので、長崎市で言えば、水源涵養の関係についても、やっぱりしっかり取り組まなくちゃいけないということは再三申し上げておったんですが、公共施設についての木質化ということも、今進められておりますので、ぜひこういったことを利用しながら、木質化も含めて、森林を使いながら取り組めるということができればいいかなと思っています。

冒頭言いましたように、今、所有者不明の森林があってなかなか手がつけられない。なおかつ、これをどうするかということで、前もいろいろ言ったんですけれども、地籍調査といいますか、そういったことをやるけれども、財源がないということで、大変な状況にありましたから、こういうのが導入されてきちんと管理ができるようになれば、森林としての価値も上がってくると。

そして、後継者育成といいますか、今まで森林に対する取組の中で、山に入る人たちは少なかったんですけれども、倍増計画もしてもらいながら、そういう意味での住民の皆さんの山に対する思いが出てきているんじゃないかと思っていますので、ぜひこういうことを広く周知徹底していただくことによって、森林に対する皆

さんの意識改革ができるんじゃないかと思って
おりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと
思っておりますので、よろしくお願いしたいと
思います。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質疑がないようですので、
これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第92号議案「長崎県畜産関係手
数料条例の一部を改正する条例」については、
消費税率の改定に伴う条例改正です。

消費税率10%への引き上げは、県民の暮らし
や中小業者の営業、地域経済に深刻な打撃とな
ります。消費税10%に反対の立場から、増税を
前提とした手数料改正は認められません。

第93号「長崎県森林環境譲与税基金条例」に
つきましては、国土保全や地球温暖化等のため
の森林整備は重要ですが、あまりにも安易な増
税であり、広く、薄く国民に負担を求めるのは、
まさに大衆課税の強化です。

国の予算の戦闘機を購入する予算があるので
あれば、森林整備に回すべきだと考えます。し
かも長崎県民は、ながさき森林環境税を目的と
する負担を既にしておりますので、同じ目的税
を何重にも課税をするということも意味します
ので、私としては認めることはできません。

【大場委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これ
をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、
採決を行います。

まず、第92号議案について、採決を行います。

第92号議案については、原案のとおり可決す
ることに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成委員・起立〕

【大場委員長】 起立多数。よって、第92号議
案は、原案のとおり可決することに決定されま
した。

次に、第93号議案について、採決を行います。

第93号議案については、原案のとおり可決す
ることに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成委員・起立〕

【大場委員長】 起立多数。よって、第93号議
案は、原案のとおり可決することに決定されま
した。

次に、第100号議案について、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第100号議案は、原案のとおり可決
すべきものと決定をされました。

しばらく休憩します。

— 午後 3時43分 休憩 —

— 午後 3時44分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

次に、提出のありました「政策等決定過程の
透明性等の確保などに関する資料」及び「政府
施策に関する提案・要望の実施結果」について
説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】 私のほうから、「政策等決定
過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協
議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会
に提出いたしました農林部関係の資料について、
ご説明いたします。

まず、農水経済委員会提出資料と追加分とい
う2冊の資料がございます。お手元に2冊の準備

をお願いいたします。

まず、厚いほうの提出資料の1ページをご覧ください。

補助金の内示状況につきまして、平成31年2月から令和元年5月までの実績についてご説明いたします。

直接補助金は、1ページの長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金から、18ページに記載の分まで、合計169件となっております。それから、申しわけありません。追加分もあわせて見ていただきまして、1ページ、農地等災害復旧事業費（過年災）補助金から8ページ、番号は通しにしておりますが、合計249件が、今回、直接補助金分になります。

また、もとの資料に戻っていただきまして、厚いほうの資料の19ページから間接補助金になります。新構造改善加速化支援事業費補助金から、42ページに記載の長崎県畜産クラスター構築事業費補助金まで268件に加えて、追加分の資料の9ページに記載の農業経営高度化支援事業補助金の6件、合わせまして274件となっております。

直接補助金と間接補助金の合計で523件となっております。

次に、分厚いほうの資料の43ページをご覧ください。1,000万円以上の契約状況でございます。これについても、平成31年2月から令和元年5月までの実績でございます。

まず、委託につきましては、43ページに記載しています4件と、追加分の資料の10ページに記載の3件、合わせまして7件ということになっておりまして、それぞれ次ページ以降に、入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、分厚いほうの資料の48ページをご覧ください。工事以外の委託につきましては、48ペ

ージに記載のとおり2件となっております、49ページ以降に、その入札結果一覧表を添付いたしております。

51ページをご覧ください。1,000万円以上の工事になります。工事につきましては、この51ページから53ページに記載しておりまして、47件となっておりますが、申しわけございませんが、ここで訂正をお願いいたします。

番号の2番、諫早湾干拓堤防の事業でございますけれども、これと52ページの番号の24番、これにつきましては全く同じ事業でございます、重複しておりますので、2番のほうの削除をよろしくお願いいたします。これで、通し番号としては47件としておりますけれども、実際は46件ということになります。それから、薄いほうの追加分の12ページに、先ほど言いました2番のほうを削除しておりますが、ここに加えています7件と合わせまして、工事の合計としては54件と通しでしてはありますが、1件削除して53件というふうになっておりまして、次ページ以降にその入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、厚いほうの資料の123ページをご覧ください。陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、平成31年2月から令和元年5月までの間に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、123ページから144ページに県の対応を記載いたしております。

資料の145ページをお願いいたします。附属機関等会議結果報告につきまして、これも平成31年2月から令和元年5月までで、実績といたしましては、長崎県森林審議会の1件でございます、その内容については、146ページに記載のとおりでございます。

また、県議会から離島・半島地域振興特別委員会及び観光振興等対策特別委員会に対していただきました意見書につきまして、農林部の該当部分がございましたので、それらに対する処理状況につきましても、提出をさせていただいているところでございます。

引き続きまして、補足資料で、「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」と表題に記載しております資料をお手元をお願いいたします。

去る6月12日及び13日に実施いたしました「令和2年度政府施策に関する提案・要望」につきまして、農林部関係の要望結果をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

農林部関係におきましては、国営諫早湾干拓事業について、外国人材の受入についてのほか、5項目の重点項目について、要望を実施いたしましたところでございます。

主な要望実績といたしましては、吉川農林水産大臣ほか5名に対し、知事、議長、農林部長から要望を行いました。

また、重点項目に加えて、農業の生産対策の充実強化など一般項目11項目につきましても、農林水産省75名、法務省3名、環境省2名に対しまして、農林部長、参事監、農林部各課長・室長から要望を行ったところでございます。

このうち、重点項目として、まず、特記事項にございますが、①の国営諫早湾干拓事業につきましては、知事から農林水産大臣に対しまして、国においては開門しないとの方針のもと開門問題の早期解決を図ること、効果的な水産振興策等を実施し、真の有明海再生を目指すことなどを強く要望いたしましたところでございます。

次、2ページをお開きください。

②外国人材の受入につきましては、知事から、ベトナムをはじめ日本との二国間取り決めが未締結の国との早期締結などを強く要望したところ、佐々木出入国在留管理庁長官からは、「ベトナムとの二国間取り決めについては、遠くないうちに発表できる見込み」とご回答いただいたところでございます。

また、④の農業生産基盤整備の促進につきましては、知事から、農業農村整備関係事業費の十分な当初予算の確保、強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業の予算確保を強く要望したところ、農林水産大臣からは、「重要な課題であり、しっかり応援させていただく」旨の回答をいただいたところでございます。

このほかの事業については、記載のとおりでございます。

今後も、今回の提案・要望の実現に向けて、引き続き国へ働きかけを行ってまいります。

以上で、農林部関係の報告とさせていただきます。

【大場委員長】 それでは、本日の会議はこれにてとどめ、明日は、午前10時より委員会を再開いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時54分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年7月3日

自 午前10時 0分
至 午後 零時17分
於 委員会室 4

農山村対策室長	川口 健二 君
団体検査指導室長	村岡 彰信 君
農業経営課長	宮本 亮 君
農地利活用推進室長	村里 祐治 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長門 潤 君
畜産課長	山形 雅宏 君
農村整備課長	土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
森林整備室長	永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	浦川 基継 君
委 員	田中 愛国 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 博司 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	麻生 隆 君
〃	近藤 智昭 君
〃	久保田将誠 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	中村 功 君
農林技術開発 センター所長	荒木 誠 君
農 林 部 次 長	岡本 均 君
農 林 部 次 長	綾香 直芳 君
農林部参事監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	山根 伸司 君
林 政 課 長 (参事監)	内田 陽二 君
農 政 課 長	吉田 弘毅 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

なお、久保田委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、農林部関係の審査を行います。

まず、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、12番、15番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、陳情12番の34ページを見ていただきましょうか。「鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充について」ということで、この要望項目の2番目にあります「シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設」ということで要望書が佐世保市からきているわけでございます。

もともと、この要望の、こういうふうになっている経緯を担当課長から説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

【川口農山村対策室長】委員から今ご質問がございましたアライグマ、アナグマ、シカ等の被害の状況についてでございます。

まず、捕獲頭数等を申しますと、シカでは約1万1,000頭、県内で捕獲しております。アライグマにつきましては県内で1,216頭、捕獲している実績がございます。シカにつきましては、対馬市、五島市、長崎市、佐世保市で捕獲がなされております。アライグマにつきましては、県北を中心に発生が見られておりましたが、現在では県央地区をはじめ、雲仙市の方まで生息域が広がっている状況でございます。

【山田(博)委員】いいですか、私が聞いているのは、こういった要望がなぜ上がったかということ。捕獲頭数を聞いているんじゃないですよ。

【川口農山村対策室長】失礼いたしました。獣種別の被害金額を述べさせていただきます。

【大場委員長】室長、陳情を出された経緯というか、その背景をお願いします。

【川口農山村対策室長】佐世保市におきましては、シカ、アライグマ等の被害が発生してきておることから、このような要望がなされております。

【大場委員長】しばらく休憩します。

— 午前10時 3分 休憩 —

— 午前10時 3分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】農山村対策室長におかれましては、ちょっとお茶を一服飲んで気持ちを新たにしてから後で答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。特段難しい質問をしているわけじゃありませんので、ご

く当たり前のことを聞いているわけでありまして、実は、昨日、事前に言ってますからね。

続きまして、陳情15番、26ページを見ていただけますか。新規就農者に対する事業要件緩和ということでもあります。こういった要望が現在きているわけですが、現状としてはどういった形で今要件がなされているのか、お答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】新規就農者に対しましては、経営開始に対して150万円の補助金などがあります。これまで45歳未満が対象になっていたところでございますけれども、今年の政府施策要望で知事より対象年齢引き上げ要望などをさせていただいておりました結果、50歳未満ということで対象年齢が引き上げられたことになります。高齢の方も増えている中で新規就農者が増えておりますので、本県の新規就農者は、平成30年度で232人が入られていますけれども、さらなる新規就農者の拡大の手だてになるのではないかと考えております。

【山田(博)委員】今、どういったことが問題になっているか、細かく説明していただけますか。補助要件の緩和とあるでしょう。実際の年齢の引き上げというのはわかりますが、年齢の引き上げだけなんですか、これは。

【渋谷農産園芸課長】チャレンジ園芸1000億推進事業において要件がありまして、受益戸数が、本土地域で3戸以上、それから離島地域において2戸以上ということになっておりまして、町村会からは、この戸数要件が緩和できないかということで要望を受けているところであります。

【山田(博)委員】そういうことですね。そうすると、これ、規模が小さい産地とかなんかとありますけど、実際、そういった規模が小さい産地ということで、県当局はどういったことを把

握されているか、ご説明いただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 実際に一つの町内だけの産地であると、どうしても新規就農者等がない場合もあるんですけれども、チャレンジ園芸1000億推進事業につきましては、市町を越えたエリアでも産地をつくっていただくことで3戸以上、あるいは離島では2戸以上の要件で事業ができるということで取り組んでいるところであります。

【山田(博)委員】 それでも、こういった要望が上がっているということは、これ、陳情の中身がわからないので、わかりにくいんですけど、これは規模が小さい産地とかですね。というのは、市とか町をまたがって要件緩和できるようにしているということ、それでもこういった新規就農者に対する事業の要件緩和ということについて、県当局はどういったことを要望されていると理解しているのか、説明いただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 このチャレンジ園芸1000億推進事業については、例えば、いちごに炭酸ガス発生装置を入れたりとか、そういう事業でありますけれども、新規就農者が新しくハウスをつくる場合等については、新構造改善加速化支援事業等で1戸でもできる要件とか、ほかの事業を使うこともできますので、こういう要望があった場合については、できるだけ丁寧に要望がある方に説明していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということは、新規就農者の方が補助が受けられないということじゃないんですよと。いろんな情報がうまく伝わってなくて、こういった要望の形で上がっているということで理解していいですか、これは、そういったことですか。

今聞いたら、新規就農者の方は、規模が小さい産地では、あと農家数が少ないところでは、

そういったことができないということでありまして、市とか町をまたがってできますということになっていますのでね。例えば、離島の場合、下五島と上五島でもいいのか、そういったことも含んでできるんですね、これは。海をまたがってもできるんですね、これ。それはどうなんですか。

【渋谷農産園芸課長】 ここで要望が上がっているのは、佐々町から、佐々町の内部だけでできないかというお話だったんですけれども、例えば、いちごであれば隣の佐世保市の同じいちご部会等で共同要件を満たせます。それから、離島でも出荷を共同でやっているとか、そういうことがあれば作業等を一部共同でやることで要件を満たすことができます。まず、個別のそれぞれの案件をご相談いただいて、どのような支援ができるのかということは相談に乗っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 こういった要望が上がっているので、懇切丁寧に対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農山村対策室長、落ち着きましたか。どうぞ。

【川口農山村対策室長】 シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設の要望につきましては、県では、県単独事業といたしまして捕獲報奨金制度がないものですから、このような要望がっております。

【山田(博)委員】 県単独にシカとアライグマとアナグマが入っていないということですか。国の方はシカは入っているんですね。どうなんですか、そこをもっと詳しく説明いただけますか。

【川口農山村対策室長】 県の単独制度は、平成30年度までにつきましては、イノシシが被害額の7割を占めますので、特にイノシシを対象といたしました捕獲報奨金制度を県単独事業として実施しておりました。シカ、アライグマ、ア

ナグマ等につきましては、このような県単独の捕獲報奨金制度はございませんが、国の捕獲報奨金制度の対象となっておりますので、こちらの方で対象として実施されております。

【山田(博)委員】 そうすると、国ではイノシシ、アライグマとかいろいろ入っているわけですね、リスとかも入っているんでしょう。リスも入っているんですね、農山村対策室長。県で入れてくれということは、国と県だったら上乗せがあるわけですか、そうすると。

これは、報奨金の新設をしてくれというのは、県の方で入れてくれというわけでしょう。国の方ではあるんでしょう。お答えいただけますか。

【川口農山村対策室長】 国の制度につきましては、市町が独自に被害防止計画というものを立てます。その中で獣種を、例えば、先ほどおっしゃられましたクリハラリスとか、アナグマとか、そういうふうに獣種を指定して、それを被害防止計画の中で指定することによりまして国の事業の対象となることがありますので、市町それぞれの被害防止計画の中では、被害実態が異なりますので、獣種の指定はばらばらになっております。ですので、クリハラリスが全ての地区で対象になるかということ、そうではなくて、ばらばらで指定を行っております。国の制度については、そういった指定をしております。

【山田(博)委員】 そうしますと、佐世保市では、シカとアライグマとアナグマが、この防止計画の中に入ってなかったから、入ってないんですか、入ってるんですか。入っているけど、県の方でまたやってくれというんですか。そうすると、二重になるということですか、これ。二重に補助金制度をつくってくれということですか。

【川口農山村対策室長】 具体的に国の制度と市町の制度と独自に運営しているわけですが、この意見につきましては、国の制度とは

別に県独自の制度を新たに創設して上乗せをお願いしたいという話になります。

【中村農林部長】 ただいまの説明が十分でないところがございますので、私から補足をさせていただきます。

まず、長崎県の鳥獣対策は、3対策の中で捕獲対策といった面で国の交付金制度とあわせて県が単独で捕獲報奨金を支出してきた経緯がございます。それについては先ほど室長から説明があったとおり、イノシシの被害が一番大きいということで、そこに集中するということでイノシシに対して捕獲報奨金を支出してきたところでございます。

そういった中で、県の財政見直しの中で本年度から県の単独で出しておりました捕獲報奨金については廃止をさせていただきました。といいますのは、これまで対策を進めてきてイノシシの被害額が1億4,000万円まで下がってきて、私たちの目標であります1億5,000万円をまず達成をしたということ。それから、鳥獣対策については、鳥獣被害防止特別措置法という法律に基づいて対策を行っているところでございまして、その中で市町と県の役割分担を明確にしてありまして、市町は実際に被害防止計画を作成したり、それに基づいて実際に捕獲対策を実践するというような位置づけ。県は、計画を策定したり実施するための助言、指導でありますとか、広域的な取組、それから新しい知見、新しいシステム、こういったものを役割として行うというようなことです。

こういった役割分担があるということから、市町に対しては国の特別交付税制度がございしますが、県に対しては、そういう制度がないと。実際、特別交付税制度については、市町が講じた対策に対して8割の交付税制度があるということから、市町で捕獲報奨金については支出を

していただきたい、予算化をしていただきたいということで廃止をさせていただいた経緯がございます。

そういった経緯の中から、今回、町村会から要望がありましたイノシシ捕獲報奨金制度の復活といった面は、こういった面で市町で国の特別交付税制度を活用してやってくださいといったことに対する復活という要望になっております。

さらに、これまで県が取り組んでおりませんでしたシカやアライグマ、アナグマ等に対する制度についても、復活した上で、さらに制度をつくってもらいたいというご要望だというふうに理解をしております。

【山田(博)委員】 農山村対策室長、反省せんといかんよ、あなた。あなたは来て2年目だから、こういった答弁をしっかりせんといかんということですよ。いい勉強になったですね、今日は。

それで、今わかりました。こういった状況があるということで、現状からすると、鳥獣被害防止特別措置法で国、県と市町の役割を明確にしている以上は、これ以上の対応はできないと。また、法律のみならず、予算的にも市とか町の実践的な役割分担が鳥獣被害防止特別措置法でうたわれている中、特別交付税が80%ももらえるのに、長崎県はないのに、そこまでするといのはいかなものかという状況が、苦しい実情があるということです。そういったことで理解できました。いずれにしても、今後ともしっかりとこういったことに取り組んでいただきたいと思います。

農山村対策室長、いいですか。今、アライグマとかアナグマ等、実際に県内で、離島も含めて、どれだけ被害があるかということは把握しているんですね。相当な被害があるから、こうなっているんでしょうから。これは県が報奨金

を新設するよりも、さらに報奨金を国の方でもらわんといかんということ、そういう方向がよろしいんじゃないかと私は理解するわけですね。

国としては、こういったアライグマなんかも全部含んでいるんでしょう。鳥獣というのは、こういったものを含んでいるんですか。全ての鳥や獣を含んでいるんですか。今、長崎県で被害が出ている鳥獣の中で含まれてないのもあるんですか。そこを名誉挽回のためにお答えいただかないと、いいですか。名誉挽回のために頑張ってください。

【川口農山村対策室長】 対象となる鳥獣につきましては、先ほど申しました市町が定めます被害防止計画に定めた獣種を全て対象とするようになっておりますので、先ほど申されました、例えばクリハラリスですとかアライグマ、アナグマ等も市町によって被害防止計画の中にきっちり位置づけていただければ国の事業の対象となります。

【山田(博)委員】 だから、全部入っているんですね、間違いないんだな、そうなんですか。

【川口農山村対策室長】 現状、全ての獣種が入っているというわけではなくて、市町の被害防止計画の中にしっかりとその名前を記載していただければ、国としては対象とするとなっておりますので、対象にできるというふうにお答えさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 それは年度途中でもできるということですね。例えば、2年とか3年とかの期間じゃなくて、これは途中でも計画の見直しができるということで理解していいですか、そこだけお答えいただいて、終わりたいと思います。

【川口農山村対策室長】 毎年、計画変更は可能となっております。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 政策等決定過程の資料の132ページを見ていただけますでしょうか。ここに現時点での外国人就労に向けた状況ということで、株式会社エヌの方で労働者派遣の許可を2月13日に申請して5月1日に許可を取得したということであるんですが、この受入体制ということで、県の公舎の整備予定ということでございますけれども、この整備はいつ頃を予定されて、どういった経緯でこういうふうになったのか、説明いただけますでしょうか。

【宮本農業経営課長】外国人材の住居につきましては、派遣先が確保するということを基本としております。一方で、公舎の空いているところについては、広く地域農業に貢献するという観点から各JAにお貸しするというのもスキームとして考え、それは農協などの関係者についてもお話をしているということでございます。

こうした中で、県公舎につきましては、県内の遊休公舎を調べた中で、一つは島原地域については梅園公舎があるということで、2棟のうち1棟を活用するというので、地元のJA島原雲仙さんとか島原市などとも協議をして、こちらにつきましては少し遅れておりますけれども、既に今年秋以降の受け入れに対応できるよう、関係者と準備をしております。また、地元の自治会などともお話をしてお理解をいただくというような手続を進めている状況でございます。

それから、もう一つ、ここに記載しております五島市につきましては、今の派遣先の宿舎の確保の考え方が一つあるのと、また別の話になりますけれども、県公舎につきましては、UIターン促進のため公舎を県から市にお貸ししましてUIターン者が利用するというようなスキームがあると聞いておまして、県から市にお貸ししているということを五島市内の各地でしていると聞いております。

実は、上大津の公舎が4棟ありますが、このうち1棟をUIターンする方向けに県が市にお貸ししているという状況です。1棟の中に5部屋あるんですが、現在、いずれも空き室になっている状況だそうです。このため、1部屋については、空きが続くようであれば外国人向けにお貸しすることができないかどうか、市やJAと検討しているところでございます。

これにつきましては、五島における宿舎の確保の状況なども含めて、ほかのことも含めて可能性があるかどうか、引き続き検討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 五島市の上大津公舎ですが、UIターン者向けに貸していて、5部屋あって、その中で空いているのが4部屋あるんですね。その1部屋を外国人にお貸ししたらどうかということを市と話をしているということです。

これ、地元の町内会だとか、そういった意向を聞きながら進めているか、進めてないか、それをお尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】先ほどの梅園公舎につきましては、こういう手続を進めているということをお話しましたがけれども、上大津につきましては、市とJAごとくと県の関係者の中で、使えるかどうかも含めてまだ構想段階ということで、これでいこうという話がもしあれば、その上で同じように地元にもしっかり説明をし

ていこうと考えております。

【山田(博)委員】 構想段階でしょう。構想と予定とどう違うんですか。これは「予定」と書いているんですよ。あなたは、今、「予定」と言ったんですよ。大体、地元の県議会議員が知らないことをここに書くということはどうかと思っているんだよ。

課長、構想と予定と違うんじゃないですか。ましてや、地元の町内会にも話をしていないことを、ようここに書くなと思うんですよ。もっと言いますと、地元選出の県議会議員も知らないんですよ、こんな大事なことを。それをよう堂々と書くなと思っているわけですよ。五島市選出の県議会議員を知らないんですか、あなたは。課長、知らないんですね、教えてあげましょうか。そういうことを言いたいわけですよ。

そういうことで、これは削除していただけませんか。いかがですか。私は、これ、不愉快よ。確かに、島原の方は、地元町内会で話をしているから、そういった予定というのはわかりました。しかし、構想の段階で、まだ地元の方にも話をしていない中を、あくまでも構想と予定とは違いますからね、書きぶりが違いますよ。課長、この書きぶりはいかかなものかと思いますよ。ちょっと反省の弁を込めてしっかりとした答弁をいただきたいと思います。

【宮本農業経営課長】 委員ご指摘のとおり、上大津につきましては、まだ整備予定という段階ではありませんでした。書き方が適切でなかったことについては、お詫びを申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。

【山田(博)委員】 じゃ、削除ですね。削除と理解していいんですね、これは。整備予定じゃないんだから、これは。あくまで構想だから、これは削除ですね、そういうことでいいんですね。

【宮本農業経営課長】 資料自体は、その時点で

つくられたものなので触りようが難しいと思うんですが、今後のことについては、先ほど申し上げたとおり、またゼロから検討し直してみたいというふうに思います。

【山田(博)委員】 こういったことを書く時には大変気をつけて慎重に記載していただきたいと思うんです、これは。

私ばかり質問できないので、ほかに質問したいことがあるので一旦終わりたいと思います。

【徳永委員】 133ページの産地パワーアップ事業、これは平成30年度に比べればえらく減っていますけれども、これはどういう理由でしょうか、まずここを聞きたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 平成30年度につきましては、島原の大根の選果場でありますとか、諫早市のにんじんの選果場等、大規模な施設の整備があったということで23億円という金額だったんですけれども、平成31年度については、大規模な選果場等の整備がひと段落したということで額が下がったということになっております。

【徳永委員】 例えば、いろいろと要望があっているけれども、なかなか、例えば国の予算が削られているとか、そういうことはないんですか。

【渋谷農産園芸課長】 平成31年度の要望につきましては、今のところ、全ての要望が国の方で認められて内報があっているところであります。

【徳永委員】 これは我々もよく、私の地元は島原半島、雲仙市ですから、この産地パワーアップ事業というのは非常に期待されている事業でありますから、今までもJA等は大きな事業をやっておるということは事実であります。そしてまた、個々の組合もそうありますので、ここはしっかりJA、そしてまた、市と連携をとっていただいて確保していただきたい。

というのも、今年の初めに部長からも農業予算が厳しい面もあると。そういう中でJAとも協議をしながら、そこはやはり県としてもしっかり農業後継者、担い手を育成する、そして、そこに支援することによって人口減少対策、そしてまた、本県は8年連続、生産額がアップしておりますので、そういう意味でもマイナスの予算というのは、やれやれと、逆行してしまうという、要するにやる気をなくしてしまうということも私も指摘をし、部長もそこは理解されておりますので。こうやって見れば10億円も減っているなという思いがあります。

そしてまた、畜産クラスターも私の地元でも期待をされて、後継者が帰ってきて、その事業を一生懸命やっておりますけれども、ここもマイナスということでもありますので、ここをしっかりと国にも要望し、また、県もしっかりとした予算を確保してもらいたいですけど、それを最後に部長にお聞きしたいと思います。

【中村農林部長】 今、徳永委員からご指摘があったとおり、私も、今、委員がおっしゃった気持ちと全く変わりございません。そういった意味で、施設整備なり機械整備なり、まず基盤整備をやって、その後に選果場を整備して機械等を導入して、さらに技術を高めて産地部会を強化したいということで成果が上がってきたものと考えております。

そういった意味で、産地パワーアップ事業についても、畜産クラスター事業についても、県の厳しい財政の中で、国の制度を有効に活用するというので、働きかけを前倒してやってきたということでございまして、先ほど課長から説明があったように、農協の集出荷施設の大型事業も前倒してやっていただいた。それから、クラスター事業についても、キャトルセンター等、これも農協がしっかり前向きに捉えていた

だいて事業に取り組んできていただいた。それを前倒してやってきていただいたこともありまして「△」になっているということでございます。

ただ、来年以降の集出荷施設の再編統合といったことにも今取り組んでいただいております。要は、働きかけて、掘り起こして、それをしっかりと要望させていただくという気持ちは全然変わらずに進めさせていただいておりますので、今後もそれをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

【徳永委員】 わかりました。要は、この事業を使いたいという方は多くいますので、そこを、予算が少ないから、それに合わせる事業の採択、申請された方の採択ではなく、部長がおっしゃったように、やる気のある、そしてまた、そういう申請があれば、そこで予算を付けて、それは国にも要望していくということでお願いしたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 次に、政府施策に関する提案要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【近藤委員】 おはようございます。

2～3、質問したいんですけれども、先ほど、山田(博)委員から公舎とかの質問がなされていたんですけれども、公舎の利用は、県は条件付きで地元へ貸しているんですか。

【宮本農業経営課長】 外国人向けに貸与する宿舎につきましては、県から各JAにお貸しするという形をしております。その上で入居する場合にJAから外国人材にお貸しするという形に

なります。まだこれからではありますけれども、実際入居するに当たっては、例えば、ごみの出し方ですとか、周囲にちゃんと馴染むような取組をするとか、そういったことも含めて地域に溶け込めるような対応ができるようにしっかりしていくということもJA等を含めてお話をしております。具体的な入居の際には、そういうことも含めてしっかり対応していきたいと思います。

【近藤委員】 私が聞いているのは、最初、公舎を市町に貸し出すんですね。農協に対して貸し出すわけですか。ちょっと勘違いしていましたが、そこは県が完全な管理の中で全部公舎を貸し出すというわけですね。わかりました。

もう一つですが、外国人の起用の中で、今、テレビでもいろんな問題になっているんですけども、例えば、外国人を県内に入れる。その時の例えば労働条件とか、一番びっくりしたのはワンルームに6人一緒に生活させているとか、そういう事例をちょっと聞くんですけども、その辺の監督というか、そういうのはどういう形で考えているか、事業者に対して、そういう説明とかなんとかを聞くだけのあれを県が持っているのか、ちょっと教えていただけませんか。

【宮本農業経営課長】 外国人の受け入れの際の居住環境などにつきましては、出入国管理法が4月に改正されまして、その中で関係法令も含めて受け入れる外国人が、例えば、住むところについては、一人当たり何平米という形に基準が決まっております。決して委員ご指摘のような不当な扱いがないようにということが定められております。具体的に受け入れる機関には、そういったことも含めて遵守するようなことが義務づけられております。

実際、在留外国人の入国審査に当たっては、支援計画の中でそういったことも含めて審査を

いただいでしっかり対応できるということが確保された場合に実際の受け入れが可能となっております。

県といたしましても、関係の団体につきましては、受入協議会の中でこういったことを周知するとともに、日常的にも外国人に対して、もし万一のことがあった場合の相談の窓口を設けるなどして、長崎にいらした外国の皆様が安心して安全に働いていけるよう、ルール上も国内の派遣社員と同じような待遇、労働基準ですとか、給与面も含めてすることになっておりますので、そのあたりも含めてしっかり見ていきたいと考えております。

【近藤委員】 何日か前にあるテレビの中で、ベトナムから来られて技能実習生として仕事をされている。本人たちは洋服をつくるために日本に来たけれども、タオルをつくらされて、それで窓もない部屋で何人も生活させられながら、そこで社長に何か意見でも言おうものなら、「ベトナムに帰すよ」と、そういう言葉まで直接放送していました。

そういう実態がもしあった場合には、県が受け入れになっているんですから、県としてどういうふうな対応をするのか教えていただけますか。

【宮本農業経営課長】 対応の前の話ですけども、今回の特定技能の制度につきましては、県では株式会社エヌの社員として受け入れることにしております。まず、会社の責任として労働基準法ですとか、そういったルールを守することは、国内外の社員を問わず統一でやりますので、まず、会社にはしっかりとそのあたりを守っていただくというふうに考えております。

それからもう一つ、今回の受け入れ人材については、農業の分野で入れるということで仕事の内容も農業の範囲でやることが義務づけられ

ておりますので、委員ご心配、ご懸念のような、ほかの仕事を不当にさせられるということは、まず、ルール上もないですし、その場合は入管の方でも厳しく指摘ですとか、あるいは摘発ということの対象になってくることになります。

県は、法律上の特定の権限があるというわけではありませんけれども、日常の業務の中で、あるいは現場においても外国人の働く状況ですとか、そういったものはいつも見れるような体制もありますし、連絡体制もっておりますので、そういう中で株式会社エヌですとか、派遣先の団体に対してしっかり指導していきたいと考えております。

【近藤委員】技能実習生のいろんな条件を聞いてみると、向こうからこっちに来る時に借金して来る。かなりの、自分たちの年収の何倍、何十倍の借金を抱えた中で日本にやってくる。そういう形で勉強しながら、そういう仕事をしていくということの夢を持って日本に来ているみたいなんですけれども、日本に来てみたら、そこら辺で雇う方とのそういうふうな条件が違うような形があるみたいです。

だから、外国から来られて一番怖いのは、「国に帰すぞ」と言われる言葉がいちばんきついです。だから、いつの間にか、もう我慢、我慢、我慢のそういう生活をやっている現状もあるんですよ。

だから、そういうところで、今から外国人の労働者というのは日本はどんどん入れていかないとやっていけないような国の制度じゃないかと思うんです、大事な制度じゃないかと思うんですけれども、ここでしっかり指導とか監察、後追い、そういうことを県の方でどういう形でかつくれないのかと思うんですけれども、そこら辺、部長何かないですか。

【中村農林部長】今、委員からご指摘がありま

したのは、これまで技能実習制度が持っていた課題を述べられたものと思います。こういう技能実習制度の問題点について制度の強化もなされておまして、実際に受け入れて監理する団体を監理団体ということで、そこに対する指導の強化は今なされております。それで許可を取り消された事例もあるように、そういった面での指導がなされているものと思っております。

私どもが今取り組んでおりますのは、本年4月から始まった制度でございます。これについては特に悪徳のブローカーを排除するという考え方でございまして、日本と派遣国との間でそういった覚書を、協定を結ぶことになっております。私どももベトナムから派遣をいただくということで動いておりましたけれども、その協定がなかなか結ばなかったということだったんですけれども、7月1日に結ばれたということで、ベトナムと日本と悪徳ブローカーを排除するというので取り組めがなされましたので、今後については、私たちが関与するエヌの派遣については、そういった費用を負担させるということにはならないように、もともと制度ではなっておりますし、私たちもそれを監視をしてまいりたいと思います。

それから、エヌから農協なり農家の方に派遣いたしますけれども、事前に教育といいますか、処遇とか雇用環境を事前に研修会を開いて徹底をさせたいと思いますし、派遣中もエヌの方に巡回をさせる。それから、受け入れの市町でも監視をしていただくといったことで対応してまいりたいと思っております。

【近藤委員】部長、今の件、よろしく願います。自分も何人かと、片言の日本語を話せる人と話した中で、日本大好きですと、日本に夢を持って、そして、いろんな形で仕事を日本でやりたいという外国の若い方のそういう夢を破

らないように、また、日本の文化を持って母国に帰って一生懸命、それが実になるような制度にしっかりやらしてもらえかと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、昨日、農業大学校に行かせていただきました。あそこは何回か行ったことがあるんですが、突発的な自分の考え、ぱっと思いついたんですけれども、農業大学校の敷地を農業大学の移転とか、県としては1回も考えたことはないんですか。

【吉田農政課長】昨日、現地で少しお話をさせてもらったんですけれども、農業大学校につきましては、農林技術開発センターと併設することで授業の高度化でありますとか、そういった先端の農業技術に触れることで学生が自分で経営する際、そういった技術を取り込みやすくするという双方の意味があるので、そこは今のところでやろうと思っています。

今、考えているのは、敷地があって、下にグラウンドがありますけれども、あそこにつきましては今の構想で農業大学校の学生の模擬ハウス、研修ハウスをつかって、あそこ一帯を農業大学校のゾーンにして学生さんが寮とハウスとかを行き来しやすいような形で整備をしたいというふうな考えは今のところ、あります。

昨日もご説明いたしましたように、財源自体がちょっと厳しいので、そこについての具体化というのは、さらに詰めていかなければいけませんけれども、そういった構想は考えた経緯がございます。

【近藤委員】諫早には埋立地がいっぱいあります。県の用地もあります。昨日行ってみたら、学生が移動しにくかったり、車のいろんなあれがあります。でも、あそこの土地は最高の土地なんですよ。民間だったらすごく欲しがるといえます。

例えば、大学というのは、ばーんと広いところでいろんな施設をつくった中で、子どもたちが一番使いやすいように、便利に、もう一回つくり直すという考え方もあります。

だから、極端な言い方をしますと、あそこを全部民間に売って、今度は埋立地の方に県の土地があるから、そこに移転して総合的な農業大学校をつくるという考え方というのは無理なことでしょうか。

【吉田農政課長】現地で、あの場が、もともと農林技術開発センターをつくった時も、現地の農家の皆さんとかにも協力していただいて土地を拠出していただいた分もあります。そういうことで地元にも馴染んだ場所でございますので、そこで一定、我々としては新しくしていきたいという思いでありまして、あそこから完全に移転をするということまでは検討した経緯はなかったかというふうに思っております。

【近藤委員】申し訳ありません。今、私の思いつきで言っているのです。でも、あそこの農業大学校は、この前から言っておりますように、すばらしい学校ですよ。そしてまた、長崎県で農業を担ういろんな方々の育成の場所としては最高だと思います。

だから、いろんな考え方があっていいんじゃないかと思うんです。大学はどういうところなのか、どういう場所にあった方が便利なのか、もう一回、そういうことも考えながら、今から農業大学校の発展を祈念したいと私も思っておりますので、またいろいろよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】おはようございます。

何点かお尋ねしたいと思います。

長崎のびわの出荷が6月いっぱい終わります。

して、地元の方たちも大変安堵されて、今、摘果だとか、後の整備をされていると聞いております。

実は、長崎の茂木びわは日本一ということでブランドがあるんですけれども、高齢化してまして、3年ほど前は冷害もあって、今、遊休農地が大変増えてきております。県としても、長崎のびわに対して支援、もちろん、「なつたより」に対する補助だとか、簡易ハウスがされているということは聞いているんですけれども、現状として長崎県が長崎びわ関係の出荷高、そういうことについて、園芸ですけれども、どういう支援を今されているのか、お尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】長崎のびわにつきましては、傾斜地等で栽培されているということがありまして、高齢化に伴って作業の危険等もあるということもありますので、まず、びわの低樹高化、木を低くして管理をしやすくするような支援等もしております。

それから、定年帰農者等を対象としたびわ講座等を活用いたしまして担い手の確保対策等もやっているところであります。

また、基盤整備ができないかということで、JA、それから地元の市等と候補地についても今ずっと探索をしているような状況で、何とか、今の生産規模を維持できないかということで支援をしているところであります。

【麻生委員】現場でお尋ねすると、やっぱり遊休農地が増えてきているんですね。その状況を聞くと、高齢化して、もうびわは増やせないとか、「なつたより」を低木にするということで進められておりますけれども、就労者自体が少なくなっているんですね。地域で受け入れができる、できないということもあるんですけれども、片一方では移住サポートセンターを含

めて農業の支援とかあるんですけれども、こういうところと連携とかという考えはないんでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】びわの作業で大変なのが袋をかける作業、それから収穫の時の作業があると考えています。あと防除ですね、そのものについては労力支援システムが構築できないかとか、あるいはパッケージセンター等をつくっていけないかとか、一つ一つ、山の部分を低くするような対策等についても鋭意検討していきたいと考えております。

【麻生委員】斜面地に張りついてますからね、農業基盤の整備もできませんし。そして、簡易ハウスについてお尋ねすると、斜面地だから割高なんですよということで、なかなか伸びてないということで、もちろん、露地びわの方がハウスより多いわけですけどね。

どうなんでしょう、前年対比として、収穫、平成29年、平成30年はもう出てますけども、直近はないでしょうけれども、前年対比では割れているでしょう。長崎県の農業産出額は毎年上がっているんですけれども、残念ながら、茂木びわ関係については、JAの発表によりますと、前年対比98%とかいう状況なんですよ。

今後、これについては県として、もちろん、長崎の農業関係もあるんでしょうけども、どういうお考えでしょうか。やっぱり自然淘汰されても仕方ないということになるのか、それとも何らかの支援を県としても一緒になって検討していくという形になるんでしょうか、それが1点。

あと1点は、今、茂木びわで「なつたより」も進めてますけれども、一口香さんに聞くと、「なつたより」はゼリーには向かないんですよと、果肉が柔らか過ぎて使えないと。それでどうしても茂木びわがいいいんですと言われている

んですけども、こういう加工産業は、そういった意味でも地元の茂木びわあたりをしっかりと振興してやってもらうという施策がまず必要じゃないかと思います。こういう食品加工の開発もやられておりますけれども、もともと持っている長崎の特産品を何とか伸ばすという考えはないのか。

この2点をお尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】びわ産地につきましては、先ほどお話をしましたように、傾斜地については、高齢化とともにどうしても生産量が一定落ちてくると予想しているところであります。

先ほどお話をしましたように、簡易ハウスについては、基盤整備をした上で生産性を上げていく。だから、傾斜地よりも、ちゃんと基盤整備をしたところに簡易ハウスを建てていただいて、そこで収量等も上げていくという対策で、できる限り出荷量の減るものを緩やかにしていきたいと。

あと、先ほどもお話をしました労力の軽減ということで、山となっている部分を低くするような対策についても、同時に支援をしていきたいと考えております。

【長門農産加工流通課長】麻生委員のお話で加工のお話がございました。各地域の特産物を加工につなげていこうということで、各地域にフードクラスター協議会というものを設置しております。これは県振興局、あと市町、食品事業者、農協さん、農業者の皆さん、そういった方々が一つの協議会をつくって、地域のものを地域の特産品として何かできないかということで、農産物と食品事業者とのマッチングをすることで特産品の開発をするような取組も行っております。

事例としまして、トマト、いちご、そういったものを使って地元の食品事業者とつながっ

て加工商品をつくった事例もございますので、そういった取組を進めているところでございます。

【麻生委員】先ほど基盤整備の話がありましたけれども、今、茂木で一番出荷高があるのは大崎地区なんですけど、ここはなかなか斜面地が広くて基盤整備はなかなか難しいんですよね。また、皆さんから言われているのは、遊休農地が増えてきていると。なおかつ、有害鳥獣が増えてきているということでの悩みがあるんですね。

だから、そういうのは施策がないと思うんですけども、こういう長崎の特産の茂木びわ、そういったものにしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

今、平地でやって生産高が上がっているのは、千葉県がびわの出荷高も上がってきているんですね。千葉県あたりは平地でびわをつくっていると聞いていますけれども、ぜひ長崎の特産品であります茂木びわといったものについて、皆さんのご理解とご支援をお願いしたい。

それと、有害鳥獣に対しても、これは出てますから、しっかり現場の声を聞いてもらって、草払いの関係についてできませんかという要望が出ています。あそこはシカが結構出るものですから、そういう声が上がっていましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

できたら、1回、現場の皆さんと意見交換をしてもらって、何ができるのか。もちろん、市がありますので、市と連携しながら、県の特産であります茂木びわの育成をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、林政関係についてお尋ねしたいんですけど、この前、県有林の入札があって、残念ながら、県内の事業者が受注できなかったということはお尋ねしました。

状況を聞きますと、今、材の入札の値段も上がってきていると、最高値と聞いていますけれども、大体どのくらい、概略で結構ですから、前年対比で、今、1立米8,000円とか、ヒノキが1万2,000円ということであるんですけれども、大体どのくらいに上がってきているのか、教えてもらえればと思います。

【内田林政課長】麻生委員の木材価格の状況についてのお尋ねですが、今、為替相場が非常に不安定で、外材がまた安くなってまして、若干値を下げています。通常だとヒノキとスギという樹種があるんですが、ヒノキで1立方当たり1万6,000円ぐらいですかね。1立方といいますと、20センチの丸太4メートルで6.25本になります。これが1万6,000円程度。これがスギだと1万3,000円から1万2,000円ぐらいになります。それが真っ直ぐの直材の単価ですので、それから若干品質が落ちる、若干曲がったところがヒノキで1万4,000円、杉で1万1,000円ぐらいですね。さらに、小径木の一番小さい14センチ上という規格があるんですが、これだと1万円を割って9,000円ぐらいになってしまいます。

一番最後の残りのバイオマス材については、これは伊万里の中国木材というところがバイオマス発電を稼働してまして、その買取価格が1立方当たり6,500円ということで今ホームページで公表されている状況でございます。

【麻生委員】県有林ですから高く買ってもらいたいという状況だと思うんですけど、片一方では県内の事業者としてJ A Sの認定を取ったりとかやっているわけです。だから、私としては、県内事業者を育成するという観点から何らかの枠を設けるべきじゃないかと。もちろん、入札制度ですから、自由競争の関係もあるんでしょうけれども、片一方では、今、公共施設の木質化だとか、建築業界の設計の皆さんに、木材

加工の流通関係も、今、川上、川中、川下という関係で、末端で使ってもらう人たちに対して設計関係についてもやってきていて、そういう形も今されているでしょう。そして、建築事務所も入られて、各建築士の人たちにしっかりと県産材を使おうという話をされておりながら、簡単に言うと、県産木材もほかの事業者にも全部とっていかれて流通が減っているじゃないかということもありますし、J A S認定されて、そういう形もやろうとしているのに、どっちかというと本末転倒的な要素もあるわけですから、ある意味では、全部、県内業者に融通とは言いませんけれども、自由競争も一部ありますけども、そういう視点もあっていいんじゃないかと。

もちろん、流通関係で、今、長崎県の県産材をやっているのは高いですよ。今までJ A S認定なかったから、乾燥材ができなかったから、全部、日田に持って行ってやったりとか聞いてますし、割高でなかなか使えなかった。しかし、そういう流通業界、今、ある一定の設備を補助金をもらって整備された、そういう状況も出てきました。ただ、単価については、熊本だとか大分の日田あたりに比べると相当違いがあるかもしれませんが、そういう中でやっという。また、県内の木材は、今、12万立米から20万立米に増やしていこうという話をしています。そういった中で県としての方針をどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】「ながさき農林業・農山村活性化計画」で、今、麻生委員が言われたとおり、令和7年度までに25万立方を生産しようという目標を掲げて今取り組んでいるところでございます。平成29年度の実績で13万6,000立方ということで約5割5分から6割ぐらいの進捗でございます。

県産材を需要拡大しようという生産面をまずは強化をしなければならないということで、山元の生産状況をまずしっかりと流通業界に流そうということで、県営林、公社、それから森林組合系統で年間の生産計画を今つくって提示をしているところでございます。

それから、それを製材工場がどう活用していくか、それは民民の関係ですので、そこは単価の部分もありますので、我々はなかなか介入できないところがありますので、そこは民民で取引をやっていただこうと。

それから、製材工場とプレカット工場、ここもつなげていかなければいけないし、プレカット工場と、それからエンドユーザーの工務店、ここもリンクをさせなければいけないということで、全体の地域材の倍增協議会ということで今議論をしているところでございます。

細かい数字は、今、手元にはございませんが、今、麻生委員がおっしゃられたように、もともと県外に多く出荷されていたんですけれども、県内の割合がだんだん高くなって、半数は県内で流通している状況でございます。

先ほど、県営林の入札ということですが、県営林も県有の財産ということで適正に処分をしなければいけないということで、これまで木材を山に置いた状況で市場の販売委託ということをやっていたんですが、それをそのまま、その場所で単価契約ということを今やっています。スギとヒノキで、それぞれの規格で県の予定価格の単価を設定します。その伐採前に各事業者に入札の意思を表明した方々に、現地で立っている木の状況を説明して、ここはスギの何年生で、どれぐらいの規格のものが、どれぐらい出てくるという説明をして、その場で単価契約を、入札をしていただく。全ての単価で予定価格を上回らないと落札になりませんので、そこで県

内業者が落札できなかったという状況があったと思います。

ただ、我々としても、県営林の収入はしっかりと確保しなければいけないので、そこはご理解いただきたいと思います。

【麻生委員】 ある一定の枠があるのであれば、県内事業者についてもよく検討してもらえればと。

また、入札の問題は、先ほど言われたように、高く買ってもらうところに出すはずですから、それは自然の理だと思いますけど、そういう育てるという意味でもよく検討してもらいたいなと思っているところです。

あと1点、この前、対馬にお邪魔して、市長だとか林業公社の皆さんと意見交換をしたんですけど、対馬は相当なヒノキ材、スギ材があるところです。製材所もあって活発にされています。もりのめぐみ協同組合製材工場もあって活発にされています。

前に佐藤課長がおられた時に提案しておったんですけれども、こちらに持ってくるんじゃなくて、韓国、中国あたりに直送されています。実は、熊本の業者あたりが韓国向けにヒノキ材をプレカットして製材の状況をつくってやっていらっしゃるんですね。今、対馬に40万人ぐらいの観光客が来るわけですね。だから、ヒノキでできている、温かみのあるモデルハウスみたいなものをつくって、そういったところでPRしたらどうかということを提案しておりました。

そういう意味では、まさに韓国の人たちがいっぱい来られて、ログハウスとか一部できてますよ。そういった中でどうやってやるのかということで戦略を立てながら木材の販売、今、直接やるという話もされて、積み出しをされていると聞いていますけれども、付加価値を上げて取り組めるような、そういう仕掛けづくりがで

きないのかなと。

私は、細かなところまで見てませんけれども、ぜひそういった意味で連携しながら、新しい視点でそういう考えがないのか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】韓国ヒノキブームというのは、もうここ5～6年続いているんですが、需要は、どちらかというと都市部のマンションの内装材として利用されているところが一番大きな需要でございます。

それで、私どもが平成23年でしたか、輸出の状況調査、ニーズを把握した調査をいたしました。中国と韓国と台湾と調査をしたんですが、その結果、ヒノキの需要が一番あるのが韓国だということで、そこから次の年はトライアル出荷ということで、半製品ですね、丸太ではなくて、両側の皮がついた、耳付きといいますけれども、それを半製品に加工して長崎港からコンテナで出荷したというトライアル事業をやりました。それが引き続いて、今、森林組合系統がずっとその輸出をやっている状態でございます。

ただ、木造建築の文化が、丸ごと家一棟というのがなかなか韓国はございませんので、やはり内装材の丸太、あるいは製材品を供給するところが一つの課題であろうかと思っております。

【麻生委員】わかりました。すぐ目の前に韓国があって、多くの方が来られるんですから、対馬のヒノキ材のよさをぜひPRしてもらおうと、また新しい需要になるのかなと。今やっぴりやることもありますけれども。

一部、バイオマスの話が、この前、市長からも出ていましたけれども、バイオマスというよりは、自分たちはできたら燃焼材といいますか、

温泉だとか、そういうものに使いたいんですけど、そこで効率を上げていきたいと。バイオマスを計画したんだけど、やっぱり数量の問題、また、人も雇わなくちゃいけないので年間2億円ぐらいマイナスが出ますので、それよりは新しい視点で燃焼材といいますか、要はお風呂といいますか、そういう加熱材として使いたいという話も出ていましたから、いろいろな効果があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ森林の、今、材料が結構出る。また、捨て間伐材、山の中に置いているものもあるでしょうから、引き出してぜひ有効活用してもらえなと思っていますところなんです。

ぜひそういったところについても視点を当ててもらって県の対応ができればお願いしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

【山田(博)委員】 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、農業経営課長、先ほど、島原の公舎に外国人の方を入れるということがほぼ内定というか、話がまとまったと言われましたけど、何畳の部屋に何人を入れる予定にしているんですか。

【宮本農業経営課長】梅園公舎のB棟を貸し切るということですが、実際に入れる部屋につきましては、外国人の受け入れが、最初、数名程度をできるだけ早く入れて、その上で本年秋季以降、20人程度入れていくということです、それは県内全体です。

それで、島原についてどの程度入れるかというのは、実際、採用できる人数、あるいは島原のニーズを見ながら見極めていきたいということで、人数がどの程度ということはまだ決まっていない状況でございます。

【綾香農林部次長】今検討している状況でございます、梅園公舎は1軒に3部屋ございますの

で、そこに1部屋に1人ずつを基本に配置する方向です。1部屋が6畳程度の部屋でございます。

【山田(博)委員】 それは原則ですね。それは大切なことです。我が日本国で外国人に対して、なんかおしくらまんじゅうみたいに、ぎゅうぎゅう詰めさせてはいかんからね、我が長崎県で絶対そういったことがあっちゃいかんからね、原則としては1人1部屋ということですね。間違いありませんね。

ということななぜ農業経営課長が答えんのかとなるわけだよ。あなた、何のためにそこにいるかということなんだよ。さっきから、どっちが課長がわからんじゃないか。担当課長として深く反省せんといかんよ。いかに次長たちが、あなたたちのためにしっかりしているかということ深く反省して課長として職務をしっかりやっていただきたいということを指摘して、あなたに対する質問は、今のところ、終わりたいと思います。

続きまして、森林整備室長にお尋ねします。

今、自然災害が大変多く見られていますが、その中で流木が大変見られます。林道をつくった時に伐採した木をそこに置いているか、置いてないか。林道をつくれますね、その時の立木というのは処分しているか、してないか、そこだけまずお答えください。

【永田森林整備室長】 林道工事に伴う支障木等は、林道脇に置いております。その分については森林所有者のものでありますので、基本、森林所有者が運び出す、もしくは林業事業体にお願いをして運び出している状況でございます。

多くの林道脇については、運び出していますけれども、一部残っている部分があると認識しております。

【山田(博)委員】 一部と、どのくらい残っているんですか、そしたら。残っているじゃないで

すか。そういったこと言っちゃいけませんよ。一部と、どれだけ残っているんですか、お答えください、そしたら。

【永田森林整備室長】 すみません、全てを見たわけではございませんけれども、上五島地区については、かなり残っていたという認識でございます。

【山田(博)委員】 だから、全て見てないのに言っちゃだめなんだよ。

それではお尋ねしますけど、畜産課長、今、材木のチップですね、足りないところは、どこが足りませんか。昨日聞いたでしょう、森林整備室から問い合わせがあったでしょう。例えば、壱岐はどれだけ足りませんと。特に今、壱岐が足りないんですね。五島も足りない状況になっているということで聞いているんですけど、どれだけ足りないかということ。そして、金額にしてどれぐらいになるかということをお尋ねしたいと思います。

これは森林整備室長、知ってますね。森林整備室長、お答えください。

【永田森林整備室長】 今、おが粉、牛の敷き料として使っている分については、五島において年間に大体6,800立方ほど使われているとお聞きしております。単価については、1立方当たり3,100円、これはおが粉の製造工場渡しの価格とお聞きしております。五島については、現状については、島内の分で不足はしていないけれども、今後、増頭等の計画があるので、まだまだ必要だということはお聞きしております。

壱岐についてでございますけれども、需要量として年間4,600立方ほどでございます、ほとんど島外から入ってきているという状況でございます。単価については、これは現場渡しになりますけれども、1立方当たり3,600円というふ

うにお聞きしております。

【山田(博)委員】 総額の金額はどれぐらいになるんですか。

【永田森林整備室長】 五島におきましては、約2,100万円、壱岐においては1,600万円程度になります。

【山田(博)委員】 畜産課長、実はこういうことなんですよ。畜産課長はご存じでしょうけど、簡単に言うと、五島はおかげさまで畜産が大変盛んで敷き材ということで需要が高まってきているわけですね。今、島内では何とか賄えている状態ですけど、どんどん需要が高まって不足ぎみになっていると。壱岐は島外から買っているんですね。林道整備もやっているわけですね。そしたらね、林道整備する時に出る材でチップを作成すればいいのに、わざわざ買っているわけだよ。私は永田室長に言ったんだよ、「あなた、畜産課長と話したことなかか」と。縦割り行政というのは聞いたことあるけど、同じ農林部で話し合いを、一昨日でしたか、懇親会で仲良く話をしていたでしょう。森林整備室長と畜産課長と、見てたんだよ。やっぱり仲がいいんだなと、仲が悪いようで仲がいいんだなと、仲がいいようで仲が悪いんだなと、どっちかよくわからんやったけどね。こんな話をちゃんとしてないんじゃないかなと思ったわけですよ。中村部長のもとでしっかり連携とってやっていただかないと、森林整備室だから林道をつくってしまえば、はい、それで終わりというわけじゃないんだよ。自然災害を鑑みて、なおかつ、林道で生じた材木をリサイクルする、こんないいことないんだから。壱岐の農家の人は島外から買っているんですよ。こういった現状を畜産課長はどう思いますかということをお尋ねしております。これは農林部次長だな、あなたはまだ一言もしゃべってないんでしょう、1回ぐらい

しゃべらんね。誰か答えてください。

【山形畜産課長】 畜産を振興する上で糞尿処理、特に良質な堆肥をつくるという時に、どうしても水分の調整が必要になったり、また、牛の健康を保つためにもおが粉というのが非常に重要になっております。これまでも五島地域においても森林組合と協議しながら、おが粉を製造するような機械の整備等を今までも進めてきた経過がございますので、引き続き、地元の材を有効に活用するというのがコストも一番かからないということで理解しておりますので、それをまた地元の農地にしっかり還元していくということで、そのリサイクルをしっかり進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 森林整備室長、聞こえましたか、そういうことですよ。仲よくやらんといかんとたい。そういうことで森林整備室長ね、今から林道をつくる時に、そういったことをきちんとやっていくのか、やっていかないのか。

私が言っているのは、入札とかなんかの仕様書に要請なりお願いなり、それができないということであれば、そういった事業者に対して、発注者に対して、そういうことにしっかり取り組んでいただきたいということを通達なりするべきだと思うんですが、森林整備室長、いかがですか。

【永田森林整備室長】 今、委員からご指摘がありましたとおり、仕様書というものについては、発注者、例えば、県なり市なりと受注者、業者との関係の中で仕様書というものがございますので、先ほど申しましたとおり、林道脇に置いている丸太については、あくまで個人のもの、県のもの、市のものでございますので、それを業者にどうこうというのは仕様書の中には書けないと理解しております。

ただ、ある資源を使っていくためには、そこ

に放置するのではなく、しっかり使っていくということであれば指導を、例えば、おが粉を製造する業者さんと林道脇に置いている丸太の所有者、例えば県、市、個人、そこをマッチングしてしっかり使われる体制を構築していきたいと考えております。

【綾香農林部次長】 林業の丸太のおが粉、それと、離島においても五島地域もですけれども、和牛の振興をしっかり図っておりますので、そちらの敷き材としても、おが粉は非常に重要でございますので、そういう未利用資源をいかに有効に活用するかという方法を、課題等もしっかり洗い出しながら、今後、なんとかしっかり使えるように検討を重ねてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 森林整備室長、今、綾香次長が言うたでしょう、ああいう答弁だったら納得できるわけだよ。やっぱり次長だから、ぱっとわかったわけだな。そういうことですよ。次長の言うことで納得しますけれども、県の材木とか市の材木をそのまま置いていて、それが流れて災害が、いろんな被害が出たらどうすつとですか、そういうことも問題だよ。個人のものだったらまだしも、県有林、市有林、要するに公共林の材木が下流に流れて災害を引き起こしたらどうなるんですかということになるわけだよ。森林整備室長、そこまで考えているかどうかということが問題だったんだよ。それをさすが次長がまとめたということで、よかったですね。中村部長、あなたの助さん、格さんは立派ですよ。

続いて質問させていただきたいと思いますが、県内の高校生と大手食品製造会社が行っている商品開発の状況についてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えいただけますか。

【長門農産加工流通課長】 高校と食品企業が連携した取組としましては、これまで大手食品企業と連携して開発した調理パン、それと地元食品企業の協力を得て商品化した伊木力みかんを使ったおこし、地元菓子店の協力を得て商品化したケーキやドーナツ、ジェラート、そういったものもございますし、あと、大手コンビニチェーンと県と包括連携協定の中でパン等の商品化を行っている状況でございます。

【山田(博)委員】 一昨年、大手山崎製パンさんと長崎県の農産物を使ってやっていました。今度また、そういった新たな取組をされているとお聞きしているわけですが、県当局の取組状況を教えていただけますか。また、今後の取組の考え方なりをお答えいただけますか。

【長門農産加工流通課長】 委員からお話があった大手の山崎製パンのお話ですけれども、今年の5月中旬頃に諫早農業高校を訪問されて連携商品の開発について協議をされたというお話を伺っております。そちらの方と諫早農業高校と連携して、そういった商品開発に取り組むということで合意に至ったと聞いております。具体的な活動、どういった商品にしていくか、どういう農作物を使っていくかということは、今後協議していきたいと伺っておりまして、大体7月中旬をめぐって第1回の話し合いをするということでお話を聞いております。

農林部としましては、原料調達のための産地のマッチングとか商品のPR、そういったことが県産農産物の活用促進につながると考えておりますので、しっかりと対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 前回、山崎製パンと五島の海陽高校とのパンの製造過程におきまして、農林部の役割というのは大変大きかったと私は思うんですね。会社にお聞きしましたら、ああいっ

た商品開発は2カ月で2万個販売できれば大変なヒット商品であるということを聞きましたが、なんと15万個売れましたということです。

あの時、農産加工流通課が中心的な役割をしていただいたおかげで、ああいった大きな販売につながったわけですから、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農産加工流通課は絶好調ですもんね。農産物の輸出拡大も増えたと、農業産出額もどんどん伸びているし、あと、こういった商品開発もどんどん頑張っているし、あと問題は何かというと、予算だけです。予算だけは何とかせんといかんということだね。

それで、さっき私は新ながさき農林業・農山村活性化計画を拝見させていただきました。ここに農業大学校とか農業技術開発センターとか、そういったことが拝見されません。こういった計画の中に、そういった商品開発とか育成をする中でしっかりと盛り込んでやっていかないといけないんじゃないか。

先ほど、さすが近藤委員、学校関係に大変熱心な近藤委員が言われたように、農業大学校もどういうふうにあるべきかということもしっかりとこういったことに、改定しますからね、取り組んでいかんといかんのじゃないかと思います。これはどうですか。

【綾香農林部次長】 今、新ながさき農林業・農山村活性化計画のお話をいただきました。新ながさき農林業・農山村活性化計画の見直しを今後着手したいと思っています。あわせて農技センター、農大のあり方についても、平成27年にお示しした当時から状況も変わっておりますので、改めて新たな要素を付け加えるべきではないかということの検討にも着手したところでございます。

今、委員からご指摘がありました農大、農技センター、商品開発等の学生の資質向上等につながるような部分についても、どちらにも反映できないかということも含めて今後しっかり検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 今、長崎県の大きな課題の一つに、いわゆる、そういった人口減少対策とか、所得向上とか、その中で農林部は実績を残しているわけだから、財政当局に、こういった農林技術開発センターとか農業大学校の予算を下さいと言って、渋々出させるんじゃないくて、こういうことに期待して、これから長崎県の農業というのは、そういった大きな2つの問題をクリアするために取り組んでいるわけだから、ぜひこういったことに期待して予算確保に取り組んで頑張りたいということを付け加えて今言っているわけでございます。

時間が限られておりますね、あと2分ですのですね。

あと、私がお聞きしたかったのは、地域の新たな特産物による農林業の振興について県当局はどのように取り組んでいるか。また、鳥獣被害防止対策事業の強化についてどのように取り組んでいるか。また、ラウンドアップという農薬が、発がん性のある農薬が、今、アメリカ本土で巨額な賠償請求になっておりますけど、今後、県当局としてそれをどのように考えているのか、お尋ねしたいと思っています。また、地域インフラである農協のあり方を県当局としてどのように考えているのか、こういったことの資料を提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一旦終わります。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 諫早湾干拓事業の開門問題について質問いたします。

最初に、ある新聞の社説の一部を紹介をして見解を求めたいと思います。

「最高裁が国営諫早湾干拓事業を巡り、潮受け堤防排水門の開門は認めないという判断を示した。一連の争いの根底にあるものは何なのか。この際改めて原点に立ち返るべきである。かつて宝の海と呼ばれるほどの漁獲量を誇った有明海の再生であり、沿岸地域の豊かな環境を生かした農業の育成であるはずだ。開門するか否かという矮小な議論ではないだろう。まず前提とすべきは、有明海の不漁と堤防閉め切りの因果関係の有無を証明できる研究成果はないという事実だ。比較研究に必要な閉め切られる以前の観測データが少ないということが大きい。河川からの土砂流入量の減少など生態系の変化も指摘される。ノリ養殖で使う酸処理剤が一因との見方もある。地球温暖化の影響とみられる不漁は全国規模で起きている。だからこそ漁業者側が主張する開門調査は必要である。7キロに及ぶ堤防のうち250メートルの排水門を開けるだけだ。それで有明海の環境が好転するはずがないと営農者側が主張するなら、十分な塩害対策を施した上で規模や期間を吟味して調査を行い、実証するほかない。これ以上の対立を望む者は誰もいない」。

これはある新聞の社説の一部ですけれども、このことについての見解をまず求めます。

【藤田諫早湾干拓課長】開門問題に関する県の見解でございますけれども、これまでも申し上げてきましたとおり、国が実施いたしました環境アセスメントによりますと、開門しても、有明海の環境改善につながる具体的な効果が期待できない一方、開門されれば地元に大きな影響被害が生じることが科学的、客観的に明らかになったため、総合的に判断すれば開門すべきではないと言わざるを得ないということでござい

ます。このため、意義のない開門に巨費を投ずるよりも、その費用は有明海再生を図るための効果的な水産振興にこそ有効に活用すべきであると、開門することなく有明海再生を目指していただきたいと、繰り返し、国に対して要請をしてきたところでございます。

【堀江委員】この社説で、「まず前提とすべきは有明海の不漁と堤防閉め切りの因果関係の有無を証明できる研究成果はないということだ。比較研究に必要な閉め切られる以前の観測データが少ないことが大きい。そうであるなら、まずは開門調査をやるべきじゃないか」という、このことについては、長崎県の今の回答は、社説で指摘しているように、「それで有明海の環境が好転するはずがないと営農者側が主張するなら1回やったらどうか」という主張については、その上でも、それはする必要はないというお考えということですか。

【藤田諫早湾干拓課長】開門についてでございますけれども、短期開門調査は平成14年にやっております。調整池に海水が入ったわけですが、わずか1カ月の間でございました。その結果、漁業においては、約6,000万円の漁業補償がなされておりますし、もともと7キロあったところを、先ほどお話がございましたとおり、潮受け堤防で現在閉め切っております。その結果、北部が200メートル、南部が50メートル、合わせて250メートルの排水門の部分を開門するか、しないかということでございまして、開門いたしますと、そこから海水が調整池内に入ってくると。短期間の調査の時も潟土が調整池内部にたまったと、そういったことがございます。

したがいまして、そういったことを踏まえまして、先ほど申しましたとおり、開門したいたしましても、有明海の環境改善に資さないということは、国の環境アセスメント、それから、

ほかの研究団体の結果からも明らかでありまして、県といたしましては、調査開門するよりも、開門しない前提での有明海再生に取り組むべきだという考えでございます。

【堀江委員】開門しないという前提に立ったら、そういう答弁しか出てこないというのも一定理解をするというか、そういう答弁しか出ないんだろうなと思うんですが、私が言いたいのは、短期開門調査だって、逆に言えば成果があった、こういう見解もあるのよ。短期開門調査で全てではないわけだから。私は、この主張が言うとおり、有明海の環境が好転するはずがないと営農者側が主張するなら1回やったらいいじゃないの。私は、この主張については当然だなと思ったものですから改めてこの見解を尋ねてみたところです。

長崎県としては、これまで説明がありましたように、開門することなく真の有明海再生に向けた具体的な方策が講じられるようにと。だから、主張で言うように、いいじゃないか、開門しようと、有明海再生に向けた具体的な方策をやりましょうと、これは長崎県も同じでしょう。そうであれば、開門する、しないということではなく、きちんとした事前のデータがないわけだから、これはやるべきだということでは、私はそうだと思うんですが、開門しないという立場に立った答弁がずっと続くということで理解をします。

私としては、そうすると、長崎県は一方的な立場だけに立つのかということです。開門してほしいと営農する前から漁業者の皆さんは要望したでしょう。その漁業者も長崎県民ではないですか。一方の立場に立っていいのかという県民の強い指摘もあるんですが、この点についても再度見解を求めます。

【藤田諫早湾干拓課長】 農業者の方も、漁業者

の方も、諫早湾干拓事業に対するそれぞれの評価、思いの異なる皆さん方がいらっしゃるということは十分認識をいたしております。

そうした中で、県内の漁業者の方々にも、この一連の漁業不振の原因が諫干にあるんだという考えの方々もいらっしゃいますし、あるいはそうではないんだという多くの方々がいらっしゃるわけでございます。やはり私どもは地元の声を大切にしながら、これからの方向性を見定めていくべきだというふうに考えております。

【堀江委員】そう、異なる考えがあるんですよ。異なる考えがあるから開門してほしいと、開門して開門調査をやってほしいと、漁業者を助けてほしいと。そういう思いの人たちの1票1票が集まって私の議席がここにあるんですよ。だから、県民の中にはいろんな意見がある。そうであれば、もう最初から開けない、開門しないということだけを前提にした、ここを動かさないということにして、いろんな方策をとるというんじゃないくて、こういうふうに、そうであるなら開門調査を1回やったらどうだって、こういう意見に耳を傾けて、裁判は司法の判断でしょう。ですが、行政としてどうあるべきかということでは、これは考えるべきではないんでしょうか。次長、部長、どう思いますか。

【岡本農林部次長】先ほど諫早湾干拓課長が申しましたように、開門反対の意見もありますし、開門せよという意見もあります。環境アセスメントの報告とかいろいろ出てきた中で、県も総合的に防災面を含めて判断した中で開門はしないという方向性で判断しているところでございます。

【堀江委員】長崎県の場合は、トップが開門しないということを前提に諫早湾干拓事業は進められておりますし、開門問題についても、その立場でされておられるから、それ以上の答弁は

出ないというふうに思いますが、いずれにしても、私は今回、社説の一部を取り上げましたが、そういう意見もあるということはぜひ承知していただきたいと思います。

もう一つは、諫早湾干拓調整池の水質改善について質問したいと思います。

この問題は、直接の担当は地域環境課でしたね、環境部であるということは承知しているんですけども、農林部として答えられる範囲で答弁をお願いしたいんですが、諫早湾干拓調整池の水質というのは、ここまでやろうという、水質を改善しようという目標値があるんですが、この目標値に届いていないという認識でいいですか。

【藤田諫早湾干拓課長】調整池につきましては、委員からご発言がございましたとおり、行動計画を定めております。CODで5、窒素で1、リンで0.1mg/lという基準を定めておりまして、現在のところ、基準は達成していないというふうに承知しております。

【堀江委員】環境部の地域環境課から、「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」の策定、今度また新たにつくるんですよということで説明もいただいております。

そこで、岡山県の児島湖の水質改善、ここはいろんな違いもあったりするんですが、共通点もありまして、ここがいわばどれだけお金をかけても、税金を投入しても、なかなか水質が改善しないというふうな事例がありまして、担当課としては、岡山県の児島湖についても、そういった視点なり観点なりをお持ちですか。

【藤田諫早湾干拓課長】岡山県の児島湖におきましても、児島湾干拓ということで干拓がなされておきまして、諫早湾干拓と同様に複式干拓という形になっております。児島湖という湖が

ございまして、水質保全計画というものを昭和61年から定めておりまして、目標を定めて取組を進めていると承知しております。

児島湖におかれましても、平成27年度末現在で6,000億円以上の費用を投下しているということは承知しております。

【堀江委員】ありがとうございます。担当課としても、この岡山県の児島湖の水質改善の問題についても一つの事例ということで認識をしているという理解をいたしました。

そこで、農林部としては、諫早の調整池の水質改善というのは、先ほど言われたように、地域環境課が行動計画をつくっているの、それで同じということになるのか、それとも農林部の中でも水質改善のためにどうこうというものがあるのかどうか、教えてください。

【藤田諫早湾干拓課長】農林部の取組につきましても、先ほどお話がございました行動計画の中で位置づけられております。具体的にどういった取組を行ってきて、今回、第3期の行動計画に向けてどういった変更を行ったかということをご説明させていただきたいと思っております。

例えば、背後地の水田の施肥改善につきましては、これまでは側条施肥、あるいは育苗箱全量施肥というものについて施肥改善対策に取り組んできたところでございます。側条施肥については、アタッチメントが高価であること、それから歩行型田植機にはアタッチメントの装着ができないこと、そういった欠点がございました。また、育苗箱全量施肥につきましては、播種期に自動肥料投下装置を装着する必要がございまして、農業者に新たな負担が生じる、それから作業の時間が短いと。そういったことでございまして、新たな機械導入が必要となることや作業性に課題がございました。そのことから

第2期の行動計画においては、目標に達していないという状況でございます。

このため、今回、第3期の行動計画に向けまして、水田における施肥改善対策に取り組むには、農家への負担をかけずに作業性にも配慮した対策であることが重要であるということを踏まえまして、農家が取り組みやすい対策といたしまして、肥効調節型肥料等の施肥について検討することといたしました。

また、畑地の施肥改善につきましても、畑地につきましましては、局所施肥による施肥改善というものについて、第2期の行動計画で取り組んでまいったところでございますが、こちらも機械の導入に新たな負担が生じる、あるいは局所施肥をすることによって収量が維持できるのかといった生産者の不安感があったことから、なかなか進まなかったというところがございます。

このため、畑地においても、この第3期の行動計画においては、肥効調節型の肥料等の施肥について検討して取り組むことといたしております。

【堀江委員】 わかりました。農林部としても、環境部と一緒に諫干の調整池の水質改善については取り組んでいるということが答弁の中でも明らかになったと思っております。そういう意味で、今後の行動計画の実施状況を含めて注目してまいりたいと思っています。

感想を一言、言わせていただければ、例えば、調整池にアオコが発生すると。そのアオコを除去するといいますか、発生しないようにするには、海水が入ると、これはすぐにきれいになりますというふうなご指摘もありますよね。しかし、長崎県は開門をしないということが前提です。そういった部分もいろんな形で影響しているということを県民の皆様も不満に思ったり、あるいは疑問に思ったりしているというこ

ともこの機会に申し上げておきたいと思っています。

【溝口委員】 農業分野における外国人材特定技能の受け入れについてですけれども、早速、株式会社エヌについては設立いたしまして、5月1日には労働者派遣事業の許可を取得しております。その後、ベトナム国立農業大学との話し合いを進めてきました。同大学から、紹介については、日本国との特定技能に関する二国間の取り決めが必要であると言われておりまして、早速、県といたしましては、令和2年度の政府施策要望の中でベトナムからの特定技能の外国人材の送り出しに必要な二国間取り決めについて、早期に締結するよう要望してきているところでございます。

国の今の取組状況について考え方をお尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】 委員からお話がありました二国間取り決めにつきましてですけれども、政府施策要望が6月にありまして、その後、7月1日付で法務省からプレスリリースがありました。ベトナムと日本の間で二国間取り決めについて覚書を締結したという話がありまして、早速、私どもとしても、その連絡を受けて、ベトナム国立大学にも締結されたということを一報しております。向こうでも対応を準備するという話もいただいております。現在、カンボジア国とも対応しておりますが、このブレイクスルーしたことで、ベトナムとの協議も続くというか、面接などもとまっておりますけれども、再開できるような段取りをつけていけるのではないかと考えております。国の対応にも感謝したいと思います。

【溝口委員】 わかりました。一応締結できたということでありまして、ベトナム国立農業大学と早く締結して先に進めていかなければいけな

と思います。その辺の今後のスケジュール等についてどのように考えているのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】外国人材の受け入れにつきましては、提出資料にもありますとおり、まず、島原雲仙地域について早期要望があるので、ここで数名程度を受け入れて、そこでの課題ですとか方向性を明らかにした上で、本年秋以降、ほかの地域も含めて要望ある地域での受け入れを本格化したいと思っております。

現在、地域でどの程度要望があるかということもエヌの方で改めて調査をしておりますので、それをまとめ次第、改めて本年秋以降に向けて具体的な協議をしていきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。数名と言わずに、人数を確定してベトナム国立農業大学とは交渉していかなければいけないと思うので、こちらの考え方をはっきりしていったほうがいいんじゃないかと思っております。

それから、先ほど、近藤委員から外国人を雇い入れる時の条件についていろいろ出たんですけども、それは外国人受入推進協議会というものを国や県の関係機関等を含めてするということですが、この構成員については県としてはどのように考えているのか。同時に、これは国の方に設置をするのかどうか、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【宮本農業経営課長】外国人受入推進協議会につきましては、県段階で設置することを考えております。県のほか、国につきましては、法務省の出入国在留管理局、長崎県の労働局、JAグループ、農業関係者、そういった方々に参画いただいて、県段階での情報の共有ですとか課題の洗い出し、そういったことを進めていきたいと思っております。

これとは別に、国でも国全体での協議会をつくることにしておりますので、そちらの方にも、例えば、九州段階のことにつきましては県も呼ばれる形になっておりますので、そういうことでも参画して情報収集とか課題を上げる、そういうことも対応していきたいと考えております。

【溝口委員】時期的に、この協議会を設置するのはいつ頃になっているのか。

それと、長崎県外国人総合相談ワンストップセンターですか、仮称になっていきますけど、これはどこに設置するのか、また、時期的にはいつか、聞かせていただきたいと思います。

【宮本農業経営課長】まず、協議会の時期につきましては、現在、秋に向けて受け入れを準備しているということで、その進み具合も見ながらということでございます。秋になる前、8月頃には協議会を設置したいと考えております。

それから、ワンストップセンターにつきましては、県全体で部局横断的に設置するというところで、これは国の施策でも各県に置くということで準備を進めてきたところでございまして、7月3日付でワンストップセンターを設置したと聞いております。

窓口は、国際課が担当している団体の方に設置したと聞いております。

【綾香農林部次長】ワンストップセンターですが、出島の交流会館の1階に国際協力協会がありますので、そちらに国際課が委託をして、7月3日、本日から設置をしてサービスを開始する。そして、そこにはベトナム語と英語の専任担当、あと、ほかのカンボジア等も含めた他国語に対応できるような民間の通訳会社の通訳を交えてやりとりをするような機能も持って、あらゆる国からの外来者の長崎に住んでいただく方が、暮らし、住まい、医療とか福祉、在留資格等について不安があったりしたら、直接、

そちらで無料で相談できるような体制を整えているようでございます。

【溝口委員】わかりました。秋からそういうことになれば市町の方も連絡協議会を早くつくりたいいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどのように考えておられますか。

【宮本農業経営課長】お話のとおりでございます。秋に本格的に受け入れということで、今年度につきましては、今のところ、島原地域、五島地域、それから県央地域で考えておりまして、まず、その3地域について市町段階の受入協議会をつくって、その上で次年度以降、各ブロックごとに地域段階の市町協議会をつくって、市ですとか、JAですとか、それから地元自治体ですとか、その他関係する方に入っていて地域の受け入れの面も、外国人の方の受け入れも含めて、農業分野の検討を進めていきたいと考えております。

【溝口委員】終わりにしますが、今、農業分野で人材不足ということで外国人を受け入れたいと、そういう話がたくさん来ていると思うんですけども、ぜひスムーズに動いていけるように、農林部全体なのか、県全体なのか、その辺についてしっかりとした施策をつくっていただきたい、このように要望しておきたいと思っております。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】2点ほどお伺いしたいと思います。

先ほど、麻生委員からもバイオマスのお話がありました。過去には溝口委員も一般質問において木質バイオマスの件についてご質問されております。過去の答弁では、市町と連携しながらバイオマスの収益性について県として分析していくという答弁をされておりますが、現時点において、収益性についてどのようにお考え

か、お伺いしたいと思います。

【内田林政課長】現在は、東北震災以降、固定価格の買取制度というのがございまして、5,000キロワット以上で32円、2,000キロワット未満で40円。それから、間伐材由来以外の一般の木材は24円ということで買取価格が設定されていますので、発電事業の収益性は十分確保されているんじゃないかと思います。それぞれの事業体が求める木材の需要量を、いかにその地域で供給できるかということが一番の課題であると我々は思っております。

【赤木委員】収益性がある程度確保できるといふご答弁だったと認識しました。

私は、長崎県は西の端に位置しているという観点からも、昨日話がありました花粉発生源対策促進事業も県として取り組んでいるということです。今の長崎県において、質がいい木、切りやすい木が優先的に切られていくのかなと考えております。それこそ、今後、残っていくのは質が悪い木でしたり、山奥にあるとかですね、やはり切りにくい場所にある木がどんどん残ってしまって負担になってしまうのかなと考えております。

そういう意味で、今、電力の固定買取制度の話がありましたけれども、それがあうちに県としてもしっかり推進して、そういう残ってしまうような木を今のうちに入れかえることができるような仕組みづくりを県としても推進してはどうかと思うんですが、それについていかがお考えでしょうか。

【内田林政課長】先ほど、麻生委員のご質問にも答弁いたしました。ながさき農林業・農山村活性化計画の中では、平成37年度に25万立方という目標を掲げておりまして、当然、その中にも木質バイオマスが含まれております。平成27年度の実績でいうと、約3割程度がバイオマ

ス材だったんですけれども、それを46%まで高めるといふ目標を定めて取り組んでいるところでございます。良い材から、最後に残るバイオマス材までしっかり出していくというのが我々の目標でございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。私は、先ほど申し上げましたように、長崎だからこそやらなければならないこと、花粉症対策に対しても、苦しんでいる方がたくさんおりますので、林業の整備もしっかり行っていただきたいと思っておりますし、推進していかなければならないと考えております。

もう1点、次の質問に移ります。種子法について質問させていただきます。

過去の議事録を読みますと、県としては、引き続きしっかりと取り組んでいくという認識を私はしているんですけれども、県としては、条例化までは、検討は恐らくされたと思いますが、条例化までは考えていないというふうに認識しておりますが、その認識に今もお変わりないのか、もしくはこれまでの間で何か問題がありましたら教えていただければと思います。

【渋谷農産園芸課長】 県では、主要農作物種子法の廃止に伴いまして、平成30年3月に長崎県主要農作物種子制度基本運用要綱を制定いたしまして、米、麦及び大豆の優良で安価な種子の生産供給体制を維持することとしております。

また、関連する予算につきましても、国において、令和元年度以降も引き続き地方交付税措置を講じることとされていることから、県といたしましては、条例の制定は計画しておりません。

【赤木委員】 農業者や関係者のお話を伺う中で、今のところ、問題がないという認識か、その点もう一度お伺いしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 農業団体あるいは市町等

からそういう要望も上がっておりませんので、今のところ、条例の制定は必要がないという認識であります。

【赤木委員】 わかりました。引き続きしっかりと取り組んでいただくことは大変ありがたいことだと思っております。

視点を変えまして、本県選出の元農林水産大臣であります山田正彦国会議員も、種子条例制定に向けてかなり頑張っておられます。

その中で、もともと種子法自体も一般的にはすごく難しい、認識しづらい法律だったと思いますが、山田正彦国会議員らの活動の中で、一般の方にもすごく認識されるような制度になったと私は認識しております。看板効果が既にあるような状態になっているのではないかと考えております。今は、約10道県で条例が制定されておりまして、ほかの県においても条例化や請願が採択されるような事態になって、さらにこれから条例が制定される県が増えると認識しておりますが、ほかの県がそういう動きをする中でも、県としては今のところ考えてない、全く検討もしないという立場でしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 種子法の廃止に伴いまして、もともと8道県が条例を制定していたんですけれども、条例を廃止した一方で、9県が新たに条例を制定する、あるいは改正をしたということで、あと4県が今検討、制定の予定ということでお伺いしております。

先ほど答弁いたしましたとおり、長崎県としては、団体ともお話をし、要綱の方でしっかりと今後の施策を続けていくということで、条例の制定については考えていない状況です。

【赤木委員】 わかりました。視点を変えまして、消費者の目線から考えますと、この条例を制定することによって、長崎県は農産物をしっかり守る県なんだというふうに認識される方も多々

いらっしゃると私も聞いております。そうしますと、長崎県は本当、農業は大事な県ですけれども、産地で長崎県を選ばれないという事態になりかねないと思っております。

そういった事態が起こらないように、県として、要綱をしっかりと定めているということで、実際に動かれていることで私も認識はしているんですけれども、そういった観点からも、県が農業に従事されている方の足を引っ張ることがないように再度考えていただいて検討していただきたいなと要望を申し上げておきます。

【中村農林部長】今まで農産園芸課長が答弁したとおりでございまして、種子法はあくまでも米、麦、大豆でございまして。我が県は、残念ながら、米は移入県でございまして、他産地まで持って行って選べるかどうかということではなくて、しっかりと地産地消、県民米ということで、県民の皆さんに愛していただけるような、食べていただけるような米をつくり続けていく、これが大事な使命だと思っております。その種子を安定的に安価で有利な種子を供給するという使命は、県として大きな使命だというふうに理解をしております。

そういった意味で、条例を制定しなくても、私たちはそういうつもりで、県の内部でも財政サイドに対してもお話をしておりますし、そこはしっかりと制度を堅持していくという姿勢に変わりございませんので、そういう姿勢を理解していただいているからこそ、農業団体でありますとか生産者の皆さんから信頼を得ているものと、ですから、要望もないというふうに理解をさせていただいております。そういうことで頑張っております。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 2分 休憩 —

— 午後 零時 2分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開します。

【山田(朋)委員】 私の方から1点だけ質問させていただきます。

和牛の受精卵と精液が不正に中国に持ち出された事件を受け、他県においては、遺伝子資源の流通管理の適正化に関する実施要綱をつくられたり、また、鳥取県は遺伝子の保護条例ということで条例を全国で初、今、検討しているというふうにお聞きしております。

長崎県は、数年前に壱岐において、冷凍精子の横流しの事件があり、その後、平成26年に流通管理システムを導入いただき、このようなことがないように管理いただいているというふうに理解しておりますが、今、国の方でも農水省の検討会の中で6月26日、流通履歴の記録保管、ストローへの情報表示の義務化など、大きく動きが出ているようでありますが、長崎県としては、この事件を受けて新たに取組等を強化する予定とか、私は、鳥取県のように長崎県の和牛を守るべく条例化が必要ではないかと考えますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

【山形畜産課長】 県におきまして、ただいま山田(朋)委員からご指摘があったとおり、平成26年から県内の県有種雄牛の流通管理を適切にするということで、バーコード付の人工授精用の精液証明書というものを作成いたしまして、このシステムによって県の肉用牛改良センターがメインセンターになりますけれども、そこから各地域のサブセンターに精液を一旦流して、そこから各人工授精師とか農家の方に配付する。そのところで流通が確実に押さえられるようなシステム、リアルタイムでその状況がわかるようなシステムを今運用しているところでございます。この制度につきましては、全国の中でも先進的な取組だと理解しております。

その一方で、先ほどお話がありましたとおり、

海外の方に和牛資源が流出したということで刑事事件等にもなったわけでありまして、それを踏まえて国の方でも和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会を開催して、先日、その中間取りまとめをされております。その中で、各県において、そういう流通システムみたいなことを地域地域でやるべきということ。また、全国ベースでもそういう取組を構築すべきだという取りまとめをされておりますので、まず、地域の部分は、一定、長崎県の凍結精液流通管理システムというのが実際に動いておりますので、この制度をまずは適切に運用していく。

あと、全国ベースでということになっていきますと、他県との連携も必要になってきますので、そこは今後の国の動向を把握していきたいと思っております。

あと、条例化の考えですけれども、今、県内の凍結精液については、譲渡をする時に各契約書を結んでおりまして、再譲渡させないということで、もし再譲渡した場合はペナルティなり罰則を取り決めてやっておりますので、条例と同じような効果があるものと考えているところでございます。

【山田(朋)委員】 再譲渡の問題ですけれども、なかなか履歴等の問題で難しいと言いますけれども、私も詳しいことはよくわかりませんが、種をつける時に1本とか2本とか複数使ったりすると思いますし、この種つけをされる方が、その際にきちんとシールを貼るとか決まっている、何かちゃんと、その精液のバーコードのものを貼るとかしないといけないとかいろいろあるようですけれども、それで本当に横流しをされたりとか、そういったことがないと言える状況にあるのか。全国にも誇れるような先進的な今の流通管理システムだと思いますが、穴がないのかどうか、その辺はどういうふうに考えて

いるのか、伺いたいと思います。

【山形畜産課長】 このバーコードシステムを取り入れた経過もありますけれども、和牛の精液を授精をした時に授精証明書と、使用したストローをセットにして、子牛が生まれた時に子牛登記書にそれを添付して出すようになっています。その子牛登記書は和牛登録協会の県の支部に提出されますけれども、そこでそのバーコードを読み込んで、誰の精液が使われたか、実際に在庫の状況とそれを照合できるようになっていますので、例えば偽装した証明書であったら、そこでチェックが入ると。例えば、同じ番号が2枚出てきたとなれば、そこでチェックが入るというふうなシステムになっております。他県に出ていって、そこでこの精液が長崎県から出ているけど、おかしいんじゃないかという問い合わせが来たら、その証明書を送ってもらってバーコードを当てて確認できるようになっていますので、この和牛登録システムとの連携ということで、一定、県外での偽造防止とか不正使用というのが未然に防げているのではないかと考えております。

【麻生委員】 1点だけお尋ねします。

鶏卵関係ですが、今年は大暴落で養鶏農家は大変苦慮されておりました。長崎県においてももちろん、今、生産額も60億円近くになっております。これについて2点お尋ねします。

一つは、養鶏農家も、今、飼料価格が高騰していますので経営状況は大変厳しいのではないかと考えております。これに対して県としての補助だとか取組の支援があるのかないか、それを1点お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】 卵価が非常に低迷しております。価格安定制度が国の方で制定されております。その対策の中に、県も生産者の負担を一

部軽減するということで助成措置を今いたしているところでございます。

【麻生委員】2年前に卵が相当高かったということで、そういう意味では生産を過剰にしたということがあるので、総量規制の取組が国としてされているのかどうか、その1点。

あと、長崎は、カステラ等に卵をいっぱい使うわけですので、養鶏関係がダメージを受けると、こういうところも相当影響を受けると思いますので、県の鳥インフルエンザに対策だとか、そういうシステムはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】ただいま委員が言われましたとおり、需給がかなり、要は、生産過剰の状況に今なっておりまして、その対策をするということで、国の方で出荷を調整するための制度がございます。成鶏更新・空舎延長事業というんですけれども、要は、実際に飼っている鶏を淘汰して、その淘汰した場合に奨励金を助成するという制度ですけれども、そのシステムの中で需給を調整しようということで今動いております。

今、ネックになっているのは、廃鶏処理の業者さんが非常に限られているということと、それから、実際に食肉処理をして、鶏肉を加工向けとかに使いたいわけですが、そのところも需給が逼迫している状況ではなくて、在庫がどんどんたまっていつている状況だと伺っております。

ですから、淘汰の方もなかなか、制度として今動いていますけれども、現状として淘汰がなかなか進んでないということで卵価が落ち着かないという状況でございます。

それから、供給面ではそういうことで国内の生産は過剰なほどになっていますので、供給という面では問題ないと思っておりますけれども、

その一方で鳥インフルエンザとか、そういう病気に対する備えというのも大変重要でございます。そこにつきましては県の家畜保健衛生所の職員が1軒1軒、農家に出向きまして、飼養衛生管理基準の徹底を今指導しております。長崎県に病気が入らないようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【麻生委員】島原半島では、結構大きな養鶏農家がありまして、私が心配しているのは、養鶏農家自体は小さな家族経営が結構多いものですから、そこで淘汰されていく状況になると、支えてもらっておりますお菓子産業といいますか、そういったところにも影響が出るだろうと。ただ、卵の値段が安い、それと飼料価格が高いというギャップが出てきていますので、現場に行くと悲鳴が聞こえるような状況だと私は思っています。ぜひ県としても対策を強化してもらって、支援ができる分野についてお願いしたいと思っておりますので、そういうことで何か支援があるのかないのか、最後にお尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】価格安定制度につきましては、制度がしっかり運用できるようにしていきたいと思っておりますけれども、国の財源の問題もございまして、実際に財源が不足しているという状況もあります。そこら辺については県の養鶏協会とも意見交換させていただきながら、国等にも長崎県の状況等について申し入れていきたいと考えております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 零時13分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員会討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 零時14分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果について、7月8日、月曜日の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び7月10日、水曜日の本会議における農水経済委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 零時15分 休憩 —

— 午後 零時15分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ報告をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 零時16分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 零時17分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年7月3日

農水経済委員会委員長 大場 博文

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 79 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 91 号 議 案	長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 92 号 議 案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 93 号 議 案	長崎県森林環境譲与税基金条例	原案可決
第 100 号 議 案	財産の取得について	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委員長（分科会長） 大場博文

副委員長（副会長） 浦川基継

署名委員 麻生隆

署名委員 近藤智昭

書記 松村賢太郎

書記 田渕正樹

速記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年 6 月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

産業労働部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」

のうち関係部分

報告第7号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)」

であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、平成30年度予算の補正を3月29日付けで知事専決処分させていただくもので、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分、及び報告第7号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料	267万	2千円の増
国庫支出金	6,453万	8千円の減
財産収入	130万	5千円の増
寄附金	285万	円の増
繰入金	6,335万	1千円の減
諸収入	47万	6千円の増
合計	1億 2,058万	6千円の減

(歳 出)

総	務	費	1, 4 7 0 万	5 千円の減	
労	働	費	1 億	4 0 9 万	3 千円の減
商	工	費	2 億	6, 1 1 7 万	6 千円の減
合		計	3 億	7, 9 9 7 万	4 千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

地場企業工場等立地促進補助金の実績確定等に伴う、

地場企業総合支援事業費 5, 7 0 5 万 4 千円の減

市町への助成金の確定に伴う、

新工業団地整備事業費 6, 0 3 0 万 3 千円の減

佐世保高等技術専門校屋根防水改修工事の実績確定等に伴う、

職業能力開発校費 4, 0 4 8 万 3 千円の減

緊急離職者能力開発委託事業の執行額確定等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費 2, 5 2 8 万 1 千円の減

などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳 入)

繰	入	金	1 5 9 万	2 千円の減
繰	越	金	1 5 9 万	9 千円の減
諸	収	入	1 万	円の減
合		計	3 2 0 万	1 千円の減

(歳 出)

商 工 費 3 2 0 万 1 千円の減

を計上いたしております。

この主な内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第79号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第91号議案 「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」

であります。

条例議案についてご説明いたします。

第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、及び第91号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が5月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が5月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかな回復を続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、受注環境が厳しい状況にあるものの、一定の操業度を維持しており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては国内外向けともに受注が減少しており、操業度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは国内設備投資需用が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持していますが、電子部品等は海外需要の減速

から増勢が鈍化していることから、生産面全体としては持ち直しの動きが続いているものの、減速感がみられております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準横ばい圏内の動きとなっており、個人消費は、全体として底堅く推移しております。

なお、平成31年2月から平成31年4月まで直近3月間の企業倒産件数は12件で、去年同期に比べて8件の減少となっております。

また、4月の有効求人倍率は、全国平均が1.63倍と前月と同水準である中、本県においては、前月を0.03ポイント上回る1.26倍と、19か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

(地場企業の支援について)

地場企業の支援については、今後成長が見込まれる分野における事業拡大や生産性向上に向けた企業間連携の取組を支援しており、去る5月31日には、造船で培った技術を活かして鉄道車両部品への参入を目指す計画や、半導体製造装置について、各社が得意とする技術を持ち寄り、海外との競争に勝ち抜く計画を認定いたしました。

今後とも、企業間連携の取組を支援することにより、成長分野における本県サプライチェーンの維持・強化に努めてまいります。

(航空機関連産業の振興について)

本県航空機関連産業の振興については、県内企業や関係団体で構成する「長崎県航空機産業クラスター協議会」を昨年8月に設立し、先進地視察や首都圏での展示会出展、さらには研修会の開催など積極的に取組を進めております。

去る5月14日に開催した総会においては、造船プラントで培った技術と県からの支援などによって、航空機エンジン分野への新規参入を果たした県内企業からの事例紹介や、今年度クラスター会員向けに実施する国内外のバイヤーを招聘してのマッチ

ング事業など、事業計画を報告いたしました。

今後とも、県内企業の取組を支援することにより、本県における航空機産業の振興に努めてまいります。

(食料品製造業の振興について)

食料品製造業の振興については、県内食料品製造業者の付加価値向上を図るため、ギフト市場や日用品市場などをターゲットにしながら、県産材を活用した食品の商品開発や販路開拓などを「長崎フード・バリューアップ事業」により支援することとしております。

去る6月7日には、県産卵を活用した五三焼カステラを国内外の富裕層に売り込む計画や、安全・安心で売れ行き好調な県産材を用いた水産加工品について、ギフト市場への参入を目指して、パッケージの改良やインターネット通販体制の構築を行う計画など、11件を認定いたしました。

今後とも、販路を見据えて成長を目指す、県内企業の取組を支援してまいります。

(サービス産業の振興について)

高齢化や健康意識の高まりを背景に今後需要が見込まれるヘルスケア産業における新サービス創出を促進するため、本年5月に「長崎県健康長寿部会」を設置し、当該分野のビジネスに関心がある事業者など約60名の参加のもと、ヘルスケア産業の市場動向等の情報共有及び取組テーマについての協議を行いました。

また、本県の主要な産業であり、増加する観光客の受け皿でもある観光関連産業の生産性向上を進めるため、去る6月11日から13日にかけて、意識醸成や計画策定支援のセミナーを開催したところであり、今後は、計画の実践に向けてコンサルタントによるサポートを行うなど、引き続き、事業の効果的な進捗を図りながら、サービス産業の生産性向上等に向けた取組を推進してまいります。

(海洋産業に用いる水中の給電技術の開発について)

工業技術センターにおいて、今般、県内企業、長崎大学と共同で、海水の水中ロボットなどに電力を送る「水中非接触給電技術」を開発いたしました。

金属同士が接触しない非接触式給電は、電気自動車のワイヤレス給電など、空気中で使う技術の開発は進んでおりますが、電磁波が減衰する海水中において実用レベルで使える技術は今までありませんでした。

新たな技術では、連結器の工夫により、漏電や錆びの発生を心配することなく海水中でも十分な電力の供給ができるようになっており、橋梁などの海洋構造物のメンテナンスをする水中ロボットへの給電をはじめ、漏電や感電のない安全なコンセントの開発など多くの応用展開が期待されます。

今後とも、県内産業のニーズに応え、産学官連携のもと新たな技術の開発につながるよう取り組んでまいります。

(商工会の合併について)

中小企業者のニーズの多様化や地域経済活動の広域化など、商工会等を取り巻く環境の変化により経営指導の高度化が必要となる中、三重商工会と琴海商工会においては、広域的指導体制の構築と商工会運営の効率化を図るため、これまで合併に向けて協議を進めてきたところですが、去る4月1日付けで「長崎市北部商工会」として新設合併いたしました。

県といたしましては、引き続き、商工会と連携を図りながら、より効果的な事業者支援に努めてまいります。

(事業承継の推進について)

県を中心に市町、商工団体や金融機関、税理士、弁護士等の専門家などが連携し、県内事業者の事業承継を支援するため、昨年5月に創設した「長崎県事業承継ネット

ワーク」では、経営者等を対象としたセミナー開催のほか、商工会議所・商工会の経営指導員等が経営者と面談し、事業承継に係る支援ニーズを掘り起こす事業承継診断を行っており、昨年度の診断実施件数は、目標の600件を大きく上回る745件となりました。

また、診断の結果、支援が必要な企業に対しては、地域の専門家や支援機関と連携しながら事業承継計画の策定等の個別支援を進めており、昨年度の計画策定件数は、目標と同じ20件を達成いたしました。

今年度においては、新たに、廃業を考えている事業者第三者への事業承継を促すため、県が費用を負担して、事業価値の簡易査定を行うこととしております。

また、去る6月5日には事業承継ネットワークの関係機関連絡会議を開催し、140を超える参画機関の情報共有を通じて、より一層の連携強化を図っており、今後、事業承継診断や個別支援をさらに推進することで、県内の事業者が抱える課題を解決するなど、円滑な事業承継が数多く実現するよう努めてまいります。

(海洋エネルギー関連産業の創出促進について)

海洋エネルギー関連産業の創出促進については、これまで、実証フィールドを含む本県海域への潮流発電及び洋上風力発電の国内外からのプロジェクト誘致による県内企業の新規参入を促進するとともに、商用化を見据えた研究開発や、事業分野ごとの中核企業の育成とその企業を中心とした共同受注体制の構築支援などに取り組んでまいりました。

去る3月20日には、「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」を主体とした産学官連携による国内初の海洋エネルギー関連の専門人材育成事業が、日本財団より助成の決定を受けたところであり、本年度は、人材育成プログラムの構築等、来年秋の開設に向けて取り組んでまいります。

また、本年度は、新たに施行された再生可能エネルギー海域利用法における促進区

域の指定に向けて有望な海域に関する調査を行ってまいります。

今後とも、産学官連携のもと、プロジェクト誘致や商用発電事業の実現を図り、県内企業の参画、中核企業を中心としたクラスターの形成を積極的に促進していくとともに、今後導入拡大が見込まれる洋上風力発電を中心とした海洋エネルギー関連産業を担う専門人材の育成に取り組むことにより、新たな受注の獲得、雇用の維持・拡大につなげてまいります。

(スタートアップ企業の集積及び交流拠点の開設について)

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の集積及び交流を図る拠点「CコOーDエEマJイIマA」を、去る3月26日に出島交流会館2階に開設いたしました。

この拠点におきましては、これまで、スタートアップを目指す方や企業、大学、金融機関等の様々な人材の交流を図るため、セミナー、ワークショップ、講演会等を開催しており、5月末時点で、利用登録者115名、延べ来場者922名の方に利用していただいております。

具体例を挙げますと、首都圏で活動するスタートアップ企業の代表取締役をお招きし、「スタートアップの道に進むということ」と題し、事業内容と併せ、起業の魅力について話していただいたり、長崎大学の教授を講師とした「経営戦略勉強会」等を開催いたしました。

今後とも、多様な交流の機会を継続して提供し、様々な人材がアイデアや技術を高め合うことで、新たなサービスの創出につながるよう取り組んでまいります。

(企業誘致の推進)

去る3月22日、昨年12月に長崎市への立地が決定しておりました株式会社小出こいで製作所と立地協定を締結いたしました。同社は、5年間で19名を雇用し、自動車エンジンの金型の設計開発業務等を行うこととされております。

また、東京に本社を置く日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社が、五島市への立地を決定され、4月11日に立地協定を締結いたしました。同社は、3年間で10名を雇用し、IT関連の運用・保守に関する業務を行う予定であります。

5月9日には、京セラコミュニケーションシステム株式会社と立地協定を締結いたしました。同社は、クレインハーバー長崎ビルでの事業所開設後、5年間で50名を雇用し、AIやIoT関連システムの開発等を計画されております。

さらに、5月21日、静岡県に本社を置く株式会社静岡制御が佐世保市への立地を決定されました。同社は、5年間で10名を雇用し、工場自動化システムに関する制御設計業務を行うこととされております。

加えて、5月29日、平成18年に長崎市へ立地したビーウィズ株式会社と立地協定を締結いたしました。同社の長崎センターでは、現在、250名体制で受託コールセンター等のBPO業務が行われておりますが、新たに最先端のAI等を活用したデジタル開発拠点を設置し、5年間で11名を雇用する予定であります。

このほか、5月10日、オリックス生命保険株式会社が、長崎BizPORTビルに移転したことに伴い、新オフィスの開所式が行われました。同社は、今後3年間で新たに200名を雇用し、将来的に600名体制に事業拡大される予定であります。

今後とも、地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

(県内定着の促進について)

全国的な景気回復を背景とした、都市部企業による新規学卒者への採用圧力の高まりもあり、今春卒業の高校生の県内就職率は、現時点での集計で61.1%、大学等の学生の県内就職率は41.0%と、前年同期と比べ、高校生は1.1ポイント、大学生は1.7ポイント下回る状況となっております。

こうした中、高校生については、去る4月25日、知事及び長崎労働局長から経済団体の代表に対して、ハローワークへの早期求人票提出と魅力ある職場づくりの要請

を行ったところであり、就職希望者の多い県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフによる就職支援や、合同企業面談会等も引き続き実施してまいります。

一方、大学等の学生については、3月1日の求人広報活動解禁にあわせ、2月に福岡市において業界研究セミナーを実施したほか、3月には、長崎市、佐世保市において合同企業説明会を、6月には、長崎市で約60社の県内企業が参加した合同企業面談会を開催したところであります。

また、県外の大学へ進学した学生が、大学卒業後に県内就職を検討していただけるよう、その保護者あてに、知事からの手紙を出し、思いを伝えるとともに、キャリアコーディネーターの活用や、ふるさと情報や県内企業情報等を発信するSNS「つながるナガサキ」、「Nなび」の登録、活用をお子様方に勧めてもらうようお願いしたところであります。

このような取り組みに加え、本県の現状等を高校生、大学生に理解していただくため、知事や県幹部職員が県内の大学や高校に出向き、本県の厳しい人口減少の状況とこれを打開するための関連施策を説明するとともに、本県の暮らしやすさや魅力的な地域づくりに向けた様々なプロジェクトなど本県の魅力をしっかりとお伝えし、「ぜひ県内就職を検討してほしい」と、直接、学生・生徒に呼びかけ、私どもの思いを伝えてまいります。

今後とも、若者の県内就職の促進に向け、全力を注いでまいります。

（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる産業労働部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「試験研究機関の運営の効率化」及び「試験研究における外部資金の活用」については、工業技術センター、窯業技術センターにおいて、研究キャラバンや現地技術支援など積極的な働きかけを行い、技術相談や企業訪問、企業との技術研究会等を実施

し、平成30年度は、88件の産学官連携による共同研究に取り組み、外部資金の獲得に向け8件の応募をしたところであります。

今年度においても、引き続き、産業ニーズの把握と県内企業への技術支援を行うため、企業への働きかけ等を積極的に行い、産学官連携による共同研究に取り組むとともに、外部資金の獲得に努めてまいります。

「高等技術専門校の運営体制の見直し」については、平成30年度において、「県立高等技術専門校の中長期計画の方向性」を定め、基本的な考え方、高等技術専門校の重点的役割、訓練課程の在り方、指導体制の在り方などについて整理をしたところであります。

今年度は、この中長期計画の方向性を踏まえ、訓練課程や取得資格等の訓練内容にかかる見直しや、指導員等の効率的な運営体制について検討・実施していくこととしております。

「企業誘致への積極的な取組」については、長崎県産業振興財団において、エリア集中訪問による新規開拓や、県内視察の誘導、立地企業のフォローアップなど、積極的に誘致活動を展開しております。

平成30年度においては、延べ4,198件の企業を訪問し、41社に県内を視察いただくなど積極的な取組を進めた結果、6社の企業誘致を実現しており、その新規雇用計画数は950人となっております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1 頁 1 6 行目から 1 9 行目まで
を削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が 6 月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が 6 月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかな回復を続けている。」とされております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2 頁 5 行目から 6 行目までを削除し、次のように挿入する。】

なお、平成 3 1 年 3 月から令和元年 5 月まで直近 3 月間の企業倒産件数は 1 2 件で、昨年同期に比べて 5 件の減少となっております。

令和元年 6 月 定例 県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 2)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁7行目から9行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、5月の有効求人倍率は、全国平均が1.62倍と前月より0.01ポイント下回る中、本県においては、前月と同水準の1.26倍と、20か月連続で1.2倍台となっており、雇用情勢は、更に改善しております。

令和元年 6 月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

水 産 部

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第76号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分

報告第6号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補
正予算（第2号）」

報告第9号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算
（第2号）」

報告第14号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第4号）」のうち関係部分

であります。

はじめに、第76号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関
係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	8億3,740万 円の増
-------	--------------

合 計	8億3,740万 円の増
-----	--------------

歳出予算は、

水産業費	16億5,940万 円の増
------	---------------

合 計	16億5,940万 円の増
-----	---------------

となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(水産経営構造改善事業費について)

水産経営構造改善事業費について、漁協が実施する共同利用施設の整備に対する助成のため、

水産業振興費 1,540万 円の増
を計上いたしております。

(水産基盤整備調査事業費について)

藻場機能を有した増殖場等の事業促進にかかる経費として

漁場水産基盤整備費 13億5,300万 円の増
また、老朽化したトンネル設備の補修を行うための経費として

県営漁港水産基盤整備費 2億9,100万 円の増
を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月29日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	291万1千円の減
使 用 料 及 び 手 数 料	892万1千円の増
国 庫 支 出 金	3,878万5千円の増

財 産 収 入 1, 2 6 0 万 4 千 円 の 増

諸 収 入 1 万 円 の 減

合 計 5, 7 3 8 万 9 千 円 の 増

(歳 出)

企 画 費 3 2 万 4 千 円 の 減

水 産 業 費 2 億 9, 4 1 3 万 8 千 円 の 減

公共土木施設災害復旧費 1, 9 1 5 万 3 千 円 の 減

合 計 3 億 1, 3 6 1 万 5 千 円 の 減

となっております。

この歳出予算の主なものは、

漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減

7, 9 7 1 万 8 千 円

離島漁業再生支援事業の事業費の精算等に伴う減

4, 1 9 5 万 7 千 円

その他、職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等であります。

次に、報告第 6 号 知事専決事項報告「平成 3 0 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 3, 6 0 0 万 円

を減額いたしております。

次に、報告第 9 号 知事専決事項報告「平成 3 0 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

862万9千円

を減額いたしております。

次に、報告第14号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入について、土地売却収益等の増に伴う増額 4,635万6千円

収益的支出について、既定予算の過不足の調整に伴う減額 946万7千円

をそれぞれ計上いたしております。

資本的支出について、国庫補助金返還金の減に伴う減額 25万1千円

を計上しております。

次に、「平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

水産業総務費 1,858万8千円

水産業振興費 30億1,291万9千円

漁場水産基盤整備費 4億 706万9千円

県営漁港水産基盤整備費 48億5,567万4千円

市町村営漁港水産基盤整備費 4億3,946万8千円

漁港災害復旧費 1億7,660万4千円

合 計 89億1,032万2千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により事業の年度内完成が困難となったことや、国

の経済対策に対処するために先の２月定例県議会において予算計上した事業について、適正な事業実施期間を確保するためのものです。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

まず、「法律上県の義務に属する損害賠償」については、平成31年1月16日、長崎漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、長崎漁港臨港道路において、フォークリフトが走行していた際、側溝グレーチングの蓋の跳ね上がり防止用金具等が破損していたことから、通過中のフォークリフトの車輪がグレーチングの蓋を跳ね上げて車体底部に巻き込んだことにより、当該車両に損傷を与えたもので、272,306円を賠償金としたものであります。

次に、「県有自動車事故に係る事項」については、公用車での交通事故により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、平成31年4月5日、総合水産試験場職員が島原市新田町の島原漁業協同組合陸上養殖場駐車場にて公用車を移動させる際、駐車していた車両に損傷を与えたもので、220,000円を賠償金としたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(平成30年海面漁業・養殖業生産量について)

農林水産省は、去る4月25日に「平成30年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表しました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、31万3千トンで、前年の34万トンから2万7千トン(8%)減少し、全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でした。

海面漁業の生産量は、29万トンで、前年から2万7千トン（9%）減少しております。主な減少の要因は、まき網の前年から2万5千トン（10%）減少であり、主要魚種では、あじ類が1万3千トン（21%）、いわし類が5千トン（7%）、ぶり類が4千トン（22%）減少しております。

海面養殖業の生産量は、2万4千トンで、前年から5百トン（2%）増加しており、主要魚種では、ぶり類がやや増加しましたが、くろまぐろは横ばいとなったものの、前年同様に全国1位でした。

（クロマグロの資源管理について）

平成30年7月から平成31年3月までの第4管理期間における沿岸漁業の漁獲枠の消化状況は、全国では30kg未満の小型魚が漁獲枠1,528.7トンに対し78.9%、30kg以上の大型魚が漁獲枠1,125.2トンに対し52.7%であり、そのうち本県では小型魚が漁獲枠629.7トンに対し85.7%、大型魚が漁獲枠155.6トンに対し40.3%と、いずれも漁獲枠を残す結果となりました。これはクロマグロの来遊規模が前期ほど大きくなかったこと、回遊海域に偏りがあったことなどが原因と考えています。

平成31年4月から1年間の第5管理期間では、本県の漁獲枠は小型魚688.8トン、大型魚158.3トンとなっております。第5管理期間の改善点としては、漁獲枠に残余が生じた場合、国際ルールとして漁獲上限の最大5%が翌期に繰越し可能となり、また、国においては大臣管理漁業や都道府県間での漁獲枠の融通ルールも整備されました。

県としましては、これらの繰越しや融通ルールの活用により、引き続き漁獲枠の有効活用を図りながら、クロマグロ資源の回復が着実に進むよう適切な管理に努めるとともに、今後とも国に対して漁獲枠の拡大や資源管理に取り組む本県漁業者の負担軽減を要請してまいります。

(漁業所得向上対策について)

平成27年度から、経営改善や新たな事業展開を目指す経営体を対象として、県や市町、系統団体で構成する経営支援協議会と長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携して、個別の経営指導を行い、これにより3年間で102件の経営計画が策定され、計画具体化に必要な機器整備等の支援を行ってまいりました。

しかしながら、県内の漁業経営体全体に対する指導数の割合は低かったため、平成30年度から所得向上対策の加速化を目的に、市町、漁協等との連携を強化し、国の「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」を基軸として、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、これまで経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を図るなど、優良経営体の育成をスピード感をもって進めてまいりました。

この結果、平成30年度は、199件の経営計画を策定することができ、多くの経営体が県事業のほか国事業を有効に活用しながら所得向上に取り組まれており、今後とも経営指導の加速化を図るとともに、経営計画策定のフォローアップを丁寧に行ないながら漁業者の所得向上を進めてまいります。

(平成30年のクロマグロ養殖について)

水産庁は、去る3月29日に「平成30年における国内のクロマグロ養殖実績(速報値)」を公表しました。

本県のクロマグロ出荷量は、6,502トンで、過去最高であった前年と比較して56トン減少しておりますが、全国シェアは37%を占め5年連続で日本一となっております。

今期以降の生産量については、これまでに一定量の種苗が確保されていることや、出荷魚体の大型化が進んでいることから、平成26年から30年の平均生産量の約

5千2百トンを上回ることは可能であると考えております。

今後とも、関係団体と連携し、本県クロマグロ養殖の生産性・収益性の向上に取り組んでまいります。

(平成30年度のノリ養殖について)

本県における平成30年度のノリ養殖生産枚数は1,034万枚、生産金額は1億2,662万円、単価は12.2円となり、過去5ヵ年の平均と比較して、枚数は81%と下回ったものの、金額は平均単価が高値で推移したことから1%増加いたしました。

なお、有明4県における生産枚数は36億336万枚、生産金額は489億5,894万円で、過去5ヵ年平均と比較して、枚数は1割程度減少したものの、金額は平年並みを維持しております。

今後とも、ノリ養殖経営安定のための学習会の開催や漁場調査結果の迅速な提供及び養殖技術の助言・指導を行うとともに、関係団体等と連携を図りながら来漁期に向けた課題抽出と対策の検討、養殖共済加入の推進等により養殖生産の維持に努めてまいります。

(水産物の輸出実績について)

本県水産物の輸出については、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアや北米を中心に積極的な取組を進めております。

中国向けには、現地でのニーズが高い大型の養殖マグロや季節に応じた旬の天然魚、米国向けには大型のマアジやハマチフィレを輸出するなど、輸出先のニーズに応じた魚づくりや、安定供給のための出荷体制づくり等を通じて、水産物の輸出拡大に努めた結果、輸出量・額ともに前年度を上回り、平成30年度の輸出金額は、前年度より約12億円増の約33億円となっております。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成に

よる生産者所得の向上に取り組んでまいります。

(総合水産試験場における取組成果について)

総合水産試験場では、漁船操業の効率化のために、隣県や大学との連携のもと、ICT技術を用いた詳細で利便性の高い情報の活用に取り組んでおります。

その研究成果のひとつとして、中層の予想水温データから「ケンサキイカ漁場」を予測する技術を開発し、数日先までのケンサキイカ漁場を予想することが可能となりました。現在、この技術を使って自動で漁場予測を可能とするアプリケーションの開発に取り組んでおります。

また、今年度はさらに関連企業と共同開発した簡易式小型海洋観測機器を九州北西海域の漁業者へ約80機配布し、漁船を活用した広域かつ高密度の観測網を構築し現場の環境を迅速に把握することで、漁海況予測の更なる精度向上を進めていくこととしております。

水産加工分野につきましては、養殖クロマグロの卵巣の有効活用を目的として、マグロ卵巣の特性を活かしながら、本県の特産品である「からすみ」の製造技術を応用することで、短期間の熟成により、うま味を増加させる新しい加工技術を開発しました。この技術を基本として、粉末や固形など様々な形状のマグロ卵巣の加工品を製造することが可能となり、既に、県内のからすみ業者によって製品化が実現しております。

今後も引き続き、漁業・養殖業の所得向上や水産加工業の育成・強化につながる調査研究・技術開発に、関係機関と連携しながら積極的に取り組むとともに、総合水産試験場の研究成果が、実際に県内漁業者等の利益として還元されるよう、努めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる水産部関係の具体的項目に関して、その

主な取組内容をご説明いたします。

「長崎魚市場の経営健全化」については、高度衛生化施設整備に伴い、運営・管理等の経営計画を作成するために、委託業務内容等を検討しております。また、長崎魚市場衛生品質管理協議会を開催し、関係者と連携して衛生管理マニュアルを策定し、品質向上を図るなど引き続き、経営健全化の推進に努めてまいります。

次に、「漁業取締船・調査船の効率的な運航」については、総合水産試験場において用船等を活用することとし、平成30年度末に調査船2隻のうち1隻を廃船いたしました。今後も、機能の維持を考慮しながらより効率的な体制について検討してまいります。

このほか、「試験研究機関の運営」及び「試験研究における外部資金の活用」等についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の2頁7行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明漁協について）

有明漁協につきましては、平成30年6月に開催すべき通常総会が開催されず、その後、同年9月20日までに役員と職員の全員が辞任・退職し、翌日から事務所が閉鎖されました。

県は、組合員への影響を最小限にするため、県漁連等の漁協系統団体等の協力の下、必要な各種措置を講じるとともに、同年11月21日には水産業協同組合法第124条第1項に基づく役員選任に関する命令を発令し、これまで十数回にわたり、直接現地に赴いて指導を続けてまいりましたが、本年6月19日の三地区代表者による協議において、漁協の再開に向け、各地区の役員推薦委員を選出することが確認されました。

一方、事務所が閉鎖された状況において、6月22日までになされるべき招集通知が発出されず、今年度も6月中に通常総会が開催されないことが明らかになったことから、通常総会を招集する権利義務を有する代表理事職務執行者に対し、6月24日付で水産業協同組合法第122条第1項に基づき、通常総会開催までのスケジュール等について報告を求める文書を発出しました。

県としましては、速やかに新役員が選任され、漁協運営の正常化が図られるよう、引き続き、島原市及び漁協系統団体と連携し、強く指導してまいります。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会
関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 7 6 号 議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）のうち関係部分

報告第 1 号 知事専決事項報告

平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分

報告第 3 号 知事専決事項報告

平成 3 0 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）

報告第 4 号 知事専決事項報告

平成 3 0 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

報告第 5 号 知事専決事項報告

平成 3 0 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 4 号）

であります。

はじめに、第 7 6 号 議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分 担 金 及 び 負 担 金	2 億 2, 9 5 5 万	円の増
国 庫 支 出 金	1 0 億 6, 8 0 5 万	3 千円の増
諸 収 入	1 億 5, 2 5 5 万	円の増
合 計	1 4 億 5, 0 1 5 万	3 千円の増

となっております。

歳出予算は、

畜産業費	1億 5,255万	円の増
農地費	17億 2,518万	1千円の増
林業費	3億 9,049万	2千円の増
合計	22億 6,822万	3千円の増

となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(畜産クラスター構築事業について)

地域の中心的な畜産経営体を育成するため、高収益型畜産体制（クラスター）の構築に要する経費として、

畜産クラスター構築事業費 1億 5,255万 円の増
を計上いたしております。

(公共事業について)

国の内示に伴い、

県営かんがい排水費	2億 4,934万	4千円の増
県営畑地帯総合農地整備費	3億 8,315万	9千円の増
県営農道整備費	3,255万	円の増
基幹農道整備費	4億 9,460万	2千円の増
経営体育成基盤整備費	3億 2,927万	6千円の増
海岸保全費	2億 3,625万	円の増
山地治山費	3億 9,049万	2千円の増

を計上いたしております。

次に、先の２月定例県議会の本分科会において、知事専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、３月２９日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

はじめに、報告第１号 知事専決事項報告「平成３０年度長崎県一般会計補正予算（第７号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	1, 8 8 8 万	3 千円の増
使 用 料 及 び 手 数 料	3, 4 2 2 万	6 千円の増
国 庫 支 出 金	5 億 4, 8 1 9 万	2 千円の減
財 産 収 入	1 1 7 万	1 千円の増
繰 入 金	2, 8 0 7 万	6 千円の減
諸 収 入	2, 0 4 9 万	2 千円の増
合 計	5 億 1 4 9 万	6 千円の減

(歳 出)

企 画 費	1 3 万	6 千円の減
環 境 保 全 費	1 6 6 万	9 千円の減
農 業 費	4 億 4, 0 1 3 万	3 千円の減
畜 産 業 費	8, 7 6 6 万	円の減
農 地 費	1 億 3 7 8 万	4 千円の減
林 業 費	2 億 4, 2 0 6 万	4 千円の減
農林水産施設災害復旧費	3 億 2, 5 2 1 万	5 千円の減
公共土木施設災害復旧費	2, 0 5 0 万	円の減
合 計	1 2 億 2, 1 1 6 万	1 千円の減

となっております。

これは、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ	176万 4千円
-----------	----------

を減額いたしております。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ	66万 6千円
-----------	---------

を減額いたしております。

次に、報告第5号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ	1,190万 9千円
-----------	------------

を減額いたしております。

次に、「平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

農	業	費	2億	6, 276万	5千円	
畜	産	業	費	5億	5, 787万	9千円
農	地	費	4.9億	5, 622万	5千円	
林	業	費	2.5億	4, 527万	5千円	
農林水産施設災害復旧費			6億	62万	4千円	
合			計	8.9億	2, 276万	8千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「平成30年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

造	林	費	1億	9, 432万	7千円
---	---	---	----	---------	-----

であります。

繰越の理由は、事業決定の遅れにより、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農

林

部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 9 2 号議案 「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」

第 9 3 号議案 「長崎県森林環境譲与税基金条例」

第 1 0 0 号議案 「財産の取得について」

であります。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第 9 2 号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、他県の状況等を踏まえた見直し及び消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第 9 3 号議案「長崎県森林環境譲与税基金条例」につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源を適切に管理するため、基金を設置しようとするものであります。

次に、第 1 0 0 号議案「財産の取得について」につきましては、長崎県立農業大学校の学生寮整備のため、長崎県農協研修所の建物を取得しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(新規就農者・新規雇用就業者の確保について)

新規就農者・新規雇用就業者の確保につきましては、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、毎年新規就農者250名、新規雇用就業者250名、合計で500名を目標として取組を進めているところです。

平成30年度におきましては、本県農業者の儲かる姿を示すとともに、就業機会創出に向けた農業所得1,000万以上農家の育成など農業所得向上対策に取り組みながら、長崎県新規就農相談センター、ながさき移住サポートセンター等の関係機関と連携し、東京、大阪、名古屋、福岡で開催された就農相談会への参加や帰省時の相談会等を通じて、就農後の品目別農業所得等がイメージできる地域版の就農シミュレータの活用などにより、就農情報の提供・相談を行ってまいりました。

その結果、新規就農者232名、新規雇用就業者301名、合計で533名の実績となりました。

今後とも、本県農業者の儲かる姿を情報発信しながら、中学生を対象にした農業高校への一日体験入学、県内農業高校や農業大学校等との連携による地元の農家子弟等を対象とした先進農家研修や、農業法人等への就農相談会など「地域にとどめる」対策、技術習得や農地・施設等などの受入態勢を整えた受入団体等登録制度の充実、UIターン者等を対象とした実践的な技術習得支援研修、無料職業紹介事業の取組や県内外の後継候補者に就農情報を提供していく「地域に呼び込み、呼び戻す」対策に取り組む、就農・就業意欲を喚起し、受入態勢を整備することで、新規就農者や新規雇用就業者の更なる確保・育成につなげてまいります。

(農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて)

本年2月4日に設立された「株式会社エヌ」につきましては、外国人材の農業現場への派遣に必要な労働者派遣事業の許可を2月13日に申請し、5月1日に取得した

ところです。

現在、「エヌ」では在留資格「特定技能」の外国人材の活用に向け、技能実習生OBを紹介するベトナム国立農業大学と調整を行うとともに、カンボジアなどからの受入れについても検討を進めており、条件が整い次第、必要な手続きを経て、外国人材の派遣を開始することとしております。

県といたしましては、外国人材の速やかな受入れが可能となるよう、令和2年度政府施策要望において、国に対し「特定技能」の在留資格管理における迅速な対応など制度の円滑な運用とともに、ベトナムからの「特定技能」の外国人材の送り出しに必要な「二国間取決め」について早期に締結するよう要望を行いました。

また、外国人材の相談に対する県全体のワンストップ窓口との連携や各地域に市町やJA等関係機関からなる受入市町連絡協議会の設置など、外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに取り組むとともに、農業分野での外国人材の就労が定着することで、規模拡大等による農業所得の向上につなげてまいります。

（「長崎みかん」の販売実績について）

「長崎みかん」につきましては、シートマルチ栽培を軸とした指定園制度を基本に、昨年の盛夏期の高温干ばつ時における灌水対策や摘果の徹底を図るなど、高品質なみかん作りを進めるとともに、販売対策として、県統一ブランド「出島の華」をはじめ「長崎みかん」について、東京大田市場で知事のトップセールスを行うなど、農業団体と一体となって積極的にPRしてまいりました。

その結果、「長崎みかん」の市場評価が高まったことで全国10市場地域における平成30年産の本県の露地みかん単価は298円/kgと、2年ぶりに全国第1位を奪回いたしました。

今後も単価日本一を継続できるよう、県としましては、生産者部会や関係団体と一体となって、園地基盤整備や優良品種への改植、シートマルチ栽培面積の拡大に

よる産地のブランド率向上に取り組むことで、「長崎みかん」のより一層のブランド強化を図り、農業所得の向上につなげてまいります。

（「いちご」の販売額１００億円達成について）

本県園芸品目で基幹品目となっている「いちご」は、平成１５年産をピークに生産者の高齢化等により年々減少し、さらに主要品種「さちのか」の単収の伸び悩み等もあり、販売額は平成１８年産の８１億円まで低下していました。

このような状況の中、平成２５年産から、多収性で食味に優れる品種「ゆめのか」を、生産者、農業団体、県が一体となり作付、栽培技術確立を進めるとともに、株冷栽培の導入による作型の増加、パッケージセンターの取組による調整作業の省力化等により、出荷量の拡大と定時、定量、定質出荷体制を構築したことで、市場からの評価が高まり単価が向上し、「いちご」の平成３０年産全農ながさき取扱いの販売額は１０５億円と、平成１２年産の１０２億円以来１８年ぶりに販売額１００億円を突破いたしました。

県といたしましては、今後も、さらなる生産性向上を図るため、農業関係団体とともに、環境制御技術の普及や新品種の育成を進め、いちご産地の強化、農業所得の向上につなげてまいります。

（本県歴代１位の但馬系県有種雄牛「美津洋」^{みつひろ}号の誕生について）

県肉用牛改良センターで飼養する但馬系の種雄牛「美津洋」^{みつひろ}号が、種雄牛の遺伝的能力を調査する現場後代検定で、肉質のうち最も重要視される脂肪交雑（ＢＭＳナンバー）において９．７と、これまで但馬系種雄牛本県１位であった「弁慶３」号（ＢＭＳナンバー８．８）を上回り、歴代最高位となる好成績を収めました。

また、枝肉重量は５２４．３ｋｇ、ロース芯面積は７０．６ｃ㎡と、県平均

(500.3kg、60.5cm²)を大きく上回る優秀な成績でありました。

今後は、「美津洋」の精液を積極的に活用するなど「長崎和牛」の品質向上に努めてまいります。

(平成30年度農業農村整備優良地区コンクールの農林水産大臣賞受賞について)

去る3月26日、全国土地改良事業団体連合会が実施する「平成30年度農業農村整備優良地区コンクール」において、「農業振興部門」で西海市の丸田地区が、「中山間地域等振興部門」で雲仙市の八斗木地区が農林水産大臣賞を受賞されました。

同コンクールは、農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力のある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区を対象に表彰するものであり、本県の農林水産大臣賞受賞は平成17年度以来で、2地区同時に受賞した事例は全国で初めてであります。

西海市の丸田地区においては、農地整備事業により耕作放棄地を優良農地として再生し、農地中間管理機構を積極的に活用して担い手へ農地を集積することで規模拡大を図るとともに、担い手で事業推進の主体であった「ファームまるだ」を中心として、地域で生産された作物を地域ブランド『西海赤土「西の恵」』として出荷販売されるなどの取組が高く評価されたものであります。

また、雲仙市の八斗木地区においては、農地整備事業により雲仙ブランドである「八斗木白葱」の生産拡大が図られるとともに、共同育苗ハウスの整備によって周年供給体制が確立されたことで、定時・定量・定質出荷することが可能となり、市場からも高い評価を得ております。さらに、基盤整備による規模拡大や省力化などにより、若い後継者が確保されたことで、地域の小学校の児童数も増加するなどの波及効果も見られており、農地の基盤整備を契機とした産地ぐるみの取組が高く評価されたものであります。

県といたしましては、これら先駆的な取組を各地域にも広げ、農業所得の向上と、

地域農業の発展につながるよう取り組んでまいります。

(長崎県農業農村整備事業推進大会について)

去る5月25日、諫早市において、長崎県農業農村整備事業推進協議会及び長崎県土地改良事業団体連合会の共催により、農業農村整備事業の推進と計画的な生産基盤整備の実施のための予算確保等に向けた農業農村整備事業推進大会が開催されました。

当日は、本県選出の国会議員、瀬川県議会議長、大場農水経済委員長をはじめとした県議会議員、関係市町長ほか、九州農政局長、県下土地改良区の代表者など全体で約800名の方々が参加されました。

大会では、国に対し、「令和2年度農業農村整備事業当初予算での必要額確保」ほか3項目を求める大会決議が採択されました。

さらに、本推進大会の大会決議を受け、長崎県農業農村整備事業推進協議会等により、6月5日～6日に農林水産省並びに本県選出国会議員等への要請活動が行われたところであります。

県といたしましては、関係者のご努力に厚く感謝申し上げますとともに、今後とも県議会、農業農村整備事業推進協議会など関係者のご協力をいただきながら、引き続き、農業農村整備事業の予算確保に向け、あらゆる機会を捉えて国に対して要望してまいります。

(農畜産物輸出の取組について)

農畜産物輸出の取組につきましては、平成26年度に設立した農業団体、農業法人、流通関係者及び県、市町等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」を中心として、会員への輸出に関する情報提供やテスト輸出の支援を行うとともに、海外でのフェア開催や海外バイヤーの産地招聘、また、九州各県や日本青果物輸出促進協議会などと

連携したオール九州、オールジャパンの取組、文化観光国際部や水産部と連携した販路開拓などに取り組んでまいりました。

この結果、平成30年度は、長崎和牛の香港、台湾、シンガポールへの定期輸出の実現や、市場流通を基本とした輸出業者との連携により、びわやいちごの輸出量が増加するなど、本県農畜産物の輸出額は前年度実績から38%増となる4億3千万円と過去最高となりました。

今後も、市場流通を通じた輸出業者との連携強化による輸出量の拡大や、長崎和牛指定店拡大などに引き続き取り組むとともに、協議会会員の輸出機会創出に向け、国内での海外バイヤーが参加する商談会への出展機会を新たに設けるなど、県内産地や生産者等の農業所得確保につながる輸出拡大に取り組むことで、令和2年度の本県農畜産物輸出額5億円を目指してまいります。

(長崎和牛生産者登録制度の創設について)

長崎和牛の流通販売対策につきましては、平成28年度から生産者、農業団体、流通業者等で構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」を設立し、長崎和牛の銘柄確立に向けた統一的なPR活動を展開しており、伊丹空港付近、県内空港・駅への看板の掲出や全国放送テレビのプレゼント企画への協賛、県内外の長崎和牛指定店の協力による消費拡大キャンペーンの実施などに取り組んでおります。

今後更に長崎和牛の銘柄を高めるためには、ロットの拡大と戦略的な流通販売対策が必要であることから、県内の系統・商系農家の垣根を越えて多くの生産者に協議会への加入を進めるため、「長崎和牛生産者登録制度」を創設することといたしました。

去る5月29日に開催された協議会総会での承認を経て、現在、生産者の登録手続や市場・流通業者等に対し本制度の周知徹底に努めており、引き続き、未加入生産者に対して本登録への加入の働きかけを進めるとともに、県内はもとより、主な出荷先である中京・関西地域での流通販売対策の強化や海外への輸出促進対策、SNSを

活用したPR対策など長崎和牛の銘柄確立に取り組んでまいります。

(諫早湾干拓事業の開門問題について)

国が、開門を命じた前訴の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟の控訴審につきましては、平成30年7月30日、福岡高等裁判所において、国の請求を認める判決が出されました。

しかしながら、開門を求める方々がこの判決を不服として、上訴の手続きをとられたことにより、現在、最高裁判所で審理されておりますが、去る5月22日、最高裁判所は、憲法違反等を理由とする上告は棄却したものの、法令解釈に関する重要事項を理由とする上告受理申立てについては、「福岡高裁判決（確定）は、漁業権の期間前後を問わず、開門請求権を認めることを含んだ判決であり、請求異議訴訟の控訴審判決は民事訴訟法の解釈、適用を誤っている」旨の原告の申立て理由を認め、上告審として受理することを決定し、口頭弁論が7月26日に行われることとなっております。

この決定に対し、吉川農林水産大臣は、「引き続き、関係省庁と連携しつつ、適切に対応していきたい。この裁判の帰趨について、予断を持ってお答えすることは差し控えたいと思うが、今後もしっかり対応していきたい」旨の発言をなされております。

なお、この他、潮受堤防排水門開放差止請求事件につきましては、平成30年3月19日、福岡高等裁判所において、開門を求める方々が訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加」の申出を認めないとする判決が出され、現在、最高裁判所で審理されております。

また、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成27年9月7日に、漁業者原告が求めていた即時開門請求及び損害賠償請求のいずれも認めないとする控訴審判決が出され、

現在、最高裁判所で審理中であります。

県としては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

(諫早湾干拓農地の排水対策等について)

諫早湾干拓農地の排水対策につきましては、平成20年度の営農開始以降、営農者から相談がある都度、個別に原因調査と対応を行ってきたところですが、平成30年4月1日からの第3期の利用権再設定等にあたり、干拓地全体の農地の現状と管理状況についての調査や対応方針の策定を営農者とも協議をしながら進めてまいりました。

現在、公益財団法人長崎県農業振興公社において策定した排水対策実施方針に基づき取組を進めているところであり、営農者による適正な農地管理が行われているにも関わらず排水に問題が生じている12圃場73.4haのうち、緊急性や栽培計画を踏まえ営農者と調整を行い、昨年度は4圃場23.5haの工事が完了し、今年度は5圃場31.8haで工事に着手する予定としております。

併せて、畑面平均勾配が逆勾配となっている4圃場18.1haについて、新たに排水不良の申し入れがあったことから、今年度、勾配修正作業を実施する予定としております。

次に、諫早湾干拓農地の利用権の再設定が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る5月13日に行われ、次回、口頭弁論期日が7月9日に行われる予定となっております。

なお、この2者に対し、農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した

土地明渡請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る５月１３日に行われ、次回、弁論準備期日が８月２６日に行われる予定となっております。

県としては、弁護士、国、農業振興公社と連携しながら適切に対処してまいります。

また、諫早湾干拓農地の利用権設定につきましては、農業振興公社が平成３０年４月から第３期の利用権設定として、３７経営体に貸付けを行い、営農が行われてまいりましたが、この間、２経営体から経営計画の変更を理由とした利用権設定の解約の申出がなされ、現在３５経営体で営農が行われております。

これにより生じた空き農地１０．３８ｈａについては、他の経営体に期間限定の貸付けを行うとともに、次期の利用権更新時に公募の手続きを進める予定としております。

次に、諫早湾干拓事業で造成された施設につきましては、高潮の防止及び洪水被害の軽減を図る機能を有するものの、造成後２０年以上が経過した施設もあることから、県としては、これまで国に対し、施設の長寿命化・更新を計画的に実施するよう要望してまいりました。

このような中、農林水産省においては、平成３０年７月豪雨等の被害を受け、全国重要インフラの緊急点検を実施し、これらの点検結果等を踏まえ、農業水利施設等の強靱化のための３か年緊急対策を実施することとし、今回、潮受堤防排水門の開閉に係る通信制御施設の更新等について、「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業」を適用し、今年度から２箇年で国直轄事業（国費率１００％）として実施されることとなりました。

諫早湾干拓事業で造成された排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、管理の範疇を超えるものについて、国営事業として計画的に実施するよう、引き続き、国に対して要望してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる農林部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「林業公社の経営健全化」につきましては、森林・林業を取り巻く環境の変化や、新たな補助制度の活用、国の森林・林業基本計画に則した森林施業のあり方等を踏まえた「第7次経営計画」を平成29年2月に策定し、取り組んでいるところです。

計画に基づく着実な経営改善のため、造林補助制度を活用した搬出間伐の推進、協定販売の拡充による安定的収益確保、低質材のバイオマス利用や海外輸出等の多様な販売による収益増大、森林整備事業でのプロポーザル方式の導入等による生産経費削減、土地所有者との分収造林契約の期間延長と分収割合の変更協議などに取り組んでおります。

その結果、平成30年度末時点においては、分収造林契約変更割合が95.4%、日本政策金融公庫借入金残高が46億円と、令和2年度の目標達成に向けて鋭意努力しているところです。

県といたしましても、無利子貸付金などの財政支援を引き続き行うとともに、日本政策金融公庫の融資制度の改正などについて、国に働きかけてまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加1)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の10頁24行目の次に、次のとおり挿入する。】

（対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応について）

去る6月7日、対馬農業協同組合が、元職員による共済金の不正流用等の不祥事件について公表したところですが、県においては、3月15日に同組合から当該事件について第一報を受けて以来、実態の把握及び原因の究明を指示してきたところであり、6月10日付けで 同組合から被害状況や事件発生を防げなかった管理上の問題点等についての報告書を受理いたしました。

このため、今後、県は同組合に対し、事件の全容解明と責任の所在を明らかにすること及び法令等遵守態勢の確立等再発防止に向けた業務の改善を求めることとしております。

併せて、県内の各農業協同組合長に対しても法令等遵守態勢の強化など、健全な事業運営の確保を指導してまいります。

県といたしましても、これまでの県の検査で、このような事案を確認できなかったことは誠に遺憾であり、今後、今回の反省を踏まえ、共済契約締結時や共済金請求の際の契約者への意思確認の実施状況を重点的に検証するなど、検査手法の改善を図ってまいります。

令和元年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加2)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の８頁３行目から９頁４行目まで削除し、８頁２行目の次に、次のとおり挿入する。】

（諫早湾干拓事業の開門問題について）

潮受堤防排水門開放差止請求事件については、平成２３年４月１９日、旧干拓地農業者１８８名、新干拓地農業者３６名のあわせて２２４名、漁業者４１名、住民１８６名、県農業振興公社の計４５２名が原告となって、国に対し排水門の開放差止めを求めて長崎地方裁判所に提起した訴訟であり、平成２９年４月１７日、長崎地方裁判所において地元が求めている排水門の開放差止請求を認める判決が出されました。

これに対して国は、当時の山本有二農林水産大臣が、平成２２年の開門を命ずる福岡高裁確定判決の事実認定を実質的に否定する判断を含め、開門しない方向での判断が重ねられてきたこと、開門によらない基金による和解について真摯かつ前向きな議論が重ねられたこと、こうした経緯とともに、我が国の司法制度の下では必ずしも最高裁判所による統一的な判断が行われるとは限らないこと等を総合的に考慮した結果、地元が抱える将来の農業経営や日常生活の安全・安心に対する不安を払拭するとともに、有明海の再生を速やかに進めるため、国として開門しないとの方針を明確にして臨むこととし、今般の判決を受け入れ、控訴しないこととした旨の談話を発表されました。

一方、開門を求める方々は、訴訟当事者として参加することを求めた「独立当事者参加申出」を行うとともに、控訴手続きをとられましたが、平成３０年３月１９日、福岡高等裁判所において、「独立当事者参加」の申出を認めないとする判決が出されました。

この判決に対し、開門を求める方々は判決を不服として上訴されておりましたが、去る６月２６日、最高裁判所から上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定が出されました。

また、小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成20年4月30日、国に対して小長井町漁業者が求めた排水門の即時開門請求並びに小長井町漁業者及び大浦漁業者が求めた損害賠償請求訴訟であり、平成27年9月7日、福岡高等裁判所において、いずれの請求も認めないとする控訴審判決が出されました。

この判決は、国と佐賀県及び本県の開門を求める者や開門に反対する者が揃った場において、しかも、平成22年12月の開門を命じた福岡高裁確定判決の勝訴原告が含まれる中、開門を下した福岡高裁によって、開門を認めないという新たな判断がなされたものであり、事実上、先の確定判決に、開門請求を棄却する判断が上書きされた、極めて重要な判決でありました。

この判決に対し、開門を求める方々は判決を不服として上訴されておりましたが、去る6月26日、最高裁判所から上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定が出されました。

今回の決定により、平成29年4月17日、長崎地裁の排水門開放差止請求を認める判決、及び平成27年9月7日、福岡高裁の開門請求等を認めない判決が、それぞれ確定したものであります。

これらの決定は、最高裁判所が「開門を認めない」との方向性を示した重要な司法判断であると受け止めております。県議会並びに関係者の方々のこれまでのご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

次に、国が、開門を命じた前訴の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟の控訴審につきましては、平成30年7月30日、福岡高等裁判所において、国の請求を認める判決が出されました。

しかしながら、開門を求める方々がこの判決を不服として、上訴の手続きをとられたことにより、現在、最高裁判所で審理されておりますが、去る5月22日、最高裁判所は、憲法違反等を理由とする上告は棄却したものの、法令解釈に関する重要事項を理由とする上告受理申立てについては、「福岡高裁判決（確定）は、

漁業権の期間前後を問わず、開門請求権を認めることを含んだ判決であり、請求異議訴訟の控訴審判決は民事訴訟法の解釈、適用を誤っている」旨の原告の申立て理由を認め、上告審として受理することを決定し、口頭弁論が7月26日に行われることとなっております。

この決定に対し、吉川農林水産大臣は、「引き続き、関係省庁と連携しつつ、適切に対応していきたい。この裁判の帰趨について、予断を持ってお答えすることは差し控えたいと思うが、今後もしっかり対応していきたい」旨の発言をなされております。

県としては、今後、最も重要なことは、有明海の漁業環境の改善を図っていくことにあると考えており、引き続き、開門することなく真の有明海再生に向けた具体的な方策が講じられるよう、県議会並びに関係者の方々とともに、適切に対処してまいります。